

平成27年2月定例会

文教厚生委員会

予算決算委員会（文教厚生分科会）

会議録

長崎県議会

目 次

(委員間討議)

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、経過	
委員会	
審査内容等に関する委員間協議	1

(第1日目)

1、開催日時・場所	3
2、出席者	3
3、審査事件	3
4、付託事件	4
5、経過	
委員会	
審査内容に関する委員間協議	5

(国体・障害者スポーツ大会部)

分科会

国体・障害者スポーツ大会部長予算議案説明	6
決議に基づく提出資料の説明	7
予算議案に対する質疑	7
予算議案に対する討論	17

委員会

国体・障害者スポーツ大会部長総括説明	17
大会総務課長補足説明	18
障害者スポーツ大会課長補足説明	22
議案外所管事項に対する質問	23
議案に対する質疑	29
議案に対する討論	29
議案外所管事項に対する質問	30

(教育委員会)

委員会 (第17～19号議案審査)

教育長議案説明	40
教職員課長補足説明	41
議案に対する質疑	44
議案に対する討論	44

分科会

教育長予算議案説明	48
決議に基づく提出資料の説明	49
予算議案に対する質疑	49
予算議案に対する討論	67

(第2日目)

1、開催日時・場所	69
2、出席者	69
3、経過	

(教育委員会)

委員会

教育長総括説明	69
教育環境整備課長補足説明	71
議案に対する質疑	72
議案に対する討論	75
決議に基づく提出資料の説明	75
陳情審査	76
競技力向上対策課長補足説明	76
議案外所管事項に対する質問	77
佐世保市内女子高校生逮捕事案関係の説明	78
佐世保市内女子高校生逮捕事案関係の質疑	84

(総務部)

分科会

総務部長予算議案説明	118
決議に基づく提出資料の説明	119
予算議案に対する質疑	119
予算議案に対する討論	119

委員会

総務部長総括説明	120
学事振興室長補足説明	121
議案外所管事項に対する質問	123

(第3日目)

1、開催日時・場所	129
2、出席者	129
3、経過	

(福祉保健部・こども政策局)

委員会

佐世保市内女子高校生逮捕事案関係の説明	129
佐世保市内女子高校生逮捕事案関係の質疑	134
(質疑の途中で一旦審査を中断し、請願審査後に質疑を再開)	
請願審査	152
佐世保市内女子高校生逮捕事案関係の質疑(中断分の再開)	157

分科会

福祉保健部長予算議案説明	170
こども政策局予算議案説明	171
決議に基づく提出資料の説明(福祉保健部関係)	173
決議に基づく提出資料の説明(こども政策局関係)	173
予算議案に対する質疑	173
予算議案に対する討論	187

(第4日目)

1、開催日時・場所	189
2、出席者	189
3、経過	
(福祉保健部・こども政策局)	
委員会	
福祉保健部長総括説明	189
こども政策局総括説明	191
こども未来課長補足説明	191
議案に対する質疑	193
議案に対する討論	194
決議に基づく提出資料の説明(福祉保健部関係)	194
決議に基づく提出資料の説明(こども政策局関係)	195
陳情審査	195
「年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する 意見書」に係る委員間討議	204
議案外所管事項に対する質問	207
「児童生徒の健全育成に関する決議」に係る委員間討議	209
委員会運営に関する委員間討議	210
審査結果報告書	215

(配付資料)

- ・分科会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料(追加1)
- ・委員会関係議案説明資料(追加2)
- ・委員会関係議案説明資料(追加3)
- ・委員会関係議案説明資料(追加4)

1、開催年月日時刻及び場所

平成27年2月23日

自 午後 1時38分
至 午後 1時53分
於 第1別館第3会議室

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	中村 和弥 君
委 員	三好 徳明 君
”	中山 功 君
”	溝口 芙美雄 君
”	高比良末男 君
”	山田 博司 君
”	山口 初實 君
”	山田 朋子 君
”	前田 哲也 君

3、欠席委員の氏名

副委員長(副会長)	ごうまなみ 君
委 員	瀬川 光之 君

4、審査の経過次のとおり

午後 1時38分 開会

【中村委員長】ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

なお、ごう副委員長、瀬川委員から欠席する旨の届けがござっておりますので、ご了承をお願いします。

ごう副委員長が欠席でございますので、念のため、仮委員長を選任しておきたいと存じます。前田委員を指名したいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進める

ことといたします。

これより、議事に入ります。

まず、会議録署名委員を慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、中山委員、溝口委員の2人をお願いいたします。

本日の委員会は、平成27年2月定例会における当委員会の審査内容を決定するための委員間協議であります。

それでは、審査の方法について、お諮りいたします。

審査の方法については、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村委員長】ご異議なしと認めます。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます

午後 1時42分 休憩

〔協議会〕

午後 1時51分 再開

【中村委員長】委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、この後、理事者に正式に通知することといたします。

これをもって本日の文教厚生委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

午後 1時53分 散会

1、開催年月日時刻及び場所

平成27年 3月 6日

自 午前10時 3分
至 午後 4時41分
於 第1別館第3会議室

政 策 監 島村 秀世 君
教 育 次 長 池田 浩 君
教 育 次 長 兼 木下 忠 君
総 務 課 長
県立学校改革推進室長 林田 和喜 君
福 利 厚 生 室 長 野口 充徳 君
教 育 環 境 整 備 課 長 小森 孝幸 君
教 職 員 課 長 松尾 康弘 君
義 務 教 育 課 長 長谷川哲朗 君
義 務 教 育 課 人 事 管 理 監 木村 国広 君
児 童 生 徒 支 援 室 長 西村 一孔 君
高 校 教 育 課 長 渡川 正人 君
高 校 教 育 課 人 事 管 理 監 荒木 典子 君
特 別 支 援 教 育 室 長 前田 博志 君
生 涯 学 習 課 長 堀 輝広 君
新 県 立 図 書 館 整 備 室 長 前屋 信彦 君
学 芸 文 化 課 長 金子 眞二 君
体 育 保 健 課 長 栗原 正三 君
競 技 力 向 上 対 策 課 長 森 栄二 君
教 育 セ ン タ ー 所 長 古川 勝也 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 中村 和弥 君
副委員長(副会長) ごうまなみ 君
委 員 三好 徳明 君
" 中山 功 君
" 溝口 芙美雄 君
" 高比良末男 君
" 山田 博司 君
" 山口 初實 君
" 山田 朋子 君
" 前田 哲也 君

3、欠席委員の氏名

瀬川 光之 君

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

国体・障害者 藤原 敬一 君
スポーツ大会部長
県民スポーツ課長 宮下 守生 君
大会総務課長 浦 真樹 君
競技式典課長 鹿摩 幸政 君
施設調整課長 金子 昌彦 君
障害者スポーツ大会課長 大庭 茂雄 君

教 育 長 池松 誠二 君

6、審査事件の件名

予算決算委員会（文教厚生分科会）

第1号議案

平成27年度長崎県一般会計予算のうち関係部分

第2号議案

平成27年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

第67号議案

平成26年度長崎県一般会計補正予算(第5号)のうち関係部分

第68号議案

平成26年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)

第79号議案

平成26年度長崎県一般会計補正予算(第6号)
のうち関係部分

第83号議案

平成26年度長崎県一般会計補正予算(第8号)
のうち関係部分

7、付託事件の件名

文教厚生委員会

(1) 議案

第17号議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例のうち関係部分

第18号議案

知事、副知事、教育長及び常勤の監査委員の
給与の特例に関する条例のうち関係部分

第19号議案

職員の給与の臨時特例に関する条例のうち
関係部分

第22号議案

長崎県手数料条例の一部を改正する条例の
うち関係部分

第27号議案

第69回国民体育大会・第14回全国障害者スポ
ーツ大会運営基金条例を廃止する条例

第28号議案

長崎県看護職員修学資金貸与条例の一部を
改正する条例

第29号議案

長崎県救急科・周産期医師確保対策資金貸与
条例の一部を改正する条例

第30号議案

長崎県指定居宅サービス等の事業の人員、設
備及び運営の基準に関する条例の一部を改
正する条例

第31号議案

長崎県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例

第32号議案

長崎県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

第33号議案

長崎県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

第34号議案

長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

第35号議案

長崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

第36号議案

長崎県安心こども基金条例の一部を改正する条例

第37号議案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

第38号議案

市町村立学校県費負担教職員定数条例及び県立学校職員定数条例の一部を改正する条例

第51号議案

長崎県病院企業団規約の変更に関する協議について

第52号議案

財産の処分について

第64号議案

長崎県子育て条例行動計画について

（2）請 願

- ・人工内耳の購入費、補聴器の電池代等に対する公的助成についての請願書

（3）陳 情

- ・陳情（慰安婦問題の解決を求める意見書の提出を求めます）
- ・悪性腫瘍（通称がん）の窓口負担の医療費を無料にする事について
- ・要望書（保護期間中において長期間に渡る親子の面談、通信の禁止を実施している点、外の改善）
- ・要望書（認定こども園への広域入園の配慮について）

8、審査の経過次のとおり

午前10時 3分 開議

【中村委員長】 おはようございます。

ただいまから文教厚生委員会及び予算決算委員会文教厚生分科会を開会いたします。

なお、瀬川委員から欠席する旨の届けが出席されておりますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第17号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分ほか18件であります。そのほか請願1件、陳情4件の送付を受けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案の関係部分を文教厚生分科会において審査することになってお

りますので、本分科会として審査をいたします。案件は、第1号議案「平成27年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分ほか5件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は、基本的には従来どおり、分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、各部局ごとにお手元にお配りしております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異義ございませんか。

【前田委員】 3月10日の福祉保健部の審査の中で3番の請願・陳情審査があります。その陳情の中で、県の幼稚園協会から広域入所の案件の陳情が出ております。私も事前にお聞きしているところ、非常に切実な、急を要する案件でございますので、また、この制度を知らないで陳情の趣旨が理解できないところがありますので、請願の際は差し障りが出てきますが、この保育園協会から出ている陳情にも参考人を招致していただきたいということで委員長にお願いしたいと思います。

【中村委員長】 今、前田委員からございました件につきましては、今、担当課と打ち合わせている状況でございます。その精査過程によりまして、その時に陳情人を呼ぶかどうかということをお委員長、副委員長の判断にお任せをいただき、その旨については、もちろん、前田委員に報告はいたしますけれども、そういうことでよろしいでしょうか。

【前田委員】 はい。

【山田(博)委員】 陳情に、認定こども園の広域入園の配慮についてとありますが、参考人が来られるか、来られないか、時間の配分とかあるから委員長、副委員長で判断されるでしょうけど、できれば、先ほど前田委員が言われようが大変深刻な問題ということであれば、これより詳しい資料がありましたら事前にいただいて、

その中で参考人じゃなくて別の方でできるような方法もしていただきたいなと思っております。これ、渡辺 力さんでしょう、副委員長。私もよく知っていますから。よろしくをお願いします。

【中村委員長】今、山田(博)委員から発言がございましたように、先ほど私から申しましたように、今、担当課、そしてまた、関係のいろんなところと協議をしておりますので、その分について書類が提出できる部分があれば提出したいと思っておりますので、ご了承いただきたいと思えます。よろしいでしょうか、山田(博)委員。

【山田(博)委員】はい。

【中村委員長】ほかにご意見はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村委員長】ほかにご意見がないようでございますので、そのように進めることといたします。

審査内容につきましては、審査内容案をお手元に配付いたしておりますが、後ほど改めて協議をさせていただきます。

審査順序でございますが、委員間討議終了後、国体・障害者スポーツ大会部、教育委員会、総務部、福祉保健部の順に行いたいと存じますが、ご異義ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村委員長】ご異義ないようでございますので、そのように進めることといたします。

それでは、審査内容について協議をいたします。

なお、各委員からの自由なご意見を承りたく思っておりますので、委員会を協議会に切りかえて行うことといたします。

ご異義ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村委員長】ご異義ないようでございますので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

午前10時 7分 休憩

午後10時 9分 再開

【中村委員長】委員会を再開いたします。

日程及び審査内容については、よろしくお願いいいたします。

ほかに何か意見等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村委員長】ほかにないようですので、これをもちまして委員間討議を終了いたします。

これより、国体・障害者スポーツ大会部関係の審査行います。

【中村分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

国体・障害者スポーツ大会部長より、議案説明をお願いいたします。

【藤原国体・障害者スポーツ大会部長】おはようございます。

国体・障害者スポーツ大会部関係の議案について、ご説明いたします。

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料の国体・障害者スポーツ大会部をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「平成27年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第67号議案「平成26年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分及び第79号議案「平成26年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分の3件であ

ります。

「平成27年度スポーツ振興施策の基本方針」につきましては、1ページに記載のとおりでございます。

具体的には、1、県民総スポーツの振興、2、スポーツツーリズムの振興の2つの基本項目に沿って各種の事業を推進し、本県におけるスポーツ力の充実・向上を図ってまいります。

その主な取組内容につきましては、2ページから3ページに記載のとおりでございます。

次に、第1号議案「平成27年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分について、ご説明をいたします。

歳入歳出予算は、それぞれ記載のとおりであります。

なお、歳出予算の主なものといたしましては、4ページに記載しておりますとおり、スポーツ振興費4,756万4,000円を計上いたしております。

次に、第67号議案「平成26年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分について、ご説明をいたします。

歳入歳出予算につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

この補正予算の主な内容につきましては、以下に記載のとおりであります。

次に、5ページをお開きください。第79号議案「平成26年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分について、ご説明をいたします。

記載しております歳出予算は、職員の給与改定に要する経費であります。この結果、平成26年度の国体・障害者スポーツ大会部所管の歳出予算総額は、68億3,340万4,000円となります。

最後に、平成26年度補正予算の専決処分につ

いてあらかじめご了承を賜りたいと存じますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、国体・障害者スポーツ大会部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中村分科会長】ありがとうございました。

次に、政策等決定過程等の透明性等の確保などに関する資料について、説明を求めます。

【宮下県民スポーツ課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、本分科会に提出いたしました国体・障害者スポーツ大会部関係の資料について、ご説明をいたします。

今回、ご報告いたしますのは、政策的新規事業の計上状況でございまして、国体・障害者スポーツ大会部関係では、「わがまちスポーツ」推進事業費の1件で、資料1ページに記載しているとおりでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

【中村分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【前田委員】質疑というより資料を求めたいんですけれども、国体・障害者スポーツ大会部においても40%のシーリングをやっているんですよね。そしたら、シーリングをして、どういう削減をしたかという内容がわかる一覧と、それによって浮いた財源で新規施策を何をやったかというのがわかるようなものを資料として求めたいと思います。

それで、分科会長、これは各部共通の話であって、その40%削減した内容がわかりませんので、ほかの部に関しても同じように40%何を、どう削減したのかということと、それによって

確保できた財源で新規施策として何を打ち出したかというのは、各部それぞれ資料として提出を求めているだけがあればありがたいです。

【中村分科会長】わかりました。

大丈夫ですか、準備できますか。

しばらく休憩します。

午前10時14分 休憩

午前10時16分 再開

【中村分科会長】分科会を再開いたします。

ほかに質疑はございませんか。

【山田(博)委員】今回、障害者の大会も大変素晴らしい成績を残されたんですが、その中で、例えば今まで競技で購入したいいろんな資材とかありますね。ああいったのをきちんと今後の競技力に活かされるようにどのように予算の中に反映されたかどうかということ、それを収入に入れてまた別にするのか、貸し付けという形でしているのか、そこをちょっと説明していただきたいなと思っております。

国体が終わった後に、例えばいろんな器具を持っていても使う人がいなければ宝の持ち腐れになるわけだから、それはそれでどのような有効活用をされているかということ、全般的で結構ですから、それはまた後で決算に反映されるでしょうけれども、今の方向性とか予算の中でどこまで組み入れられているのかということ、説明していただきたいと思っております。説明できる範囲でいいですからよろしくお願ひします。

【鹿摩競技式典課長】まず、国体でいろんな競技用具を購入いたしております。県費で購入しているんですけれども、全体として予算的には約4億6,000万円ほど使いました。国体・障害者スポーツ大会部以外でも準備したものがあつて、大きなものは陸上競技場を新設した時に、

陸上競技場の備品を入れ換えております。それが体育保健課の購入分で1億9,500万円ほどになります。それから、国体・障害者スポーツ大会部の方で準備をいたしましたのが2億6,000万円ほどになります。合計で約4億6,000万円ぐらいの準備をいたしました。

準備をしたものにつきましては、まず、それぞれ買った所管課で登録をしまして、国体・障害者スポーツ大会部で買ったものにつきましては大会総務課の備品ということで登録をしております。国体が終わりました、直ちに競技団体等とも話し合いをしまして、最も効果的に使えるところに所管転換の作業をしております。

例えば、いろんな器具を購入しておりますけれども、県立の施設でそもそも使うものにつきまして、例えば陸上競技の備品であるとか、県立総合体育館でそもそも使うような体操用具といったものにつきましては、そのままその建物の方に備品として置きます。

それ以外に、例えばレスリングのマット、それからボクシング、レスリングのリング、こういったものにつきましては体育館等に置くよりも現在活動をしている県立高校の方に普段の部活動でも使えるように、あるいは大会等にも使用できるように、学校の方に所管転換をしたものもござります。

そういうようにして競技団体の意向とか県立学校の意向等を踏まえまして、現在、所管転換の準備をずっとしております。今のところ、競技用具につきましては、せっかく国体で買ったものですので、効果的に利用できるように所管転換もしくは県立の施設の中での転換等を行っているところです。

【山田(博)委員】これは大変大切なことで、競技式典課長、これは購入する時も大変だったと

思うんですけど、今後それをどのように活用していくかということが大変大切なことなので、県民の皆さん方の寄付とか、納めていただいた税金でやられているわけですから、そこをきちんとしていただきたいと。

これが例えば何年か前に備品の件で問題になった苦い経験がありますから、そうならないように、競技式典課長、そこはしっかり総務課長とやってもらいたいと思います。

そこで、備品の転換等をする時には、例えば方針を決めた上ですとか、体操とかになれば内村さんのところもやっているわけだから、ああいったところと連携しながら教室を一緒にやるとか、ボクシングといったら楠さんがおったわけね。ああいった誤解がないようにしないといかんから、ボクシングの観戦等で何か間違われたらいかんから、そういったこともあるから慎重にやってもらいたいんですけど、何か方針があって決めてやられているのか、ケース・バイ・ケースでやらざるを得ないのか、その点をお尋ねしたいと思います。

【鹿摩競技式典課長】まず、基本と申しますのは、あくまでも県の備品ですので、所管転換をする場合でも県から県の施設への所管転換が基本です。ですので、県の備品をそのまま民間の施設に譲渡というようなことはしておりません。

ただ、間接的に、例えば、先ほど体操のお話が出ましたけれども、体操競技はメインに練習会場になっておりますのが大村工業高等学校の体操場です。土日につきましても開放しております、ここにいろんな民間のクラブの子どもたちも来て一緒に練習しておりますので、まず、県立大村工業高校あたりの器具の更新等を、やり方としては、大会で使うもの、最新のものにつきましては県立総合体育館に所管転換をいた

しました。そうすると、インターハイの頃に購入した古い規格のものが出ますので、それを大村工業高等学校とか、あるいは現在クラブがあります島原高校とかに所管転換をして、さらにまた使えるようにという配慮をしております。基本的にはそういうことがやり方としてっております。

ボクシングのリングにつきましては、盛んにやっているのが県立小浜高校ですので、小浜高校の方に所管転換をいたしました。

基本的にはそういうふうに競技団体とも話をしながらやっています。

【山田(博)委員】 そうしたら、これは配置転換をして、トータルすると4億6,000万円の大きな購入費だったわけですから、配置転換が全て終わるのは大体いつ頃で、それをきちんと公表するのが大体いつ頃なのか、それを聞いて終わりたいと思いますので、お願いします。

【鹿摩競技式典課長】 国体で購入いたしました備品につきましては、本年度中にすべて所管転換を終わります。ですので、年度内にそういった資料の提供ができると思います。

【前田委員】 スポーツ・夢づくり推進事業費についてお尋ねをしたいと思います。

内容として、V・ファーレン長崎のJ1昇格を目指し、クラブ経営の安定を目指した支援、並びに集客に向けた取組の実施という内容ですが、昨年度と比べて大幅に予算が減額されています。私は、この文教厚生委員会は今年度しか所属していないのですが、過去からV・ファーレン長崎の支援のあり方については、多分、委員会でも議論されていると思いますので、どういう形で今回こういう予算編成になったのかをまずご説明いただきたいと思います。

【宮下県民スポーツ課長】 V・ファーレン長崎

への県の支援につきましては、以前から地域貢献活動に対する支援ということで補助金を出しておりまして、平成26年度からはJに昇格したということもありまして、経営の安定化に期することに支援の見直しを行ったということで、施設使用料の減免といったことを主体に支援をまいっております。

その施設使用料の減免につきましては、他の県外のクラブですけれども、地域密着型Jリーグのクラブで、減免率として最も多かった2分の1という減免を基本として平成26年度から設定をさせていただきました。

そこに10分の9ということになったいきさつとしましては、諫早の運動公園内に駐車場が不足しているということで、V・ファーレン長崎の方も臨時駐車場を公園外で借りまして、シャトルバスの運行でありますとか、警備員を配置するとか、そういった公園内の駐車場不足による経費の増というのが発生しております。その負担を軽減するために、シャトルバスとか公園外の経費の半分を県の方で支援をしましょうということで、率に換算しますと10分の9という設定をさせていただいておったわけでございます。

今回、平成27年度の当初予算につきましては、公園外の駐車場が6月から供用開始をして、駐車場として使用できるのは7月からという見込みでございますけれども、そういったことで駐車場の経費・運営費の軽減が一定できるということが平成27年度は見込めますので、本来の2分の1という形で見直しをさせていただいて、金額が昨年に比べて少なくなっているという状況の経過でございます。

【前田委員】経営の安定という視点からの支援、その中で減免が10分の9から、今回、いろんな

環境の改善に伴って2分の1に減免にしたということですね。それは額にしたら幾ら減った形になるんですか。

【宮下県民スポーツ課長】金額にしますと1,200万円ほど落ちております。

【前田委員】先だってV・ファーレン長崎をお訪ねした際に、経営が非常に厳しいということで、自助努力でしっかり頑張っていかなければいけないということが前提でありましたけれども、行政としてもやっぱり引き続きご支援をいただきたいというような話が出ておりました。

それで、一昨年の順位から昨年順位が落ちましたよね。日曜日から新しいシーズンが始まるみたいですが、経営の安定というか、要は選手の人件費とか、そういうものに多分影響してくると思うんですけれども、いい選手を獲得して成績を上げるためには人件費がかかるということで、例示でお聞きしたのは、選手が31人いて、スタッフ等を入れた40人を、J1から降格してきたセレッソ大阪の外国人選手の年俸6億円の3分の1で賄っているという現状にあるというお話を聞いて、金額はともかくとしながらも、ああ、そういう中で頑張っているんだなという思いでその時帰ってきたわけです。

J1をこれから目指そうという中では、経営をどう安定させ、そこに行き着くまでに自助努力はありながらも、どう行政がサポートするかという話の中では、減免も一つの方策かもしれないけれども、直接的に支援するという方法があってもいいと思っていて、Jリーグを持つところの県で、直接的に金銭的な支援をしている県があるのかないのかをまず1つお聞きしたいのと、あわせて、今回、地方創生先行型の交付金を充てることができなかったのかどうか、その辺について見解を聞きたいと思います。

【宮下県民スポーツ課長】V・ファーレン長崎の支援に関しては、施設使用料の減免のみならず、県民応援デーといった集客に結びつくような対策でありますとか、それから、広報課の予算などを活用しましてピッチ看板を県側で掲出をしたりとか、いろんな面でサポートをさせていただいております

他リーグの支援の状況のお話でございますけれども、2分の1の減免というのが地域密着型の地方のクラブでは今現在は多うございます。そういった減免の方法、あと、いろいろな委託事業、子どもたちの招待事業でありますとか、V・ファーレン長崎の選手たちを活用した地域の子どものためのサッカー教室でありますとか、市民に還元するようないろんな事業というものも他県ではやっています。

一方では、会社として設立する際に出資という形で当初支援をして、あとはそういった減免で対応しているクラブもあります。民間クラブにつきましては、民間独自でやっているところも中には結構ございます。そういった地域密着型のクラブについては、そういった支援状況が現状であります。

それから、地方創生の関係ですけれども、この事業については、諫早市あたりは来年度事業で地方創生先行型ということで事業を組まれると聞いております。

あと、V・ファーレン長崎について今我々が検討しているのは、国際戦略の中で地方創生の事業としてV・ファーレン長崎を活用できないか。例えば他国との試合の交流でありますとか、そういったことを活用した展開ができないか、そういったことの検討というのも県の内部ではいたしているところであります。

【前田委員】いずれにしても、てこ入れする時

にしないと、J1昇格というのはなかなか難しいのかなと思っていて、そういう意味では連携を取りながら、金銭だけの支援ではないんでしょうけれども、あらゆる支援ができないのかを検討していただきたいということを要望しておきたいと思います。

もう一つ続けて、スポーツ・地域にぎわいづくり推進事業の中で、スポーツコンベンション開催補助金250万円とありますけれども、この開催補助金の額というのは他県と比べて多い、少ないというか、十分な金額として250万円というのが担保されているんですか。

【宮下県民スポーツ課長】十分かと言われれば十分とは言い切れないんですけれども、宮崎県とか、そういったコンベンションに非常に力を入れているところは数千万円単位でそういった予算を組んでいるところがございます。

ただ、対象となるそういった大会が非常に多うございますので、金額は少額に抑えているとか、そういった事例はございます。長崎県としては250万円の中で一定規模、延べで300泊以上、そういったところの事業を捨てるということで、その金額で実績として上がってきているという状況でございます。

【前田委員】スポーツツーリズムに力を入れたい、それから知事もスポーツコンベンションを推進していきたいという話の中で、他県と比べたらここに対する施策というか、事業の内容が予算も含めてちょっと低いなという認識を私は持っています。

ここでこの分野を伸ばそうとするのだったら、昨日も少し述べましたけれども、もう少しスポーツコンベンション、スポーツツーリズムのあり方というものをしっかり協議会として検討して、それに基づいて予算をしっかりとつけていか

ないと、なかなか他県に勝てるような状況にならないと思いますし、そこをもってして呼び込む力にはならないと思っているんですが、その辺の認識については検討協議会の必要性も含めて、国体・障害者スポーツ大会部長、答弁をお願いしたいと思います。

【藤原国体・障害者スポーツ大会部長】委員おっしゃられますように、国体が終わりました、国体の実績、効果というものを今後の長崎県のスポーツの振興にぜひつなげたいという気持ちがある中で、予算的に申しますと、他県と比較しますと劣っている部分が、例えば宮崎県なんかはプロ野球の誘致というようなことが既に歴史的にもされておりまして、相当な実績がございます。

我々も、これをいきなり伸ばすということではなくてなかなか難しいことではございますけれども、新規事業として「わがまちスポーツ」推進事業ということもやりまして、全体の予算的な中では何とか新規を確保したわけではございます。このスポーツ・地域にぎわいづくりにつきましても、国体等で新設、あるいは整備した施設等を使った呼び込みをやる必要というのは痛感しておりますので、予算的にも今後あらゆる方法を使って増額に努めてまいりたいと考えております。

【前田委員】あらゆる方法を使って増額に努めていただいて結構なんですけれども、その予算を求める時の理論武装として、スポーツツーリズム、スポーツコンベンションをこうやって展開していくんだというものがないと、財政当局、知事を含めて、大幅な増額を求めるのであれば説得材料にならないと思うんですね。

それで、今日の説明にもあった東京五輪のキャンプ地として誘致するという話を考えた時に、交付金等がある今、そういうことをやっていか

ないとなかなか難しいなと思っています。

議案外で後で聞こうと思いますが、ラグビーのワールドカップ誘致の落選した要因は何ですかといった時にキャパのことをおっしゃっているけれども、仮にキャパだとするならば、もう長崎県は未来永劫この種の大きな誘致というのはできないということにもなりかねなくて、そうであるならば施設がまた1つ必要ではないかという議論にもなってくるわけです。

そういうことを含めてしっかりとした議論を今年立ち上げたらどうですかというご提案ですので、その点についてももう一遍ご答弁をいただきたいと思います。

【藤原国体・障害者スポーツ大会部長】スポーツビジョンの切り替えというのが平成28年度からございまして、それに向けて現在、さまざまな検討をいたしております。

その中で、スポーツツーリズムにつきましても、どういった考え方でいくのかということをして来年度のスポーツ審議会の中で検討して、来年度中に結論を出すという形にしておりますので、おっしゃいますように東京オリンピック、あるいは大きな国際スポーツ大会、そういったものの誘致も含めまして理論武装をその審議会の中でしっかりとして予算計上に臨みたいと考えております。（発言する者あり）

「スポーツビジョン」というのが平成28年度に出ますので、平成27年度が最終の審議時期になっておりますので、そこで結論が出ると。

【山田(博)委員】今回の国体・障害者スポーツ大会部の予算を見て、部長もいろいろと頑張られたんでしょうけれども、予算決算委員会の説明資料の中で、県民総スポーツの振興ということで、「スポーツは、健康・体力づくりにとどまらず、「する」「観^みる」「支える」という多

様な関わり方により、人々に大きな感動と楽しみをもたらすとともに、地域に活力を与える「力」があります」と書いているわけです。

ところが、予算を見たら、力を与えるかといったら力が出ないでしょう、これでは。部長が力がないのか、中村知事が財政当局を説得できる力がなかったのか、これはやっぱり大きな問題ですよ。「力」と書いているんだから。

それで、細かい予算のことは言わないけれども、案として出ているわけですから、これをまた増額するとなったらまた大変なことになるから、今回、審議に当たっては、部長、各課の皆さん、いいですか。また4月に人事異動があるかもしれませんけれど、次、また同じ課の課長になった場合には、「地域に活力を与える「力」があります」と、この文章は財政当局、中村知事が見てオーケーしているわけだから、この予算で果たして力が出るかということが出ないだろうということで委員会で厳しいご指摘があったと。来年度からまた新しいスポーツ振興が始まって、新しい総合計画が始まるんでしょう。それに当たっては、これでははっきり言って力を与えるどころか、力が出ないと言われたということで、部長は新年度からは残念ながらいいけれども、当委員会で指摘があったということは財政当局にきちんと伝えていただいて、3月31日に悔いが残らないようにしっかりやっていただきたいと思います。

これは必ずやってくださいよ。最後のあなたの力を振り絞って、財政当局にしっかりとこういった意見があったということをお願いしたいと思います。予算の全体的な観点から私は質問をしているわけであって、部長にお答えいただきたいと思います。

【藤原国体・障害者スポーツ大会部長】 県の財

政も非常に厳しい中でさまざまなルールが課せられた中で、我々としても最大限のできる限りの増額と、さまざまな事業の特性を活かした予算をつくらうということできつくり上げた予算でございます。

トータル的に見て、この金額が本当におっしゃるように大きな力となるかどうかということにつきましては、我々についてもまだまだ議論する余地があると思いますので、その点につきましては、十分、外部の方につきましても、財政当局につきましても、お話をさせていただきたいと思います。

【山田(博)委員】 これは書いているんだから、「地域に活力を与える「力」があります」と。ちなみに、私のキャッチフレーズは、「島民の心と声を力に」です。これは感動したからあえて言わせていただいております。

【山口委員】 2~3、お尋ねしますが、「わがまちスポーツ」推進事業の関係ですが、基本的には国体とか大会が開催された地域のその種目という読み取りをするんですが、それぞれ各市町が取り組むスポーツ種目はもう決定しているんですか。そこはどのような形になっているのか。

【宮下県民スポーツ課長】 国体とか大会でやった種目というのは、もう既に行われたとおりでございますけれども、種目については、それぞれアンケートをとったところ、「やりたい」という市町も何市町か挙がっております。今現在検討をしていただいております。

例えば、ホッケーであれば川棚町が「ホッケーのまち」とか、ほかにもそういった地域がございますし、市町が実施の主体になりますので、どういう種目を「わがまち」として今後進めていくかということをもとめていただいて、県の

方に提出をしていただいて承認をする形で支援をしていくということで考えております。

中には国体の種目だけでは今後難しいというところもあるやにも聞いております。原則はそんなんですけれども、国体でできなかった種目についても、こういう種目をやりたいということであれば検討の余地はあるかなと思っております。

【山口委員】 そのこのところが、各市町のやることがまとまっていれば一覧表として出してもらおうかと思ったんですが、まだそういう状況じゃないようですね。

そうしたらちょっとお尋ねしますが、そういう状況下で今回300万円の予算が組まれているんですが、果たしてこれからやっていこうという時に、失礼ですが、これで何ができるのかなということ、逆に言うと、もうちょっとどうにかならないのかなということ、心配しているんですが、とりあえずその予算を使って何をやるうとしているのか。

【宮下県民スポーツ課長】 今現在も各市町でも検討していただいているんですが、例えば、大村市はバスケットを「わがまち」として検討されていて、bjリーグなどもできますので、そういったものを活用しながら子どもたちのスポーツ教室とかバスケットの交流大会とか、そういったいろんなものを地域の中で根づかせていってバスケットを定着させていこうと、そういう考え方も今検討されております。

そういったことで、内容的にはハードじゃなくてソフト事業ですので、金額的には講師を招いたりする際に発生する旅費とか謝金、また、スポーツ教室をする場合に会場を借りるとか、そういった費用の関係でございます。

上限としては一応100万円までが県の補助と

いうことで、事業費としては200万円まで各市町で取り組めるということであります。ハードが入っていないので大体300万円です。いろんな市町から手が挙がっても、全市町から手が挙がるとまたどうかわかりませんが、今の検討状況からいくとその予算で十分賄えるんじゃないかと思っております。

【山口委員】 一言で言えば普及、推進、定着というその過程のソフト的な部分に力を入れるということになるんですかね、各市町に。それは必要ですけど。

もう一つ、大型スポーツイベント、いわゆるオリンピック、パラリンピックのキャンプ地の関係ですけど、ラグビーはああいう状況ですが、長崎県としてオリンピック、パラリンピックで何をキャンプ地として誘致をしてやったらいいのかなと私なりにも考えますが、何を狙いとしてやろうとされているのか。そこはもうある程度の種目なりターゲット、そういうものはまとまりつつあるんですか、まとまっているんですか。

【宮下県民スポーツ課長】 昨年の夏に各市町にアンケートをとりまして、現在、6市町から「意向あり」で、「検討中」が4市ほどございます。そういった中で、こういった種目をやりたいと、それぞれの施設が違いますので、それに合わせた種目を誘致したいという意向がございました。

そういったことで、現在、そういった市町のお話も聞きながら、市町と一緒に県もそういった施設を利活用できるようなキャンプ地の誘致ということでもあります。

それと、市町も、それぞれゆかりの国と姉妹協定なんかを結んでおりますので、そういったところと今後とも交流を継続する意味でもやっていきたいということでもありますので、そうい

ったところも兼ね合わせながら誘致活動を進めていくという状況であります。

【中村分科会長】山口委員、予算に関することだけお願いします。

【山口委員】これは250万円出ているわけだけど、要は、それぞれの市町の特徴というか、施設に、国際スポーツになるわけだから、ある一定の規模というか、それが整っておかないと名乗りを上げててもそう簡単にいかんのじゃないかと思うんですよ。相手は外国のお客さん、外国のスポーツ競技団体との交渉になるわけですからね。6市町と4市、10市町ぐらいから来ているわけですね。

ちなみに、これは有望だなと県民スポーツ課として思っているような種目というのは、どういうことを考えておられるんですか。なるか、ならんかちょっとわかりませんが。

【宮下県民スポーツ課長】今、可能性のありそうな施設としては、以前、世界水泳が福岡であった時にドイツのチームが長崎の市民プールの方でキャンプを張っています。施設としては、今、ガイドラインが出ておりますけれども、そういったことは長崎市民プールとしてはクリアされているということで、そこは水泳の可能性は他国もアプローチすればあるのかなというのがあります。

あと、ほかの施設も、例えば川棚のホッケー場とか、ああいったのも新しくできた施設ですけれども、世界的な基準になるといろいろ、コートの材質でありますとか、そのところは我々が思っていた以上にハードルが高いというところも出てきております。今のところ、長崎市民プールは一つ可能性として考えているところであります。

【山口委員】種目も相当にあって、それぞれに

参加国ということからいけば間口は相当広いと思うんですね。そういう面では県としてもある程度絞ってしっかり交渉しないと簡単に来れないと思うし、スポーツを通じて県を、市を、町を元気にする一つの手立てとして、しっかりこれは考えていいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

【中村分科会長】分科会長を交代します。

【ごう副会長】中村分科会長、発言をどうぞ。

【中村分科会長】ちょっとお聞きしたいんですけども、今回国体が終わって、この間、一般質問でも聞かせていただいたんですけども、国体に取り組む前のスポーツに関する予算と、国体が終わって来年度から新しくまた始まると思うんですけども、その予算を対比した場合、同レベルか、それとも来年度予算の方が取り組む前より額面的には上がったのか。そこら辺、何かわかりませんか。

【宮下県民スポーツ課長】予算としましては、国体まではピークで予算的にきていたんですが、来年度予算では、教育委員会が競技力の方を所管しておりますので、そういったところを含めたところで比較をせざるを得ないと思います。

そういったことからすると、平成21年度で7億円台だったのが、平成27年度の当初予算では7億円ぐらいの金額になっておりますので、以前の水準からすると、今のところは横並びぐらいになっているのかなと考えております。

【中村分科会長】この間、一般質問の時に私も心配して事前にお聞きしたことがあるんですけども、今回せっかく機運が上がってきたから、その機運を落とすことはできないということは皆さんたちも理解していると思うんです。そういう時に予算が横ばいになった時に、結局また以前のような国体での順位に逆戻りする可能

性も十分出てくるわけです。

だから、その辺については、今回、部局の構成もまた変わりますから、新たな気持ちでまた取り組んでいただきたいと思うんですけれども、今のところまだ部長がいらっしゃいますから、その辺については新体制になるに当たってどういふような見解で協議をされたのか、お尋ねをしたいと思います。

【藤原国体・障害者スポーツ大会部長】教育委員会の方で競技力、それから障害者スポーツ大会の方で障害者スポーツの競技力、そして、私どもといたしまして今度の国体、それから障害者スポーツ大会の運営に対する予算ということで所管してまいったわけでございます。

競技力につきましては、直接、我々といたしましても今度の予算について教育委員会との間で特別にああだこうだというお話は特にいたしておりません。

我々といたしましては、今後、部もなくなるわけでございますけれども、今日、総括というものを皆様方に渡しておりますけれども、この中でこういったことについては今後必要だというようなことをお示ししておりますので、そういったものを関係部局に配付いたしまして、予算的なものにぜひ反映していただきたいということをお伝えしたいと考えております。

【中村分科会長】私が心配しているのは、これからせっかくつくった設備、先ほど言ったいろんな器具、こういうものを使ってこれからも振興に取り組んでいかなければならないんだけれども、これまでもずっと一緒だったんですけれども、いろんな大会をしようと思った時に幾ら企画をしても、結局、体育協会の方たちとか、大会を運営するに当たって必ず必要な人材というのがいるじゃないですか、その辺の連携がう

まいぐあいとれないと、今回、知事も言っていましたけれど、フルマラソンの大会とか、そういうものを運営しようと思ってもできないんだよ。

だから、競技力向上というのは教育委員会にある、県民スポーツに至ってはこっちの部署にある、その辺の連携をもう少し密にしないと、これから先もこれまでと同様にまただんだんレベルが下がってくるんです。

その辺についてちゃんと協議をして、今回、こういう新体制をつくったのかなという疑問点を私は持っておったものだから今質問をさせてもらっているんだけどね。

その辺については、部長たちについてはある程度のそういう把握は持っていると思うけれども、今までとほとんど体制が変わらないということになってくるから、本当にその連携がとれるのかなという心配をしているものだから、ぜひその辺についてはこれからまた協議をしていただいて、そういう大きな大会を開催できるように、そしてまた競技力を低下させないように取り組んでいただきたいと思いますので、よろしいでしょうか。

【藤原国体・障害者スポーツ大会部長】既に去年の国体前から、国体後の組織の問題については、競技力の関係部局を含めましてさまざまな議論をしてきました。スポーツに関して全てを統括する部局が必要なんじゃないかと、そういうこともございましたけれども、教育委員会といたしましても、学校体育の問題でございますとか、特例条例の問題でございますとか、さまざまな問題がございまして、国体等もありませんでございまして、国体等もありませんでございまして、すぐさまそういったものをルールとして変えることはできないということもございました。

しかし、今、分科会長がおっしゃったように、

トータル的にスポーツというのは考えて、即、計画されたことが実行されていく、そういうことが本当に必要じゃないかと思しますので、そういった組織の問題については引き続き本当の理想形にもっていくようなことで、関係部長ともきちんとお話を今後ともするように伝えてまいりたいと考えています。

【中村分科会長】ぜひ取り組んでいただきたいと思えます。

今回心配しているのは、企画振興部に大会の企画とかなんとかは行っているわけですね。先ほど言ったように、実際その大会を運営しようと思ったら必ず体協の方たちの協力が必要なんです。そうした時に本当に連携がとれるかなということを心配しているんです。

だから、それについてはぜひ企画振興部を含めたところで何とかしてその体制をとっていただけるようなことを希望したいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

【ごう副会長】分科会長を交代します。

【中村分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村分科会長】ほかに質疑がないようでございますので、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村分科会長】討論がないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第1号議案のうち関係部分、第67号議案のうち関係部分及び第79号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

【中村委員長】次に、委員会による審査を行います。

国体・障害者スポーツ大会部長より総括説明をお願いいたします。

【藤原国体・障害者スポーツ大会部長】国体・障害者スポーツ大会部関係の所管事項について、ご説明をいたします。

「文教厚生委員会関係議案説明資料」をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしますのは、第27号議案「第69回国民体育大会・第14回全国障害者スポーツ大会運営基金条例を廃止する条例」であります。

議案の内容について、ご説明をいたします。

両大会の終了に伴い、第69回国民体育大会・第14回全国障害者スポーツ大会運営基金を廃止するものであります。

続いて、議案外の主な所管事項について、ご説明いたします。

Ｊリーグ参戦2年目となりましたＶ・ファーレン長崎の昨シーズンは14位と低迷したものの、ホームで10万人を超える観客を集め、地域のにぎわいづくりや交流の拡大につなげることができたと考えております。

Ｖ・ファーレン長崎の活躍は、県民に夢や感動を与え、県民の一体感や郷土愛が育まれるとともに、地域経済の活性化と全国に向けた本県の情報発信に大きく貢献するものであります。

今後とも、県内市町や各商工関係団体との連携を図りながら、クラブを活用した地域活性化に積極的に取り組んでまいります。

続きまして、中国湖北省との友好交流協定に

基づく「太極拳」を通じたスポーツ交流につきましては、今年度で3年目を迎え、県内外の太極拳団体との交流会や長崎県内の太極拳団体と湖北省の武当武術協会との交流協定締結式を長崎市で行うなど、具体的な取組を行いました。

今後も、ねんりんピックの競技種目となっている太極拳を通じた県民の健康増進を図り、生涯スポーツの振興に取り組んでまいります。

続いて、「文教厚生委員会関係議案説明資料（追加2）」をお開きください。

本県が試合開催地として立候補しておりましたラグビーワールドカップ2019につきましては、惜しくも本県への招致をかなえることができず、大変残念に思っております。

今回は、本県として初めての大規模国際大会の招致であり、この経験等を生かしながら、今後とも、ラグビーワールドカップや東京オリンピックのキャンプ地及び各種国際大会の誘致に積極的に取り組んでまいります。

続いて、長崎がんばらんば国体・長崎がんばらんば大会の総括について、別途配付した資料のとおり総括いたしました。その内容については、後ほど担当課長よりご説明をいたします。

なお、長崎がんばらんば国体・長崎がんばらんば大会実行委員会におきましては、来る3月25日の総会を経た後、3月末をもって解散することといたしております。委員各位におかれましては、大所高所からの貴重な御意見を賜りますとともに、両大会の成功に御尽力いただきましたこと、厚くお礼を申し上げます。

最後に、平成27年4月1日付で組織改正を行うこととしておりますので、その概要についてご説明をいたします。

国体・障害者スポーツ大会部につきましては、長崎がんばらんば国体及び長崎がんばらんば大

会の終了に伴い、廃止することといたしております。

なお、県民スポーツ課の業務については、企画振興部に移管し、両大会を契機に高まった県民のスポーツへの関心や整備されたスポーツ施設、蓄積した大会運営のノウハウ、養成した人材などを活用し、政策企画課や地域づくり推進課とも連携しながら、地域の活性化に向けたさらなるスポーツ振興に取り組むことといたしております。

今後とも、新たな組織体制のもと、より効率的、効果的な県政運営の実現に努めてまいります。

以上をもちまして、国体・障害者スポーツ大会部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中村委員長】 ありがとうございます。

次に、大会総務課長、障害者スポーツ大会課長より補足説明をお願いいたします。

【浦大会総務課長】 それでは、今回、長崎がんばらんば国体、それから長崎がんばらんば大会の両大会につきまして総括を行いましたので、説明をさせていただきます。

お手元にこのような資料を2つ、お配りしております。国体と大会と別冊にしております。

まず、私の方から長崎がんばらんば国体の総括について、資料に沿ってご説明をさせていただきます。

「長崎がんばらんば国体の総括」資料の1ページ目をお開きください。「はじめに」ということで記載しております。これは総論的なものを記載しておりますので、具体的な内容につきましては、2ページ目からご説明をさせていただきます。

資料2ページをお開きください。まず、参加者数でございますけれども、開・閉会式、それから競技会等に参加した選手、監督、大会関係者、観覧者を合わせまして、両大会で延べ95万7,000人となっております。多くの県民の皆様さまざまな形でご参加いただくことができました。

それから、経済波及効果でございますけれども、今回、施設整備費、それから大会運営、そして参加者の観光消費の3つの項目から計算いたしましたところ、両大会合わせまして約678億円の経済波及効果額と推計しております。

なお、それに伴います雇用誘発効果といたしまして5,782人とお示しをさせていただいております。

続きまして、開催目標であります「長崎県らしい、魅力あふれる大会」の実現に向けた具体的な取り組みにつきまして、主な実績、成果、課題等を項目ごとにご説明させていただきたいと思っております。

資料の3ページをご覧ください。まず、ボランティアについてでございますが、県が運営いたします国体の総合開・閉会式のスタッフとしてご協力いただくために、開催の約2年前から募集を行ってまいりました。その結果といたしまして、延べ数で予定の約1.4倍となる多くの方々のお申し込みがございまして、最終的には県、市町合わせて延べ9,844名の方にボランティアとしてご参加いただいたところであります。

本番でのボランティアの皆様活動に対しまして評価は非常に高いものがございまして、国体成功の大きな要因の一つになったものと我々は思っております。

今後は、ボランティアを希望するの方々、意欲のある方々をいろんなスポーツイベントなどの

活動の場の情報を提供して継続していくことで活動の維持・継続につなげていくといったことで、国体で得られたボランティアの成果を今後いかにつないでいくかということが肝要であろうかと考えております。

それから、下段に書いております「おもてなし活動」でございます。花いっぱい運動、あるいは郷土料理のふるまい、選手の応援、歓迎装飾など、期間中は手づくりで心のこもったおもてなし運動を各地で展開されました。選手たちにも大変好評をいただいたところであります。

具体的な事例は資料の4ページに、ふるまい料理事例、それから歓迎装飾事例ということでお示ししております。

花いっぱい運動につきましては、花苗、あるいはプランターの提供といったものを、一定、行政が提供するという形で関与してまいりました。一部の市町におきましては、国体終了後の継続的な活動を懸念するところもございまして、今後、こういった活動を自発的な活動にどういうふうに関与していくか、つなげていくかということが課題であろうかと考えております。

それから、4ページの後段に「募金・企業協賛」を記載しております。現金といたしまして、募金、企業協賛合わせて5億円の目標を掲げておりましたけれども、目標にはわずかに届きませんでした。多くの方々にご協力をいただきまして、トータル約4億9,260万円の募金を集めることができました。

募金の主な用途につきましては、5ページの上段に記載させていただいております。

それから、期間中の「本県の魅力発信」ということで資料の5ページに記載しております。

総合開会式では、長崎らしい感動的な式典を目指して、本県独自の歴史や文化をアピールし

たしますとともに、平和への願いを全国に発信する内容といたしました。また、オープニングプログラム、あるいは式典前演技などにおきまして、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の県民の方々にご参加いただきまして、歓迎の気持ちや本県の魅力を伝えることができたものと思っております。

そのほか6ページに記載しておりますように、各市町の競技会場におきましては、郷土芸能の披露、あるいは県産品の販売、ふるまい料理の提供など、地域の魅力を発信いたしますとともに、県におきましては、これまでの国体では例のない県主催によります「長崎スポーツ博覧会」を期間中、長崎歴史文化博物館で開催いたしまして、本県におけるスポーツの歴史、あるいはその魅力を発信いたしたところでございます。

それから、資料の6ページに「総合開・閉会式の準備・運営」に関して記載しております。

これにつきましては両陛下初め、皇族の皆様のご臨席を仰いで実施する開・閉会式におきまして、県の職員であります実施本部員、それからボランティアの皆様が一致協力して取り組んだ結果、例年、遅れがちになる式典を予定どおりに進行することができました。

また、炬火台につきましては、一巡目国体で使用されたものを再利用することで製作経費を大幅に削減したところでございます。

なお、この炬火台につきましては、来年、本県で開催されますねりんピックで再び使用した後、県民総合運動公園陸上競技場にモニュメントとして設置する予定としております。

資料7ページをご覧ください。総合開・閉会式では、演技やマーチング、それから音楽隊などに多くの児童や生徒の皆様に出演をしていただきましたけれども、各部門で数多くの練習会

を通して、出演者はもちろんのこと、その指導者の資質向上も図ることができたものと思っております。

資料の8ページでございます。下線部分でございますけれども、今国体のために作曲、編曲されました行進曲、あるいは県民歌、それからファンファーレなどにつきましては、今後も県内の各種イベント、あるいは学校行事等において長く演奏されまして、本県の財産になることを期待しているところでございます。

それから、資料の9ページ、「競技用具の整備」についてでございます。

平成24年度から国体に必要な競技用具を整備してまいりました。特に、ボート競技におきましては、競技で必要となるボート艇76艇を福岡、長崎、和歌山の3県で共同購入いたしました結果、大幅な経費の削減につなげることができたところでございます。

それから、9ページから10ページにかけての「デモンストレーションとしてのスポーツ行事の開催」でございます。

正式公開競技とは別に、子どもから高齢者まで県民の皆様誰もが参加できるデモンストレーションとしてのスポーツ行事、18行事を県内9市6町で実施いたしました。行事の中には地域の資源、自然を生かした取組も見られたところでございまして、今後、競技団体、あるいは住民の皆様が主導する新たな地域スポーツイベントとして発展していく可能性もあるものと期待しているところでございます。

それから、資料の10ページの下段から「競技運営にかかる県競技団体・市町との連携」について記載しております。

平成21年度から延べ11回にも及ぶ競技運営担当者会議を開催してきたところでございまして

て、積極的な情報提供、意見交換を行ってまいりました。本県では、県と市町の教育委員会、あるいは高校校長会との連絡調整を担当する専任の職員を配置した結果、大きな混乱もなく数多くの教職員、それから児童生徒の皆さんの参加を得ることができたところであります。

それから、資料の12ページに各競技運営における市町の取組のうち学校観戦について記載しております。

ほとんどの市町におきまして、児童生徒、あるいは園児による競技観戦を実施しました。選手の活躍する姿を間近に観ることができて、教育的にも大きな効果が得られたものと思っております。

また、13ページのリハーサル大会に記載のとおり、本番に向けた実践経験を積むために37競技、延べ14万5,000人の参加者によるリハーサル大会も実施してきたところでございます。

それから、資料13ページ中段の「県外開催競技の運営」でございます。県内で実施困難な水泳の飛込、カヌー（ワイルドウォーター・スラローム）、クレー射撃の3競技につきましては、県が直接運営いたしまして、それぞれ福岡市、人吉市、益城町で開催いたしました。そのため現地に県外事務所を設置いたしまして、現地の市町、あるいは競技団体を初め、多くの関係機関・団体の皆様のご理解、ご協力をいただきながら、3競技の延べ参加者目標9,000人を達成いたしまして、無事、競技会を終了することができたところでございます。

それから、資料の15ページ下段に「競技施設の整備」について記載しております。競技施設の整備に当たりましては、極力、既存施設の有効活用、あるいは民間施設、国の施設の活用を図りながら整備を進めてまいりました。その結

果といたしまして、県立総合運動公園陸上競技場初め、50の施設で新設や改修等の整備を行ったところでございます。

今後は、16ページに記載し、下線を引いておりますけれども、こうして整備が整った充実した施設を活用して競技力の向上、あるいは各種大会の誘致による地域活性化にも期待が持てるものと思っております。

同じく16ページの下段に「開・閉会式会場管理」について記載しております。総合開会式当日は、台風19号の接近に伴い、皆様にも大変ご心配をおかけいたしましたけれども、計画的なテントの撤去等により、無事、式典をとり行うことができました。また、警察、消防等、関係機関との連携によって大きな事故やトラブルもなく、来場者の安全を確保することができたことと認識しております。

それから、資料の17ページ、「宿泊・衛生対策」でございます。

ちょうど観光旅行、修学旅行シーズンのなかでございましたが、選手団の配宿につきましては、延べ13万8,430人泊を確保することができました。しかしながら、一方で、申し込み時点では想定を大きく超えた申し込みがあったために、配宿計画の変更を余儀なくされて希望に沿えない部屋割となるなどしたところでございまして、今後は、配宿希望者に対する事前の説明を十分に行うなどによって、よりよい配宿に生かしていくことができるものと考えております。

また、配宿に当たりましては、これまでの先例県では例のなかった一般応援者向けのホームページを開設いたしまして宿泊施設の情報提供に努めたところでございます。今後は、こうしたノウハウをいろんな大会の実施などにも生か

せるものと考えております。

同じく資料の17ページの下段の「輸送・交通対策」でございます。総合開・閉会式の参加者の輸送につきましては、会場内への車両乗り入れを最小限に抑えますとともに、シャトルバスによるパーク&ライド方式を実施いたしたところでございます。あわせてマイカー自粛の呼びかけなどを行った結果、交通渋滞もなく、円滑かつ安全な輸送を行うことができたものと思っております。今後の大規模競技会の運営などにも生かすことができるノウハウを得られたものと認識しております。

最後に、18ページに「開催効果にかかる市町の意見」ということで記載しております。競技会を開催したことにより効果につきまして、各市町にもアンケート調査を実施いたしました。主な意見といたしまして、競技会運営のノウハウが蓄積できたこと、あるいは競技施設が整備されたことから今後のスポーツイベントの誘致が期待できるとする意見のほか、住民のスポーツへの関心が高まった、あるいは市町の魅力発信ができた、県民運動を通して地域の一体感、地域力が向上したなどのご意見があったところであります。

一方で、こうした意識の高まりを今後どのように継続し、実践につなげていくかということが課題であると認識されている市町の意見も聞かれたところでございます。

駆け足になりましたが、以上が長崎がんばらんば国体の総括の概要でございますが、今後、この総括につきましては、県のスポーツ推進審議会などにおいても報告いたしまして、今後の本県のスポーツの振興に生かしてまいりたいと考えております。

以上で私からの説明を終わらせていただきます

す。

【大庭障害者スポーツ大会課長】長崎がんばらんば大会の総括について、説明させていただきます。

資料は、「長崎がんばらんば大会の総括」として別冊になっている資料がございます。ご覧ください。

長崎がんばらんば大会は、13の正式協議と2のオープン競技を長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、島原市、時津町、長与町の5市2町で開催いたしました。本県からは、選手297名と役員129名の計426名が選手団として参加し、135個のメダルを獲得できました。

大会参加者は10万897人と過去6大会の平均9万6,447人を超え、開・閉会式のみならず、各競技会場においても学校観戦や地元自治会の皆さんの参加もあり、大きな盛り上がりを見せたところでございます。

個別の事項についてですが、まず、「ボランティア」です。資料は2ページになります。

大会特有のボランティアといたしまして、選手団サポートボランティアと情報支援ボランティアを配置しました。選手団サポートボランティアについてですが、1,165名の学生の皆さんに養成講座に参加いただき、大会期間中は、そのうち1,099名を配置し、5泊6日の行程で、終始、選手団に付き添い、案内や応援等のサポートを対応していただきました。

県内の大学、専門学校等の学生の皆さんにお願いしましたが、ほとんどの参加者の皆さんから、「大変だったけど、貴重な体験ができた」といった前向きな感想をいただいております。今後、長崎がんばらんば隊等、参加いただけるボランティアの情報を積極的に提供してまいります。

次に、情報支援ボランティアでございますが、616名の皆様に登録をいただき、聴覚障害者へのサポートを対応していただきました。引き続き、長崎県ろうあ協会と協力して聴覚障害者へのサポートの充実を図っていく必要があると考えております。

また、大会において、視覚障害者へのサポートが若干不足している現状がありましたので、関係団体や次期開催県にも引き継いでまいりたいと考えております。

次に、3ページですが、「心のバリアフリーの推進」ということで、11の学校を障害者アスリートが訪問し、障害者スポーツの体験等をしていただきました。また、大会本番においては、3,000人を超える生徒さんに観戦いただき、障害者スポーツを間近で観ることによって障害についての理解を深めていただきました。

次に、4ページですが、特別支援学校にご協力をいただき、「1人1役全員参加プラン」を実施しました。

具体的には、選手として参加、開会式の歓迎演技に参加、応援に参加、応援メッセージやのぼりの作成等によって、県内の特別支援学校の生徒全員が何らかの形で大会に参加することができました。障害の程度によっては会場に行くこともできない生徒もいたわけですが、メッセージや記念品を作成することで大会に参加できたということは、いい経験になったと考えております。

次に、5ページですが、リーフレットやポスター、ゼッケンなどの製作業務を障害者団体等に発注いたしました。手探りの部分も多かったのですが、障害者団体が受注しやすいように業務を切り出すことによって、約500万円の発注ができております。

次に、6ページですが、大会の開催によって障害者スポーツの競技力も向上いたしております。また、大会を観ることによって、自分も障害者スポーツを始めたいと感じた障害者の皆様も多くおられます。福祉保健部の障害福祉課が障害者スポーツ普及・活性化事業として541万8,000円を来年度の予算に計上しておりますので、その中でこの盛り上げを継続していくこととしております。

最後に7ページですが、バリアフリー対策として会場周辺道路、宿泊施設等の配慮を行いました。実際に車椅子に乗って周辺道路の段差を調査した経験等を引き続き活用していただくよう、関係課と協議を続けてまいります。

以上で長崎がんばらんば大会の総括について説明を終わります。

【中村委員長】ありがとうございました。

以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。議案外の質問でも結構ですので、出していただければと思います。

【溝口委員】先ほど委員長も言われましたけれども、議案について廃止ということになっております。今回、企画振興部の方に移管ということでございますけれども、先ほどの話を聞いていると、競技力向上等それをあわせた場合に、スポーツとしては教育委員会の方に県民スポーツ課が入った方がいいんじゃないかと、私はそういう気がしたんですけれども、その辺についての検討はなされたのかどうかお尋ねしたいと思います。

【宮下県民スポーツ課長】そういう面も含めまして検討いたしました。競技力向上につきましては、学校体育、それからクラブ活動との関係が非常に強いということでありまして、引き続

き教育委員会の方が、先生方とのつながりということもあり、また、教育庁が競技力といった関係が深いということがあります。

スポーツ全般につきましては、今、委員がご指摘のように、競技力と生涯スポーツ、そういったツーリズムというのは本当に密接な関係がございますので、そういった面で横の連携を図るという意味で、教育庁、障害者のスポーツ、高齢者のスポーツ、健康づくり、そういったトータル的な庁内の推進会議みたいなものを定期的に開いて横の連携を十分に図ってやっていきたいと思っております。

【溝口委員】横の連携というのはわかるんですけども、横の連携というのがなかなかとれなくて、それぞれの課が、それぞれで独立した形でつくっていくものですから、県としての大きなスポーツという形の中では意外とスムーズな形でいかないと思うんですね。

だから、今、県民スポーツ課長が言ったように連携をとりながらということであれば、どういう形で、1年に何回かするのか、それとも大きなイベントがある時にやっていくのか。そこら辺も考えてやっていかないといけないんじゃないかと思うんですけども、その辺についての考え方はどのように持っているんでしょうか。

【宮下県民スポーツ課長】今回みたいな国体とか大きなイベントの時は、当然、連携会議があるんですけども、スポーツ全般にわたって今後推進していく上では、そういった大会にかかわらず、スポーツの進め方、こういうことについてはどうなのか、連携をとる必要がないのかと。オリンピックとか、いろいろキャンプ地の誘致のお話でありますとか、国際大会の誘致でありますとか、そういったものと関連しているんな部局と連携を図らないといけませんので、

それは定期的に会議を設けて、今まではそういったところはちょっと弱かった部分がございますので強化してまいりたいと思っております。

【溝口委員】定期的にとというのが、どのくらいの割合でしていくのか、ちょっと目に見えてこないんですけども、今回、国体でもものすごく盛り上がって県民のスポーツ意識というのが高まってきた中で、先ほどの予算なんかを見ると、前回より2,000万円ぐらい減っていて1億2,100万円しか県民スポーツ課として振興策の予算がありません。先ほど山田(博)委員も言われたけれども、反対に力が弱まってきているんじゃないかという気がするわけですね。

それで、東京オリンピックがあるんですけども、それに向けて県民の競技力向上ということについては教育委員会ですけれども、県民スポーツとして全体が盛り上がっていくことが必要じゃないかと私は思っています。その辺について定期的に話し合いをしながらということですけども、オリンピックまでももうわずかですから、その辺についてキャンプ地を誘致する、大型スポーツのイベント等を誘致するということですけども、それについても県民スポーツ課でしていくのか、たった254万9,000円ぐらいでいいのか。そういう感じがしてならないんですけども、その辺について本当に一生懸命取り組もうとする意欲というのが見えないんですね。

前田委員が一生懸命になってワールドカップの誘致をということで強く言っていたんですけども、本当に一生懸命やったのかと、そういう感じがしてならないんですよ。そこら辺についての考え方を聞かせてください。

東京オリンピックのいろんな誘致については積極的に取り組んでいかなければいけない大き

な課題ではないかと思っているんですよ。それを今から準備していかないと間に合わないんじゃないかと思うんですけども、その辺の考え方についてお尋ねします。

【宮下県民スポーツ課長】委員ご指摘のように、オリンピックの招致のためには、予算も確保しながら、十分な活動経費が必要ではないかと思っております。

今回、200万円程度、オリンピック等のキャンプ地誘致の経費を計上させていただいておりますけれども、こういったことの中に誘致活動として、今後、予算の確保が一定必要な部分については、また財政当局とも相談をして進めてまいりたいと思っております。

【溝口委員】これで終わりますけれども、東京オリンピックのキャンプ地誘致についても本当に真剣に、どのような形で具体的に誘致を働きかけていくのか、そういうものが余り見えないと思うんです。だから、具体的に動きを今からどのようにして、何年後には本格的に誘致合戦について負けないような形をとっていきこうと、そういうプランが必要ではないかと思うんですけれども、そのプランについても、この中で今年つくり上げていくのか。その辺のところはどういう計画を持っているのかというのはまだ話し合っていないんですか。

【宮下県民スポーツ課長】オリンピック等のキャンプ地誘致の進め方ですけど、さっき山口委員からもご質問がありました。長崎県としてゆかりが深い国、例えばオランダでございますとか、そういったところをターゲット国として集中的に照会をしていくと。そのために何をしたいか。極端に言えばオランダまで出向いてそういった競技団体の方にアプローチするという方法もあるかもしれません。そうい

ったことも必要であれば考えていきたいと思えます。

【溝口委員】必要であればということじゃなくて、どこの国を誘致して、どのようにしていくかということは今から考えていかないと、その国に働きかけるにも働きかけていけないと思うんです。だから、今から準備をする必要があると私は思っていますので、その辺についてはぜひ検討していただきたいと思っております。

それから、今回の総括の中で、95万7,000人も来ていただいたということですけども、当初はどのような計画を持っていたのか。

それと、経済の波及効果が678億円ですか、本当に大変な波及効果があったんじゃないかという感じがしているんですけども、当初の計画としてはどのように考えていたのか。その辺について教えていただきたいと思えます。

それから、寄付にしても5億円近くの金をいただいたということで、民間の方々、あるいは法人の方々に協力をさせていただいたんじゃないかと、このように思っております。

ただ、ずっと聞いていて、大成功だったというのはわかるんですけども、先ほどの総括の17ページの「宿泊・衛生対策」の中で、宿泊関係の方々に大変迷惑をかけたということで、今後は事前に十分な説明を行う必要があるということで、今後のイベントについて宿泊施設の情報提供とかに努めていかなければならないということですけども、ノウハウを今回わかって、宿泊の方々に多大な迷惑をかけたという文章になっているんじゃないかと思うんですけども、その辺についての反省と、今後、いろんなイベントの宿泊に関して、その反省を踏まえて、どのようにした方がいいですよということを伝えていくという部分について、どのようにしてい

こうしているのか、お聞きかせいたきたいと思えます。

【浦大会総務課長】私の方から参加者数、それから経済波及効果のお尋ねに対してお答えをいたします。

今回、参加者数、延べでトータル95万7,000人ということですがけれども、現在の長崎県の総合計画にも記載しておりますけれども、目標は90万人の総参加者数の確保ということで掲げておりました。それを約5万人強上回る数字を実績として出すことができたと思っております。

それから、経済波及効果につきましては、平成21年に全体の事業費等から推計いたしましたところ、国体で約505億円という経済波及効果額を推計しております、私どももそれを一つの目標として取り組んでまいりました。

結果といたしまして、両大会で約678億円ということですので、これにつきましてはかなり大きく当初の見込みを上回ることができたと思っております。

【金子施設調整課長】宿泊の問題についてのお尋ねにお答えいたします。

今回の国体の配宿につきましては、委託業者と運営する配宿センターを中心に、宿泊施設の確保、宿泊申し込みの受け付け、宿泊決定、変更を行ってまいりました。

また、宿舎の確保につきましては、長崎国体の本大会の会期が秋の観光シーズン、修学旅行シーズンに重なっておりましたので、宿の確保が非常に難しい中、3年間かけて例年の国体関係者の宿泊予定人数の確保をしてまいりました。

しかしながら、本大会の配宿決定時点の宿泊の申し込み数が延べ15万3,406人ということで、これは先催県と比較しまして、山口県より約3,700人、岐阜県に比べて約4,000人ほど多くな

っておりました。そのために、宿泊決定前の配宿計画をつくっていたのですが、それを変更しなければいけないようになりました。そのため希望に添えない部屋割りとしまして、例えば人数に対して部屋が狭い、また、シングルルームが配宿されていないとか、そういうご意見、そしてまた、宿舎との連絡の行き違いとしまして、例えば会議室が用意されていなかったとか、部屋の変更があったり、また修学旅行と一緒に宿泊したために浴室が、修学旅行がある一定時間帯で入浴するので、その時間帯に入浴できないというような選手からの意見が出まして、また、宿舎の方も対応が遅れたところがありました。

これらのトラブルについては、宿舎の方が宿泊された方に事前に、例えば修学旅行と一緒に配宿されているとか、そういう宿舎の事情をもっと宿泊者の方に説明をしていけば納得できたところも多かったと考えられます。

このようなトラブルにつきましては、和歌山県を初めとする、今後、国体が行われる後催県と11月26日に開催地連絡協議会というのを開催しまして情報交換をしたわけですが、そういうトラブルがあった旨を後催県にも連絡しております。

また、来年行われますねりんピックの事務局、そういうところにもこういうトラブルがあった旨連絡してありまして、宿泊対策について活用していただこうかと思っております。

【溝口委員】何もトラブルがなかったのかなと思っていたら、宿泊関係でそのようなことがあったということですが、宿泊関係の方々だけがいるんな苦情があったということで理解していいわけですか。ほかには何もなかったんですか。

【藤原国体・障害者スポーツ大会部長】この宿

泊の問題につきましては、うちの場合、特に修学旅行が10月に集中しているということ、それとの競合の問題もございまして、いかに調節するかということに苦心したわけでございますけれども、先催県の事例からいきましても、宿泊の問題については毎年必ず苦情が出ております。

それをいろんな形で、どうしたらそういうことが起こらないかということで、先催県・後催県会議ということで、後に開かれる会議の中でいろんな情報をもらいながらやっております。うちの場合には、特に修学旅行との重ねというのが非常に影響を及ぼしまして、これはあくまでも一部です。宿泊された方が全て、もうこんなところには来ないぞとか、そういうことではございませんで、本当にありがたいということでおっしゃられた方もたくさんおられます。

ですので、こういった一部のところでそういう問題が起きましたので、全てをきちんとパーフェクトにやるには、今、課長が言いましたように、きちんと事前に説明することが必要だったということで我々も対処したところでございます。

また、食中毒、バス輸送、いろんな問題がありましたけれども、これらにつきましては、今のところ我々が把握している限りにおきまして、どういうトラブルがあったとか、そういうことは聞いておりませんので、我々としてはスムーズにいったと考えております。

それから、オリンピックとパラリンピックの話を課長の方からしましたけれども、オリンピック、パラリンピックのキャンプ地誘致につきましては、この2月にオリンピックの組織委員会の方で具体的なガイドラインの説明会がございました。来年のリオのオリンピックにおきまして、具体的なその後の東京オリンピックのキ

ャンプ地についてのガイド等が配布をそこからスタートするというふうなスケジュールになっております。

このキャンプ地につきましては、県が主導するというよりも、受け入れるのはあくまでもそれぞれの市町なんですね。市町が自分たちは絶対やらないと言え、我々が非常にいいなと思ってもできる話ではなくて、例えば長崎市の柿泊でやりたい、どうしてもここでやりたいということであれば、長崎市の意欲をいかに県と一緒にやってやるかということでございますので、予算的にも我々の予算だけではなくて、やるところの市町の予算が当然伴います。

そういった形でやりますので、我々としては、ともかく背中を押す、いろんな情報を与える。長崎には日葡協会、日仏協会、日英協会がございまして、そういったところとの連携も現在やっておりますし、ある市におきましては、もう既に特定の国からお話が来ている部分もございまして。

こういったことを早目早目にしながら、我々もできるだけ早く皆様方にこういったことで県内のキャンプ地というのがありますよということをお示ししたいと考えております。

【溝口委員】オリンピックとかそれぞれあるんですけれども、オリンピックのキャンプ地の招致関係については市の方にと言っていますけれども、県がリードして、県と市と一緒に誘致をしていただきたいと思っておりますので、これは要望しておきたいと思っております。

【山田(博)委員】今回のがんばらんば国体とがんばらんば大会の総括を拝見させてもらったんですね。

これは一言で言うと、いいことを書いてあるわけね。「こういうふう期待されました」、

「これができました」、「よかったです」とある。これは今後こういった大会、似たような大きなイベント、スポーツ大会に活かすためにつくられたのか、単なる一過性としてつくろうというふうになったのか、それをまずお尋ねしたいと思います。

【浦大会総務課長】今回、国体・大会という大きな大会を実績としてやりまして、いろんなこれまでになかった取組を県としてもやってまいりました。

こういった大きなイベントにおけるさまざまな分野での取組というもののまずは検証をしっかりとやると。その検証した結果を次に活かせるようにという意味合いをもって私どもはこのまとめをしております。

したがって、各分野におきましていろんな課題等があるものにつきましては、そういったところをいかに今後クリアしていくかということで、そういったことを検討しながら、今後、スポーツイベントを含めたイベント、大会等の開催につなげていければという思いで今回まとめたところでございます。

【山田(博)委員】そうすると、浦課長、私が1つだけあえて言わせていただきますと、例えば、会場の設定とあります。会場の設定に関して文教厚生委員会で大変問題になった経緯はご存じでしょう。馬術とか大問題になったんです。そういったことを書いてあるかということ、私の読解力では、そういうことは書いてない。当時、この場所をどこにするかで大変もめたんだよ、ここにしてくれ、ああしてくれとか言って。ぎりぎりなところで話があったわけなんです。そういったことを書いているかということ、どうですか。

会場選定に当たって1つだけ言うと、選定に

おいて大問題になったんだよ。特定の種目をあえて言うのはどうかというのがあるかもしれませんが、そういったことを書いているか、書いていないかということについてどうですか、会場の設定に関して言えば、それをお答えください。

【鹿摩競技式典課長】ご質問が大会総務課長ですが、業務としては私の課でやって、当時も山田(博)委員の方からいろいろご協議をいただきましたけれども。

会場の選定に当たって、確かに馬術競技の件で皆様にご足労をかけて、それから一気に加速したという分がありまして、その面を反省として載せなかったかと言われれば、それはこの中に載っていません、

私どもとしては、全体的な総括としては、結果的に我々が全会場地、全市町にいろんな形で振り込むことができ、全ての会場地が、デモスポも含めれば全体的に会場地となって県全体で取り組むことができたので、その点をよかったですと書いております。確かに、馬術のことがどうだったかと言われれば、それは書いていないので、それは問題だったんじゃないかというご指摘はそのとおりだと思います。

【山田(博)委員】私は、これを書かれることは大いに結構だと思うんですよ、後世に残して。私はなぜそれをあえて言うかということ、そういった苦勞の中でやってきたということもきちんと書いて、今後はそういったことがないようにするためにきちんと載せるべきなんですよ。恐らく、それを書いたら当時の担当していた議員が、「なんでこんなことを書いたのか」と、「統一地方選挙前に書いたら私が大変な目になるんじゃないか」とあなたたちは言われるかもしれませんが、事実なんだから。

あえて言うと、どれだけ皆さん方が苦勞したね。国体・障害者スポーツ大会部長、これは書かんといかん、こういったことは。今後、あなたのかわいい部下がまた同じ目に遭ったらどうするんですか。だから言っているんだよ、私は。昨日の本会議で、総務部長が「口利きはありません」と言ったけれども、私の前でやったから言ったんだよ、あんなことが二度とあったらいかんから。また同じような苦勞をかけたらいかんでしょう。

だから、藤原部長、あえてこれで正式というのは私は認められんよ。そういったところは書きにくかったかもしれんけれども、そこは委員長に相談しながら、実はそういったことも書きたかったんだけども。よかたい、今回私から指摘されたんだから、逃げも隠れもしないんだから、文句があったら私に言ってくればいいんだよ、事実なんだから。当時の委員会で集中審査してまで、どれだけ苦勞したね、あの時は。

【中村委員長】 山田(博)委員、議案から外れているから。まだ議案の決議は終わってないんだよ。

【山田(博)委員】 失礼しました。議案外だと思ったんです。また後でこれは質問させていただきたいと思いますので、一旦終わります。

【山口委員】 27号議案は、いわゆる基金の廃止条例ですよね。ということは、この大会を終えるに当たって基金の処理といいますか、基金残があるのかないのか、あるとすればどうしようとされているのか教えてください。

【浦大会総務課長】 がんばらんば国体・大会の運営基金につきましては、両大会の運営に充てるということで設置をしてきたものでございます。県から70億円積み立てを行いまして、それ

と皆様からいただいた募金等も一旦基金に積んで、それを取り崩して両大会の運営等に充てるということでやってきたものであります。したがいまして、両大会の開催が終わりましたので、基本的に基金を廃止するというので今回条例案を上げております。

基金の残につきましては、今回、2月補正予算でもまた補正をしておりますけれども、基本的には全額取り崩しをして両大会の事業費に充てるということにしておりますので、基金については今の時点では全額取り崩して充てているということになっております。

【山口委員】 確認です。もう基金としてはゼロの状態に廃止にするということですね。

【浦大会総務課長】 運営基金につきましては、全額取り崩しをしてしまつて廃止するということになります。

【中村委員長】 それでは、質疑がないようでございますので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村委員長】 討論がないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決をいたします。

第27号議案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村委員長】 ご異議なしと認めます。

よつて、第27号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

しばらく休憩いたします。

午前11時48分 休憩

午前11時48分 再開

【中村委員長】 委員会を再開いたします。

以上で、午前中の審査を終了いたしまして、
午後は1時30分から再開いたします。

午前11時49分 休憩

午後 1時30分 再開

【中村委員長】 委員会を再開いたします。

午前中に議案の採決までいきましたので、議
案外の所管事務一般について質問をお伺いした
と思います。

質問はございませんか。

【山田(朋)委員】 長崎がんばらんば国体の総括
の件でお伺いしたいと思います。

両大会とも出席をさせていただきまして、本
当に素晴らしい大会で、とても感動させていた
だきました。本当にありがとうございました。
大変お疲れさまでございました。

では、早速質問をしていきたいと思います。

12ページの学校観戦のところですが、
学校観戦を実施した市町が10市2町とあります。
競技会場の86%ということでありましたけ
れども、残りのところはやっていないのか、そ
の辺について教えていただけますでしょうか。

【鹿摩競技式典課長】 その部分につきましては、
各会場市町にアンケートという形で国体終了後
にお聞きした中から拾っておりまして、直接詳
しくお話を聞いたわけではないんですけども、
その中で読み取れましたのが、学校へ直接依頼
をしていないと思われるところが松浦市と長与
町でございました。ほかの市町につきましては、
何らかの形で依頼をして観戦が行われています。

また、市の方とか教育委員会の主導になると

思うんですけども、諫早市と平戸市と川棚町
については全小中学校に依頼をして実施したと
いうことで、それ以外のところは恐らく全部で
はないかもしれませんが、学校観戦を何
らかの形で依頼して実施していると思われます。
【山田(朋)委員】 とりあえず、どういう形にし
る、声はかけたけれども、実際に学校観戦を実
施した市町は10市2町にとどまったということ
ですね。

この競技会場の86%ということは、開催し
たけど、競技を観戦していない地域もあるとい
うことですね。

【鹿摩競技式典課長】 会場地につきましては、
実施したところが10市ですが、会場地としては
11市、町が3町でございまして、実施してい
ないところが1市1町で、残りが10市2町になり
ます。

【山田(朋)委員】 わかりました。

うちの子どもは中学生ですけども、観戦に
行ったようで、とてもいい経験をさせていただ
いたと思っております。子どもたちが60代ぐ
らいになった時にまた国体があるんだと思いま
すけれども、子どもの時にそのような経験がで
きたことは非常によかったというふうに、うち
の子どもにとどまらず、ほかの保護者からもそ
うような声を聞かせていただきました。

次に、17ページです。一般応援者のホーム
ページということで対応したということであり
ますが、これでどれくらいの方が利用された
とか、そういった実績とかはあるんでしょうか。

【金子施設調整課長】 これはホームページで、
国体の選手・参加者が使用していない宿の名前、
連絡先、あと、観光振興課でつくっています
ネットで空室が検索できるようになっているもの
を国体のホームページに掲載しておりますが、

どれだけそれを使われたかというのは私どもの方で把握をしておりません。

【山田(朋)委員】わかりました。非常に親切な試みをされたと思って、高く評価をさせていただきます。

すみません、そもそも論ですけれども、障害者スポーツ大会の方は、メダルの数というものが最初の方にしっかり明記されていたと思うんですけれども、国体に関しては、別欄で一覧表とかでいただいたんだと思いますけれども、特にこれに載せなかった理由が何かあるんでしょうか。

【浦大会総務課長】今回の国体の総括については、主に大会の運営面のところで我々がいろいろ苦労した点、あるいは実績として成果が上がった点、そしていろんな課題として浮かび上がった点、そういったところを運営面からの切り口でまとめようということで総括させていただいたので、競技力といたしますか、成績の方は特に今回の総括の中には載せなかったということでございます。

【山田(朋)委員】そしたら、がんばらんば大会の方は総括の中で最初に選手団の数とメダルの数が載っています。運営面のことということかもしれないけれども、この1冊が長崎がんばらんば国体の総括となるのであれば、実績は当然ながら、まず初めにどういう実績、どういう選手団で、どれだけの実績が上がったということを書いてもいいと私は思うんですけど、いかがでしょうか。

【浦大会総務課長】別に強く載せないことにこだわりがあるわけではございませんので。別途お配りした報告書の方には載せているんですけど、こちらの方にも載せる分には、「バランスがとれないじゃないですか」と呼ぶ者あり）そ

こは検討して体裁を整えるようにしたいと思います。

【山田(朋)委員】わかりました。ちゃんと立派なものができていたにもかかわらず、大変失礼いたしました。

あと、がんばらんば大会の方ですけれども、2番目の情報支援ボランティアのところで、「視覚障害者に対するサポートが弱かった」という総括がされています。

それで、7ページに視覚障害者に対する磁気誘導ループ、映像装置、視覚障害者に対するFM放送、音声誘導装置等の設置をしたとありますけれども、どういったところが足りなかったのか。マンパワー的な支援をする方が足りなかったのか。どういったことで弱かったというふうに総括をされたのかをお聞かせください。

【大庭障害者スポーツ大会課長】委員ご指摘のとおり、マンパワー的なサポートがもうちょっと必要であったのではないかと感じております。

音声誘導装置ですとか、FMラジオの貸与とか、そういったものはきちんと機能しておりましたけれども、情報支援ボランティアの場合、聴覚障害者に対しては600の方がマンツーマンみたいな形でサポートをしたんですけれども、視覚障害者に対しては、こういう機器とか仮設の整備というのは十分配慮はしたんですけれども、その会場において寄り添って、今こういうシーンがありますよといったことを言葉で伝える、そういったものが必要だったのではないかなという反省があります。

これにつきましては次期開催県の和歌山県等とも話をしまして、改善が図られればお願いしたいという旨は和歌山県の課長にもお伝えしてきたところであります。

【中村委員長】ほかに。

【山田(博)委員】 議案外で、先ほど言ったがならば国体の総括で、皆さん方が頑張られてすばらしいとあるけれども、これはあくまでも今後のことに関してこういったことがあって、こういったことは今後気をつけようということで、式典の会場とか苦勞されたことがあるわけだから、そこは本来書くべきではなかったかなと思います。

それは何らかの記録できちんと残して、今後のあらゆる競技種目の参考にするように、ぜひ活かしていただきたいと思うんです。随分あの時苦勞したんだから、ああいったところで大変だったということもきちんと明記した上で今後の競技力の向上なり、また、こういった大会を誘致するに当たっての参考にすべきだということでもありますので、午前中、議案外だと思っていて失礼しました。体調が夕べからすぐれないものだから、大変失礼しました。そういったことを踏まえた上でやっていただきたいと思います。その見解をひとつ聞かせていただきたい。

それから、先ほど質問をしようと思ったんですが、国体関係で学校観戦がありましたね。この学校観戦というのはあくまでも県民総参加の目標のもとということでありまして、学校観戦をしてくださいということで呼びかけた市と呼びかけてない市があったわけですね。

そうすると、今後、ワールドカップとかラグビーとか、いろんな誘致をするに当たって、余りにも温度差があると大きなマイナスポイントになりかねないので、そこは今後誘致していくという中でどういうふうにとらえているのか、見解を聞かせていただきたいと思います。

【鹿摩競技式典課長】先ほどの山田朋子委員の質問にも答えたところですが、今回、していない市町ということでさっき2つ名前を挙

げましたけれども、松浦市に関しては実際は応援という形ではしてありませんけれども、地元の中学生、高校生がまず競技補助員として多数参加をしております。あとはおもてなしの一環で共同芸能とか、中学校でなぎなたのリズムダンスというものを全校生徒で披露したりという形では出ておりますので、あえて全体的に競技観戦をしてくださいという動きは市教委としてはなかったようですが、何らかの形で、なぎなた競技にかかわっているというのはございます。

長与町につきましては、アンケートの中で読み取れたのは、地域の応援に力を入れて、長崎県だけの応援ではなくて、いろんな県に地域を割り当てて応援活動をしたというふうに取り扱われます。

今回、県としてもできる限りそういう機会をとらえて、学校観戦だけではなくて、いろんな形でかかわってほしいというお願いをしているんですけれども、必ずしも学校観戦をしてくださいとは言っておりません。

というのは、学校が学校観戦をする場合には、平日にすれば、それを学校教育活動の一環として見なして授業等の中に組み込んでいかないといけませんので、そこはいろんな事情があって取り組み方に温度差が出てくるのはどうしてもやむを得ないかなと思っております。

【宮下県民スポーツ課長】各種大きなスポーツ大会につきましては、子どもたちがこういった大きな、立派な、トップ選手が行う試合を見れるように、皆さんには周知、PRを図って、できるだけ見ていただくという努力を、基本的には市町がいろいろなところで中心になって動くことになるかと思いますが、県もそれを十分サポートしてまいりたいと思っております。

【山田(博)委員】 私としては、学校観戦で温度

差があったのは仕方ないということであれば、それでよしとするのか、あと、競技場の問題などがあるのをよしとするのか、今後の県の取り組み姿勢を問われるわけだから、その点をしっかり踏まえた上で今後の大きな競技の誘致に当たって参考にしてもらおうようにしてもらいたいと思います。今後の大切なポイントですから、それを言って終わりたいと思います。

【中村委員長】ほかに。

【前田委員】議案外なので、ラグビーのワールドカップの落選で、総括というか、きちんとした形での報告を求めたいと思います。

【宮下県民スポーツ課長】ラグビーのワールドカップについては、10月に立候補の表明をしまして、いろいろ検討を進めてまいって、それから申請が済んだ後については...

【中村委員長】理由だけ言ってください。

【宮下県民スポーツ課長】選ばれなかった理由としては、我々が考えているのは、1点目は会場のキャパが小さかったということがあったんじゃないかと思います。15の会場の中で下から3番目というキャパであって、組織委員会の方も収益性の重視という考え方もあって、今回、キャパの大きなところが選ばれているという結果になっております。

2点目は地理的なバランスもあったかと思えます。全国的に北海道から九州までバランスがとれた選定という話になっています。その中でも九州は激戦区だったということが言えるかと思えます。

3点目は国際大会の実績が本県はなかったということが挙げられるかと思えます。大分県の場合は、サッカーの日韓ワールドカップといった実績でありますとか、熊本県の場合は、ハンドボールの世界大会を1997年に誘致をしてお

ります。福岡県もラグビーのオールディーズのワールドラグビー大会という世界大会を事前にやっておられるという実績がありました。

以上の3点が大きな要因じゃないかと分析しております。

【前田委員】2日の発表で日にちがたっていないから推測というか、そういうことでも結構ですけれども、きちんとしたルートがあるのかどうかわかりませんが、なぜ選から漏れたかというのはしっかりと情報をとっていきべきじゃないのかなと思っています。

午前中も少し申したように、仮にキャパの問題ということであれば、今後のことを考えた時に、施設の建設のところまで検討するのか、しないのかという話になります。それと実績ということになると、実績がないということになればずっと実績はないわけだから、これから先も実績がないですねという話になってくるといけない。

それから、九州の中でという話になってくると、地理的な話になってきても、福岡県と熊本県と大分県と選ばれていて長崎県が地理的なところでどこにハンディーがあったのか。

今言った理由だけで、はい、そうですかという話にはならないし、それじゃ次に生かされないという気がしているので、まずもってきちんとした敗因の分析検証を行ってほしいと思いますし、そのことを次の行動に生かしてほしいなと思います。

例えば、プレゼンテーション自体に問題があったのかどうか、プレゼンテーションとして見劣っていたのかどうか、もしくはロビー活動が足りなかったのか、いろいろありますよね。そういうところを自分たちなりに反省して検証する中で、こういうところが少し足りなかったと

いう認識はないんですか。

【藤原国体・障害者スポーツ大会部長】先ほど課長がお話をしましたけど、地域バランスというのは、結果的に収容人員が少ない、実績が足りない、そういうところで固まったところから、どこを落とそうかといった時に、結局、長崎県が落ちたという一つの結果論であっただろうと思います。

したがって、本当のところ、我々もラグビーの組織委員会の方から、直接、どういう形で、あなたのところは何が悪いから落とすよという回答は来ないということを知っています。総合的に決めたということが公式な回答なんですけれども、我々もいろいろ探りを入れて、その探りというのはこの結果が出た時だけではなくて、その前の時からずっとお話をしている部分がありました。やはり課長が言ったみたいに、収益性の点からスタジアムが小さい、それから実績が足りないというようなことは組織委員会からも耳にしたところがございます。多分それ以上のことは今後組織委員会からの公式的な回答としては出ないだろうと思います。

したがって、我々はこれを今後どういうふうに考えていって長崎県のそういう国際大会の誘致をしていくのかということを考えなければいけないと思います。

例えば、実績なんかですと、ほかの県に比べると長崎県は国際スポーツ大会に対するチャレンジというのが結果的に足りなかったという面は非常にあると思います。県のラグビー協会とも話をしましたが、今度手を挙げたことによって確実に一歩前進したと。というのは、15の候補地のうち14の候補地というのは、大体みんな背丈が一緒のラグビーのところですから

ども、そこに長崎県が入ってきて、全国的に候補地の名前を言う時に、あれ、なんで長崎県が出ているんだというようなことも大分お聞きいたしました。

ということは、そこで長崎県というのはこういうことをやるんだなというPRが一つできたんじゃないかなと。これを実際に形として結びつけるためには、これからどんどんチャレンジをしていく必要があるだろうと思います。

それから、収容人員の問題につきましては、たまたまラグビーがそういう収益性の問題としてそういうふうな選択をしたという結果としてあっただろうと思っていて、その他のスポーツに関して言えば、それだけではないだろうと思います。

これを例えば現在の2万人を3万人にする、4万人にする、あるいはほかの競技場で4万人をつくるというのは現在の段階では考えにくいことですが、そのところはいろんなスポーツを取捨選択しながら国際大会のそういう誘致ということ強く進めてまいりたいと思います。

【前田委員】プレゼンテーションとしてはいいものが多分出ているだろうなと思います。それは施設面のハンディーをカバーするだけの国体を通じたソフトの充実というんですか、そのことが財産として残ったわけですから、そこはしっかり訴え切れていると思うんですよ。

しかし、そのことをもってしても選から漏れたということについては、協会としてそういうことは公式には発表しないんですよと言うかもしれないけれども、それは今からでもあらゆるルートを通じて探る努力は必要だなということをおっしゃっています。

それと、一部報道の中でアナウンサーが「県の取組が足りなかった」というようなことを述

べたということで、県の方はかんかんに怒ったという話も伝え聞こえてきておりますが、事実かどうかわからないんですが、本当にオール・フォー・ワンで一緒に頑張った中で、残念だったねということで終わって次に向かうということであればいいですけれども、マスコミの方から見て、外部の方から見て、関係する団体から見て、もしかすると互いに足らざるところがあったとするならば、その意見というものはしっかり書面等で聴取をしてもらって次に活かしていくというか、お互いに、今回は参入したことでよかったんだ、次につながったという意識でいるのかどうかというのは少し温度差があると私は思いますし、自分が関係した中ではそうではないんじゃないのかなという認識をいたしております。

いずれにしても、この短期間の中で県としては精いっぱいのことをやっていただいたという気はいたしておりますが、それをもってしても足りなかった。今、部長がいみじくも言われた世界レベルのところにはチャレンジする取組がまだまだ弱いとするならば、そこはやっぱり今回のことをもっともっとしっかり意見聴取しながら検討すべきで、参加してよかったということには多分ならないんじゃないかなと。

部長、少し不満げですから、もし反論があるようだったらおっしゃってください。

【藤原国体・障害者スポーツ大会部長】 まず、1月19日に現地視察がございまして、イギリスの方から、外国の方が3名と、それから日本の組織委員会の方が見えられました。

我々のプレゼンテーションといたしましては、三菱の方にアイルランドからラグビーの経験者のマイケル・パットンさんという方が来られておりまして、ラグビーにも非常に精通している

し、英語も当然外国の方だからしゃべられます。その方にまずプレゼンテーションをしていただきまして、長崎でやる意義、それから施設の状況でありますとか、そういうことを全て英語でお話をさせていただきました。そして、2時間近く現場を視察しましたけれども、あらゆる回答、質問についても私たちは的確に答えたいと思いますし、現実に関わった時に非常によかったという褒めの言葉もいただきました。

ただ、向こうから幾つかの注文がございました。それにつきましては今後できるだけそれに沿うような形で検討したいということをお申し述べたところでございます。

発表の時に、森元総理がインターネットで記者会見に出られた時に、ある新聞社が「3県が落ちたのはなんでなのか」ということを質問した時に、「それぞれに落ちる理由があったんだ」ということで具体的なことをおっしゃいました。「やる気がない」とか、あるいは「オーロラビジョンが2つ要るのに自分のところには1つしかなくて、そういうものは我々としてはつけられない」とか、そういうことをおっしゃったわけで、現実的に話を聞いてみたわけではございませんけれども、我々は決してそういう対応をとったわけではない。それが一般的に落ちたところには結局当てはまるんだろうなということで、記者さんも長崎県は落ちたんだから、やる気がなかったんじゃないかというようなことをご判断してああいう発言を長崎のテレビでされたのではないかと思います。

私たちとしては、あれはあれで報道の自由ですから構いませんけれども、ラグビー協会とも昨日、一昨日と2日間にわたってお話をしましたけれども、決してそういうことはなかったということは絶対に確認できるということで考え

ているところでございます。

【前田委員】「絶対に確認できる」と言いましたけれども、本当に胸を張って「全面的にラグビー協会とタッグを組んでやれました」と言えますか。英語のお話があったけれども、英語のお願いをした時も、あなたたちは何人か手伝ったんですか、英語を訳するのを。全部ラグビー協会で行っているじゃないですか。

じゃ、これからもろもろ詰めていきましょうか。私が知る範囲で、はっきりした方がいいんだったら、はっきりしましょう、そこは。本当に全面的にあなたたちが胸を張って、やれることは全部やったということを言い切れますか、部長。

【藤原国体・障害者スポーツ大会部長】今、私が申し上げましたのは、森元総理がおっしゃった（「森さんの話はしてないよ」と呼ぶ者あり）

【中村委員長】簡潔に答弁してください。

【藤原国体・障害者スポーツ大会部長】その件についてお話し申し上げたわけございまして、100%タッグを組んでこの短い期間に協会と一緒にやってやったかどうか、そこは委員が言われるように、これから検証をやっていきたいと思えます。

【前田委員】これから力を合わせていかなければいけないから、ここで仲たがいでいしても仕方ないけど、負けた腹いせとか、責任のなすり合いをやっているんじゃないんですよ。手を挙げてからここに至るまでの経過の中で随分と不満が出てきていますよ。そのこと一つ一つにしっかり応えましたかと、対応も含めて。若手の職員は頑張ったという話は聞いていますよ。まあ、しっかり検証していきましょう、もういいです。

【中村委員長】委員長を交代します。

【ごう副委員長】中村委員長、どうぞ。

【中村委員長】今、部長の言葉の中に、「あれ、なんで長崎県が」という言葉があったと思うんです。あれは非常に私は引かかるな。他県の方たちが、「えっ、なんで長崎県が」と言われた言葉が、いかに今まで長崎県がスポーツ振興に対して力を注いでなかったかと、私はそう聞こえるんです。はっきり言ってそう聞こえる。

おまけに今回新しい競技場をつくったわけだよ。当然つくる時にはいろんな方向からのことを検討したと思うんです。世界大会にしる、ワールド大会にしる、例えば入客数が何人、会場の指定が何人以上とか、今回ラグビーの時にあったわけでしょう。そういうのはつくる時に調べておかんと、調べてからつくるんでしょう。どこまで検討したのかな。私は以前も言ったことがあるんです、収容人員に対して、これで大丈夫かと。

例えば、以前、長崎県立の体育館をつくりましたね。今回、国体のために諫早に体育館をつくりましたね、競技場の横に。あれもキャパが少し足りないんです、公式大会ができないんですよ、あの体育館じゃ。

だから、そういうことも含めて、やっぱり長崎県というのは今までスポーツ振興に対する力の注ぎ方が足りないと思う。

さっきのその言葉というのはどういうたぐいからきたんですか。

【藤原国体・障害者スポーツ大会部長】私が、「あれっ」というふうに申し上げたのは、15都市が立候補しましたけれども、ラグビーにつきまちは非常に強豪なり、福岡県にしてもラグビーの西日本の拠点であるというような位置づけの中で、ラグビーで非常に有名なところが多い、ほとんどそうだと。

その中でラグビーの関係者としては、長崎県

はラグビーで強いんだと考えていますけれども、一般的にいくと、やっぱり花園とか熊谷とかに比べると長崎県というのは一般の人にとってみればラグビーとしては知られていない。そこが手を挙げたんだと。そういう意味で皆さんが「あれっ」というふうに思われたんじゃないか。それは逆に私はよかったと思うんです。よかったという意味で、「あれっ」と私は申し上げたつもりです。

【中村委員長】 すごく理解に苦しむな、今の言いわけも。部長はそういうふうに考えているかもしれないけれども、私自身はずっと今までスポーツ振興について長崎県はもっと力を入れなければいかんということは言ってきたと思うんです。だから今回の予算の面も言った。

今、いろんな観光施設を利用して長崎はやっていますね、全てをやっている。ところが、観光施設というのはリピーターをつくるのはなかなか難しい。しばらく期間があいてやっともう一回来ようかなという考えを持つと思うんです。

ただ、スポーツというのは、同じ大会を毎年、同じ場所で開催しても、必ずそれだけの人員が来るんです。そういうところをもう少し県の人たちは考えていただきたいと私は思うんです。どこに、どれだけの力を入れれば、この長崎県にたくさん人間が来てくれるかということをもっと真剣に考えた方がいいと思う、今の時期に。せっかく長崎県というのはこれだけ観光施設もあるんだから、それとタイアップしていくような部分を考えないと、せっかくの機会だから。これだけの施設もつくって、やっと長崎で国体ができて、スポーツ振興に対する意識が今上がってきていますからね。これを1回落としたら、立ち上がれないです。

そういうことを含めて、例えば施設建設にし

る何にしる、やっぱり先のことを考えてつくってもらわないと、利用価値が高いものにしてもらわないと、それだけです。

【藤原国体・障害者スポーツ大会部長】 中村委員長が本会議でおっしゃられましたように、非常に観光資源がある中で、そういうものと組み合わせるとスポーツ振興というのをやるべきだと、まさしくそのとおりだと思います。

そしてまた、これまでの長崎県のスポーツに対するそういう取組、国際大会に対する取組というのも非常に足りなかった部分がございます。今後、それにつきましては本当に肝に銘じてやっていかなければならないということを私も考えています。

【ごう副委員長】 委員長を交代します。

【中村委員長】 ほかに。

【山田(博)委員】 施設のキャパというのは、国体・障害者スポーツ大会部で決めたんじゃないんでしょう。施設の能力はどこが決めたんですか。今、中村委員長が言われることはわからなくてもないけど、国体・障害者スポーツ大会部でキャパとかを決めたのか、それが1つ。

あと、収益性を最初からうたわれているのであれば、その収益性についてのプレゼンテーションももちろんされたと思うんだけど、プレゼンテーションをする前から、今回のワールドカップは収益性を重視しますという話があったわけでしょう。今聞いていたら、そういう話だったから。それに基づいてプレゼンテーションをされたかどうかということを確認します。

2点だけ、いろいろと委員の皆さん方の質問を聞いて確認というか、お尋ねしたいんですが、お願いします。

【宮下県民スポーツ課長】 諫早の競技場の整備をされた時は、都市公園ということで土木部の

都市計画課の方が所管課でした。その中にスポーツという観点がありますので、どういう施設の規模がいいのかということは国体・障害者スポーツ大会部も一緒に協議をしました。1つは国内のJリーグという話がございましたので、Jリーグの基準に見合う施設を国体とあわせてつくるというのが今の施設の形になったのかと思います。

それと、キャパの問題ですけれども、これは直接的に最初から提示されたものではなくて、もともとは1万5,000人以上収容のスタジアムであれば試合が可能でと。ただ、キャパが大きいかほどビッグな強豪チーム同士の準決勝とか、そういった試合ができますが、最終的には国立の8万人の競技場ということは決まっています。

ただ、最初からキャパありきではなかったんですけれども、やはり組織委員会自体も台所事情が、新聞等々で触れられていますけれども、競技運営の収入を上げるためにはキャパが一定ないと赤字が出ると。ニュージーランドもかなり運営収支が悪かったそうなんですけれども、そのようなことにならないように組織委員会の方も台所事情があったということで、収益性という話が後ほど話の中で出てきたという状況があります。

そういった組織委員会自体の事情がこういった結果にも反映されたのかなと思います。

【山田(博)委員】最初に、プレゼンテーションする前からそういった話があったということで聞いていましたという話があったから私は聞いているんですよ。今聞いたら、その後にはわかったんですよと言われるから、どっちだったのかと聞いているんです。それが1つ。

それと、施設のキャパというのは、今、中村委員長がもっと大きくすべきだったろうと、あ

なたたちは何をしているんですかという指摘をされることはわかるわけです。しかし、その施設をつくるに当たっては、あなたたちがそれだけの、関与をするだけの余地があったのか、なかったのかということを確認したいんです。

当初は今のJリーグだけの基準で考えていたんですよということなんですね。それでちょっと増やして2万5,000人の収容にしたんですよ。最終的には当時の知事が決めたんだらうから、予算面で、これでやろうと。中村知事だったら、中村委員長が言えば、同じ名前だから親近感があってまた違ったかもしれないと思うんです。今になったら後の祭りになりますけれども、そういったことを含めてお答えいただきたいと思います。

【宮下県民スポーツ課長】諫早の競技場をつくる場合のスポーツ部局の関与のことですが、国体を開くということがまず大前提にありましたので、それにプラスして今後の利活用を考えた時に、Jリーグのような国内のそういったビッグな大会ができる施設ということになったようでございます。

それと、キャパのお話がプレゼンテーションがある前だったかどうかというお話ですけれども、これはプレゼンテーションの前から、申請書を10月末に出していますので、その中に一定、開催地としてどんなインセンティブがありますかということは申請書の照会の中でやっていますので、そういったところでいろいろな条件を、施設使用料の減免とか、そういった話はさせていただいておりますが、以前からそういったキャパの話がプレゼンテーションの前から出ていたかということですが、そういう状況は漏れ聞こえておりました。

【山田(博)委員】だから、やっぱり戦略・戦術

を立てないといけないわけだから。先ほど前田委員が県民スポーツ課長にいろいろ詰め寄ったことがあったけれども、そういった行き違いとか、選挙と一緒に、例えば、ほかの人は違うけど、私はこう思っているんです。選挙で落選したら候補者の不徳のいたすところで、当選したら皆さんのおかげでございますだから、結果的にはそういうようになるわけです。

だから、全力で当たって、戦略・戦術の中で、収益性がことがあるのだったら、それをどういうふうに突き詰めてやったか、やってないか。今になったら収益性についてどういうふうなプレゼンテーションだったかというのは、県民スポーツ課長としては答えにくいんでしょうから、今後はそういったことを踏まえて反省して、次のステップにしていきたいと思います。

前田委員も言われたけれども、私も県議会で質問をした時には、はっきり言って誰も関心なかったんですよ。それでみんなが盛り上がりやってきたわけだから。そういった点では盛り上がり過ぎて今回のこういった議論になるということは大いに結構だと思いますよ。それだけ一生懸命やってきた証なんだから、議会側も理事者側も。そういった点でボタンのかけ違いがあって、今後いい方向に向けるように今回の反省を踏まえて頑張っていたきたいと思います。

【藤原国体・障害者スポーツ大会部長】資料を見ますと、平成19年、8年前に整備検討会議というものをつくって、新しい施設をどういうふうにしたらいいかというようなことを検討をしたという記録が残っております。

その中で、日本サッカー協会のスタジアム基準ということで2万人ということだったと思いますけれども、もうちょっと詳しい資料を我々としても調べてみたいと思います。

それから、いろいろ議論はございますけれども、ともかく手を挙げて落ちたということにつきましては、やっぱり我々としても一つの大きな責任があると考えておりますので、そこは十分に検証をやっていきたいと考えております。

【山田(博)委員】部長、縁起でもないことを言うなって、さっきから黙って聞いていたら、落ちちゃけた、落ちちゃけたと言わんでくれよ。今年の4月はみんな頑張るんだから。さっきから聞いておけば、落ちちゃけた、落ちちゃけたと、頑張ったのに残念な結果と言えはいいのに、縁起でもないことを言わんでくれよ。

【中村委員長】委員長を交代します。

【ごう副委員長】中村委員長、どうぞ。

【中村委員長】最後ですから1つだけお願いしておきます。先ほどからV・ファーレン長崎についてもいろいろ質問が出ていましたけれども、1つのお願いとして、V・ファーレン長崎の観客動員も増やさんといかんし、ぜひJ1にも上がっていただきたいと思うんだけど、なかなか応援客が増えていかないというのが非常にあなたたちも悩みの種じゃないかなと思っています。

それで1つ提案なんだけど、これは県がもっと力を入れて長崎県出身の選手を入れる。V・ファーレン長崎のチームにぜひ長崎県の選手が入れるように、そしてまた入れるような環境をつくること。

それともう1点、今、応援団が長崎市の方を中心に結成をされています。諫早市の方たちのトップに立つような方がいない。できれば諫早市の方たちがトップになって、そしてまた長崎市の方たちもトップになって、同じ体制で応援できるようなことをつくっていただきたいと私は思うんです。そうしなければ、諫早市の方

ちの盛り上がりがないんです。これは私たちの責任だとも思うんだけど、今、応援団長が長崎市の方なんです。本当に一生懸命ですよ。

だから、その辺をできれば諫早市あたりとも協議をしながら、何とかして体制をつくっていかんと、もう今のままで横ばいでいったら終わりますよ。もう一回頑張ろうや。よろしく願います。

【宮下県民スポーツ課長】今、中村委員長から励ましの言葉をV・ファーレン長崎の方にいただきました。

県出身の選手を増やすということで、V・ファーレン長崎側もアンダーの育成に力を入れるということで、地元の高校生たちをそのままV・ファーレン長崎に選手として入れるように、そういった育成を今からやろうとしていますので、もうしばらく時間がかかるかなとは思いますが、そういった努力はされているということをご報告させていただきます。

それから、サポーターの方も、確かに長崎市の某店をされている方が中心になってやっておられます。諫早市の駅前商店街も少し盛り上がってきているかなと思うんですけど、まだまだ足りないと思いますので、市の方ともその辺については十分お話をさせていただいて、さらに諫早市内のまちがV・ファーレン長崎の試合の時には盛り上がるような、そういった仕掛けをぜひしていただけるように協議をしてまいりたいと思います。

【中村委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村委員長】ほかに質問がないようでございますので、国体・障害者スポーツ大会部関係の審査結果について整理をしたいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 2時13分 休憩

午後 2時13分 再開

【中村委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、国体・障害者スポーツ大会部関係の審査を終了いたします。

2時20分から、引き続き教育委員会関係の審査を行います。

しばらく休憩いたします。

午後 2時14分 休憩

午後 2時22分 再開

【中村委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

これより、教育委員会関係の審査を行います。

佐世保事案につきましては、月曜日、朝10時からを予定しておりましたが、審議が遅れましたので、これはかなりずれこむと思いますので、早ければ明日の午後から入れるかなという予測を今しています。今日の審議が議案外まで進むことができれば朝いちから入りたいと思っております。皆さんたちのご協力をお願いいたします。

そこで、本日は通常の前案と議案等についての審査を行いたいと思います。

まず、今回、職員の給与改定に係る補正予算案、当初予算案が付託されておりますので、分科会に先立ちまして、給与改正関係の審査を行いたいと思います。

第17号議案乃至第19号議案を議題といたします。

教育長より説明をお願いいたします。

【池松教育長】給与改正関係条例について、ご説明をいたします。

「文教厚生委員会関係議案説明資料」の教育委員会の1ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第17号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分、第18号議案「知事、副知事、教育長及び常勤の監査委員の給与の特例に関する条例」のうち関係部分、第19号議案「職員の給与の臨時特例に関する条例」のうち関係部分であります。

第17号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」は、昨年10月8日に行われた県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告や、国家公務員の給与の取り扱いの状況等を踏まえ、職員の給与改定等を実施するため、関係条例を改正しようとするものであります。

今回の改正の主なものは、平成26年度の給与改定においては、若年層に重点を置いた給料月額引き上げ、期末勤勉手当の0.15月分の引き上げなどとなっております。

また、平成27年度以降においては、若年層を除く職員の給料月額の引き下げなどの給与制度の総合的な見直しを行うものであります。

2ページをお開きください。第18号議案「知事、副知事、教育長及び常勤の監査委員の給与の特例に関する条例」、第19号議案「職員の給与の臨時特例に関する条例」は、本県の厳しい財政状況を踏まえ、今後、さらなる収支改善に取り組んでいく必要があることから、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間、臨時的な特例措置として給料月額及び期末勤勉手当等の給料月額に連動する手当について、教育長が5%の減額、管理職員が2%から3%の減額をする給与減額支給措置を実施しようとするものであります。

なお、詳細につきましては、この後、担当課

長からご説明いたします。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中村委員長】 ありがとうございます。

次に、補足説明をお願いします。

【松尾教職員課長】 まず、お手元に配付いたしております横長の「平成27年2月定例県議会文教厚生委員会説明資料」のご準備をお願いいたします。条例議案が掲載されております横長の資料でございます。

文教厚生委員会説明資料の1ページをお開きください。

まず、第17号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」の内容から説明をいたします。

この条例は、昨年10月に行われた人事委員会報告及び勧告や国の取り扱い等を踏まえ、本年度及び次年度以降の給与改定を行うため、関係条例を改正しようとするものであります。

具体的な改正内容についてでございますが、まず、「平成26年度の給与改定」からご説明いたします。

1の(1)ですが、本年度の給料表については、人事委員会勧告どおり、国家公務員の俸給表の改定に準じ、平均0.25%引き上げたいと考えております。

次に、(2)の期末勤勉手当でございますが、これにつきましても人事委員会勧告どおり、年間の支給月数を国家公務員に準じて引き上げたいと考えております。

引き上げの内容につきましては、1ページ目から2ページ目にかけて記載のとおりでございますが、一般職員につきましては、現行の年間3.95月を勤勉手当について0.15月分引き上げ、トータル4.1月としたいと考えております。

次に、2ページ目をご覧ください。3の実施時期につきましては、平成26年4月1日から適用の予定としております。ただし、平成26年12月期の期末勤勉手当の支給月数については平成26年12月1日から、また、平成27年度以降の期末勤勉手当の支給月数については平成27年4月1日から施行したいと考えております。

次に、3ページ目をご覧ください。平成27年4月1日から施行となります給与制度の総合的見直しについてご説明いたします。

国において、地域間、世代間の給与配分のあり方などを見直す内容であり、給与制度の総合的見直しが勧告され、実施されました。

本県におきましても、国家公務員との均衡の原則等により、国に準じた改定が必要であるとの人事委員会勧告を受け、勧告に沿い、改定を行うものであります。

具体的な内容について、ご説明いたします。

(1)の給料表の改定でございますが、人事委員会勧告どおり、平均2%、高位号給は最大4%程度を引き下げたいと考えております。

なお、この給料表の引き下げに伴い、国に準じて激変緩和のための記載のとりの経過措置を講じたいと考えております。

次に、(2)の諸手当の改定でございます。

まず、の地域手当につきましては、人事委員会勧告どおり、国に準じた改定を行いたいと考えております。

なお、支給率の改定がある地域については、東京と特別区などの都市部の地域でございますが、県内の地域の支給率については、改定はございません。

の単身赴任手当については、これも人事委員会勧告どおり、国に準じ、基礎額を現行の2万3,000円から3万円に引き上げ、交通距離に応

じた加算額につきましては、現行の6,000円以上4万5,000円以下の額について、8,000円以上5万8,000円以下に引き上げたいと考えております。

また、2,000キロメートル以上となる遠距離の区分を2区分新設の上、それぞれ6万4,000円と7万円にしたいと考えております。

なお、この地域手当と単身赴任手当の引き上げについては、一番下に「」で記載のとおり、国に準じ、平成30年4月までに段階的に引き上げを行う予定であります。

次に、の管理職員特別勤務手当についてでございます。

この手当は、現在、管理職員が土日等の休日に災害の対処等のため緊急的にやむを得ず勤務した場合に支給される手当ですが、今回、人事委員会勧告に沿って臨時・緊急の必要により平日深夜に勤務した場合も支給できることとし、勤務1回につき6,000円を超えない範囲の額を支給しようとするものであります。

4ページ目をお開きください。2の退職手当に関する改正でございますが、退職手当につきましては、平成25年4月から国に準じ、水準引き下げの見直しを行ったところですが、このたびの給与制度の総合的見直しによる給与水準の引き下げにより、退職手当の水準がさらに引き下がることなどから、国に準じ、現行の退職手当水準の範囲内で調整月額を改定するものであります。

3の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正については、先ほど説明しました給与制度の総合的見直しに係る経過措置を設けることに伴う所要の改正でございます。

以上が給与制度の総合的見直しの内容となります。これにつきましては、平成27年4月1日から施行したいと考えております。

次に、本年度の給与改定及び来年度からの給与制度の総合的見直しに係る内容以外の項目について、ご説明いたします。

4ページの中段、「その他の改定」でございます。

まず、(1)の50歳台後半層職員の昇給制度の改正について、ご説明いたします。

これは、50歳台後半層の職員の給与について、民間との給与差があるとされていることを踏まえ、人事委員会勧告どおりに国に準じ、現行は55歳を超える職員につきましては、2号給昇給させているものを標準の成績の場合は昇給させず、原則、昇給を停止させようという改正でございます。

次に、(2)の再任用職員の給与についてです。

今回、国において、再任用者の増加に伴い、転居を伴う移動をする職員の増加が避けられないことから、民間の状況を踏まえ、単身赴任手当を支給することとなり、本県においても、人事委員会報告どおり、国に準じ、新たに再任用職員を単身赴任手当の支給対象に含めるよう改正するものであります。

2の学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてでございますが、これは人事委員会の報告に基づくとともに、国がめり張りのある教員給与体系を推し進める施策として、義務教育費国庫負担金の算定において、部活動の指導に従事するなどの特殊な業務を行った場合に支給される教員特殊業務手当の算定基準を現行2,400円から6,400円の単価を3,000円から8,000円に引き上げたことに伴い、本県においても、この基準に沿って教員特殊業務手当の支給額を引き上げようとするものであります。

5ページ目の3の職員の育児休業等に関する

条例及び4の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例については、先ほど説明いたしました再任用職員の給与改定に伴い所要の改正を行うものであります。

以上、これまでご説明いたしました「その他の改定」の項目につきましては、いずれも平成27年4月1日から施行したいと考えております。

以上が第17号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」の内容でございます。

続きまして、7ページをお開きください。第19号議案「職員の給与の臨時特例に関する条例」について、ご説明いたします。

これにつきましては、本県の厳しい財政状況を踏まえ、さらなる収支改善対策の一環として管理職員の給与削減を平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間、実施しようとするものです。

具体的には、知事、教育、警察の各部局において、管理職員を対象に実施いたしますが、教育委員会におきましては、資料に記載のとおり、政策監、本庁次長、中高一貫校に勤務する校長については3%、本庁の課長や中高一貫校以外に勤務する校長、事務局長については2.5%、副校長、教頭、事務長については2%の減額を行う内容であります。

これにより、3年間で県全体で約11億1,000万円、うち教育委員会で約8億4,000万円の歳出削減を見込んでおります。

以上で本日ご審議いただきたい給与関係の議案内容についての補足説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【中村委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、これより議

案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

【高比良(末)委員】 説明資料4ページの「その他の改定」で、職員の給与に関する条例等の一部改正で、50歳台後半層の職員の昇給制度の改正、民間との対比で下げると。これまで一生懸命頑張ってきて、55歳を超えて今頃になって「民間と」と言われてもちょっとね、「わかりました」というわけにはいかんでしょうな、対象者は。どれくらい違うんですか。わかりますか。

それと、これは全国一律ですか、民間はどういう層を基本にしているのか。これは5年間でしょうかね、今、60歳までですか。年間でどれくらいの目減りになるんですか。その辺、具体的にお示しいただけますか。

【松尾教職員課長】これは基本的に人事委員会が民間の調査をして、国の方は人事院が調査をするわけですが、その際、どうしても民間の実態が50歳台になるとなかなか給与が上がらない。55歳を過ぎるとさらに、場合によっては下がるところもあるというような実態があるということで、基本的に公務員の給与は人事委員会、あるいは人事院が調査する結果に基づいて勧告を受けて改定するというようになっておりますので、その差を埋めるために、今回、国、県、これは他の都道府県も同じような形で55歳の昇給停止を導入するというような形になっております。

現在の民間との差は、今手持ちの資料がございませんけれど、基本的に55歳の昇給停止を導入することによりまして、県全体で単年度当たり約4,300万円、教育部局におきましては1,800万円程度の削減効果があるという見込みでございます。

【高比良(末)委員】 さっきの答弁とあんまり変わらんね。そのくらい調べて来んね。人の給料を下げようという提案をしているのに、どのくらい下がるかも説明できんで、こっちも検討できんでしょうが。

【中村委員長】 しばらく休憩します。

午後 2時38分 休憩

午後 2時40分 再開

【中村委員長】 委員会を再開します。

ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村委員長】ほかに質疑がないようでございますので、今の部分については資料が届き次第報告をしていただくということでよろしいですが、教職員課長。

【松尾教職員課長】 はい。

【中村委員長】 それでは、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村委員長】 討論がないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行いたいと思うんですけれども、しばらく休憩します。

午後 2時41分 休憩

午後 2時55分 再開

【中村委員長】 委員会を再開いたします。

【松尾教職員課長】 先ほどの55歳昇給停止についてのご質問の点ですけれど、実際の民間と公務員の差がどれだけあるのかというのは国の方でも公表されていないということで、その点

については資料がございませんので今お答えできませんが、国の方が調査に基づいて実施を勧告されたと。県としては県の人事委員会が国に準じて行うことを勧告されましたので、それに基づいて対応したところでございます。

それから、実際どれだけの影響があるのかということで、トータル額では先ほど県全体で4,300万円ということでお答えをいたしました。55歳以上の方につきましては、個々人の昇給経過によって、既に最高号給に達して昇給がされない方もいらっしゃいますので、なかなか一概に言えませんけれど、仮に高位号給の方が毎年昇給されると仮定をした場合、これはあくまで理論値でございますけれど、属人的に見ると年間2万5,000円程度の影響になると考えております。

先ほどの4,300万円を単純に55歳から60歳までの人数で割った人数平均でいきますと、1万4,900円という形になります。

【高比良(末)委員】 改正内容の「2号給 標準の成績の場合は昇給しない」というのはどういう意味ですか。特に優秀な者だったら上がるという意味ですか。

【松尾教職員課長】 現在、課長級以上の職員は査定昇給があつておるわけですが、極めて優秀な職員は、現状、4号給上がるところが今回の措置に伴って2号給減らして2号給、それから特に勤務成績が良好な職員は、現状3号給上がるのところが1号給になる。標準の成績の職員は、現在2号給上がっているところが今後はゼロ号給、つまり昇給停止になるというふうな見直し内容でございます。

【高比良(末)委員】 この50歳を過ぎた方々の給与の問題は、民間は、もう大分前ですが、定年が55.5歳とか、それでずっと条件闘争をしてき

て今日58歳から60歳となったわけです。

会社の言い分は、給与の高い人を長く雇えばそれだけ人件費がかかる。若い人を雇えば3分の1ぐらいになるということで、ずっとかえてきたけど、やはり定年延長を労働組合はずっと求めて、また寿命も長くなりまして、今は65歳までです。その間、会社は定年延長を認めますが、しかし、給与はこれ以上上げたら経営に影響しますからということでやってきた経緯があるんですよ。

今、それをずっと復元の方向になってきているんです。55歳過ぎても私たちは仕事をいっぱいしているぞと、それでなんで給料は少ないのか、カットするのかということがものすごく大きな問題になりました。

それでも職員の皆さんとの差はあるのかもしれませんが、これまで一生懸命頑張ってきた方々を、国が、人事委員会の勧告があつたからしょうがないのかもしれないけど、そういう乱暴な理由で賃下げをされたって、一生懸命やっているわけです、これまで何十年も貢献してきた人です。それだけに私は大事にしたいなというふうに思って、この提案ももう少しきちんとしていただきたいということを言いたくて質問したんですが、後でもいいですから、もう少し人事委員会と連携をとりながら、実態はどうか、わかった時でいいですから資料を出していただくことをお願いして、一応了としたいと思います。

【松尾教職員課長】 今回は資料が準備できておりませんで、大変ご迷惑をおかけいたしました。

今後、人事委員会にも詳細にお伺いをして、資料があるということであれば、それをもとにまたご説明をさせていただきたいと思っております。

【山口委員】 今議論しているのかどうか、3ペ

ージの諸手当の関係については、教職員も含めて職員共通ですか。「給与制度の総合的見直し（平成27年度～）」というのは、今議論できますか。共通ですね。

【中村委員長】 はい。

【山口委員】 それでは、ちょっと質問します。

単身赴任手当を今度新しく2,000キロ以上の区分を新設されているんですが、まず、この新設をしなければならなかったというか、する理由はどういうところにあるんですか。そして、その2,000キロ以上というのは俗にどの辺を想定されているのか。

【松尾教職員課長】 2,000キロ以上の区分を設けましたのは、国の人事院の勧告によって国がそういう措置をしたということでございます。

国の場合は日本全国津々浦々で勤務をしますので、2,000キロ以上の異動を伴う職員がいらっしゃるという実態のもとに勧告がなされたものと思っております。

ただし、本県におきましては、現状、長崎県から東京事務所等が一番遠隔地になるかと思いますが、そこは1,300キロから1,500キロの区分の範囲内、つまり現状の範囲内に入っておりますけれど、今回、勧告事項ですので、今後どのような勤務地が出てくるかということもわかりませんので2,000キロ以上の区分も設定させていただくということでございます。

【山口委員】 東京1,300キロというのはわかりましたが、ちなみに2,000キロというのはどこら辺になるんですか。もしも仕事でそこに行くということが発生するかどうかということもあるのかと思うんですが。

【松尾教職員課長】 一般的には東京と沖縄間ぐらいの距離が2,000キロになるかと思っておりますので、長崎県からすると北海道とか、そういうと

ころまで行かないと対象にならないかと思いません。

【山口委員】 ということは、長崎県は該当しないんですね、基本的には。北海道も2,000キロ以内ですか。

【松尾教職員課長】 明確に北海道が何キロかというのは承知しておりませんが、現状では先ほど申しましたように、県の機関としては東京事務所が最北ということですので、1,500キロメートル以内に入っているという現状にあります。

【山口委員】 そうした場合に、仮にそういう条件があるとして、マックスの単身赴任手当というのは基礎額が3万円、そして今度新設された分の加算の関係からいうと7万円、足して10万円になるんですが、単身赴任手当が最大支給される条件というのは、どういうケースが想定されますか。距離はそうでしょうが、3万円も含めてどういう時にそういうことが適用されるのか、そのことについて想定の範囲で結構です。

【松尾教職員課長】 単身赴任手当の支給要件のお尋ねかと思えますけれども、基本的に単身赴任手当と申しますのは、配偶者がいた場合、異動によって配偶者と離れたところで勤務をする、いわゆる単身赴任をするということで、基本的には異動を契機として別居になった際に支給されるということです。現状、60キロメートル以上距離があって単身赴任している場合に認められる手当になっております。

ですから、その距離区分がどんどん伸びていった際には、先ほど委員おっしゃいましたように、最大で3万円プラス7万円が支給されるということになります。

【山田(博)委員】 単身赴任手当というのは、例えば自分の扶養家族がいるところに帰れるよう

な金額も想定されているんですか。ちょっと勉強不足なので教えてもらいたいんですが、例えば月に何回帰っていいという想定の中でされているのかどうかをお尋ねしたいと思います。

【松尾教職員課長】これは国の説明によりますと、現行の額が年に9回帰ることを想定されているということで、今回、それを民間の状況を踏まえて12回にしたことによって増額になっているという説明でございます。

【山田(博)委員】それだけの帰れる距離ということで、民間企業の場合は、会社によっては所得税にかからないようになっているそうです。知っていますか、教職員課長。この場合は、これは給与だから所得にはね返るということで理解していいんですね。

というのは、民間企業で単身赴任手当みたいにして出ているんですよ。その時には月に2回、3回帰っていいよと会社によってはやっているんですね。そうすると、会社によっては所得税にかからないようになっているんです、経費で認められるわけですから。この場合には、所得税に係るような形になるのか、ならないのかということをお尋ねしたいと思います。

【松尾教職員課長】基本的に手当で出ておりますので、所得税の対象になる手当と考えております。

【山田(博)委員】そうすると、単身で行っているの、年に9回を12回にしましたよ、帰ってくださいということだけれども、収入だから所得税も上がるわけでしょう。そうすると9回から12回になったのが実際は何回ぐらいになるんでしょうか。そういったことは考えているんですか。

よかれと思ってやったけれども、所得税がかかるから、結局、それだけの効果が上がったか

どうかというのでも検証しないといかんと思うんですけど、今わからなかったら後で教えてください。幾ら予算といえども、ぱっと言ってぱっと答えられるというのはなかなか、人間ですから完璧じゃないから、今わからなかったら後で教えていただければ結構ですから。

【松尾教職員課長】データはちょっとわからないところがございますので、後で調べてみたいと思います。

ただ、基本的に職員の諸手当ということでございますので、例えば離島であれば特地勤務手当等が、その分、本土にいる人よりも出るというふうな形ですので、全体としては一定収入が増えれば所得税は増えるというシステムの中で成り立っているものと考えております。

先ほどおっしゃいました件については調べてみたいと思います。

【山田(博)委員】これは大変いいことではあるんですけど、教職員の先生方が生活環境の向上につながるようにとこれをした一方で、所得税が上がって負担が増えて、9回から12回にした効果が、それだけ上がるかどうかというのは検証をして、これはご家族のもとに帰れるように、その帰省の分でしょう。それについて税制的な負担がかからないように本来はやった方が一番いいんじゃないかなと思っているんですよ。所得が上がって税金も払わなければいけなくなって、実際帰ろうと思っても帰らん方がいいということになったらいかんから、そういったことで質問しました。後で教えてください。

【中村委員長】以上で、質疑と討論を終了いたします。

採決を行います。

第17号議案のうち関係部分、第18号議案のうち関係部分及び第19号議案のうち関係部分は、

原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、各議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

【中村分科会長】 これより、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

教育長より議案説明をお願いいたします。

【池松教育長】 教育委員会関係の議案について、ご説明いたします。

「予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料」の教育委員会をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「平成27年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第67号議案「平成26年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分、第79号議案「平成26年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分であります。

初めに、平成27年度教育行政の基本方針につきまして、ご説明いたします。

我が国は、少子・高齢化やグローバル化、情報化の進展、絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境が大きく変化しています。

将来を担う子どもたちが、こうした変化を乗り越え、高い志や意欲を持つ自立した人間として、たくましく未来を切り拓いていく力を身につけることが求められます。

こうした中、本県においては、「長崎県総合計画」や「長崎の明日を拓く人・学校・地域づくり」を掲げた「第二期長崎県教育振興基本計画」に基づき、ふるさと長崎を発展させ、日本や世界を成長に導くことができる人材の育成を目指し、さまざまな施策を推進しております。

特に、平成27年度は、子どもの問題行動などに対処するための教育相談体制のさらなる充実や、子どもたちの学力、体力向上に対する取組、安心して学べる教育環境づくり、地域・家庭教育力の向上に資する取組を実施してまいります。

次に、第1号議案「平成27年度長崎県一般会計予算」のうち教育委員会関係部分について、ご説明いたします。

教育委員会所管の歳出予算総額は1,392億9,910万5,000円で、これを平成26年度当初予算額1,370億2,347万円と比較いたしますと、22億7,563万5,000円、1.7%の増となっております。平成28年度以降の債務負担行為を設定するものについては、記載のとおりであります。

次に、第67号議案「平成26年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

教育委員会の補正予算額は、歳入予算7億7,456万1,000円の減、歳出予算8億3,109万6,000円の減であります。

歳出予算の主な内容は、事業の執行見込みの減等によるものであります。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

これは市町で実施している文化財関係国庫補助事業において、工事実施箇所の地質調査の結果、工法の再検討が必要となるなど、計画設計の見直しが必要となったことに伴う調整等に想定以上の時間を要したため、年度内の完了は困難となり、県の継ぎ足し補助金も繰り越すこととなったものであります。

次に、第79号議案「平成26年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

教育委員会所管の補正予算は12億343万2,000円の増であります。これは職員の給与改定

に要する経費であります。

最後に、歳入歳出予算の確定に伴う整理等を行うため、3月末をもって平成26年度予算の補正を知事専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、あらかじめご了承を賜りますようお願いいたします。

以上で教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中村分科会長】 ありがとうございます。

次に、「政策等決定過程の透明性等の確保に関する資料」について、説明を求めます。

【木下教育次長兼総務課長】 今ご紹介があった資料は、表に「政策的新規事業の計上状況」と書いている資料でございます。

この3ページをお願いいたします。教育庁関係では、義務教育課の重大事案対策事業費を初め、7事業を新規事業として計上しており、その事業概要等は、資料に記載のとおりであります。

以上です。よろしくお願いいたします。

【中村分科会長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【前田委員】 まず、私が求めた資料の説明をしてほしいんですけども、A4表裏の政策的経費に係る資料、追加資料をもらいましたけれども、この中で平成26年度当初があって、平成27年度、特にゼロとなっている部分は、もう全く事業としてなくなったという理解をしていいんですか。それとも何か内容を変えて、この裏面にあるような新たな事業としてスタートしているものもあるという理解をしていいのか、その整理をしてください。

【木下教育次長兼総務課長】 今、ご指摘があった資料、A4の表裏ありますが、この資料はご指摘を踏まえまして、表題にありますとおり政策的経費に係るものでございます。

まず、平成26年度と平成27年度があって、平成26年度当初予算の一般財源ベースの数字ですが、この一般財源を40%削減し、平成27年度予算では60%分が一般財源として計上されているというのが基本でございます。その40%が予算要求の財源に動いているもの。

あと、平成27年度のゼロの分につきましては、事業としましては期間がきて終了、あるいは委員ご指摘のような新しい事業に組み替えるというような意味合いもあって、一旦廃止して裏面にあるような事業に衣がえするというようなものもあり、結果としては平成27年度当初では、この事業自体はなくなっているというものでございます。

【前田委員】 40%削減しなさいというミッションが出た時に、廃止したものを新たに内容を復帰して組みかえていくということは財政としてはオーケーがとれていたんですか。だとするならば、このゼロのうち、どれがその事業なんですか、教えてください。

【長谷川義務教育課長】 義務教育課の所管で申し上げますと、例えば、義務教育の欄の下から2番目に「小中高を通じた外国語教育強化推進事業」という項目がありまして、この項目で言えばマイナス60万8,000円という額がございます。今回40%減でこれだけを減じまして、今度は委員に提出した資料の裏面の一番上にこの「小中高を通じた外国語教育強化推進事業」というのが出ておりますけれども、これを拡充するという考え方で一旦予算を整理いたしまして、削減できるものを削減し、そして、新たに教職

員研修の充実を図るという意味で今回増額をして新たに積み上げたと、こういう事業がございます。

義務教育課関係のゼロのところの「ふるさとふれあい学習事業」でございますけれども、これは既に30年来行っている事業でありまして、離島の学校2校を本土の学校と交流させる、逆に本土の学校2校を離島の学校と交流させるという事業でございます。

これについて全額県費で行ってきたわけでございますけれども、近年になりまして学校が小規模化して、基本的にはホームステイで受け入れるということでしたわけですが、なかなかホームステイで受け入れられる家庭が少なくなるというような課題が多くなりまして、実施が難しくなっておりました。

したがって、この事業をもう1回見直しまして、ふるさとへの愛情を育むとか郷土を知るということは非常に大事でございますので、ほかの事業の充実を図るということで今回これを十分検討した結果、最終的にはこの事業としては廃止をするというふうに結論づけたわけでございます。

ただ、この事業で、先ほど島の学校2校、本土部の学校2校と申し上げましたけれども、そのうち1校については民間の教育福祉財団からの寄付が当該校になされておりますので、その寄付による実施の分は残すという形で、実質は縮小という形で考えているところでございます。

【前田委員】基本的な考え方をお尋ねしたいんですけれども、結局、40%削減をなさいますという財政課の指示というのは、事業を見直して40%削減はしたけれども、その中でまた内容を変えて増やす分に関しては増やしても構わないというところでスタートしているんですか。そ

この確認を、総務課の方できちんと回答をしてください。

【木下教育次長兼総務課長】これは委員からご指摘があったようなことで、大体そういうことだと思っております。全体の財政が非常に厳しい中において、教育庁で言えばここにある政策的事業が40%削減の対象になり、非常に厳しい状況でございましたが、その40%のうち30%の1.5倍を要求枠として、いわゆる重点施策等推進枠というような枠を県庁全体で設け、その枠を一般財源にして新しい事業を構築していいですよ。その流れにおいては、今ある事業を完全にやめるということではなくて、一部は活かして、また新たに継続的にやっていくものもあり、完全になくなってしまうわけにはいけないというものではございません。

【中村分科会長】分科会長を交代します。

【前田委員】わかりました。それはそれとして受け止めながら、そしたら具体的に質問をします。そうやって工夫された予算が幾つもあるんでしょうけれども、具体的に2つだけ。

「長崎から世界へ！高校生グローバルチャレンジ事業」というのが新規で出てきていますね。1,904万4,000円組まれていますけれども、それぞれ対象となる高校生が何名いるのかをまずご答弁ください。

それと、新規で「高等学校における特別支援教育支援員活用事業」とあります。5名を配置となっていますけれども、これは対象となる高校生は何人いるんですか。

まず、それぞれ対象となる生徒数をお答えください。

【渡川高校教育課長】「長崎から世界へ！高校生グローバルチャレンジ」についてでございます。この事業は新規でございますけれども、昨

年度まで行っておりまして、資料でございますが、外国語教育推進事業も含めた形で編成しております。

この事業は5本の柱からなっております。まず1番目が高校生シンガポール・オーストラリア英語研修、これは生徒20名になります。2番目に長崎県グローバルハイスクール支援事業、これはグローバル人材育成に取り組む学校を1校指定して財政的な支援を行うものでございます。3番目に上海中国語研修、これは離島留学の生徒も含めまして20名を予定しております。4番目に釜山韓国語研修、これも離島留学の生徒を含めて30名を予定しております。5番目に留学に関する費用の補助として10名を予定しております。

以上の5本の柱で成り立っております。

【前田特別支援教育室長】 配置予定している5校の対象となる生徒の具体的な数については、何名ということで把握しているところではございません。

実は、この事業の配置校としては、平成24年度から3年間取り組んでまいりました高等学校発達障害等生徒支援事業の中で研究指定校を佐世保中央高校、五島南高校、長崎鶴洋高校の3校に入れております。この研究指定校を決める際は、平成21年に調査しました高等学校における発達障害等の子どもの在籍状況等を参考にし、その中で発達障害に限らず、その周辺の子どもたち、配慮の必要な子どもたちも含めて在籍数の多かった3校、また地区別、校種別も考慮して指定したところです。

その3年間の研究の成果で、支援員を配置することによる非常にいい教育の効果があらわれているということで、この事業が今年度で終わりますので、次年度においてもこの特別支援教

育支援員を配置していく事業を組み込んだところでございます。

最初に取り入れた研究指定校3校につきましては、先ほど申しましたように、配慮の必要な生徒が比較的多い学校でございましたので、引き続き学校からも配置を継続してほしいという要望もっております。また、その取組の効果から、少しずつ配慮の必要な生徒の入学の希望が増えてきているということで、まず3校の高校についてはきちんと配置を継続したいと考えております。

あと、残りのところですが、これにつきましても高等学校における教育的支援が必要と思われる生徒に関する実態調査を平成21年度に行っております。その中でも特に定時制とか通信制には、配慮の必要な子がたくさん在籍しているということで、あと1つ、鳴滝高校への配置を今のところ考えております。

そして、ほかに県央地区で、昨年度まで支援要請が多かった諫早東高校、この2校を新たに加えて、5名の配置拡充をしたいと考えておまして、現段階で各学校に何名いるというところまでは把握をしておりません。

ただ、次年度中に全ての高等学校におけるそういう配慮の必要な生徒の在籍状況は、これは平成21年度に調査をしてから5年間経過しておりますので、新たに調査をしながらその具体的な数については把握をしていきたいと考えております。

【ごう副会長】 分科会長を交代します。

【前田委員】 そのグローバルチャレンジ事業ですけれども、20名、20名、30名、10名ということで、事業としての目的というのは否定はしませんけれども、その事業をするに当たって、予算を使うに当たって、その効果とか成果という

ものが、申し訳ないけれども、これだけの人数でしか成果が出ないというのは、果たして事業としては有効なんですか。それをもってして「長崎から世界へ！高校生グローバルチャレンジ」みたいな事業名になるのかなというのは若干疑問を感じているんですけども、そのあたりはどんな判断で新規事業として組み立てたんですか。

【渡川高校教育課長】まず、シンガポール・オーストラリア英語研修につきましては、生徒が20人だけということでございます。これは各学校が英語力向上、コミュニケーション能力の向上についていろんな取組をしております。また、県の方でもいろんな別の取組をやります。そういう中で英語力が高い生徒、あるいはいろんな活動に意欲が高い生徒を20名選抜して、グローバルな活躍ができる人材の育成をしようとするものでございます。

実際に行く生徒は20名でございますけれども、帰国後の各学校での報告会によってほかの生徒にも広げていきたいと考えております。

【前田委員】数は少ないけれども、これで十分効果が発揮できるという理解をされているのかということと、じゃ、平成27年度でやって、これは重点になっていますけれども、成果があるということであれば来年度以降も継続してやりたいということに理解をされているんですか。

というのは、財政が非常に厳しい中で、費用対効果を見た時に、それほどまでに優先される事業の組立になっているのかなというのは、私個人的には若干疑問を感じておりますのでこういう質問をしたんですけれども、来年度以降も含めてそのご所見をお聞かせください。

それと、先ほどご説明いただいた特別支援教育支援員活用事業費ですけども、3カ年の研

究事業を通じた後での次のステップということでは評価いたしますが、平成21年の調査からもうずいぶんたつ中で、対象となる生徒がどのくらいいるかというのは、モデル校で研究が終わるくらいにはきちんと把握した上で予算を立ち上げるべきじゃないのかなと思っているんですけども、今のご答弁によると、今年かけてそういう対象となるような児童がどのくらいいるかということ把握したら、この必要性も鑑みたところで拡充するという理解をされているんですか。それとも予算的には厳しいから、この予算の中で当面はやっていくという理解をされているのでしょうか。

それとあわせて、5名の特別支援教育支援員の人材というのは、どの程度の研修とかトレーニングを受けて適材な人を人選されるんですか。そういった人材育成をしているのかも含めてご回答をいただきたいと思います。

【渡川高校教育課長】まず、シンガポール・オーストラリア英語研修の20名につきましては、今年度まで英語コミュニケーションスキルアップ事業として50名を対象に英語づけの研修を行っておりました。

これは長崎国際大学を会場としまして、イングリッシュ・スクウェアの活用等も含めてやっておりましたけれども、この種の研修は各学校でALTを活用したり、あるいは学校ごとにイングリッシュ・スクウェアを活用したり、そういう中で多くの学校がやっております。

なかなか学校では取り組めないものとして、このシンガポール・オーストラリア英語研修を計画しております。語学力の向上とともに企業研修やホームステイ、あるいは現地の学生との交流等も含めてグローバル人材の育成を図ってまいりたいと考えております。

上海中国語研修の20名につきましては、ここに計上している予算は5名分でございます、離島留学制度の予算に15名分ございます。主に離島留学制度の吉岐高校の生徒を中心として、県内に吉岐高校以外にも中国語を勉強している生徒が全部で600人程度おりますので、希望者を募るといってでございます。

釜山韓国語研修につきましても、30名のうち20名分は離島留学の生徒ということで、ここに計上しているのは10名分ということでございます。韓国語も200名以上が学習をしておりますので、希望者を募って研修を行いたいと考えております。

【前田特別支援教育室長】まず、先ほどの数のことですが、先ほど申しましたように、次年度できちんと把握をしていきたいと思っております。

ただ、平成21年度に調査をした時パーセントで出しましたけれども、そのパーセントからくる大まかな生徒数については何人ということはある程度出しております。ただ、この事業につきましましてはその対象となる生徒だけではなく、その周りにいるグレーゾーンの子どもたちも含めての支援ということも考えておりますので、この事業でこの子とこの子だけを支援するというような意味合いでの支援員は入れずに、その周りにいる子どもたちも含めて支援ができればと考えているところです。

それから、拡充については先ほど申しましたように、今後の5校の配置の効果等を十分に検証するとともに、来年度の調査結果をもとに拡充をすべきかどうか、その必要性も含めて検討していきたいと思っております。

ただ、確かに厳しい財政状況の中でこれからもずっと継続してたくさんの配置をできるかと

いうところについては、非常に難しいところもあるのかなと思っておりますので、単なる配置だけではなく、配置をしない学校におきましても、来年度から全ての県立学校で、全ての教職員を対象にした研修を行いますけれども、そういった研修を通して全ての高校の先生方の理解、啓発、あるいは指導力の向上に努めていきたいと思っております。

それから、特別支援教育支援員ですが、今回、各学校で雇用していただく人材については、「教員免許状、あるいは社会福祉士、臨床心理士の資格のある者」ということを原則として入れてハローワーク等で募集するようにしております。

ただ、教員免許等がなくても特別支援教育の障害のある子ども、発達障害に関する理解がある者ということで校長が判断すれば、それも任用できるということで募集をかけたいと考えております。

また、実際に配置する支援員に関しましては、県の方で年2回の研修会、そして教育センターが行っておりますさまざまな研修講座、それからキャリアアップ研修講座等がありますので、そういったものを活用して研修をしていただくとともに、また、校内においても、これは支援員だけがその子に対して支援するわけではなく、あくまでも教職員と連携した形での支援になり、補助的な役割になりますので、そういう校内での研修等もしていただくようにしております。

県の教育委員会としては、平成25年3月に特別支援教育支援員サポートブックをまとめております。小中学校では既に支援員の配置をしておりますので、その方々をどのように活用すればいいか、どのような研修をすればいいか等々も含めてまとめておりますので、こういったも

のを使って各学校でも研修をしていただくということを考えております。

【前田委員】最後にしますが、ぜひその点を含めて積極的に取り組んでほしいということとあわせて、いずれ、そういう子どもたちが就労という場面に向かっていきますので、高校の頃から就労に向けたトレーニングというんですか、そういうこともできるような配慮も考えながらやっていただきたいなと思っています。

私ばかり時間をとっていただけませんので、端的に聞きます。

長崎県の産業を支える人材の育成事業というのは完全になくなったという理解をしていいんですか。

それと、佐世保の件に絡んだ話なので、また、その時に議論したいと思いますが、今回、佐世保の事件を受けてスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの増員の予算が上がっております。増やすこともですけど、そもそもこのスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーのスキルを上げるということが非常に大事だと思っています。そういう意味で、並行してスキルを上げるためにはどういうことを考えているのかということが1つ。

特に、スクールソーシャルワーカーについては13名から26名と倍増していますが、関係機関に聞くと、スクールソーシャルワーカーの任にたえられるというか、そのレベルまでいく人材がまだまだ育っていない中で、言葉を悪く言えば、非常に無理して集めたような状況じゃないかというようなご指摘を教育関係の方から受けております。そういうことを含めてこの26名の確保の見込みというか、どういう人材を得ようとしているのか。

私が心配しているのは、そういう方が専門知

識が充分じゃなかったら、かえって混乱を招くようなことになっていけないという思いもありますので、こういう質問をしていることをお許しいただいてご答弁をいただきたいと思いません。

【渡川高校教育課長】長崎県の産業を支える人材の育成事業でございますけれども、この事業は専門高校の生徒の学習、あるいは教員の研修に予算を措置しているものでございます。

お手元の資料ではゼロとなっておりますけれども、その資料の何段か上の方にあります産業教育指導費というものと統合をいたしました。したがって、長崎県の産業を支える人材の育成事業そのものは、今までとほぼ同じ形で継続していくということでございます。

【西村児童生徒支援室長】委員ご指摘のスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの人材の確保、それとスキルアップについての件でございます。

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーにつきましては、全体を集めまして研修会を開いているところでございます。特に、スクールカウンセラーについてはスーパーバイザーという方を1人指名いたしまして、その方からの指導とか助言をしていただいてスクールカウンセラーのスキルアップをお願いしています。

もう一つ、スクールソーシャルワーカーですが、今回、13名から26名へと倍増させるということで、人材の確保については確かに心配なところもあったんですが、現在、希望している方々の数からすれば、人数的には確保は大丈夫であると思っております。

ただ、その資質がどうであるか、そこについても社会福祉士の資格を持っている方を優先的

に採用していきたいと思っております。このスクールソーシャルワーカーの方にも26名のうちの1人をスーパーバイザーとしてお願いして、残りの25名の方々のスキルアップを年間を通じてお願いをし、スーパービジョン体制ということをご検討しているところでございます。

【中村分科会長】ほかに質問はありませんか。

【山田(博)委員】38号議案で、児童生徒の増減に伴って教職員の数が増減されたわけですね。それで、教職員の人件費の予算に関連してお尋ねしたいんですが、長崎県で現場で働いている先生方が、要するに正規の雇用じゃなくて臨時雇用で頑張らせていただいている先生もいらっしゃいます。その中で免許外の先生方が、例えば自分は中学校の何と何の科目の免許を持っているけれども、別の科目を教えているという先生がどれくらいいるのかということをご把握しているのだったら教えていただけますか。

【木村義務教育課人事管理監】まず、免許外の教科が発生した場合には、その学校に対しては、それを解消するために非常勤講師を配置するわけですが、本年度は81校に配置しております。

また、近隣校の先生が複数校を兼務する形で免許外を解消するという学校が10校あります。

加えまして、免許所有者のいないことによる免許外教科担任が発生している学校が32校で54名おります。

これらにつきましては、研修等を受けていただきまして確実に指導ができるようにということで対応しております。

【山田(博)委員】81校で非常勤講師を配置しているということだけでも、実際に免許外の先生が教壇に立っているのは何人くらいいらっしゃるんですか。

【木村義務教育課人事管理監】実際に免許外で教壇に立っているのは、今年は32校で54名であります。

【山田(博)委員】それは間違いないんですか、免許外で実際に教壇に立っているのは54名ということで。これは増えているのか減っているのか、どちらですか。

【木村義務教育課人事管理監】年々減少傾向にあります。というのは、先ほど説明いたしましたように、非常勤講師を入れているということと、兼務発令を行うようになったからです。

ご承知のとおり、学校に国語の教員がいれば、今まではその学校の指導を中心に行ってきたのですが、小規模校が増えてきましたので兼務させまして、1人の教員が複数校の国語を指導する。こういうことによって小規模で教員の定数が下がったところの学校でも確実に、できるだけ免許を持った先生が教えていけるようにという体制で取り組んでおります。

【山田(博)委員】今、減らして非常勤講師などを配置されているんですけども、人事管理監、先生方が免許外でやっているの、教員採用試験の中でそういったことの解消ができないものかということには取り組んでいるのかいないのか、そこはどうなのかということをお尋ねしたい。

それと、実際、入学式に向かって臨時の先生方を雇用する予定にしているじゃないですか。それは今、大体何人くらいいらっしゃるのか。小、中、高それぞれどれくらいいらっしゃるのかをお尋ねしたいと思います。

【木村義務教育課人事管理監】まず、1つ目の、免許外がなくなるように採用でしっかりとということですが、ご承知のとおり、子どもの数で定数が決まってきます。中学校の場合

は、さらに教科それぞれで先生の数というものを決めていかなければなりません、まずもってはきちんと定数を確保するというのが採用での最も大切なところだと思います。

ただし、どうしても小規模校になりますと教科数よりも教職員の数が減ってしまう。そこに免許外が出てくるということでもありますので、先ほど申し上げましたとおり、それを解消するための取組をしているというのが1点であります。

続きまして、欠員補充の臨時採用の件です。次年度の数につきましては今決めている段階です。ですのでまだはっきりは言えませんので、本年度、平成26年度のスタートの時ではありますが、小学校で言えば206名、中学校で言えば142名、合計348名でスタートしました。ただし、その後、例えば育休とか産休とか病休とかで代替が入ってきますので、そういう先生方も加えるとさらに臨採の数は増えていくということになります。

【荒木高校教育課人事管理監】今の高校の数は、来年度の分は今作業中ですが、今年度は141名でスタートしております。

【山田(博)委員】これは国からの定数があるので、保護者の方からも、できるだけ免許外の先生が教えることがないように何とかしていただきたい。先生方も頑張っておって大変ご苦労をされていると。いろんな講習を受けている中で頑張っていると。

その中で、臨時採用が小学校は206名、中学校は142名、高校は141名ということがあって、現状としてなぜこうなっているかということ、国から定数を決められているので、長崎県としても採用したくてもできないのかどうなのか、そこをきちんと教育長の方からお答えいただきたい。なぜこういうふうになっているのかと

いうことをよろしくお願いします。

【池松教育長】委員ご指摘のとおり、教員の定数というのは、まず、法律で標準法があって、児童生徒の数に基づいて正規といいますか、国庫負担の対象になるような教員の数が決められてきます。そういったことで、児童生徒が減っていますので、それに合わせて先生の数も減らしているという現状がございます。

もう1点、とはいえ、例えば複式学級があったりいろいろしますので、そこについては離島加配とか、学力支援のための加配とか、そういう国の制度もありますので、そういうことも使って十分、子どもたちの教育に支障がないように対応しているところです。

おっしゃるように免許外ということについては、結果としてそういうことになっておりますけれども、今後、採用数も増やしていく中で、当然、免許外の先生が少なくなるように対応していきたいと考えております。

【山田(博)委員】ぜひそういうふうにやっていただきたいと思います。これは保護者の方から聞いていただきたいという話がありまして、県当局としてはそういった最大限の努力をしているんだけれども、採用の枠があってもなかなかそういった難しい状況にあるという教育長のお話があったので、地元に戻ったらそういったことをしっかりとお話をしていきたいなと思っております。

今、高校の卒業式が終わって、今度は入学式があるわけですね。そうすると、高校によっては大幅に定数を割っている学校があるわけですね。例えば、定数が80名なのに対して入学希望者が半分を切っているという学校が出てきているわけですね。そういう定数を大幅に割っているところの学校運営を予算の中でどのように取り組ま

れているのかということをお尋ねします。

【小森教育環境整備課長】学校の管理運営費につきましては、各種管理をするための委託料については、実績をもとに配分をしております。

ただ、教材費につきましては、クラス数、または生徒数で案分をした形で積算をして、必要額を学校とも協議しながら配分をしているところでございます。

【林田県立学校改革推進室長】直接の所管ではございませんけれども、教員の配置については、基本的には学級数をベースに配置をしているところでございますので、定員が充足できなかったからということで教員を引き揚げたりすることはございません。そのまま現状の学級規模での配置ということになっております。

【山田(博)委員】今回の入学希望者の中で、定員が80名なのに26名とか38名という学校があるわけですね。保護者の方、地域の方は、それだけになったものだから学校運営は果たして大丈夫だろうかということで心配の声が挙がっているのです、今のところ心配ないということですね。わかりました。

続きまして、横長資料の39ページに「心に響く人生の達人セミナー」とあります。この達人セミナーを平成27年度はどのように考えているかということをお尋ねしたい。

もう一つ、59ページに学芸文化課で、平成27年度の長崎市の史跡の保存計画に係る補助金ということで長崎県が世界遺産登録推進事業とありますけれど、どのような形で取り組まれているのか、それをお答えいただけますか。

【渡川高校教育課長】心に響く人生の達人セミナーについてのお尋ねでございます。

この事業は社会の第一線で活躍している本県出身者、または本県にゆかりのある人材等を高

等学校へ外部講師として派遣して講演会を行いまして、21世紀をたくましく生き抜く力を見つけさせるとともに、人生観、倫理観、職業観を醸成するという目的で行っております。

やり方につきましては、県教育委員会高校教育課の方で、ご本人の了解を得た上で五十数名の講師の名簿をつくりまして、それを学校に配付して、学校は基本的にその名簿の中から講師を選んで講演会を行うというものでございます。平成27年度も平成26年度同様行ってまいりたいと考えております。

【金子学芸文化課長】横長資料59ページの債務負担の説明で世界遺産登録推進事業ですけれども、世界遺産候補として推薦されています端島について補助をしようとするものであります。

平成27年度に過疎対策事業債を活用しまして長崎市が実施いたします端島関連の発掘調査緊急整備につきまして、長崎市の元利償還金の支払いに対して県が補助をするということであり、来年度、長崎市は起債措置を用いて事業を行うと。その元利償還の期間、平成28年度から平成39年度分について県が補助をしようというものであります。

【山田(博)委員】まず、心に響く人生の達人セミナーで、50人の名簿があると言われましたけれども、50人というのは更新できるのか。例えば、この人がいいんじゃないとか推薦があったら、審査をして、高校教育課の方で登録してやっていくのかどうかということをお答えいただけますか。

先ほど学芸文化課長が説明されたのは、今回は端島の世界遺産登録について長崎市への支援助として、これ限りになるのかならないのかということだけお答えいただきたいと思います。

【渡川高校教育課長】心に響く人生の達人セ

ナーの登録者の名簿でございますけれども、今年度は55名の方に登録をいただいております。毎年おやめになる方もいらっしゃいますし、新たな方も加えながら、毎年更新しながら行っております。

【金子学芸文化課長】 今回のものは平成27年度事業に係る補助事業についての債務負担行為であります。平成28年度以降につきましては、平成27年度中に長崎市が整備基本計画をつくりますので、それを見て協議をするということになっております。

【山田(博)委員】 そしたら、今回1,000万円ぐらいの一般財源であるけれども、整備計画が平成28年度から平成39年度までですから、今後、場合によっては増える可能性があるのかどうか。最終的にどれぐらいになるのかということがわかるんだったらお尋ねしたい。

もう一つ、横長資料10ページに地域ぐるみの学校安全体制整備事業とありますけれども、これは義務教育課でしょう。箇所づけは大体わかっているんでしょうから、資料として提供していただいてまた議論を深めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

【金子学芸文化課長】 今回の債務負担は、平成27年度に端島の護岸等の緊急整備をする事業についての補助金であります。それを債務負担をとって平成28年度から平成39年度までの元利償還に対して補助をしようということになります。

その後の整備ですけれども、基本的に端島の整備については、現在、長崎市で整備活用委員会をつくって検討しておりますので、その結果が出て今後の整備計画について改めて協議をするということになります。

【西村児童生徒支援室長】 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業でございますけれども、これにつきましてはスクールガードリーダーという方を県内に22名任命しております、どういふ方かということ、警察のOB、教職員OB、そういった方をスクールガードリーダーとして配置いたしまして、学校内外の安全体制とか安全管理上のポイントを学校に指導したり、登下校時の通学路の危険箇所がないかということ、地域の方と一緒に回って、その時にアドバイスをする。その方々に学校内、通学路の安全について中心的な役割を果たしていただいているという事業でございます。

【山田(博)委員】 そういうことなんですね、地域ぐるみの学校安全体制整備事業というのは、スクールガードリーダーですね。

それで、学芸文化課長、今、59ページの話がありましたけど、端島の護岸でしょう。護岸といっても、あれは港湾の使用料を取っているんです。港湾の使用料をなぜ取るかということ、船を着けるための護岸の整備に使うということで私は聞いているんです。それでなんで長崎県がそれを払わなければいけぬのか。これは調べていますか。学芸文化課長、今日は時間がないでしょうから、調べていただきたい。

今、端島にはいろんな観光船が入っているわけです。観光船が入っている中に港湾使用料とか、船会社が取っているわけです。それは護岸の整備でお金を取っているんです。それを取って、それでやるとなっているんです。今聞いたら、その分を私たちが出さんとといかんと聞いているわけでしょう。お金は取っているのに、なぜ私たち長崎県が払わなければいけぬのか。そういったことを調査をした上でやっているのかどうか。

私は、私の浅はかな知識のもとで言っているわけだから、今日はそれを調べる時間は委員長の配慮であるでしょうから、学芸文化課長、それはきちんと調べてやっていただかないと、これは大問題になるよ。

田上市長は同じ五島の出身だから、私は田上市長を応援したいよ。しかし、これはやっぱりきちんとしておかないといかんから、これは大至急調べて、長崎市が「これを出してください」と言ったら、「はい、わかりました」と言ってお出すというのは、それはお互いに信頼関係のもとでやっているかもしれませんけれども、そこはきちんとやっておかないと、今は市民オンブズマンとかですぐ訴えられるから。

私なんか見てみんですか。長崎政治経済新聞からたたかれているんだから、今裁判中だけれども。そういうふうになったことを体験で言っているから、そういったことにならんように、あなたたちのためにこういった審査があるわけだから、そこはちょっと調べていただきたいと思います。

私ばかりしゃべったらいけないので、一旦私は終わります。

【中村分科会長】ほかに質問はありませんか。

【山口委員】競技力向上の関係でちょっとお尋ねします。

がんばらば国体は終わりましたけど、その国体のために学校教育関係者にもすぐれた競技者といえますか、いわゆる国体のための強化を含めて何名か配置されたと思っておるんですが、次年度以降のその皆さん方の取り扱いは基本的にどう考えられているのか。

要は、これからずっと競技力向上のための手立てをやっていこうというかけ声はあるんですが、具体的にそれが実践できていくのかどうか

ということがちょっと気になる場所なんです、どうでしょうか。

【中村分科会長】しばらく休憩します。

午後 4時 4分 休憩

午後 4時 4分 再開

【中村分科会長】分科会を再開します。

【山口委員】競技力向上対策の関係で2億3,625万1,000円の予算が計上されているわけですが、当然、この予算を有効に使って長崎県の競技力を維持させる、あるいは向上させるということになっていくわけですが、先ほど申し上げましたように、国体強化のためにお願いいただいた皆さんの処遇を含めてどのように考えられているのかお尋ねします。

【森競技力向上対策課長】今おっしゃったことについては、スポーツ非常勤の関係のことかと思しますので、お答えいたします。

昨年度、68名のスポーツ非常勤職員を配置しております。その中で就職を希望している人が56名、この差が、これを限りに引退したいとか、スポーツをやめたいというような方です。実際選手として出ている人もいらっしゃいます。その56名のうち県内を希望している方が32名、県外を希望している方が24名。そのうち県内に8名の方が決まっております。県外で決まっている方が17名で、合計25名、44.6%が自分で先の道を考えられております。

県といたしましては、ご本人の希望を生かして県内の就職先等に関していろいろやっておりますけれども、すぐに68名をゼロにするというわけにはいきませんし、今度、新規事業の拡充の中で、特にお家芸的に過去10年間で8回以上、国体の種目で点数を取ってくれたようなところとか、スポーツ非常勤がいることで競技力が上

がったとか、また、長崎のためにということでスポーツ非常勤の枠として、今回、18名のスポーツ非常勤の予算を計上させていただいております。

【山口委員】それ相当の予算はつけてあるんですね。要するに、スーパーアスリートの育成強化では400万円、スーパー指導者で150万円、ゴールデンエイジの特別強化、これは小学生ですけども、84万円、あと重点競技として1,109万円の予算もつけてあります。要は、そうやって招聘した皆さんが長崎国体を終えた後に次の安定した仕事について、指導的立場で、あるいは競技者としてきちりやっけていける環境を、国体に招聘した長崎県としてはある一定責任を持って対処してやらんといかんのじゃないかと思うんですね。

次の国体に行く人もおられるかもしれないけれども、その辺のところの基本方針というのがどういうふうになっているのかなということをちょっとお尋ねしておきたいと思います。

【森競技力向上対策課長】委員おっしゃるように、一過性に終わらせることなく、国体後も継続させていくということで、スポーツ非常勤の活躍というのは大変大きなものがございます。

私どもとしましては、その選手たち、また、指導者が地元に残ってくれることを望んでおりますし、そのあたりについては本人の希望を国体が終わりましたからもう3回ぐらい、どうしたいのかということ個別に相談をしております。できるだけ希望のところに就職できるようにということで配慮をしております。どうしても埋まらない部分については、先ほどのスポーツ非常勤としてあと1年頑張ってくれというようなこともしておりますので、それなりに頑張って就職の面倒も見させていただいております。

【山口委員】ご承知のように、小・中・高校生のスポーツの強化というのは、やっぱり指導者の影響というのがほとんど、7～8割あるのではないかと思います。要は、長崎県も佐賀県も小・中・高校生の素材の能力というのはそう変わらないわけです、どこもね。そういう中できちとしたアスリートを育て上げ切れる能力を持った指導者がその県にいるかないかで、その県の競技力というのは大きく変わっていく、現実にそうなっていますよね。

だから、そこところはきちっと継続して長崎県のスポーツの水準を維持していこうとするならば、それ相当の指導者をきちとした形で支援していくという環境をつくってやるということが極めて大事だと思います。

もう3月ですから、4月以降の進路はほとんどの方が決められているわけですよ。ちょっと遅きに失する感がありますけれども、まだそういう希望者がおられるとすれば、きちっと手を差し伸べるというのはちょっと語弊があるかもしれないけれども、きちっとサポートしてやるのが将来の長崎県の競技力の維持・向上につながると思いますから、その辺はそれぞれ教育関係者の皆さんは考えていただきたいと思っております。即、ここで答えを求めるといってはありませんが、お願いをしておきたいと思っております。

【山田(朋)委員】1点だけお伺いしたいと思います。

長崎県教育ICT化推進事業ということで、予算が削減になっておりまして、削減の影響というものが多少出てくるとは思いますけれども、この限られた予算の中でどのように当初計画をしていたことを進めていくかどうかをまず伺いたいと思っております。

【渡川高校教育課長】長崎県教育ICT化推進事業についてのお尋ねでございます。

まず、県立学校の方では平成25年度、平成26年度、平成27年度の3年間で5校、研究校を指定しまして、ここが電子黒板とタブレットを導入して、それぞれ使い方の研究を進めるということをやっております。また、それとは別に、遠隔授業の機器を導入することも行ってあります。これにつきましては、平成25年度に18カ所、平成26年度に28カ所、そして平成27年度は21カ所に導入する予定にしております。

したがって、昨年度より7カ所導入箇所が減っておりますので、その分の予算が減っているということでございます。

【長谷川義務教育課長】小・中学校におけるICT化推進事業につきましては、平成25年度から平成27年度の3カ年で行っておりますが、義務教育課の予算は減っておりません。小学校における教科書の採択替えが行われましたので、その採択替えに伴って新しい教科書のデジタル教科書にかかわる購入費がありますので、その分、増額をしているという状況になっております。

ICT化推進事業全体につきましては、12校のモデル校を中心に活発な研究授業とか公開授業が行われております。また、教育センターと連携して県内の複数箇所において地区別の研修会をして、新しい技術の導入・普及を図っているところでございます。円滑に順調に進んでいるという状況でございます。

【山田(朋)委員】予算が削減になったがために7カ所、遠隔授業ができなくなったということですね。その費用だけですか。

【渡川高校教育課長】平成26年度と平成27年度の予算を比較した時に、平成26年度は28カ所

に導入をいたしましたけれども、平成27年度は21カ所に導入を予定しておりますので、導入する箇所が7カ所減ったということでございますが、平成28年度までに全ての県立学校に導入する計画で進んでおります。

【山田(朋)委員】わかりました。1,000万円から違いますので、当初考えていたものと大きく違うのかもしれませんが、義務教育課長の答弁の中では非常に順調にしているということでありました。

そこで、平成25年度から始まっているので、その教育効果というものも見えてきたのかなと思いますけれども、学力の向上とか、教職員の先生方の指導のしやすさとか、授業準備の軽減とか、いろいろあると思いますけれども、どういふふうに今それを評価されているかをお聞かせください。

【長谷川義務教育課長】ICT教育の充実のためには、まず基本的に機器が揃わないといけません。したがって、義務教育課の方では、12校をモデル校に指定して、電子黒板、あるいはタブレット等を県費で配当をして使用しているという状況であります。それが一つの呼び水になって、各市町教育委員会でそれぞれのICT機器の整備計画が立案をされております。そして、それぞれの市町教育委員会で国の地方財政措置を使った充実整備がなされている状況、それが始まったところということで一つ効果があらわれているという状況でございます。

そして、モデル校につきましては、特に本県の実情を考えると、複式学級を有する学校でタブレットを使うとか、小規模校で電子黒板を使うとか、そういう本県の実情でどのように使えば効果的かという研究をしていただいておりますけれども、これも複式学級で教室の前後両面

に電子黒板を置いて、こういう使い方があるという効果が見えております。そういう授業を近くの先生方に見ていただくことで普及を図っているという状況でございます。

それから、手元に明確な数値はありませんけれども、教職員の操作能力についても着実に伸びているという状況でございます。

【渡川高校教育課長】今、県立学校で行っております遠隔システムの活用についてご説明をさせていただきます。

免許外教科担任の支援ということで、主に教育センターの指導主事が離島の高校に授業を配信すると。これが生徒にも非常に好評で、授業の効果も高まっているということでございます。

そのほかにもいろんな活用方法がございます。例えば離島の若い教員が、その授業を教育センターに配信して、教育センターの指導主事から指導を受けるという教員研修の一環としての活用もございます。あるいは離島の学校同士で、生徒が同じ部活動の中で遠隔システムで交流をする、そういう活用もあります。あるいは教育センターにおいて研究指定校の発表会というのがございます。これは年に1回、全国から数名来て研究指定校の成果を学ぶ機会があるんですけれども、これも遠隔システムで配信をしまして、学校にいてもそれが見られる、そういう活用もございます。

いろんな活用を今後とも研究してまいりたいと考えております。

【前田特別支援教育室長】特別支援教育において遠隔授業を考えると、本校、それから島地区に分教室がありますので、そこをつないで一緒に音楽の授業をしたり、あるいは修学旅行には一緒に行くんですけれども、そのための事前学習を一緒にしたりとか、いろんな活用を図っ

ております。

それから、諫早特別支援学校を研究指定をしておりますけれども、ご存じのように、障害のある子どもにとってこのICT機器というのは非常に効果的でありまして、言葉が言えない子どもがPadを使ってコミュニケーションをしたりとか、それから普段は肢体不自由があることで具体物を見れなくても電子黒板で動物の様子とか、あるいは理科の実験とかも電子黒板を通じて学習ができたとか、さまざまな効果があらわれておりまして、今後も研究指定校の研究については、これは特別支援学校だけではなくて特別支援学級でも効果があるだろうと思われまますので、そういったところにも波及をしていきたいと考えております。

【溝口委員】決算書の分科会説明資料の34ページ、35ページ、いじめ不登校対策事業費として2億7,026万8,000円組んでいて、前年度と比べたら4,000万円近く増額になっているんですけれども、どこにこの増額分を配分していったのか聞かせていただきたいと思えます。

【西村児童生徒支援室長】いじめ不登校対策事業費の増額の件についてでございますけれども、これにつきましてはスクールカウンセラーの配置拡充、スクールソーシャルワーカーの配置拡充ということで増額ということになっております。

【溝口委員】わかりました。増額した人員、例えば配置校とか、増えた数はどのようになっているんですか。

【西村児童生徒支援室長】まず、スクールカウンセラー配置事業で、学校数は小、中、高、特別支援学校合わせて平成26年度は186校でございました。これを来年度14校増やしまして200校に拡充したいと。

もう一つ、スクールソーシャルワーカーの配置については、平成26年度が11市町、それと県立学校2校、合わせて13名の配置でございましたけれども、これを来年度は全市町、21市町と県立学校5校、26名に拡充を考えているところでございます。

【溝口委員】わかりました。佐世保の事件がありまして、そこら辺に力を入れていくんじゃないかと思うんですけれども、例えばいじめ問題対策事業費としては1,000万円弱ですけれども、この辺についての考え方はどのようにして予算を決めたんですか。

【西村児童生徒支援室長】スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの拡充もですけれども、今、県内の小学校、中学校、高校にわたっていじめ問題がゼロというわけではございません。そういったことで、いじめ問題対策事業費の約1,000万円でございますが、これは24時間の電話相談ということで、子どもたちから、あるいは保護者から自分の子がいじめられているとか、自分がいじめられているとか、そういった悩み相談を聞く窓口として開設している事業でございます。

【溝口委員】いじめ問題等については早目に、初期に対策をしていかなければいけないという問題があるんですよね。だから、まずカウンセラーの人たちを活用してそれをやっというところの保護者側というか、この間の事件にしても子どもが何も言わなかったりとか、親の中に入っていかなければいけなかったりとか、いろんな問題があると思うんですよね。

だから、そこら辺については積極的に入っというところの保護者側というか、この間の事件にしても子どもが何も言わなかったりとか、親の中に入っていかなければいけなかったりとか、いろんな問題があると思うんですよね。

事業費として500万円上げているんですけれども、このことについてはさきのいろいろな事件の解決策としてのマニュアルをつくるためにここに500万円上げたということで理解していいわけですか。

【西村児童生徒支援室長】重大事案対策事業費でございますけれども、今、委員ご指摘のとおり、佐世保の事件を受けまして課題となった部分、例えば学校間の引き継ぎの問題、あるいは外部関係機関との連携の仕方、そういったものが不十分であったということで関係機関との連携マニュアル等をつくりまして、それを研修会を使って周知徹底を図っていく、その予算として502万円を計上させていただいているところです。

【溝口委員】教育委員会としては1,800万円の要求額を出しているんですよね。それで500万円に削られたということなんですけれども、このことについて今回の大きな問題があったという形の中では、3分の1ということは、4分の1近くになっているんですけれども、それで大丈夫なんですか。

【西村児童生徒支援室長】最初に財政課に要求したのは、研修会を徹底させていきたいと。管理職員だけではなくて生徒指導主事担当、全ての教職員に研修会をしっかりとやって、そういった認識を深めてもらおうということで要求しておったわけでございますが、まずは管理職員の研修会をしっかりとやってほしいということで、管理職員を対象とした研修会費の開催分で予算を計上させていただいているということでございます。

当然、そのほかの教職員に対してはしないのかということでございますが、これは例年やっているいろいろな研修会がございますので、そ

の中で周知徹底を図っていきたいと思っているところでございます。

【溝口委員】今回この事件があって、やはり最初の年にぴしとした形をつくっていかねばいけないし、教職員の教育もしていかねばいけないというそういう時期にあって管理職だけとか、そうしたら管理職の方々が研修会をして、学んできたことを今度はどこで教職員の方々に教えていくのか。そこら辺についてどういう形を考えているんですか。

【西村児童生徒支援室長】まずは各学校の管理職員にそういったマニュアルの周知徹底を図りまして、管理職員が自分の学校に帰ったところで、各学校においては年間計画的に校内研修というものを実施いたしております。その中にきちんとプログラムとして組み込んでいただいて周知徹底を図っていただきたいと考えているところでございます。

【溝口委員】教育委員会の義務教育課の方では1,800万円要るだろうと。最初の年だからちゃんとしたものをつくってやっていかねばいけないと、そういう気概があったわけでしょう。それをなぜここでこういうふうに3分の1というか、4分の1くらいになっているんですよね。こんなに削られて本当にそういう重大な事案としてとらえていけるんですか、子どもたちのことを。

【中村分科会長】ちゃんと説明せんと。できないんですか。減額した理由を言わんば。

【池松教育長】確かに、研修の仕方としていろいろあると思うのですが、財政状況も考慮した中で、さっき言ったみたいに既存の、例えば教育センターでやる研修を使ったり、今申し上げたとおり管理職が研修を受けて、それを校内研修で伝達をするという手法を考えているという

ことでございますので、直接がいいのか、間接がいいのかという議論はあるかもしれませんが、我々としては、そういう手法でまずは走っていきたいと考えたということでございます。

【溝口委員】そしたら、全教職員を対象にしていたのでこのような1,800万円の要求をしたということですが、本当にそれだけなんですか。研修会のためだけに1,300万円以上の金額が要ったんですか。もう少し何かを突っ込んでやりたいという部分がなかったんですか。

【西村児童生徒支援室長】1,800万円を積算したのは研修会の回数でございます。3回程度というふうに考えていたんですが、やり方を工夫しようということで、まずは管理職員、そして既存でやっている管理職研修とか生徒指導主事の研修会とか、そういったものにきちんとメニューとして組み込んで徹底していこうというふうな工夫をしたところでございます。

【溝口委員】今回、マニュアル作成をしていくわけですが、いろいろ研修をしながら、やはり現場の声としてのものを取り上げていかないといけないという部分なんですね。だから、それが管理職だけでいいのか悪いのかということになってくるわけですが、それを先ほど教育長が言うように、ちゃんとした形で教職員に、現場の方々に伝えて、こういうふうにしてきてくださいと。

教職員というのは、今度、パワハラの問題がいろいろあって、なかなか下から上に上げるということができないんですよね。それでいろいろな問題になっている。それで教職員として管理職がそこまで伝えたら教職員の方々がちゃんと伝達ができるようにしていくか、そのマニュアルも大変重要なものになってくると思うん

ですよ。

でも、1回でもみんなで学んでおけば共有する部分はあると思うんですよ。だから、それが無いということは大変だなと私は思うんですけどもね。（「関連」と呼ぶ者あり）

【前田委員】ここが一番すごく重要なところで、これだけの検証をしてきて、内部でいろんな話し合いをしてきて、新規でこの重大事案の対策事業費を上げてきた要求に対して、今のような説明で、まずは幹部職員とか、3回を1回にこなさいと言われたというのは、それはちょっとおかしいんじゃないですかね。十分練ったものであったなら、それだけのものをきちんと取らなければだめですよ。

教育長が言ったように、財政の中でいろんな工夫をしたと。工夫をしたと言うのだったら最初から工夫したものをいせよよかったですか。十分考えた上で1,800万円を出したんでしょう。そこは死守しなければいけなかったんじゃないですか。

この案件の重大さを考えた時に、この減額というのは、財政的な要素から減らしたという話ではないし、仮に本当に中身を見直してやったのであれば最初からそういうのをいせよよかったですか。そのあたりはどうなんですか。

【池松教育長】まず、我々が考えているのは、例えば担任の教諭と管理者である校長との関係で、今回、情報が上がっていなかった部分があったということがあります。それはマニュアルに関係なく、校内の管理職への報告体制ということをきちっと押さえれば、それはそれで解決するのだからと思うんです。

あとは管理職がそういう情報が上がってきた時にどう対応するかという部分が、例えば児童

相談所との連携の仕方とか、警察とか家庭裁判所とか、そういうことの発想が全然なかったし、少年法なり児童福祉法なりの法律の知識も十分ではなかったということもあって、まず最高責任者たる知識としては、校長にそこを十分植えつけるという目的が1つあります。

おっしゃるように、全ての教諭が児童福祉法なり少年法、それから児童相談所の役割なんかを、一遍で理解できればそれに越したことはないのしょうけれども、今申し上げたとおり、対外的には校長がなくなぐ役割をするわけですから、そういった意味でこういう研修でも十分対応できるし、先ほど申し上げたとおり校内研修もありますし、既存の研修の中で一般の教諭たちは、先ほど言ったような児童福祉法等の法令関係についても十分研修をしていけるということで、この500万円近くで対応できると判断をしてこういう予算を計上させていただいたということでもあります。

【前田委員】聞いたことを伝えればいだけという話じゃなくて、専門の方がやる中で当然質疑応答等あるわけじゃないですか、こういうケースはどうですかとか。そういう時に受け答えがきちんと校長が間に入ることができるのかといったら、私はできないと思うんですよ。

1,300万円をどうしてこの重大な案件にかけて、そこまで削らなければいけないのか。方法はいろいろあるかもしれませんが、しかし、皆さん方が、こういう方法がいいと思って出したのだったら、それをきちんと求めればいいんじゃないですか。間に校長が入って、それを校内で教える仕組みがあったとしても、それは間接的じゃないですか、それで十分伝わるんですか。

【池松教育長】ですから、直接か間接かというのはいろいろ議論があるかもしれませんが

も、我々は先ほど申し上げたとおり、一義的には外との連携とか、そういう中の体制の整備というのは校長が責任を持ってやる必要があるということです。ですから、そういう専門研修は校長にまずやらせてもらって、今回、校長が外につなぐという判断をしなかったことも問題の一つだと考えていますので、そこを押さえようということを考えてわけでありませう。

先ほどから申し上げているとおり、この予算の中では、伝達研修だけじゃなくて、既存の研修のコマをとって我々としてはやっていくという考え方でありませう。そういう判断をさせていただいたということをお答えさせていただきました。

【中村分科会長】 しばらく休憩します。

午後 4時32分 休憩

午後 4時32分 再開

【中村分科会長】 分科会を再開します。

【山田(博)委員】 教育長、話を聞いていたら、今回は要するにカリキュラムの中で充実を図ってやっていくと。予算の数字であらわれていなくてもカリキュラムで十分にやっていくということに理解していいわけでしょう。そういうことですね、簡単に言えば、わかりました。

【高比良(末)委員】 1点だけ、前田委員も質問されました高等学校における特別支援教育支援員活用事業について、研究事業から今回新規事業で重点になりましたね。配置も3名から5名に増員された。評価したいと思っておりますが、研究の成果をご披露いただきたいということと、「必要な学校、必要な生徒」というのが出てきておりますが、その辺の実態というのがどういふことなのか、あわせてお答えいただけますか。

【前田特別支援教育室長】 研究の成果ですけれ

ども、3校それぞれ特色ある活用をされております。その中で特徴的なものとしたしましては、まず学習支援ということで、一般の授業の中に支援員が入って行って、そして個別の声かけとか見守りを行う、あるいは多動なお子さんがいた場合は、いろんな実習とかに行かれる時に安全面での見守りをする。それから、環境面の支援ということで、いろいろその子に合った教材をつくられたり、あるいはその子が学びやすいようにいろんな教室環境を整えられたり、そういったことを教員と一緒にされております。

そういったことを通して配慮の要る生徒が学習意欲が向上したり、あるいは学校生活に安定して取り組んだりという効果が見られております。数字的なものというのはなかなか難しいところがあるんですけども、1つの高校では、就労率が向上したり、あるいは出席率、あるいは途中で退学をしたり転出をしたりする率が、その事業を始める前と後を比較すると明らかに改善が見られている、そういう成果が見られております。

2つ目のどの程度支援の必要な生徒というか、その割合ということですけども、平成21年度でしかまだ調査の結果が出ていないんですけども、平成21年度の調査の中で、長崎県の場合、公・私立を合わせて約1.74%、それだけの生徒に配慮が必要だということが出ています。

その中で公立が約1.85%、その公立の内訳を見ますと、全日制で1.17%、定時制では11.02%、通信制は7.30%と、全日、定時、通信で分けたらそういうことが見られます。

また、全日制の中でも進学校と周辺の学校では、周辺の学校の方が、そういう配慮の必要な子どもの在籍数はやや多いというようなデータ

が出ております。

ただ、平成21年度の調査は、初めて県内の高等学校で行った数値で、本来、文部科学省が行っております小中学校であれば、平成24年度の調査で約6.5%という数値が出ていますので、高等学校の段階になったらある程度落ち着いてきてそういう配慮も少なくなってくるのかなと思いますけれども、今後、教職員の理解が進んでくると、この子どもっと配慮が要るなという理解が深まってくれば、このパーセンテージはあくまでも教員が配慮が必要というふうに感じた分のパーセンテージでありますので、例えば診断がとれているとか、そういうものではなくて、担任の先生が見て学習面、あるいは生活面でかなりの配慮が必要だという数ということでとらえております。

実態としては以上です。

【高比良(末)委員】これは重点になって5名です。今後増やしていこうという方向性があるんですか。

それと、この5校というのは、必要としている学校の学校名を具体的に言えませんか。

【前田特別支援教育室長】まず、学校名ですけれども、平成24年度から3年間研究をしてきました五島南高校、長崎鶴洋高校、佐世保中央高校、この3校は研究指定をしております、その研究成果もありましたし、まだそういう配慮の必要な子が継続しているということで、まずその3校。そして、定時制が多いということで鳴滝高校。それから、諫早東高校、ここも発達障害の子どもプラス肢体不自由の子どもさんとか視覚障害の生徒さんかもいらっしゃるという状況の中で、現段階ではこの5校。

あとの2校につきましては、実は具体的にこういう子どもがいるだけけれどもということで

支援の要請も来たところでありまして。そこで特別支援学校のコーディネーター等が相談支援に行きサポートしてきたところです。そういった中でこの5校を選んでおります。

今後、拡充するかと。私どもとしては必要があれば拡充していきたいとは思っております。ただ、基本的には支援員に頼らず学校の教員がそういう指導力を高めていくというのが基本にあるだろうと思います。あくまでも支援員というのはサポート役で教員ではありませんので、そういった意味で、前回回答しましたように、平成21年度から5年余りたっておりますので、次年度中に全部の高等学校に再度調査をかけて、そういう配慮の必要な生徒の在籍状況を把握して、そして配置した5校の成果を再度検証をした上で拡充の必要性も含めて検討してまいりたいと思っております。

【中村分科会長】ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村分科会長】ほかに質疑がないようでございますので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村分科会長】討論がないようございますので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第1号議案のうち関係部分、第67号議案のうち関係部分及び第79号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は原案のとおり可決すべき
ものと決定をされました。

本日の審査はここまでとしまして、月曜日は、
午前10時から再開いたします。

以上で、本日の審査を終了いたします。

ご苦労さまでした。

午後 4時41分 散会

1、開催年月日時刻及び場所

平成27年3月9日

自 午前10時 4分
至 午後 4時45分
於 第1別館第3会議室

児童生徒支援室長	西村 一孔 君
高校教育課長	渡川 正人 君
高校教育課人事管理監	荒木 典子 君
特別支援教育室長	前田 博志 君
生涯学習課長	堀 輝広 君
新県立図書館整備室長	前屋 信彦 君
学芸文化課長	金子 眞二 君
体育保健課長	栗原 正三 君
競技力向上対策課長	森 栄二 君
教育センター所長	古川 勝也 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	中村 和弥 君
副委員長(副会長)	ごうまなみ 君
委員	三好 徳明 君
〃	中山 功 君
〃	溝口 芙美雄 君
〃	高比良 未男 君
〃	瀬川 光之 君
〃	山田 博司 君
〃	山口 初實 君
〃	山田 朋子 君
〃	前田 哲也 君

総務部長	坂越 健一 君
総務部次長	池井 大仙 君
総務文書課長 (参事監)	神崎 治 君
学事振興室長	小坂 哲也 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

教育長	池松 誠二 君
政策監	島村 秀世 君
教育次長	池田 浩 君
教育次長兼 総務課長	木下 忠 君
県立学校改革推進室長	林田 和喜 君
福利厚生室長	野口 充徳 君
教育環境整備課長	小森 孝幸 君
教職員課長	松尾 康弘 君
義務教育課長	長谷川 哲朗 君
義務教育課人事管理監	木村 国広 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時 4分 開議

【中村委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

それでは、教育長より総括説明をお願いいたします。

【池松教育長】おはようございます。

教育委員会関係の給与改正関係条例以外の議案についてご説明いたします。

文教厚生委員会関係議案説明資料の教育委員会の2ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第37号議案「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」、第38号議案「市

町村立学校県費負担教職員定数条例及び県立学校職員定数条例の一部を改正する条例」、第52号議案「財産の処分について」であります。

第37号議案「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」は、教育委員長と教育長を一本化した特別職の新「教育長」を置くことなどを改正内容とする「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日から施行されることに伴い、関係条例について所要の改正をしようとするものであります。

第38号議案「市町村立学校県費負担教職員定数条例及び県立学校職員定数条例の一部を改正する条例」は、児童生徒数の増減等に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

第52号議案「財産の処分について」は、平成23年3月31日に廃校した旧富江高等学校の土地を五島市に譲与することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を得ようとするものであり、詳細につきましては、後ほど担当課長からご説明いたします。

次に、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

3ページをお開きください。

公立小・中学校における土曜授業の取扱いについて。

本県における土曜日の教育活動につきましては、部活動や社会体育をはじめ、市町教育委員会や地域のさまざまな団体等により多様な活動が展開されております。

そのような中、国においては、児童生徒の健全やかな成長のために、土曜日の教育環境を一層豊かなものにするという考えから、いわゆる土

曜授業がその方策の一つとして示されております。

県教育委員会としましては、来年度以降、市町教育委員会や各学校が、地域の実情や児童生徒の実態、保護者の意向等を踏まえ、土曜授業の実施を検討することができるよう基本的な考え方をまとめ、2月4日付けで各市町教育委員会に対し通知しました。

土曜日の教育活動が、児童生徒にとって、一層有意義なものとなるよう、今後も市町教育委員会と協力して取り組んでまいります。

4ページをお開きください。

新規高等学校卒業者の就職について。

本県の公立高校における新規高等学校卒業者の就職内定率は、文部科学省の調査によると12月末現在で90.3%と、前年同期を0.9ポイント上回っております。また、県内就職内定率についても、86.1%で、前年同期に比べ1.6ポイントの増加となりました。

なお、本県の独自調査の結果によると、1月末現在では94.8%と、前年度同期を2.4ポイント上回っております。また、県内就職内定率についても、92.6%で、前年度同期に比べ4.1ポイントの増加となっております。

今後も、多様化する進路希望に応える教育を充実していくとともに、長崎労働局や県産業労働部など関係機関とのさらなる連携強化を図り、就職を希望する新規高等学校卒業予定者の就職支援に努めてまいります。

5ページをお開きください。

体罰の状況調査について。

平成25年度に発生した体罰の全国の状況が、文部科学省から1月30日に公表されました。本県は、体罰を一掃する目的で、軽微な事案を含め体罰と認知したものを全て文部科学省に報告

しており、平成24年度の発生が全国最多の432人となりました。今回も同様の内容で調査を行った結果、平成25年度分においては、60人に減少しているものの、体罰に対する認識が十分徹底されていない状況にあります。

県教育委員会としましては、これまで体罰防止に向けたガイドラインの活用や各種研修を通して、教職員の体罰防止に対する意識改善が図られていると認識しておりますが、まだ体罰が発生していることを重く受け止め、引き続き定期的な調査を行い実態把握に努めるとともに、体罰根絶に向けた指導を強化してまいります。

そのほか、外国語教育の推進について、「子ども県展」の開催について、スポーツにおける活躍について、文化財の指定について、長崎っ子の「夢・憧れ・志」を育むための講演会についての内容と所管事項の詳細については、文教厚生委員会関係議案説明資料に記載させていただいております。

以上をもちまして、教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中村委員長】 ありがとうございます。

次に、補足説明をお願いします。

【小森教育環境整備課長】 第52号議案「財産の処分について」につきまして補足説明をさせていただきます。

お手元にお配りしております文教厚生委員会説明資料の横長資料の11ページをお開きいただきますでしょうか。

平成23年3月末をもって閉校いたしました旧富江高等学校の跡地につきましては、これまで五島市や地域の方々をはじめ、さまざまな角度から活用策を検討していただいております。

けれども、去る平成25年9月の五島市議会におきまして、五島市長から、老朽化が進む富江地区の幼稚園、保育所を統合した認定こども園としての活用が表明をされ、普通財産譲与の申請書が提出されているところでございます。

この旧富江高等学校の土地につきましては、全体で2万4,854平米でございますけれども、そのほとんどが過去に旧富江町から県へ寄附をされた土地でございます。県としましても、五島市が跡地を認定こども園として活用するということにつきましては、公共的な用に供するものであり、県の未利用地の有効活用も図れることから、県有財産の交換、譲与等に関する条例及び廃校に伴う県有財産の譲与等に関する事務取扱基準に基づきまして、五島市へ無償で譲渡しようとするものでございます。

今回の財産の処分につきましては、五島市へ無償で譲渡することとしておりますので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、県議会の議決に付すべき事案となるため、本議会の議決を得た上で譲与契約を締結することとしております。

なお、現在、旧富江高等学校の敷地にある校舎等の建物につきましては、解体工事を実施しており、3月末までには工事を完了することとしております。

また、五島市の予定では、来年度から認定こども園の建設工事に着手し、平成28年度からの開園を目指しているということでございます。

説明については以上でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

【中村委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【山田(博)委員】教職員課長にお尋ねしたいんですけども、予算のほうでもちょっとお話をさせてもらったのですが、第38号議案の「児童生徒数の増減等に伴い、所要の改正を」ということでありますけれども、「増減等」とあります。「等」ということは、複数ほかにも理由があるのであれば、それをきちんと説明していただきたいと思います。

【松尾教職員課長】「増減等」の「等」がどういふものかということでございますけれども、県立学校の場合は用務員等の現業職員がおりますけれども、現在の方針といたしまして、この現業職員について、退職をした後は非常勤職員を雇用するというような形をとっておりますので、そういう点で定数が減るということになってまいります。それから、在外教育施設派遣教員ということで、日本人学校に派遣をしている職員がおりますけれども、これは年によって増減があるということで、この点についても児童生徒数の増減によらないところの増減があるということになってまいります。

【山田(博)委員】第38号議案は今の児童生徒数の増減で減っていくというのだったらわかるんですけども、「等」の中に、今、現業職員が退職された後は補充しないんだと、別の方を雇うように方針が決まっているんだということでありましたけれども、その方針は、いつ頃からそういうふうになったのかというのを明らかにしていただきたい。

それと、日本人学校に派遣をしているということでもありますけれども、長崎県日本人学校はあるんですか。私は十分承知していないのですが、勉強不足で、そういったところまでこういうところにあるというのが私も初めてわかったので、そこをきちんと説明していただきたいと

思います。再度よろしく申し上げます。

【松尾教職員課長】現業職員の減についてのところでございますけれども、これは平成19年から取り組んでおりまして、基本的に、退職者が出た場合に、それを非常勤嘱託化するというところで、非常勤の職員さんを入れる、あるいは調理員さんについては、調理委託をするというような形で対応をしております。順次、退職等あるいは事務職員等に任用替えを行うことによつて、現業職員の減少を図ってきているというところでございます。

それから、日本人学校は、あくまで国の方の日本人学校ということで、各国の日本人学校には、各県から何名かそれぞれ派遣をされているという形になってきます。具体的に申しますと、16名だった分が今回、20名になるということで、今回は4名増をするというような内容になっております。

【山田(博)委員】まず、現業職員をもう採用せずに、非常勤にしたり、任用替えしたりすることは平成19年から決まって、そういうふうになっているということなんですね。それは内部でしたのか、議会にかけて、私も県議会議員になったのは平成18年だったので、よく承知していなかったものですから、そこだけ説明していただきたい。

各国に出すとなると、外国に行っている先生の分の給料を長崎県が負担して行っているわけですね。その中に、将来、長崎県に帰ってくるから先生も来てくださいというならわかるけれども、とにかく国の方から、例えば、アメリカに学校があるから長崎県から何人出さないということで割り当てしてそういうふうになっているのかどうか、勉強不足なものですから説明をお願いします。

【松尾教職員課長】 現業職員につきましては、行革の一環で取り組ませていただいております。これは知事部局の方も同じような形で現業職員については削減を図ってきているというような状況で、その一連の流れでの対応となっております。

それから、日本人学校の派遣職員の人件費につきましては、先ほど16名とか20名と数字を申し上げましたけれども、この分、長崎県から派遣をして、給与も支払う、ただし、その給与については国の方から委託費という形で補填がされているという状況でございます。（「100%ですか」と呼ぶ者あり）手当によって国が見てくれない分も若干ありますけれども、ほぼ100%と見ていただいて結構です。

【山田(博)委員】 行革として、現業職員はそういった補充しないという方針がある中で、日本人学校の先生が派遣されている中で、100%きちんと対応していただいているということで、しかし、これは外国に行って、長崎県の先生が視野を広げて行って帰ってくるでしょうから、そういったことでは大変いい制度でもあるところも認めざるを得ないんじゃないかと思えます。わかりました。

【前田委員】 まず、第37号議案ですけれども、制度が変わる中で、今度新たに新「教育長」を置くということで、池松教育長がなられていると思うんですが、この総合教育会議を設置できるという、今まで長崎県でいえば、知事がなかなか教育に関しては物申すことができなかつた、もしくは自分の考えを反映することができなかつたという形の中で、今回の法改正はできていると私は思っているのですが、総合教育会議を設けるということで、今後、新「教育長」として、この点について、知事との話し合いの中

で、どういうふうなミッションを持っているのか、そして総合教育会議を今後どういうタイムスケジュールでやるのか、その課題は何なのか、お話をいただきたいと思えます。

【池松教育長】 新しい教育委員会制度と現在の教育委員会制度における本県の教育委員会と知事部局との関係ということについては、私は、大きくは変わらないと思っております。現在でも、教育委員さん方と知事とは年に数回ですが意見交換会をやっておりますし、知事の教育に関する思い等については、例えば、予算査定の中で知事の考えが反映されるような部分もありますので、大きくは変わらないと思うのですが、ただ法律上、知事が一定物申す制度ができたということで、我々は、それを尊重しなければいけないと思っております。

総合教育会議は、これが大きく変わるの、先ほど言った教育委員と知事との意見交換を今までやってきたわけですが、それが総合教育会議になることによってオープンになりますので、そこが形態的に大きく違うのかなと思えます。

そういう形態のことは置いておいて、長崎県の子どもたちをいかに健全に育成していくかということについては、学校だけではなくて、知事部局が所管をしております保育園もありますし、認定こども園等々もある中で、しっかり連携をとる必要があると思っておりますので、そういうことが制度としてしっかり議論できるようになったことについては、大変有意義なものになるだろうと思っております。そういった意味では、それぞれ課題をしっかり持ち寄る必要があると思っておりますし、そういう知事との意見交換を踏まえて、教育委員会ですることができることはしっかりやっていかなければいけないということになるだろうと思えます。

ただ、そうは言っても、教育委員会という独立した行政委員会という組織は残っておりますので、政治的な中立性等々はしっかり今までどおり維持して対応していく必要があると考えております。

【前田委員】知事として、これまでと余り変わらないということですが、私は、制度の改正自体が、知事として本県独自の特色ある教育展開を推進するという目的があると思っていますので、ぜひ今後も活発な議論をしていただきたいと思っています。

第52号議案「財産の処分について」ですが、説明の中では、これはそもそも市から県が無償で譲渡を受けていたという認識でいいのですか。

【小森教育環境整備課長】旧富江高等学校の跡地につきましては、富江高等学校を創設する時に、旧富江町から土地を寄附していただいたということでございます。

【前田委員】そのようにして寄附いただいた中で高校があって、廃校になった時点では、これはあくまで寄附を受けたのだから県の財産ということなんでしょうけれども、まず、今回は教育委員会から出てきていますけれども、手続としては、廃校にした時点で教育財産から一般の財産の方に移すということはないのですか。

【小森教育環境整備課長】学校がある間は行政財産という形で区分をしておりましたけれども、廃校後は、普通財産という形で財産の方は分類替えをしております。

【前田委員】それでは、普通財産であっても、高校があったということで、教育委員会からこの委員会に提案があるという受け止め方をしますけれども、その際に、譲与するかしないかというのは、もちろん五島市からの要望があって、譲与するという決定をしたと思うので

すが、その際に、公共の用に供するという判断というのは、これはあくまで五島市さん側から上がってきたのは認定こども園ですね。認定こども園というのは多分、学校法人か社会福祉法人が運営されるものと理解をしていますが、まずその確認と、いわゆる法人格を持っていたとしても行政とは違うんですけども、そういう時に公共の用に供するという判断というのは、福祉関係であれば、一般的に公共の用に供するという形で県が理解をしたということではないのですか。

あわせて、土地の面積もご説明がありましたけれども、これを全部使うのですか。多分、土地が残ると思うんですけども、全部使って認定こども園をやるということですか。

【小森教育環境整備課長】五島市では、もともと所有をしておりました富江幼稚園、富江保育園それから富江へき地保育所、黒瀬小規模保育所、この4つを1つにして認定こども園という形でまとめる予定でございます。委員がおっしゃられましたとおり、運営主体については、五島の社会福祉協議会が運営をしていくということでございますけれども、我々としましては、社会福祉協議会が認定こども園を運営することについても、もともと五島市等が深くかわって、公共的な活用という形で我々も整理をさせていただいているところでございます。

それから、五島市の認定こども園の用地としては、現在、旧富江高等学校跡地を全て使わせていただくということで申請をいただいているところでございます。

【前田委員】この件については理解をしましたが、今後、各地域において福祉的な、今回は認定こども園ですけども、老人関係も含めて、建てたいんですけども、なかなか土地が

ないみたいな話が多分出てくると思うんです。そうした時に、これは全庁的な話だと思うんですけれども、県としては未利用の土地があったなら、市から要望があれば、これからも積極的に譲渡に向けて臨むという方向性でいいのかどうか。そうした時に、今、県内に未利用、未活用の教育財産がどのくらいあるか、最後にそこだけお答えください。

【小森教育環境整備課長】大きなものとしては、高等学校が廃校になった跡地ということでは、今残っておりますのは、長崎式見高等学校、野母崎高等学校それから旧有馬商業高等学校、この3つが大きな土地でございます。そのほかにも、教職員住宅等の未利用公舎23カ所等々があるところでございます。

【前田委員】それだけの未利用地があるならば、私は、その該当する市町に対して一旦投げかけていいと思っているんですけれども、そのあたり、教育長、いかがですか。

【池松教育長】基本的に、廃校跡地の利用については、地元の所在市町に、活用策が何かありませんかと投げかけています。ですから、ストレートに市町でやられる場合もあるでしょうし、今回の場合のように、一旦その地域の要望を受けてということもあるんだろうと思います。我々としては、先ほど申し上げたとおり、公共の用に供して地域の活性化につながる、それは福祉的なことも含めて、市町がお考えになれば、それはできる限りの協力をしていかなければいけないと思っています。ですから、そこは一旦市町で受けてもらう形になって、その後、事業をどう展開していくか、具体的な話は出てくると思うのですが、そういう考え方で対応していきたいと思っております。

【中村委員長】ほかに質疑がないようですので、

これをもちまして質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第37号議案、第38号議案及び第52号議案は原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村委員長】ご異議なしと認めます。

よって、各議案は原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

次に、提出がありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明をお願いいたします。

【木下教育次長兼総務課長】表に補助金内示一覧表、1,000万円以上の契約状況一覧表と書いてある資料でございます。

今回の対象期間は、11月から1月まででございます。

まず、1ページでございますが、県が箇所付けを行って実施する市町に対し内示を行った補助金についての実績でありまして、ながさき土曜学習推進事業費補助金など、計24件となっております。

次に、3ページですが、1,000万円以上の契約案件についての実績でありまして、入札結果については4ページ、5ページに記載のとおりでございます。

以上で終わります。よろしく申し上げます。

【中村委員長】ありがとうございました。

ただいま説明がありました、「政策等決定過

程の透明性等の確保などに関する資料」について、何か質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村委員長】質問がないようですので、次に陳情審査を行います。

お手元に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。対象番号は71です。

陳情書について、何か質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村委員長】質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外所管事項に入ります。

まず、先日の臨時委員会で報告がありました、ボクシング競技団体の補助金不正受給について、説明を求めます。

【森競技力向上対策課長】ボクシング競技に関する補助金等の調査につきましてご説明いたします。

去る2月5日に開催の委員会においてご報告させていただきましたボクシング競技に関する補助金等調査について、改めまして、その後の経過等を含めてご説明させていただきます。

まず、長崎国体で活躍した選手をはじめ、関係の皆様や県民の皆様に対しまして不信感を抱かせる事態となりましたことを深くお詫び申し上げます。

別添資料の1ページをご覧ください。

現在、調査を実施しております団体は、長崎県高等学校体育連盟、長崎県競技力向上対策本部、公益財団法人長崎県体育協会の3団体でございます。

この3団体におきましては、学校や競技団体に対しまして、県高校総体等の大会運営費や、国体拠点校や競技団体の国体選手の競技力の向

上を図るための遠征や合宿費用等の強化費を助成しております。このうち、ボクシング競技に関しましては、高体連ボクシング競技専門部であり、国体拠点校として指定されている県立小浜高校と長崎県ボクシング連盟の2団体におきまして、一部の補助金が不適切な使われ方をしているとの情報提供があり、事実関係について調査を行っているところでございます。

現在判明しております不適切な会計処理の主な内容につきましては、1つ目が、長崎県高体連と長崎県体育協会から高体連ボクシング専門部と県ボクシング連盟に対する大会運営費に係る補助金において、一部の医師や役員に対して謝金等が未払いであったということで、これにつきましては約100万円程度が現時点で返還の対象額となっております。

2つ目が、県高体連から国体拠点校へ、対策本部から県ボクシング連盟に対する国体選手強化費に係る補助金において、国体拠点校と県ボクシング連盟とで一部同一日程の遠征を両者が重複して補助金対象事業としており、補助金を二重請求している疑いがあり、これにつきましては約470万円程度が返還調査の対象額となっております。

資料にも記載しておりますとおり、返還調査対象額とは、現在返還の可能性のある額でありまして、今後の調査において増減することもございますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

なお、判明の端緒と不適切な会計処理の態様につきましては、資料の3ページに記載しているとおりでございます。

次に、資料2ページをご覧ください。

上段は、補助金の流れを図で示しております。県の各関係課から関係団体へ補助金を交付し、

さらに関係団体から補助事業者へ補助しているものでございます。

下段は、先ほどご説明いたしました不適切な会計処理の疑いがある過去5年間の補助金の交付額と返還調査対象額を表にまとめたものでございます。ここで2段に金額を記載しておりますが、上段は補助金交付額を、下段の括弧書きは返還調査対象額を記載しております。

補助金名の「長崎県民体育大会競技運営費補助金」と「長崎県高等学校体育連盟補助金」等につきましては、医師等への謝金等の不払いの疑いがあるものです。

このうち、の「長崎県高等学校体育連盟補助金」等につきましては、資料右端の計の欄をご覧いただければ、下段の返還調査対象額は79万円としておりましたが、現時点におきまして、県高体連での調査が終了し、75万8,096円を返還額と確定し、今後、県高体連は、小浜高校に対して補助金の返還命令を行う予定と報告を受けております。

一方、「長崎県競技力向上対策本部補助金」と「長崎県高等学校体育連盟補助金」につきましては、重複による補助金の二重請求の疑いがあるものでございます。こちらにつきましては現時点におきましても、返還額を確定するまでには至っていないとのことであります。今後も引き続き調査を行い、不適切な会計処理の実態解明を進めるとともに、早期に返還額を確定させてまいります。

なお、1月末から2月末にかけて、県高体連等の関係団体におきまして、全ての学校及び競技団体に対する補助金の実態調査をいたしました。調査の結果につきましては、他の学校、競技団体において不適切な会計処理は行われていなかったとの報告を受けております。

今後も関係団体を通じて、学校及び競技団体に対して、適正な補助金執行を行うよう指導してまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

【中村委員長】 ありがとうございます。

今回、このボクシング競技については、臨時の時から入りましたけれども、この部分を含めて、今から議案外所管事項一般について質問を受けたいと思っております。それと、委員の皆さんにお願いをしますけれども、佐世保事案については、この議案外の終了後に入りますので、佐世保事案についての質問はご遠慮願いたいと思います。

質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村委員長】 質問がないようですので、引き続き佐世保事案の審査を行います。

準備のため、しばらく休憩します。

午前10時38分 休憩

午前10時52分 再開

【中村委員長】 委員会を再開いたします。

議題は、佐世保市内女子高校生の逮捕事案についてであります。

したがって、理事者の出席範囲は、議題に関連する範囲とし、配付しております配席表のとおり決定したいと存じます。

議事に入る前に、委員の皆さんたちをお願いを申し上げます。

これまで、文教厚生委員会として、教育委員会含め、こども政策局も同様でございますけれども、これまでの事件の経過については十分審議してきたところでございます。私ども委員会としましては、今後再発を防止するというところに重点的に取り組んでいかなければならない

と思っておりますので、今日の質疑応答に關しましては、ぜひ、これから再びこういう事件を起こさないということで、対策対応について重点的に質問をしていただければと思っておりますので、皆さんたちのご協力をよろしく申し上げます。

また、先ほど申しましたように、今日は昼休みに緑の羽根の募金活動が入っておりますので、12時には午前中の分は終了いたしますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

これより議事に入ります。

それでは、佐世保市内の女子高校生の逮捕事案等に関する調査・検証報告を教育長より願います。

【池松教育長】佐世保市内の女子高校生の逮捕事案等に関する調査・検証についてご報告いたします。

文教厚生委員会関係議案説明資料（追加4）の1ページをお開きください。

佐世保市内女子高校生の逮捕事案について。

県教育委員会では、昨年7月の事案発覚後から被疑生徒の指導等に関わった小学校から高校までの教職員等に対し、学校や教育委員会のこれまでの対応について聴き取り調査を行い、それに基に、当時の対応について、法律や医療、福祉など様々な専門的な知見がある委員を含めた調査委員会を設置して検証を行ってまいりました。

同時に進めておりました大久保小事件後10年間の県教育委員会の取組の検証結果と併せて、調査・検証報告書として取りまとめたところで。

報告書の詳細につきましては、この後、担当室長からご説明をいたしますが、調査委員会の委員からは、教職員が児童福祉制度等に関する

認識が不十分であるとの指摘を受けたほか、学校が問題行動に直面した際には、児童生徒の成長と発達を支援する視点からのアセスメントが必要であることや、外部の機関と連携して対応する必要があることなどの意見が出されました。

また、対応する教職員を孤立させないためにも校長をはじめ全教職員がこれまで以上に危機意識を共有し、組織的な情報共有や確実な引継ぎができるよう体制を整備することが必要であるなどの提言をいただきました。

大久保小事件後10年間の取組については、調査委員会の委員からも官民協働による命の大切さを根底に置いた各種取組は着実に成果を上げており、スクールカウンセラー等の配置も増え、相談しやすい体制の整備は進んでいるとの評価があったものの、児童生徒に必要な支援につなげるための対応策の検討や外部との連携の視点が不足していたとの指摘も受けております。

県教育委員会としましては、今回の検証で明らかとなった課題に対する対策については、学校間における引継ぎの徹底やガイドラインの作成など早期に対応できるものから実施してまいりたいと考えております。

また、国の教員免許講習における福祉制度に関する研修の導入や、市町に設置されている要保護児童対策地域協議会の活用促進、機能強化など、県教育委員会の所管を越えるものについては、国や関係機関に働きかけを行ってまいりたいと考えております。

さらに、教育委員会のみで対応が困難な課題については、知事部局に設置される「子ども育成総合検討会議」の中で、総合的な施策として検討を行ってまいります。

なお、県教育委員会は、当該校校長と関係教職員を、3月5日付けで文書訓告といたしました。

校長に対しましては、危機管理意識の薄さから県教育委員会への報告や的確な判断・指示ができなかったこと、また、関係教職員に対しましては、一人で抱え込みすぎ、学校という組織の一員としての対応が十分でなかったことについて、厳しく指導をしたところであります。

以上をもちまして説明を終わります。

【中村委員長】 ありがとうございます。

次に、児童生徒支援室長より補足説明をお願いします。

【西村児童生徒支援室長】 2月5日に開催していただきました臨時の文教厚生委員会でのご指摘等を踏まえまして、定例教育委員会において協議した結果を整理し、本日、調査・検証報告書として提出させていただいております。

報告書の基本的な構成につきましては、2月5日の臨時文教厚生委員会に示した経過報告と同様となっておりますが、今回の報告書では、5つの事象の検証を行った際に、各調査委員会委員から出された個別の意見や提言までを掲載いたしております。また、大久保小事件後10年間の県教育委員会の取組についての検証結果もまとめて示しております。

特に、5つの事象に関する県教育委員会の見解及び今後の対策については、前回の経過報告書に関するご指摘や検証結果等も踏まえ、新たに加筆修正をいたしております。

また、大久保小事件後10年間の取組についての見解につきましては、今回初めてお示しするものであります。

それでは、目次に従いまして、要点を絞って説明をいたします。

1ページから4ページですが、今回の事案を検証するに当たって県教育委員会が行ってきたこれまでの検証の経過を説明いたしております。

2ページをお開きください。

2ページの1行目から書いておりますように、事件の背景等の究明は、警察の捜査や司法の判断に委ねられることとなりますので、この報告書は、あくまで県教育委員会が当時の学校や教育委員会の対応について、調査・検証して、その結果を取りまとめたものであります。

8月に行いました1次説明から報告しておりますように、今回の事案において特に重要であったと思われるのは、2ページの下の部分に8つの四角印で箇条書きで示しております事象でございます。

これらの事象について、当時の関係教職員等から聞き取り調査を行い、なぜそのような判断をしたのか、その対応に問題はなかったのか、ほかの選択肢はなかったのか等について整理してまいりました。

さらに、10月からは、法律、医療、福祉、教育分野等の専門的な知見がある委員を含めた調査委員会を設置し、本年2月までに合計6回の調査委員会を開催いたしました。

それぞれの調査委員会の概要につきましては、報告書の115ページ以降に記載しております。

5ページをお開きください。

5ページは、現時点までに報道等で知り得た本事案の概要を記載いたしております。

調査委員会での聞き取り調査を進めていく中で、6ページの下の方に示しております5つの事象、これに関する対応が特に重要であると考えまして、そのことを中心に考察、検証を行うことといたしました。

それぞれの事象における調査委員会の検証については、7ページからまとめております。

まとめ方としましては、それぞれの事象の概要をまず示し、その次に、聞き取り調査で判明

した事実関係、次に、聴取結果から絞り込んだ検証すべきポイントを示しております。その後、調査委員会で委員から出された意見のまとめ及び提言を整理したものを記載いたしております。さらに、それらの事象ごとに検証する中で出された調査委員会委員の個別の意見や提言を、その後ろの方に記載させていただいております。ただし、それらの調査委員会の委員の意見等につきましては、私見での意見や協議経過における未考査の意見も含まれておりますし、同趣旨のものについては、できるだけ集約、整理をした形で記載させていただいております。委員の中で異なる見解があった場合については併記して掲載しております。

具体的には、7ページから26ページまでが、給食への異物混入事案について、27ページから30ページまでが、小学校から中学校への引継ぎについて、31ページから35ページまでが、中学校から高校への引継ぎについて、36ページから47ページまでが、父親を金属バットで殴打したことについて、そして48ページから52ページまでが、高校入学後の状況についてということで、5つの事象について、同じようなまとめ方で整理したものを掲載させていただいております。

53ページに、その他として3つのことを記載しておりますが、このことについては聴き取り調査の中で明らかになったものの、確認した内容から特に検証が必要な学校及び教育委員会の対応はなかったために、調査委員会の意見は求めておりません。

54ページ、55ページには、今回検証に参加していただいた調査委員から、今後の対策を検討するに当たって、特に配慮していただきたいこととして4つの視点を示されたことについて、記載をさせていただいております。

具体的に言いますと、1点目が、校内でのケース会議や事例研究会等を一層充実させ、児童生徒一人一人を理解するために、児童生徒をきめ細かに見る目を養うとともに、気づきを共有するということ。2点目は、スクールカウンセラー等と連携した児童生徒を理解するためのアセスメントの必要性。3点目が、学校や教育委員会が担い得る支援の限界を明確にし、それを超える場合には、躊躇なく対外機関との連携のあり方を探るという危機管理システムの適切な構築。そして、4点目と改めて書いてはおりませんが、55ページの下から8行目にかぎ括弧で書かせていただいております内容ですが、児童生徒の問題行動に直面した際に、その行動の背景に何があったのかを検討し、当該児童生徒の特性を理解した上で、児童生徒の成長と発達を支援する視点の必要性、これが重要であると、この4つの点について調査委員会の方から提言をいただいております。

56ページからは、事象ごとに、細かく県教育委員会としての見解をまとめております。

まず、56ページ、57ページに、今後の対策を検討するに当たって、県教育委員会として、特に留意すべき視点を記載しております。学校は児童生徒の発達、成長を支援する場であり、教職員は学校教育のプロとして、児童生徒の最善の利益を優先した支援を検討しなければならないこと、このような視点から本事案を見た場合、Aに関する情報が一部の教職員にしか共有されず、学校としての判断や組織的な対応が十分でなかったことは問題であると考えております。

さらに、学校だけでの解決が困難な事案については、躊躇することなく所管の教育委員会へ報告や相談をして指導・支援を受けることはもとより、福祉等の専門機関への相談や協力依頼

等を行い対応することが必要であり、そのための関係法令を理解し、学校がとるべき具体的対応・対策について熟知しておく必要があることなどがまとめられております。

58ページから63ページにつきましては、給食への異物混入事案についての県教育委員会の見解を記載いたしております。この点については、大きく4つの柱を立ててまとめております。

1つが、事案を起こしたAの捉え方についてでございます。保護者の日常の養育能力や学校と保護者との信頼関係を維持するという観点から、当時の学校や市教委の判断は難しいところもあったと考えますが、Aを非行少年や要保護児童に当たるのではないかという視点を持って関係機関へ躊躇することなく通告するなどして連携していかなければならない事案であったと考えております。

2つ目の視点は、カウンセリングの在り方について。60ページからになります。本人、保護者がカウンセリングを望まない状況であったけれども、コンサルテーションにより支援していく手だてをとるべきであった。また、加害、被害のカウンセリングを1人のカウンセラーで対応すべきではなかったという意見が委員からありました。また、学校だけではなく、県教育長及び佐世保市教育委員会事務局においても、アセスメントの概念やその必要性について、十分な理解がなされていない状況であったということに記載いたしております。

3つ目は、C R Tの派遣についてということで、62ページから記載いたしておりますが、調査委員からは、C R T派遣に該当する事案であったという意見がありましたが、このことについては本県のC R T事務局に確認しましたところ、事案発生から期間がたってからの派遣要請

ということで、派遣対象外であると考えられるということでございました。

4つ目でございます。63ページに記載しておりますが、学校が相談しやすい窓口の設置・活用についてであります。学校や市町教育委員会が対応困難な場合に、いつでも相談でき、適切な支援が得られるような連携体制づくりや人的配置の必要性が調査委員からも指摘されました。今後、実効性のある体制の構築を検討していきたいと考えております。

64ページ、65ページですが、小学校から中学校への引継ぎについてまとめております。校種間を超えて継続的な支援が必要な児童生徒の引継ぎについては、書面をもって、複数で引継ぎを行う必要があると考えております。今後、引継ぎの内容等を整理し、各学校に対して具体的に示していきたいと考えております。なお、個人情報取扱いについては慎重な対応が求められることから、法的な整理をして、ガイドラインとして示してまいりたいと考えております。さらに、指導要録による引継ぎについても、児童生徒についての継続的な指導・支援という観点から、適切な記述となるよう指導していくとともに、このことは本県のみの問題ではないことから、国に対しても、通知の発出等の要請を行ってまいりたいと考えております。

66ページですが、ここは中学校から高校への引継ぎ及び情報共有について記載しているところであります。本事案においては、さまざまな事情から、結果的に関係教職員が1人で情報を抱え込んでしまうことになってしまいましたが、校内における情報共有は職員全員で行うことが重要であり、特定の教員が抱え込むことがないよう、管理職員のリーダーシップによって、同僚性や協働性のある風土をつくる必要があると

考えております。また、小学校から高校までの12年間を通した校種間の情報共有については、先ほど述べました引継ぎのガイドラインの中で、個人情報保護や人権への配慮をしながら、様式等について示してまいりたいと考えております。

67ページから71ページが、父親を金属バットで殴打したことについてまとめているところであります。当時、校長と関係教職員は、Aを非行少年や要保護児童と捉える意識はなく、通院している病院の主治医にも相談をし、外部の専門家につないで支援しているとの認識でありました。しかし、調査委員会においては、そもそも秘匿情報としたことは適切でなく、少年法や児童福祉法の制度から関係機関へつなぐルートを検討すべきであったと指摘されております。県教育委員会としても、児童生徒に対する真の支援を行うためには、そのような措置が必要であるという認識を持たなければならないと考えております。また、日頃から、学校・警察の相互連絡制度を十分に活用することや、児童福祉に関する考え方や具体的な取扱い等について、関係機関との連携マニュアルを作成し、研修会を通じて周知徹底をしていきたいと考えております。

なお、関係教職員や校長の告発義務については、父親の事件化したくないという心情に配慮したことや、Aとのこれまでのつながりを保つ必要があると判断したこと、また通院している病院の医師の診断の状況も聞いた上での判断であったことなどから、告発義務違反までは問えないと考えております。しかしながら、関係教職員は3月8日にAから、人を殺してみたかたと聞くなど、1人で対応していくことには既に限界になっていたと考えられることから、事案を把握した時点で、校長等の管理職員には報告

すべきであったし、校長も、4月25日に関係教職員から報告を受けた時点で、生徒の重大な問題行動を把握した際の県教委への報告が規定されているということからも、県教育委員会への報告及び相談をすべきであったと考えております。

72ページは、高校入学後のひとり暮らし及び長期欠席に対する対応についてまとめております。

ひとり暮らしにつきましては、居住権にかかわることであり、校長に不許可とする権限はないものの、ひとり暮らしが望ましくないとの判断や意見は父親に伝え、協議するべきであったと考えております。

また、当時の長期欠席については、Aが留学を前提として治療に専念していたとはいえ、留学延期が長期間に及んでいることや、ひとり暮らしをしている状況から、校長は、A及び父親と面談をし、Aの意思を確認するとともに、今後の支援について協議を行う必要があったと考えます。さらに、Aにとって最善の利益は何なのかという視点で、より具体的なAへの対応を担当等へ指示すべきであったと考えております。

73ページから96ページ、これが今回同時に検証いたしておりました大久保小事件後10年間の県教育委員会の取組についての検証でございます。

73ページに示しておりますが、対応策を体系的にまとめた「子どもの心と向き合う教育システム（長崎モデル）」の9つの施策がこの10年間どのように取り組まれ、現在どのような状況であり、その効果と課題は何であるか、さらに、浮かび上がった課題に対して今後どう対応すべきかという流れで整理をいたしております。

それに対する調査委員会委員の意見を97ペ

ージから101ページに記載をさせていただいております。また、県教育委員会としての見解につきましては、102ページから104ページに示しております。

調査委員会委員からも、この10年間、命の教育、心の教育に官民協働で取り組んできた本県の取組は着実な成果を上げているという意見をいただいております。特に、学校、保護者、地域の3者で取り組んでいる「長崎っ子の心を見つめる教育週間」や「子ども理解支援シート」を活用した教育相談体制の整備については、毎年度10万人を超える教育週間への参加協力者の数やスクールカウンセラーの配置拡充などから、その成果が上がっているものと考えております。

その一方で、「長崎っ子の心を見つめる教育週間」の取組がマンネリ化、形骸化しているのではないかと、またスクールカウンセラーの配置は拡充したが、必要な支援につなげるためのアセスメントを実施することなど、学校における活用の仕方にまだ課題があったのではないかと、ということが述べられております。

また、心の教育や命の教育という情緒に訴える道徳的指導は、情緒的な発達に問題があり、道徳心や犯罪に対する価値観に問題がある児童生徒には通じにくいものでありまして、日常の教育活動の中で一人一人の児童生徒を多角的視野から観察、把握し、異変を感じた場合に、その異変について全教職員で情報を共有し、スクールカウンセラー等を加えたアセスメントを行い、児童生徒の支援に当たるといった視点が十分でなかったと考えております。

さらに、学校や教育行政だけで担い得る支援の限界を超える場合に、福祉や医療といった社会全体の支援システムの中で対応すべきである

という認識が十分でなかったということも考えております。

105ページからは、今後の対策について記載させていただいておりますが、より具体的にまとめたものを別冊の資料として配付させていただいております。

県教育委員会では、調査委員会委員の意見や提言を踏まえまして、大きく5つの項目で課題の整理をし、今後の対策について検討を行いました。既に2月中に開催いたしました県立学校及び公立小中学校の校長研修会において、調査委員会で課題とされた児童福祉法の説明、福祉関係機関との連携や、引継ぎを丁寧に行うこと、さらに情報共有の在り方等について研修を深めたところであります。

私立学校の校長に対しましても、今月中に研修会を開催し、同様の研修を進めたいと考えております。

今後は、調査委員会で指摘された課題に対して、「校種間の引継ぎガイドライン」や「関係機関との連携マニュアル」、こういったものを夏までに作成しまして、それらを利用した研修会を夏季休業中に実施し、引継ぎの内容や方法、情報共有のあり方や関係機関との連携のあり方等について、学校現場への周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった専門家と連携してアセスメントを行い、児童相談所や精神医療機関など関係機関へ円滑につなぐことで児童生徒への継続的な支援を行ったり、長期欠席や不登校の児童生徒に対してスクールカウンセラー等とのケース会議を開催し組織的な支援を行ったりするなど、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーのさらなる有効活用を進めてま

いりたいと考えております。

さらに、市町教育委員会に対しましても、指導主事研修会等で児童福祉法や少年法等の関係法律、制度やその対応などについての理解と認識を深めることについて連携を図ってまいります。

あわせて、教員免許講習における福祉制度に関する研修の導入や引継ぎにおける指導要録の記載内容についての指導のほか、市町の要保護児童対策地域協議会の機能強化などについて、国や関係機関にも働きかけを行っていきたいと考えております。

また、いわゆる問題行動に対しては、学校と保護者が協働して児童生徒の支援に取り組むことの重要性や学校と関係機関との連携の必要性について理解をしていただくためのPTAの研修会を開催し、保護者に対して、今後の学校の対応について、連携マニュアル等を示しながら共通理解を図ってまいりたいと考えております。

長くなりましたが、以上で補足説明を終わります。

【中村委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、質疑を行います。先ほど申しましたように、主にこれからの対策等について質問をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

【山田(博)委員】 今回、教育委員会におかれましては、前回の委員会の時に、具体的なマニュアル等をいつまでに作成するということが、期限を明確にしてされているのは大変評価するに値するのではないかと考えているわけですが、その中で幾つかお尋ねしたいことがあります。

今回、教育委員会としても、事の重大さを認識した上で、いろいろとこの問題の検証をさせ

てもらっているのですが、その中で、私が前回の委員会の時に、保護者からのいろんな圧力、抗議とか、それに対して具体的にどういったことに取り組んでいくかというのを今回の委員会で示していただきたいという話があったのですが、私が知る範囲では、そこについて具体的な取組の説明を余り明確にされていなかったのではないかと思います。今回、確かにこういったことをしようということで全面的に出ているのですが、いいことをしようとしても、教育委員会に言うといっても、最終的には保護者が抗議とか、「やめてくれ」とか担任とか校長に言われて十分な対応ができなかったところがありましたので、そこをどういうふうに今回の報告書の中にまとめられているのか、それを答えていただきたいと思います。

【西村児童生徒支援室長】 今ご指摘がありました保護者からの圧力といいますか、保護者が「やめてくれ」と言われた時に、学校が動けないというようなご指摘だろうと思うのですが、そのことにつきましては、先ほど説明の中でも言いましたけれども、少年法とか児童福祉法の中で、要保護児童と認識する視点が私どもが非常に不足していた部分だろうと思うんです。例えば、今回の異物混入事案の時でも、Aを要保護児童と認識すれば、これは児童福祉法によって児童相談所に通告する、あるいは市の福祉事務所に通告しなければならないということになっております。これは保護者から、だめだとか、そういったことを言われたとしても、法として、そういう対応ができるということが書かれているわけでありまして、そういった認識を今回、もう一回、研修の中で先生方にも持っていただきたいと思っておりますし、先ほど申しましたように、PTAの方にも、そういった法律につ

いてきちんと説明をして、こういったことで学校はこれからきちんと関係機関と連携してまいりますということを説明してまいりたいと考えているところであります。

【山田(博)委員】ということは、要するに、モンスターペアレンツに対応するに当たっては、保護者からの圧力に対しては、学校の先生方がそういった法的な知識を持って対応することで解決を図っていくということで認識していいわけですね。ということは、今までは、そういった認識がなかったから、お父さんやお母さんから言われたら、そのまま言われたままにしておいたということで理解していいのですか。たったそれだけで済まされることがあるかどうか。というのは、それは毅然たる態度も必要ですけども、制度的にきちんと持ってやらないと、また同じことの繰り返しですから。私は、絵に描いた餅にならないために、ここが一番大切だと思うんです。そこはもう一度、具体的にお答えいただきたいと思います。

【西村児童生徒支援室長】少年法とか児童福祉法に関する認識が足りなかったというのは、委員からも強く指摘されたところでありますが、ただ、法的なものだけでこれを解決しようとするというのは厳しい部分はあるかと思います。実際に学校の教職員が保護者と対応する中で、法的にこうだからということで突っぱねるということでは、うまくいかない部分も多々あるかと思います。そういったことで、先ほど申しましたように、法は法としてきちんと認識をした上で、保護者に対してどう対応するか、これをチーム学校として協議をして対応していく、決して1人の教職員で対応していくのではなくて、チームとして対応していく、そういう姿勢が必要ではないかと考えております。

【堀生涯学習課長】ただいまの保護者の理解が十分必要だということでは重々承知しているところであります。まずは、法的な部分で学校の対応というものがありませんが、保護者の理解というのも十分必要になってくる。そういった場合に、生涯学習課の方ではPTAの研修会を実施しておりますけれども、その中で、従来から行っている家庭教育の必要性、そして、いわゆる問題行動に対して、親としてどんな対応をしていかなければいけないか、子どもとどう向き合っていかなければいけないかという研修テーマをしっかりと持ちながらやっていくとともに、関係機関との連携マニュアルを作成した中で、当然、福祉部局との連携とか、そういった中身が入ってこようかと思っておりますので、そういったことについても学校はどういう対応をしていくのかということについて、保護者にも理解を得るような取組をしていきたいと考えているところでございます。

【山田(博)委員】私は地域を回っていたら、先生方がモンスターペアレンツでいろいろと大変苦労されている話を聞くわけです。そうすると、PTAの中で、それを一緒になって解決してくれればいいんだけど、無関心、無関係を装って取り合ってくれないんだと。だから、先生方も、誰に相談していいか、誰に対応していいかわからないと。だから、PTAの方に理解してということと言っても、そういった場合に、一緒になって取り組んでいただくような形をとっていかないと、学校の先生方がすぐ教育委員会に言ったらいいんですよ、今回の報告書で、すぐ教育委員会に連絡しなさいと言ったけれども、実際問題、佐世保市の教育委員会は県の教育委員会に、簡単に言うと、大丈夫ですから、この問題はいいんですよと言って、「ああ、そ

うですか」ということで一旦おさまっていたんです。

そういったことがあるから、極端に言うと、PTAの皆さん、学校の先生方が法的な知識を深めていくというのはありますけれども、PTAの中でも実際問題、こういった問題を一緒にやっていくような機関を設けていかないと絵に描いた餅になるから、そういったことはこの際、やっていくようにした方がいいと思いますよ。理解をしてもらうように研修をしても、いざとなったら無関心になってくるんです。「誰がするんですか。私はしません。」となるんです。だから、こういった場合には、誰と誰がこういうふうに取り組んでいくというきちんとしたシステムをやって、相談窓口をPTAの方と一緒に学校側でやっていかないと、保護者の方は法律的なことは知っていますけれども、「私たちは知っているだけで、そんな関与する立場にはありません」と言ったら、それで終わりなのだから、そういったことを考えて、今の提言について、見解を聞かせていただきたいと思えます。

【池田教育次長】今、委員からご指摘がありました、いわゆる保護者の理解、地域の理解というのは非常に重要なことだと思っております。県のPTA連合会、これは義務も県立も同じですけれども、役員の方々は同じような認識をお持ちになっておられまして、PTAとしても、できることは連携して一緒に協力してやっていきたいというお声もいただいておりますので、そういった中で、私たちも報告書あるいはマニュアルをもとにしながら、その対応をやっていきたいと思っております。

それともう一点は、先ほど、知識が足りなかったというお話を申し上げましたけれども、教

育を進めていく上では、教師と子どもとの信頼関係、あるいは教師あるいは学校と保護者の信頼関係、これがなければ教育はできないというのは、まず基本として持っております。それを基本としながらも、今回のように、教師の対応ではもう限界に来ている、あるいはどこかに相談をしたいんだけど、一体どこに相談すればいいのかと、そういった場合に、私どもは、躊躇することなく相談をするなり、あるいは他の関係機関との連携を模索するような動きを学校にとっていただきたい、そういう意味での法的な知識をきちんと持っていただきたいという意味での取組をいたしております。そのためには、まず学校の管理者である校長がきちんとそのあたりを認識した上で、学校組織として対応できるような運営をやっていただく。それも私たちの大きな課題として今後取り組んでいきたいと考えているところです。

【山田(博)委員】教育次長、今回、教育委員会の皆さん方は、これを具体的にまとめたんです。まとめた中で、最終的には、学校側と保護者の方でどういうふうに取り組んでいくかということが大切だと思っているんです。先生方も、お父さん、お母さんも、こういった事件がないように一生懸命やろうとしても、関心がなかったらだめですから。組織的に動くような仕組みとして、今回、PTAの中にも、学校側とこういったことで連携してくるような専門的な委員会をつくるなり、そういった窓口をお父さん、お母さん一緒になってやっていくような方向にしないと、学校、教育委員会だけでやるのではなくて、保護者の方が一緒になってやる仕組みをやってもらいたいと思うのですが、それについて見解をもう一度聞かせていただきたいと思えます。

【池田教育次長】そういった方向でPTA連合会等とも今後協議を進めていきたいと思っております。

【山田(博)委員】ぜひそのようにやっていただきたいと思えます。

教育長、今回一生懸命まとめられているなど思って、前向きに何とかしようということは私は伝わってくるわけでございます。

それで、今回、佐世保市の今後の対応策の中で、国への要望というのがあるんです。ここに指導要録の記載方法についてというのがありますね。ここにどういう支援や配慮が必要なのかというのを具体的に記載するようにしていただきたいとあるんです。今の時点では、そういったことを書くことができないのかどうかというのをまず確認でお尋ねしたいと思えます。

【西村児童生徒支援室長】お尋ねの指導要録の記載の内容についてでございますが、現時点でも、そういった支援とか配慮が必要な部分について、記載してはいけないということではありません。記載できることになっております。

【山田(博)委員】記載できるようになっている。そうしますと、ここに「具体的に記載するようにしていただきたい。」ということを知りやすく説明していただけますか。記載できるようになっているのに、具体的に記載するようにしていただきたいというのは、どういうことですか。

【長谷川義務教育課長】現在、指導要録の書き方としては、その子どもの課題等を書くということの前に、基本的には、長所とか、よさを書くようにというような取り決めになっております。したがって、どうしてもそちらの方に重点が行ってしまって、なかなか課題とか、今後どういう配慮が必要かというのは書きづらいとい

うのが実情でありますので、その点をはっきりさせていただきたいということと、例えば、小学校でこういう指導をしたけれども、こういう課題が残ったという、まさに次の校種の中で取り組んでいただきたいことをしっかりと明記する、そういうようなものを具体的に書き込めるような働きかけを国にしていきたいと考えております。

【山田(博)委員】教育長、日本全国大変な、今初めて知ったけれども、これは画期的なことですよ。課題とかを書けないんだ。では逆にお尋ねしますけれども、こういうことは一刻を争うことなのだから、書き方は長崎県独自でできないのか。もう今から入学するのだから、極端に言うと、これは明日にでもやってもらいたい。長崎県独自として、こういった事件があったのだから明日でもやりたいんだと。多分、今日で教育委員会は終わるのだから、明日、国にでも言って、極端に言うと電話でも何でもいいですよ。それで、ぜひ今からでもやりたいんだけれども、どうでしょうかということをお尋ねしたいと思えます。

【長谷川義務教育課長】委員ご指摘の指導要録は、基本的には、国が法で定めて、様式モデルを定めます。それを受けて、県教委も一つのモデル、書き方を定めるようにしますが、基本的には、市町教育委員会が実施主体となって、どういう内容を、どう書くかということを決めるようになっております。そういう流れはありますが、県教委としては、今、委員ご指摘のとおりだと考えておりますので、この前開催をした臨時の校長研修会でも取り上げておりますけれども、ぜひ継続的な支援が必要な子どもの情報については、きちんと口頭でもつなぎ、

そして指導要録に書くべきところはしっかり書きなさいという指導をこれからもしてまいりたいと思っております。

【山田(博)委員】これは長崎県教育委員会としては、全国の教育のあり方という中で一石を投じたわけです。これは本来であれば、私たち政治家が、もうちょっとこういった視点に気づかなければいけなかった。いかに勉強不足か、これは反省すべきです。残念なことに、こういった事案が発生したことで、こういった問題点が出てきた。

義務教育課長、この件に関しては、今春から実施するというので、長崎県としては独自にやっていくんだと。しかし、やるからには、日本全国の教育現場で同じような悩みがあるから、ぜひやってもらいたいということで理解しているんですね。長崎県としては、独自にこれをこの春からやるんだということで理解しているのかどうかというのを、もう一度、確認の上でお尋ねしたいと思います。

【長谷川義務教育課長】ご指摘のように、今般小中学校を卒業する児童生徒の分から、このような書き方でしっかりと情報を引き継ぐように指導をしてまいりたいと思います。

【山田(博)委員】ぜひそういったことでやっていただきたいと思うのですが、教育長、先ほど、当時の先生方を処分するという形がありましたけれども、その処分という形をもうちょっと詳しく、どういうふうになったかというのを、もう一度、確認の上でお尋ねしたいと思います。

【木下教育次長兼総務課長】先ほどの教育長の説明の中に、文書訓告というような説明がありました。これにつきましては今回携わりました校長先生と、あと1人、関係した教職員に対する措置でございます。中身につきましては、基

本的に両者とも、それぞれの職務は遂行しているところでございますが、結果としては、例えば、校長先生におきましては、県教委に報告をしなかった、関係する教職員におきましては、校長先生への報告が遅れたとか、そういう点を捉えまして、今回、文書訓告としたというようなことでございます。

【山田(博)委員】今回、校長先生等は、保護者の方からいろいろあって、大変なご苦労で、板挟みであって、つらかったと思うんです。そうすると、事をずっとさかのぼっていけば、佐世保市の教育委員会に上げた時に、教育委員会から長崎県の教育委員会に、こういった事案でしてましたよと来たわけですね。当時の教育委員会では、佐世保市の教育委員会、教育長がそういうふうであったら解決していきだろうということの話があった。そうすると、私が簡単に言いますと、先生方は何やっていたんだということをお願いしますけれども、さかのぼってみたら、そういった佐世保市の教育委員会と県教育委員会のもあったんだけど、それについて、そこは深く反省するべきということでありましたけれども、私としては、先生だけが処罰というか、今回するというのもどうかと思います。それは今回、こういった機会に、けじめというか、それはあったかもしれませんが、県教委として、今の担当の校長先生とか先生以前に、異物混入事件があった時にも県教委と市教育委員会の対応の不十分さというのは指摘されてもおかしくないとは思いますが、それについて県教育委員会としては、どういった見解を持っておられるのか、もう一度、確認の上、お尋ねしたいと思います。

【池田教育次長】今、異物混入のお話でございましたけれども、実は、報道等でも既に流れて

いますが、佐世保市教委においても、異物混入事案につきましては、当時の対応についての検証が行われております。ですから、その点については市の教育委員会の方が判断されるべきものだと考えておりますが、その後の対応については、私ども県教育委員会としても、やはり至らざるものがかかりあったという認識は持っております。今回の調査の中で、学校や先生方の対応等を調査していったわけですが、その中で、当然私どもの対応が的確であったのかもとも含めて検証を行ってきたつもりであります。ですから、法的な認識が足りなかったこと、そういったシステムがきちんと機能できるような体制がとられてなかったこと、あるいは大久保10年の取組の中で、まだまだ足らざるところがあったという認識を持ったというのも、そういった責任を果たすという反省の中から進めていったものでございます。

【山田(博)委員】もう時間があれですけども、最後に、この一言は言っておきたいと思います。現場の先生だけを今回こういった形にするというのはいかがなものかと。当時の教育長とかはもう退職されたかもしれませんが、そこは私は、今回現場の先生だけを処分するのはどうかと思います。そこだけ言って、一旦終わって、また別の機会に質問したいと思います。

【瀬川委員】まず冒頭に、一言改めて申し上げておきますが、今回の事案は、第一義的には、保護者である親が子どもに対する見守りを怠ったと、見守り義務を十分に果たさなかったということがほとんどの占める原因ではないかと思っておりますし、そういったことを踏まえて幾つか質問をさせていただきながら、ご提案をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、「佐世保市内女子高校の逮捕事

案に係る今後の対策等について」というペーパーなんですが、1ページに、「すぐに取り組んだ対策（平成26年度末まで）」としてありますが、この中で、例えば、不登校や長期欠席というような事案が県内にどれくらいあって、一定の目安なり基準を設けて教育委員会としてどれだけの状況を確認して、それについて現場では、こういった対応をやらせるのかというようなことが載っていない。すぐに取り組むべき対策として、そこらあたりの視点が無いのですが、これについて、どうしてなのかお伺いします。

【西村児童生徒支援室長】ただいまの不登校あるいは長期欠席の児童生徒に対する対応のことでございますが、そこに書いてあります県立学校の2月9日の研修会及び2月16日、18日に行いました公立小中学校臨時校長研修会の中で、今の点については私の方から話をさせていただきました。今、子どもたちの情報をしっかりと共有しなければいけないということを言われていると。ただ学校に来ている子どもたちだけの情報ではなくて、不登校、長期欠席で学校に来ない子どもたちの情報についても管理職はしっかりと把握するべきであるという話をしております。川崎市の事件があって、今、文部科学省も不登校の児童生徒の状況についての調査をしておりまして、本県においても、それに従った調査をしているところでございます。

【瀬川委員】それについて幾つあるのか、私は報告を受けていないのでわからないのですが、そういった事例があって、今、対応はきちんとやっているということとして理解していいですか。

【西村児童生徒支援室長】特別に配慮を要するような事例があった場合には、きちんと対応するようにということで、もし何かあったら児童

生徒支援室の方にご報告をしてくださいという話をしております、今のところ、報告としては上がってきておりません。ですから、きちんとした対応がなされているものと思います。ただ、個人情報等の部分があって、個別事例としては、なかなかはっきりと申せない部分があります。そういう状況でございます。

【瀬川委員】私が申し上げているのは、個別具体的なことを個々に知りたいとも思わない。私が知りたいのは、個別具体的な事案が幾つかあって、現場としては、そのことをきちんと把握して対応をしているという報告は、教育委員会としては、きちんと把握をしていますということを知りたいのです。どうなんですか。

【西村児童生徒支援室長】各学校からの報告を受けまして、県教育委員会としては、きちんと対応がされていると認識いたしております。

【瀬川委員】前日も申し上げましたように、県も、県教委も、あるいは我々社会に生きていく全ての大人たちに共通する部分だと思いますが、問題が起こらないで今の役職を勤め上げたら、次、出世の道がもう一つ開けていくというような暗黙のルールがあるんだと。だから、私が任期の時に何も問題を起こさないで済めば、次の出世の道があるんだというような部分がどうしても私はぬぐい去ることができない。そこが県民あるいは子どもたち、社会に対して信頼が本当に得られるのかどうなのかというところだろうと私は思うんです。要は、事が起これば処分、処罰をされる。だから、事が起こらないようにしましょう。だから、問題の発見能力は求めない。対応能力も求めない。解決能力も求めない。だから、少しのところできづく、発見するという能力を求めないから、出世と関係ない部分だから、見過ごしてしまったり、うやむやにしてし

まったり、ひどい例になると、握りつぶしてしまったりというようなことが起こってくるのではないかと思うわけです。

これは100%解決するような考えというのがなかなか見出せないというようなことではないかなと私は思うのですが、教育長も何度か長大の先生たちとはご議論をされてこられたと思うんですけども、我々も会派で勉強会を何回かさせていただきました。子どもの心の医療・教育センター、仮称なんですけど、こういったものをつくって、公的な独立法人の長大と一緒にあって、子どもをいかにして守っていくか、こういった事件を二度と起こさないために、再発防止のために、連携と養成をきちんとやっていくべきではないかというようなことを議論して、一枚のペーパーですが、長大から提案をいただきました。これはあなたたちも持っていらっしゃると思います。委員の方々にも配っていただいて、こういうことで再発防止策、一つの案としてどうかなと思うわけです。

今、委員の方々には配っていただいておりますが、この真ん中にあるのは長大と仮定していただければいいのですが、医学部は連携をして、小学校や、あるいはいろんな教育委員会、地域等々をアウトリーチ活動といって回る。その回った中で、校長先生、教頭先生じゃなく、養護や一般の担当あるいは教諭の先生たちの相談を受ける、あるいは気になる子どもがいたら観察するというようなことを含めてアウトリーチ活動をしていく。

右側は教育学部になるのですが、専門的な知識を持った方々が、きちんとした養成をしていく。これは学校現場の先生にしてもそうでしょうし、県のそういった立場にある方、あるいはいろんな立場で学校現場を支えてくれる、ある

いは地域の現場を支えてくれる方々に対しても研修をしていくというような2つの連携と養成というような形での取組をしたらどうかということなんですが、これはそういったものをやり始めると、内部の事務局的な部分が必要となってきたりして、一定程度の予算は必ず必要となってくるんだろうと思います。ですが、これはできるところからやっていく必要があるのではないかというような考え方を我々としては持っていていきつつあるというか、やった方がいいと思っているのですが、こういったところについての見解をお聞かせ願いたい。

【池松教育長】長崎大学から概略を伺いました際は、福祉保健部も一緒にお話を伺いまして、我々としても、そういう取組、先ほど例を挙げられました部分も含め、非常に有益な部分があるだろうと感じまして、今後、細部を詰めていきましょうとお話をしております。ただ、まだ大学の方でも、きちり学部間で詰まった話でもなかったみたいですから、基本的には、ぜひそういうことで、できるところからやっていきましょうというお話をしているところです。

我々としても、例えば、教育学部関係の部分についても、現職の先生方には今からいろんな研修を重ねていきますけれども、学生時代に、教育論だけではなくて、福祉の部分についても勉強してもらう必要が出てきたということですから、その辺も教育学部とやっていきたいと思えますし、特に、人材はなかなかおりませんので、アウトリーチ活動で大学の専門の方々がご協力いただけるならば、それはそれで非常に助かるということですので、何度も申し上げますように、全体像というのはなかなか一朝一夕には作り上げ切れませんが、研修なり、アウトリーチ活動なり、できる部分については、

ご協力をいただける部分については、ぜひ一緒に取り組んでいきたいと考えております。

【瀬川委員】委員長が冒頭申されましたように、要は、この3月の定例会で我々の一定程度のこの佐世保事案についての結論といえますか、方向性ぐらいは議員の立場としても出さなければいけないと思っているわけです。というのは、委員長が申されたように、要は、県民が求めているのは、再発防止をどう進めていくか、このことだろうと、大きくいえば、この1点だけをきちっと示してもらえばと思っているわけですし、ここは何らかの形で委員の方々をはじめ理事者の教育委員会や県の福祉保健部、こども政策局等々含めて、議論を深めるところの限界はあるかもしれませんが、できる限り議論を深めて、方向性だけはきちんとお互い理解をし合って、他の県議の方々あるいは会派の方々にもご理解をいただきながら、一定程度の方向性というものを出していきたい、あるいは出さなければならぬと、それが使命だと思っておりますので、今出して、さあ、これでやれというようなことはすぐにはできない、しかし、協力、連携をとりながら、やれる部分から進めていこうという方針、方向性だけは示していきたいと思っておりますので、午後になると思うのですが、理事者の方々や他の委員の方々のご意見も賜りながら、よろしくお願ひしたいと思えます。

【中山委員】校長会との連携について少しお聞きしたいと思えます。校長先生の意識の問題が一番重要になってくるし、永遠の課題だと思いますが、当該校長も意識が薄かったというような状況にありますよね。そういう中で、校長会自らが取り組むことが大事だと考えておりました、長崎県高等学校長会協会が、「子どもの命と安全を守る」特別委員会を設置するという形

になっているようでございますが、その中で、校長会として、全校長にアンケートを実施とあるんですけれども、この辺の内容はどういうものなのか、また「校長一人一人から具体的意見を聴取」とありますけれども、どのくらい時間をかけて聴取しようとしているのか、まず、この辺についてお聞きしたいと思います。

【渡川高校教育課長】県立学校校長会の取組といたしまして、今ご指摘がありましたように、「子どもの命と安全を守る」特別委員会を設置しまして、10数名のメンバーで議論をしております。その中で、最初に全校長にアンケートをとっております。その内容としまして、5項目ほどあるんですけれども、1番目に、学校単独で取り組むことができる事項、2番目として、PTAや同窓会、地域などと連携して取り組むことができる事項、3番目に、他校種と連携して取り組むことができる事項、4番目に、校長会として取り組むことができる事項、5番目に、その他ということで、そういう視点で全校長からアンケートをとり、それをまとめているところでございます。まだ最終のまとめはできておりませんが、3月中に最終的なまとめを行い、各校長に送付をするという聞いております。

【中山委員】そうすると、全校長ということについてでございますが、これは高等学校の校長会ということでもありますから、その辺なのか、小学校、中学校の校長会あたりはどのような対応をしているのか、この辺はどうなんでしょうか。

【西村児童生徒支援室長】小中学校の県校長会の取組でございますけれども、本日配付いたしております今後の対策等についての冊子の9ページに書いてありますが、県の小中学校の校長会の方も、「生命を大切にす

教育」特別委員会を設置いたしまして、そこに書いてあります、児童生徒の理解に関する事、校内指導体制に関する事、そして引継ぎに関する事について現状はどうか、問題点の課題は何か、課題解決に向けた改善策は何か等について、それぞれ郡市の校長会で協議を進めていっているところでございます。

【渡川高校教育課長】先ほどご説明しました高校の特別委員会につきましては、県立高校、県立の特別支援学校そして私立高校まで含めて、校長の代表で委員会を編成して活動を行っております。

【中山委員】小学校、中学校についてはアンケートをとったということで報告がございました。ただ、こういう形でアンケートをとって、校長先生一人一人に対して、きちんと意見を聞く、そういうことまで校長会で取り組むようになっているのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

【西村児童生徒支援室長】「生命を大切にす教育」特別委員会というのは、県の校長会の生徒指導部会を中心としたメンバーで構成されておまして、そこで先ほど申しました9ページに書いてあるア、イ、ウのことについて協議を進めていこうということを取り決めまして、そのことを各郡市の校長会の方に投げまして、現在、それぞれの郡市の校長会、これは全ての小中学校の校長先生がそこにいるわけでございます、そこでそういった協議を進めているというところでございます。

【中山委員】全体的な取りまとめをしているということは理解できるんですけれども、この際、小学校、中学校の校長先生を含めて、アンケートの中で一人一人から調査をすれば、より現実というか、アンケートで読めなかった部分につ

いても意見が出てくるのではないかと思います。私が本当に言いたかったのは、これは全教職員からアンケートをとって、その中で、対策についてももろもろの意見が出てくると思いますが、その辺を深掘りしてほしいなというような考えがあったから今回質問させていただきましたが、全教職員については、どういうふうな状況になりますか。

【西村児童生徒支援室長】まず、各学校においては、恐らく、校長の方から今回の事案について、説明と今後の取組について話があるものと思います。そういった話を各学校において校内研修会の中でしっかりと話をし、一人一人の先生方から、どのような対策とか、うちの学校では、このようなことをやっていきましょうとか、そういった個別具体的な案が出されているものと思っております。

【中山委員】そういう調査は常時やっておかなければいけないわけであって、10年前に起きた、そして今回起きたということは特別なことなんですよね。そうすると、先生たちがこの事件をどのように考えて、どのような受け止め方をし、どのような対策をとりたいのかとか、この辺については、もう少しきめ細かくやるべきだと私は考えているんです。ぜひ、そういう総体論ではなくて、個別意見をもう少し聴取する姿勢が欲しいと思いますし、校長会でやれないようであれば、私は、一回は全教職員に対して、小学校、中学校、高校含めて一人一人にアンケートをとって、率直にそういう意見を出していただいて、それを集計して、その中で解決するようないい提案がないのかどうか、ぜひその辺まで含めて、もう少し掘り下げてほしいというふうな気がしているんですけれども、その辺についてはどうなんですか。

【西村児童生徒支援室長】今、小中学校校長会、それと高校の校長会の方でいろんな対応策を立てていただいております。その取組の中で、恐らく、校長だけの意見ではなくて、教頭先生とか一般の先生方からも随時意見を吸い上げて、校長会での集約をされているのではないかと考えているところであります。

【中山委員】これだけ2回も起こって、私からすれば、絶対二度と起こさないというような意識が今の答弁ではなかなか感じ取りにくいんです。こういう機会ですから、ぜひ、もう少し掘り下げていただきたいということとあわせて、もう一つ提案として、今、「長崎っ子の心を見つめる教育週間」でやっていますよね。これで十分なのか、もう一つ、特別な何かを設けなければいけないのかどうか、この辺を含めて、個々の校長先生、教職員含めて、危機意識をどういうふうな形で醸成して、これを継続していくかについて、もう少し深掘りしてほしいということをお願いしておきたいと思っております。

【中村委員長】午前中の審議はこれにてとどめ、午後は、2時から再開をいたします。

午後 零時 0分 休憩

午後 2時 1分 再開

【中村委員長】委員会を再開いたします。
質問はありませんか。

【高比良(末)委員】今後の対策等についてお伺いをしたいと思います。調査・検証に基づいて、今後の対策等について記されております。私の視点は、いつまでに、誰が、どうするのかという詰めをしたいと思います。内容については、いろいろ書かれていることをまず早くやってみることを思っておりますので、そういう視点でいきたいと思っております。方向性は今出され

ておりますが、具体的な取組については今後検討し、取り組むこととしたということになっておりますので、質問をいたします。

まず、子ども育成総合検討会議の中で今後検討する対策、検討の中で、福祉分野との連携など教育委員会のみでは対応できないものについては、この会議で行うということではありますが、これは私が一般質問の時、来月からと聞いておりました。3月からですよ。これをいつぐらいまでの会議をセットして方向性を出すのか、その辺の方向性が出ておりますか。

【西村児童生徒支援室長】子ども育成総合検討会議のスケジュールということによろしいでしょうか。今月中に第1回目を開催するというの聞いております。必要に応じまして3回、4回と回数を重ねていくと聞いているのですが、はっきりいつまでにとすることは、まだ耳にはおりません。

【高比良(末)委員】対策、具体的な取組を十分しなければいけないけれども、いつまでもというわけにもいかないわけです。早急にするように、濱本副知事がトップだと聞いておりますので、我々もいたしますが、教育委員会からもそちらに申し入れをしておってください。

その中で、今後の対策については、どちらかという重大な事案が発生した時の対応を主にしていますよね。午前中に山田(博)委員からもありましたが、その前の対策といいますか、子どもの健全育成をどうするかということについての問題を起こさないための対策も必要ではないかと私は思っておりますが、ここはほとんど触れられておらずに、長期に休む人とか、不登校対策は書いています。こういう問題は子ども育成総合検討会議の中で、例えば、家庭の役割、親の役割、地域の役割とか、あるいはお願いす

ること、これをまとめるのは、どこでやられるのですか。学校でも、そういうことは必要かと思っているんです。子どもを健全に育てるための取組、ずっと見るけれども、ここをしていないんです。ここはいかがでしょうか。

【西村児童生徒支援室長】今、委員ご指摘のとおり、子どもたちをどうやって育てていくか、健全に育成していくかというところについてでございますが、大変重要な部分であろうかと思っております。県教育委員会といたしましては、問題行動の未然防止とか早期発見、早期解決を図るために、スクールカウンセラーの活用、スクールソーシャルワーカーの活用というのをまず一つ大きく対策として掲げております。

それと、もう一つ、やはり一番大事なものは、日頃の教育活動の中で、教職員が多角的な視野で子どもたちを見て理解して、把握をして、何か異変に気づいた時に、そのことを全職員で共有しまして、それからアセスメントをしっかりして、どういうふうに継続した支援を行っていくかということを考えていく、そういうシステムというか、学校の組織体制を構築していくことが大事だろうということを指導していこうと考えております。

【高比良(末)委員】今のは胸にずんとこなかった。その辺の対策をしないと、何か出てきたところをどうにかして重大事件にならないように防ぐ、ここに主眼が置かれているような気がします。絶対に再びこういう事故、事件を起こさないというなら、やっぱりそこからしていかないとだめだと思いますので、ひとつここはもう一回、ぜひぜひ子ども育成総合検討会議の中で論議をして結論を出して、具体策を講じていただきたいということを要望しておきたいと思っております。

次に、106ページの学校の危機管理体制の見直しで質問をいたします。緊急時における危機管理については、客観的で正確な事実の把握とともに、校長のリーダーシップのもと、組織的な危機管理体制の構築が求められている。そのため、各学校の危機管理マニュアルの徹底と定期的な見直しを行うよう指導をしていくということになっているわけです。私は、全体的に、どこの学校にも当てはまる基本的な部分は9割以上あると思うんです。ここはやっぱり教育委員会として、きちんと示して、学校に委ねるのではなくて、あとローカルの課題があれば、そこに挿入する、そういうふうにしなれば、まちまちになって、甘いマニュアルをつくったところもあるし、統一的なものにならないとっております。そういう意味では、学校間の引き継ぎのあり方については、確実に引き継ぐためには共通の指針が必要であると。私も、共通の管理マニュアルが必要だと思うのですが、ここはいかがですか。それぞれに任せると、それを見直しをしたら、ここは指導をするだけですか。

【西村児童生徒支援室長】各学校が作成しております危機管理マニュアルでございますが、これにつきましては県の方も、マニュアルのモデルといったものを示しながら、学校規模とか地域によって、いろいろなことが想定されますので、小中学校においては、また市町教育委員会の指導も入っておりますので、そういったものを参考にしながら、各学校がつくったものでございます。ですから、教育委員会としての指導を入れずに勝手に学校がつくっているというのではなくて、ある程度こちらの方で、こういうマニュアルをつくってくださいという指導をした上での危機管理マニュアルを今、各学校が

つくっております。ただ、それが本当に機能するものになっているかどうか、そのことについて、もう一回見直しをしてもらいたいということをご指導していくというふうに書いていますのでございます。

【高比良(末)委員】見直しした後は、全てわかるように、ちゃんと確認をしてくださいね。アンバランスがあり過ぎて、指導どおりしないものもあるかもしれないですよ。ひとつお願いしておきます。

それから、学校だけで抱え込むことのないよう危機や異変等を察知した時に躊躇なく児童相談所につなぐための仕組みをつくる。これは教育委員会がつくるんですか。大体いつ頃までにつくりますか。

【西村児童生徒支援室長】この学校だけで抱え込むことのないよう危機や異変等を察知した時に躊躇なく児童相談所につなぐための仕組みということについては、この報告書をもって、それぞれいろいろなところでの研修会を行うわけでございますが、その時に、きちんとこういうことをしてくださいというお願いをしていくということでございます。「仕組み」と書いてありますけれども、躊躇なく児童相談所等につなぐように、窓口をしっかりとつけてやってくださいということでございます。

【高比良(末)委員】やってくださいと誰に言っているのですか。

【西村児童生徒支援室長】説明が不足しておりました。そのように躊躇なくつなぐようにということを含めて、「関係機関との連携マニュアル」を7月までにつくって周知を図っていくということでございます。

【高比良(末)委員】それは教育委員会が責任持ってつくるとのことですね。わかりました。

次は、109ページに、「関係機関との連携マニュアル」の作成。学校と福祉や医療、警察等との連携、支援のあり方等を具体的に示した「関係機関との連携マニュアル」を7月までに作成する。これも教育委員会でされるのですか。

【西村児童生徒支援室長】この「関係機関との連携マニュアル」につきましては、県教育委員会の方で作成をするというふうにしております。

【高比良(末)委員】次は、110ページの児童相談所との連携なんですけど、児童相談所職員と学校・教育委員会職員との人事交流について、今後検討をしていくと。何か今後ばかり載っているのですが、いつ頃までにするのですか。いつ頃から交流をしていこうとされておりますか。こういうものが、次になったら終わりですね。確認する人もいない。今後検討します、検討します、これを見定める人がいないんですね。ですから、私は今日、見定めておきたいと思いますが、こういう人事交流がいつ頃から実現するように考えているのですか。

【木村義務教育課人事管理監】学校と児童相談所の交流につきましては、現在、研修交流という形で行っております。本年度は、長崎と佐世保にそれぞれ1名ずつ、来年度は、長崎に1名そして佐世保に2名を研修交流という形で進めております。これを人事交流という形にできるようにということで、今後検討していきたいと思っております。

【高比良(末)委員】具体的な質問は以上で終わりますが、今後の対策です。検討する項目が多々ございますが、ばたばたとするわけにもいかないのですが、のんびりもできないですね。いつまた再発するかわからないから、その辺含めて、いい視点で書いてありますが、詰めをひとつ十分やっていただきたいと思えます。

それから、個人情報の取扱いについてガイドラインを示すと。ここは大事なところでございますので、ここにも英知を結集して、早く出していただきますようお願いをして、質問は終わります。

【溝口委員】先ほど、今後の対策ということですけれども、高比良(末)委員からもいろいろと出たんですけれども、重大な事案が発生した時ということで、その重大な事案が発生する前の段階が、どの段階で重大な事案として取り上げるのかというのがわからないんです。今回の問題は、食物に異物を混入したということが最初の取っかかりですけれども、これはスクールカウンセラー等にして、それぞれ家庭と子どもとの話し合いをしても、それから先に進まなかったという部分があるんです。だから、そこら辺の段階をどのようにマニュアルの中に入れていくのか、その辺をどのように考えているのか聞かせていただきたいと思っています。

【西村児童生徒支援室長】今、委員がおっしゃったように、小学校の時の異物混入の事案ですけれども、確かにスクールカウンセラーも入ってカウンセリングをして、2回で終わってはいるんですけれども、対応しているのですが、結局、先に進まなかった。そういったところで、もう一度、カウンセリングの仕方についても工夫しなければいけないという指摘も調査委員会の方から言われております。そこら辺のことを反省しながら、重大事案というか、異物混入のところできちんと対応ができるようにしていきたいと考えているところで、その段階について、これから検討していきたいと思っています。

【溝口委員】今回の場合は、そのような原因があったというのはすぐわかるんですけれども、今後の問題のことですから、今後対応するとい

ったら、今言ったような、どこで捉えるか。例えば、学校として情報を共有していくとか、学校だけではだめだ、教育委員会もこれにかかわる。そして、あとは関係機関とのということで、段階があると思うんです。それをどこで捉えていって、学校あるいはクラスだけの教職員でそれを解決していくような道をつくっていくのか。その段階が、どこで学校が共有する、教育委員会まで共有するという、そこら辺が見えない部分があると私は思うんですけれども、その辺についての考え方はちゃんと持っているのですか。

【西村児童生徒支援室長】確かに判断の基準とありますか、この段階であれば、学校できちんと対応できるとか、これは学校だけでは対応できないので教育委員会に報告しなければいけないとか、そういった段階はあろうかと思うんですが、基本的には、学校の中で、ある児童生徒が問題行動を起こした場合に、教職員が中心となって解決を図ろうとするとは思うんですけれども、このままではおかしい、この子はちょっと変だな、えっ、というような異変を感じた時に、共有して、まずは教育委員会にしっかり報告をする、そういうことを書いたマニュアルにしていきたいと思っております。

【池田教育次長】学校でいろんな事案が発生するわけですが、その折に、例えば、法的な知識であるとか、あるいは福祉関係の知識がないために判断に躊躇したり、あるいは判断に迷うということがあります。今回、報告書の中で、特に調査委員からも言われたのは、そういう場合には、躊躇することなく、ちゃんとつなげと。そういう判断をずっと積み重ねていったのでは対応が遅れてしまうというようなご指摘もありましたので、基本的なスタンスは、そういった場合には通告なり、あるいは相談をする

んだという、それをきちんと徹底していきたいと考えております。

その上で、どういう仕組みの中で、どこに、どのように相談をしていけばいいのかとか、あるいはどこと連携をしながら対応していけばいいのかということについては、マニュアルの中で少し整理をしながら、各学校できちんと認識ができるような取組を進めてまいりたいと考えているところです。

【溝口委員】今回の場合、スクールカウンセラーまでは行ったんですけれども、その段階で、そういう問題として取り上げることができなかった。そうしたら、例えば、スクールソーシャルワーカーという専門家の方々が、そこまで行った時に、どういうふうに捉えるとか、そこら辺の段階的なマニュアルというのをしっかりとっていかないと、先ほど瀬川委員が言いましたように、どうしても教職員も、余り外に出したくない、自分で解決できればしようと。そうしたら、スクールカウンセラーに相談をした時には、今回の例を見れば、段階的に結構行っているんですね。だから、それを学校で共有していく部分になってきて、ソーシャルワーカーという専門家が入るということは、教育委員会がしていかなければいけない部分になってきているんじゃないかと私は思うんですけれども、その辺の段階について、きちとしたマニュアルをつくっていただきたいと私は思っているんです。その辺がないと、やはり今回のような形になってしまうんじゃないかと思えますし、それと同時に、一番大きな問題は、いじめとか、不登校対策の長期欠席とか、その辺になってくるんですけれども、これも長期欠席をどこまで捉えていくか。急に学校に来なくなったという不登校を、例えば、1週間で捉えるのか、2週間で

捉えるのかと、そこら辺の問題も段階的にあると思うんです。学校が共有するためには、どの段階で自分たちが共有していくか、そしてまた教育委員会まで出していくかと。どうしても教員としても学校としても、瀬川委員が言ったように、外に出したくないという部分があると思うんです。だから、それを反対に、教育委員会が言いましたように、私たちはいつもそういう話をしているんですけども、そういう問題を解決するために早く持ってきたという人たちを反対の目ではなくて、いい方の目で見て、解決する方法をとっていかないと、今のような形では、学校の中でもみ消していくというか、包んでいこうという体質は変わらないのではないかなと思うんですけども、この辺に対しての考え方というのを聞かせていただきたいと思いません。

【西村児童生徒支援室長】例えば、県立学校の場合に、学校で問題行動あるいは不登校、いじめ等、そういった問題があった場合には、児童生徒支援室の方に報告が上がるようになっております。その際に、いじめが起こった、あるいは不登校が数が増えた、そういうことに対して、こちら側が、そういった目で見るとはなくて、よく上げてもらったという気持ちで、学校を支援しなければいけないという立場で我々は対応していこうと考えております。ですから、いじめの問題にしても、不登校にしても、初期対応というのが大変重要になるわけであって、早い段階から教えていただければ、学校と一緒にやって対応が考えられる、そういうことで早目にご上げてください、その上げることによってどうのこうのということは、私どもは考えないということを県立学校の方には知らせているところであります。

【溝口委員】わかりました。

ただ、クラスを持っている先生方は、その中で、小さくてもいじめがあっているとか、例えば、この子どもは無視されているとか、そういうことは多分わかると思うんですよ。ただ、わかっているけれども、それを教員が出せないという部分があるのではないかと私は思うんです。それを早く捉えていかないと、その子どもは不登校になったり、学校に行けなくなったりという形、そういうふうになってから、いろいろな解決の施策をしても、私は解決になっていかないと思うんです。

今回、私も監査の立場の中でずっと高校を回らせていただきましたけれども、退学した人たちは、みんなそういうふうな形で不登校というか、学校に来なくなった、中学校からそういうあれがあったとか、そういう形なんです。だから、このことについてはやっぱりしっかりと捉え方をしていかないと、早い段階から問題意識を持ってしていかないと、1週間、2週間、3週間たてば、もう来なくなりますよ。だから、その段階をぜひしっかりとしたものをつくっていただきたいと思っておりますけれども、教育長、そこら辺について今、全体的な考え方としては、どのように捉えていこうとしているのですか。

【池松教育長】マニュアルをつくっても、マニュアルをもとにして判断するのは学校長なので、おっしゃるように、なるべく具体的に、細分化したものがあれば、それに越したことはないと思います。

私が基本的に思っているのは、おっしゃるように、もし、学校が隠そうとしているというようなご批判があるとすれば、同じ現象をよく言えば、結局、教育者として、学校現場で教育で何とか是正しようという文化があったのは間違

いないと思うんです。それを、例えば、福祉なら福祉の専門家の知恵をかりることによって、スムーズにその子どもの健全な育成に資することができるという発想を持ってもらわなければいけないという意味では、大げさに言うと、学校文化を変える部分もあるだろうと思っております。文化が変わってしまえば、委員ご指摘のように、抱え込んで秘密にしてということとはなくなるだろうと思うのですが、そこには一定時間もかかるだろうと思っております。

私が調査委員会で調査委員の先生から言われたことで、ああ、そうだなと思ったのは、児童相談所、警察、家裁なりに通告する義務があると。先ほど言ったように、先生たちというのは、その義務のことを知っていたか知らないかは置いておいて、学校で解決しようとするけれども、本当は、そこに通告するということが、国家全体でその子どもを健全育成に導くための支援の方策としての手法なので、逆にいえば、躊躇することないんですよというご発言があったんです。確かにそうだなと思うんです。子どもが将来的に健全に育って、一人前の社会人になってくれるのが目的なわけですから、そういう視点を必ず学校の先生方が持っていくような啓発を進めていかなければいけないと思いますし、物理的なマニュアルについては、おっしゃるように、どこまで細分化できるかはありますけれども、基本的には、大部分の先生方は、子どもたちのために頑張りたいと思っていらっしゃるわけですから、その責任をその方だけに負わせるということにならないように、しっかり学校全体で対応できるようなマニュアルをつくっていきたいと思っています。

【溝口委員】教育長が今言ったような形で、教員また校長、管理職の人たちがスムーズに教育

委員会に相談できるようなシステムをつくっていただきたいと思っております。これは教育委員会の体質的にも変わってくるし、学校の体質も本当は根本から変わってこないといけない部分じゃないかと思っておりますので、その辺についてはよく検討していただきたいと、このように要望しておきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【山口委員】議論も相当進んでいますので、2つだけお尋ねをします。この案件を根本的な部分を考える時に、先ほども話があったんですが、基本的には、親子の関係、愛情の問題じゃないかなというのが根底にあるような気がします。要は、家庭環境としてどうあったのかということです。それと、もう一つ気になるのが、先生たちの法律解釈、守秘義務の壁の関係。もう一つ、それぞれのご家庭あるいは皆さんの学校、そこにいろいろな恥ずかしい部分もそれぞれが持っているわけです。我々日本人の特性として、世間体という感覚がどうしてもあるわけです。だから、そのところがこの事件のある意味での障壁になってきたのかなという気はしますが、そういう抽象的な話をしてもしょうがありませんので、具体的に聞きますけれども、まず、54ページの対応の経緯です。それぞれこの調査委員会で5つのケースをもう検証されてありますから、大筋は、この報告書に基づいて皆様方が丹念に、きちっと対策をしていただければいいと思いますけれども、2つ聞くうちのその1つが、今後、学校現場を預かる皆さん方は、具体的に1個1個芽をつぶす、いわゆるそのサインをつぶすというのが大事だろうと思うんです。そういう意味では、校内でのケース会議や事例研究会を一層充実させるとあります。ここがポイントだろうと思うんです。要するに、学校現

場の第1次チェックポイントはここになってくるかと思うのですが、その具体的なやり方について教えてください。誰が主宰してやるのか、どういう頻度でやるのか、どのような時間帯でやるのか、この辺をそれぞれ各学校がまさに具体的に情報共有をして、ケース・バイ・ケースでの対応をしていくということになってくると思いますので、細かいところですが、大事な部分だと思しますので、そのところを。

【西村児童生徒支援室長】今ご指摘のケース会議とか事例研究会等をいつ、どういうところで実施するのかということでございますけれども、今度私どもで作成しようと思っております「関係機関との連携マニュアル」等についても、その中にもいろんなケースをお示しして、こういうケースの場合に、こういうふうな対応をとったら、こういうふうな効果があったと、そういった事例についてもお示ししたいと思っておりますし、こういうケースの時にはどういう対応が考えられますかというような練習問題みたいなものをつくって、各学校でもんでくださいと。これはいろんな場合が考えられますので、その学校が置かれている環境、地域とか、そういうところもありますので、正解はないと思うのですが、そのことについて先生同士が一生懸命いろいろ考える、そういう時間を校内研修が年間に必ず決められておりますので、その中にきちんと月に1回ぐらいは入れてくださいとか、あるいは長期休業中、夏休み期間中についてはここを集中的にぜひやってもらいたい。ケース会議とか事例研究は、回数を重ねれば重ねるほど実践的なものが身についていくと調査委員会の先生方からもご指摘してもらっていますので、そういったことについて指導していきたいと思っております。

【長谷川義務教育課長】今、まとまった会としては、校内研修とかいう名称を使いましたけれども、学校現場におきましては、特に小学校においては、気になる子どもたちの情報を交換しようとか、中学校においても、事例研究をしようとか、こういうものは名称はさまざまですが、学年会とか、生徒指導部会等の中でも、頻繁にすれば毎週必ず行うようなものでございます。ですから、こういう会が形骸化しないように、それぞれの担任が自分の中の情報として抱え込まないように、まず外に開いて情報を共有するということから始める、これが充実の一つだと思いますので、頻繁にそういう会を新たな意識を持ってするように指導していきたいと思っております。

【山口委員】わかりました。やられようとしていることは十分わかります。

それぞれの各学校が、誰がそれをリードして、きちっと定期的にやれるのか、そこがポイントだと思います。それをリーダーがちゃんとしなければ、先生方も忙しくてたまらないわけですから、そういう中で、それを本当にきちっとやらせきるか、やるかというのは、その学校の中のどなたかがきちっと責任を持って、教頭先生なのか、主任の先生なのかわかりませんが、どうお考えですか。そのところが大事だと思うんです。

【長谷川義務教育課長】最終的な責任は、校長がきちんとリーダーシップをとるべきだと思いますが、こういうものを頻繁に定期的にする、教頭とか、学年主任、生徒指導担当の教員が中心になるかと思っております。したがって、私どもの研修も、まずは管理職員、校長、教頭を先に研修をしようと思っておりますけれども、それに続いて、生徒指導担当、こういう会を主宰する、責

任を持ってリードする教員を対象に研修会をしていきたいと思えます。

【山口委員】要は、現場を預かる先生方が一番子どもを見ているわけですから、そのところを大事に、先生方のそういう意識をきちっと教育するというか、醸成する、そういうことに努めてもらいたいと思えます。

次は、法的な部分です。このことについては昨年9月定例会、事件後の一般質問でも取り上げましたけれども、この犯罪を犯した子どもは虞犯少年であり、バット事件を加味すれば犯罪少年なんです。さすれば、そのことは必ず通告しなければならないという義務があるわけです。それは家庭裁判所であったり、児童相談所なんです。そのところが先生方も県の職員さんたちも、守秘義務という壁もあるものですから、どうしても躊躇するわけです。なぜかというと、知識がないから躊躇するわけです。だから、そこをきちっと熟知させる。子どもたちもいろんな家庭環境があるわけですから、学校現場を預かる先生方にはいろんなケースが発生するわけです。こういうケースは、こうやるんだということを、今回のケースも先生が1人で抱え込んでしまったものですから、一生懸命頑張られたんですけども、結果としては、そうなっているわけですから、そのところの関係法令を熟知させるやり方について、きちっと県は明確に各学校末端まで周知させないと、これはまた曖昧になってしまうと思えます。それだけ先生方が虞犯少年なり、犯罪少年なり、そういうケースに対しての対応の仕方というものを本当にきちっと自信を持ってやらせられるようにしなければ再発すると思えます。ご見解を伺います。

【西村児童生徒支援室長】今、委員からご指摘

された部分については、今回の調査委員会の委員からも多く指摘された部分であります。少年法とか児童福祉法についての認識が先生方には不十分であったと、通告するべきは通告するべきなんだということを指摘されたところであります。ですから、少年法とか児童福祉法、そういった法令について、あるいはその法に従った対応がどうあるべきかということについての研修は今後しっかりと進めていきたいと考えております。

【山口委員】それをやってください。まずは管理職から、そして一般職員、それぞれの皆さんに、このことに関しては同じレベルで法的解釈が対応できるようにしておかないと、またそれぞれの先生方が悩まれるだけであって、解決につながっていきませんから、びしっとそのところは周知をさせていただきたいと思えますが、ずばり一言、熟知させるやり方はどう考えますか。

【西村児童生徒支援室長】少年法とか児童福祉法の専門家、ですから教育委員会関係者よりも、福祉関係とか弁護士さん、そういった外部講師を呼んで、しっかりと、きめ細かく、丁寧に説明をしていただくことが周知徹底させる一番かなと思っております。

【山口委員】それぞれの学校現場を預かる管理職、校長先生をはじめ教職員の皆さんも、本当にいろんなケースがあって大変だと思うんですけども、今回の事例は2例目ですから、3回起こしてはいけないわけです。そのことをしっかり承知されているところでありますけれども、これがずっと継続的にやっていけるような仕組みをつくって、それぞれ入ってきた新任の先生方を含めて、ちゃんとやっていくシステム、まさにルーチンでもやれるように、ぜひお願いを

しておきたいと思います。これは要望です。

【前田委員】この検証報告書を聞かせていただく中で、これからのこととして、ケーススタディーという言葉を使うには余りにも残酷で不幸な結末であります。関係者だけではなく、県民多くの方にこの事件のあらましというものを知らなければいけないと私は思っています。

そうする中でまずお尋ねしたいのは、いろんな課題が見えてきました。それは概ね私は了とするのですか、この一連の検証を通じて、まずもって行政の方に問いたいのは、救うチャンスが何度となくあったけれども、そういうサインが出ていたけれども、結果として、不幸にも救えなかったんじゃないのかと私は認識をしているのですが、総括が終わって、その点についてはどういう認識に立っていますか。

【池松教育長】例えば、我々がこの検証のテーマとした事案といいますが、具体的な事象の部分の大きな問題で、給食への異物混入がありましたし、父親のバット殴打という、事件という分類をすれば、大きなものが2つあったのですが、1つは、ぜひ委員の方々にご理解いただきたいのは、加害の生徒について、まだ家裁で精神鑑定も含めて審判が始まったばかりなものですから、加害生徒の思考過程というか、そういうことについては我々は全然情報はないわけです。我々が今回検証をやったのは、あくまでも出てきた事象に対して学校がどういう対応をしたのか、それが適切だったのか、足りなかったのかという検証をさせてもらって、ここにまず報告をさせていただきました。

その時に、前田委員がおっしゃるように、救える場面があったのかと言われると、先ほどもずっと議論になっていますけれども、外部委員

の先生方からも、例えば、給食の事案があった時に、児童相談所に、いわゆる非行少年として通告してもよかったんだ、すべきだったというご意見があります。そうすると、児童相談所に通告しておけば、今回の同級生の殺害までに防ぐことができたのかどうかというお問い合わせだとすれば、それは非常に難しいお答えになるかと思えます。ただ、少なくとも、先ほど私が委員の先生から言われて、ああ、そうだなと思ったというのは、通告することは、別にその子を犯罪者として罰するためではなくて、将来に向けて健全に育成をするために通告する制度ですよということですから、もしかしたら通告をしておけば、福祉の手が入って、高校生になった時、違う姿になっていたかもしれないというのは制度上あるかなと思います。そういった意味では、救えたかもしれないというふうには思います。ただ、先ほど申し上げたとおり、直接的に本人の考え方なり、背景、動機がよくわかりませんので、私が検証を進めていく中で感じたのは、そういうことです。そういった意味で、学校の先生方にも福祉制度等を十分理解していただいて、またスクールカウンセラー、ソーシャルワーカーを入れることによって、外部の専門家の目も学校の中で働かせてもらおうという取組をしていこうと考えているところです。

【前田委員】私があえてお尋ねしたのは、こういう事件を契機として再発防止に努めるというのは、学校現場や福祉関係だけの話ではなくて、地域も含めて、県民全体として意識を変えていかなければいけないという思いがあったので質問させてもらったところなんです。そういった中で、今回の事件について課題が見えてきて、再発防止策が打たれております。概ね了としているんですけれども、これからの取組という中

で、もっと強く打ち出してほしいというのは、子どもを持つ保護者の方たちにも、こういう法規も含めたところで、しっかりと理解をしてもらうということが大事だと思っております。学校現場だけでどれだけ法規を勉強しても、結局、今回の事件の背景としては、一義的にはやっぱり保護者の方の見守りが十分ではなかったというところには、もしかすると保護者の方々を含めたところで、こういう救える仕組み、法律も含めたところのご理解が十分なかった。世間体があったというのもあるのかもしれませんが、これからいろんなケースが出てくる中で、親御さんたちに、このことをしっかり理解してもらって、さっき教育長が言ったように、子どもをまず親がきちんと見届けるんだということとあわせて、そこを預かる教育現場が全力でしっかり見守っていくんだということに立てば、ここの取組の中には、理論的には文章としては書いてあるんですけども、項目としてないのは非常に弱いというか、そこの壁を考えた時に、親御さんたちに対して、きちんとこのことを伝えていく必要性はあると思っておりますが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

【池松教育長】 全くそのとおりだと思います。先ほどからのPTAの研修というのも、要は、我々がPTAという団体を所管しておりますので、保護者の方々にも福祉制度を理解してもらうという点と、先ほどから何度も申し上げますとおり、学校が仮に児童相談所なら児童相談所に通告することが、その子どもをいわゆる密告することではなくて、将来にわたって健全に育成して育ていくために、専門家の知恵をかり、専門機関の手法をかりることなんですよということを保護者の方々に理解してもらわないと、学校への反発も出てくるんだろうと

思うんです。先ほどからご議論がある裏面で言えば、今まで学校でちゃんと抱えてやってくれたじゃないか、それが何で大げさに外に言うんだ、みたいなことも現実的には出てくるんだろうと思いますから、そういった意味では、保護者の方にもしっかり理解してもらって、それは自分自身が親として子どもを見る時に、いろんな困ったことがあった時に、おっしゃるように、例えば、児童相談所があります、児童福祉法はこうなっていますということは理解してもらった方がいいと思います。ですから、PTAというのは我々の所管ですので、今後、もっと小さいお子さんをお持ちの親御さんたちにまでやっていかなければいけないと思います。その時は、その手法については、子ども育成総合検討会議の中で、対象を広げることについても議論をしていくことになるのだろうと考えております。

【前田委員】 次に、視点を変えて、午前中の答弁の中で教育次長から、大久保小事件後の10年間の取組について、足らざる点があったという認識が示されたと思っております。それで、改めて今回、大久保小事件後10年間の県教育委員会の取組というのが資料として出されてきて、読み込む中で、文言の違いこそあれ、冒頭一番に、子どもたちの心の状態を的確に把握するシステムを確立するんだということをうたっているんです。ですから、私も午前中の同僚委員の中身と一緒に、さっき言った、ややもすると教育長がおっしゃった、教育で是正しようとしたんじゃないとか、そこが強過ぎたというようなこともおっしゃっていましたが、私自身は、教育現場の持つ風土というか、さっき教育長が言った文化というんですか、ここの意識を本当に変えないと、幾らシステムをつくって

も、その人たちの意識が変わらないと、多分だめなんだろうなと思います。それはここの中でも10年間きちんとやってはきているんですね。ただ、確かに個別に見ると、子ども理解支援シートがどれくらい活用されたかとか、形骸化されたんじゃないかとか、そういう問題はあっても、その根本的なことは変わっていないと思うので、事件が発生した直後に、関係者の方々、育成協の方とか、いろんな方々から、どうしてこれだけ10年間心の教育で長崎県が取り組んできたのに、こういう事件が起こってしまったんだという自責の念とか、非常に無念なお気持ちはどこからでも聞こえてきたのですが、先ほど教育次長がおっしゃったように、専門の委員も既に指摘していますけれども、仮に、この10年間の取組について足らざる点があったとするならば、それは具体的に、どういう点が足らなかったのですか。私は、そこも含めて今後県民の方に伝えていかなければいけないと思います。ですから、今まで多くの方がかかわった中で、頑張ったけれども、どの視点で、どこが足らなかったのか、そこは今回の中で明確にしてほしいと思うんですけれども、その点はいかがですか。

【池田教育次長】今、委員ご指摘のとおり、この10年を振り返って、各保護者あるいは地域の中で、子どもたちを見守る、あるいは育てるといふ取組が非常に進んできたんだと。今、委員がおっしゃったように、なぜこういうことが起こったのかという自責の念にとらわれているというお声は私どもの方にも届いておりますし、調査委員の中からも、それと同様な意見が出てまいりました。

その中で、足らざる点、これはもう少し具体的に詰めていく必要はあると思うのですが、例

えば、システムとしては、子ども理解支援シートであるとか、あるいは教育相談体制、人的な充実等々についても10年前から比較すると大変進展してきたという捉えをしております。ただ、今回もそうなのですが、その網と言ったら大変失礼なんですけれども、その中で、本当に支援が必要な子どもたちの見取りであるとか、あるいはそれに気づいた時に、全体で共有しながら、関係機関と連携して、その子にかかわっていくといったことが本当に学校全体としてできていたかどうか。例えば、担任が気づいたとしても、それを担任だけの意識にとどめておいて、学校全体の意識まで広げることができたかどうか、あるいは子どもの細かな気づきについて、「子どもはこんなものだものね」と見過ごしているものはなかったかどうか。その気づきというか、そこをもう一度きちんと見ない限りは、幾らシステムをつくっても、なかなかその子たちを見取りながら、その子に対応するということはできないのだろうと思っております。

今回のこの子も実はそうだったんだろうと思っておりますが、この子を見取るためには、どんな目が必要だったんだろうか、どんな情報の共有が必要だったんだろうか。今回、この事件を振り返りながら、学校の対応、教職員の対応として、まずそこからきちんと見直していく必要があるだろうと考えております。

まだほかに、例えば、制度上、システムの中で、もっとこういう視点が必要だったということは多々出てくると思うのですが、基本的には、教職員の意識として、学校の取組として、そこをきちんと押さえないと先へ進んでいかないうだろうと考えているところです。

【前田委員】私たちの会派が提案した子どもの心の医療・教育センターというのは、今、教育

次長がおっしゃったように、そういう意味では、別の組織の方々、専門性を持った方が第三者的にというか、保護者とか教職員の気づきとか、そういうことをフォローする、補佐するような立場で巡回をするとか、そういう仕組みが多分必要だと私は思っています。既に別の事業において、そのようなシステムを一部とられていますので、それに準じたような形で、当然マンパワーは要と思います。それと、私たちが提案している子どもの心の医療・教育センターをどういう位置付けにするかというのが多分一番大事だと思うんですけども、そういうことはありつつも、一步踏み込んだ提案をしているので、ぜひご検討いただきたいということと、これからの取組の中で、スクールカウンセラーとか、スクールソーシャルワーカーの配置拡充ということが書いてあります。資料を見せていただくと、準ずる者という形で資格要件を書いていますね。それと、勤務条件として、報酬等も時給だというようなところも含めて書いてありますけれども、こういう人たちの配置について、そもそも資格要件とか勤務条件が果たしてこれでいいのかなという思い、この人たちがさらに重い役割というか、そこに専門知識を求めらるれば、こういう人たちの待遇というものも少し考えなければいけないのかなと思っているのとあわせて、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーのスキルをアップしてもらうということです。それから、これから全校配置とか、そういう拡充を目指すのであったら、そのことに携われる人材をどう育成するかという意味でも、こういうセンター機能が必要だと思っているんです。そういう人材の育成についてはどういうふうにするか。今のところ、配置は増えていますけれども、当然、ただ増するだけで

いいという認識ではないでしょうから、人材育成についての具体的な方策について、お考えがあれば、お示しいただきたいと思います。

【池田教育次長】現在も、スクールソーシャルワーカーを含めてカウンセラーの拡充等をお願いしているのですが、それに足るだけの資格を持っているとか、あるいはそういうスキルを持っている方々が十分に確保できているかということ、実態は大変厳しい状況にあるということは認識しております。今お話がありましたように、今、配置校であっても、週1回程度しか学校に配置できていない状況があります。本当にこれで十分なのかといった課題認識も含めて申し上げますと、これは本県だけでできるようなものなのか、あるいはそれは国全体でもう少しスクールカウンセラーや、そういう資格を持っている方々の数を増やしていくとか、スキルをアップするとか、あるいは条件面で工夫するということは、ぜひ国の方ともこれから検討していかなければいけない課題と思っています。ただ、当面、まずは配置されているスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーのスキルアップということについては、本県でできる限りのことをやっていきたいと思っておりますし、今、委員がご指摘のそういった組織がもしできるなら、そういったお力もおかりしながら進めていければと考えているところであります。いずれにしても、これからさらに拡充をとった時に、課題として、私どもに大きくのしかかってくるものであろうという認識は持っているところです。

【前田委員】ぜひそういう点については、予算が伴うもの、もしくは関係機関、国とかに働きかけることがあると思うので、そこは他県とも連携とりながら、知事会等も含めて、しっかり

した活動をしていただきたいと思います。

それとあわせて、今現在のこととして、長期の不登校であったり、いじめのことももしかするとあるのかもしれませんが。それと、私が聞く範囲では、学校とかは知らないけれども、民間の心療内科等に通っている生徒も多くいます。そういう子どもも早く情報をキャッチして、適切な対応、見守り支援に取り組んでいただきたいということを1つ要望しておきます。

【山田(朋)委員】 まず、すぐに取り組んだ対策の中で、今回、管理職を対象にして研修が行われると思います。その中で、公立の学校に関しては、この事件発生後の8月早々にも校長会等を開いてやったと思います。そこで、所管が違うからというのはあるかもしれませんが、その際に、私学に関しては2週間ぐらい遅れたと理解をしております。それで、今回もこういうふうに各種研修とか、マニュアルをつくっていきますけれども、私は、公私立別々だけれども、長崎県の子どもたちが通っているということでは一緒でありますので、もっと連携をとっていただいて、今回も2月に公立の小中学校とか校長会の研修があったけれども、私立に関しては1カ月遅れたりというふうなものが目立つような気がしますので、今どういうふうに私立学校とのこういったマニュアルとか、研修に関しての連携というか、会議を持っているのかどうかをお聞かせいただけませんかでしょうか。

【西村児童生徒支援室長】 事案発生後、7月31日に、県立学校の校長会を開催いたしております。義務の小中学校については8日7日に校長研修会を開いております。確かに私立学校につきましては若干遅れてしまったというのがあります。この時の反省をもとに、今回も、できるだけ早くということで、私どもと学事振興室と

の連携の中で、私学の方もぜひ呼びかけをお願いしますということで呼びかけてきたわけですが、なかなか日程の調整がうまくいかずに3月にずれ込んでしまったというところがございます。今後とも、私学との連携については、学事振興室と私ども児童生徒支援室としっかり連携しながら、こういった研修会については一緒にやっていきたいと考えております。

【山田(朋)委員】 例えば、一緒に合同というのも考えられるということですね。わかりました。ぜひそのあたり、ちょっと遅れていたこととかあったので気になっておりましたので、ぜひそういうことで取り組んでいただきたいと思います。

この検証報告書の63ページ、「学校が相談しやすい窓口の設置・活用について」とあります。るる各委員の方からも話があったと思いますが、私が知る限りでも、なかなか学校現場で起きたことを教育委員会に上げていない事例というのが多く発生をしています。何となくイメージですけれども、今までは、余り問題を起こしていると評価とかいろんなことに影響があるのかなというのが気になるところだったのかもしれない。そういったことで上がってきていないのかなと思いますけれども、私が一度お聞きしたら、著しい非行と命にかかわることは必ず上げなければいけないと聞いておりますが、これからは、多分もっとその幅を広げていくんだと思うんですけれども、このあたり、先ほどから、相談できるようにやっていきますよと言っているけれども、本当に具体的に学校現場が相談しやすい環境というものがつくれるのかどうか、そういったところの幅、これから教育委員会に上げる案件というものをどういうふうに考えているのかをお聞かせいただけますでしょうか。

【西村児童生徒支援室長】確かに命にかかわること、そういった重大なことについては必ず教育委員会の方に報告するよということは指導が徹底されていると思いますが、それ以外でも、例えば、先ほどから申し上げますけれども、何かこの子はおかしいなとか、この子、今までとちょっと様子が変わってきたとか、異変を感じるなといった時に、まずは家庭と学校が連携をしようと思うんです。その時に、家庭、保護者とうまく連携がとれて、解決に向かえればいいんでしょうけれども、今回みたいに保護者が学校に対して批判的であって、うまく進めることができない、そうなった時に、学校側が非常に悩んでくるわけです。その時、ぱっと教育委員会に報告すればいいんでしょうけれども、何かしづらいというようなこともあるのかもしれない。でも今後は、そういったことを考えずに、とにかく教育委員会に報告してもらいたいというのを我々は指導としてはやっていくんですけども、それと同時に、スクールソーシャルワーカーを全市町配置を考えております。スクールソーシャルワーカーというのは、学校と保護者をつなぐ役目をする仕事だと思っておりますので、そういったスクールソーシャルワーカーを活用するということについても学校の方には指導していきたいと思っております。

【山田(朋)委員】今回の予算で21市町に拡充をされると思います。確かにスクールソーシャルワーカーがとても鍵を握るといって、重要な役割になってくるんだと思うんですけども、各市町によって規模が全然違うと思います。1市1人という配置ではとても対応ができないところもあると思うので、先ほどから、人材の確保の問題等々、問題はあるようございますが、各市町の規模とか、子どもの数に応じては、もう

少し拡充もしていただきたいことをお願いしておきます。厳しいことを言うようですけども、学校現場、10年前、事件が起きたときは、意識して、気をつけて、何でも教育委員会に上げるとかいう気持ちがあったかもしれないけれども、時の流れとともに、どうしてもそういう危機意識というものが薄くなっていく部分があると思うので、今後は、こういった事件が起きたらいけないので、何でも子どもの変化があったら上げていくような形の上げやすい環境というものをぜひつくっていただきたいということをお願い申し上げます。

あと調査委員会の個別の意見の中で、97ページに、外部連携の方策をきちんと検討しておくことが必要であるとあります。今まさに検討いただいていると思いますが、こちらも例えば、警察、児童相談所、医療機関とか、いろんな分野との連携というふうになると思いますが、今回はこういったところをきっちり構築いただかないといけないのかなと思っております。10年前には、こういった視点はなかったのですか。その辺もあわせて教えてください。

【西村児童生徒支援室長】私が記憶している中では、10年前の大久保小学校事件については、児童生徒の内面をいかに把握するか、子どもたちの負の感情とかマイナスの感情を教職員がどうやって察知するかと、そのための子ども理解支援シートの活用だったと思うんです。今回の事件については、子どもたちの異変に気づいた後に、それに対してどう対応していくか。外部につなぎなさいとか、チームでやりなさいと、その部分が今回、前回と違う部分ではないかと私は思っております。ですから、今回については、そこをしっかりと検証して進めていかなければいけないと考えているところです。

【山田(朋)委員】 わかりました。本当にきちんと機能する外部との連携の形を構築いただきたいということをお願い申し上げておきます。

次は、108ページ、学校間の引継ぎの在り方についてです。まず、さっきの報告の中で、カウンセリングを1人で行うべきじゃなかったというようなご指摘があったと聞きました。通常、恐らく1人で行うと思うんですけども、事案に応じては2人とか、そういうことでどういふふうに今後決めていこうと思っているのかをお聞かせください。

【西村児童生徒支援室長】 今回の異物混入の時のカウンセリングの仕方について、調査委員からのご指摘なんですけれども、被害生徒、加害生徒、同じカウンセラーがカウンセリングをしていると。被害生徒のカウンセリング、加害生徒のカウンセリング、両方やっているんですけども、例えば、被害生徒からのカウンセリングを受けたカウンセラーに対して、加害生徒はやはり心を開かない、ここは分けるべきなんだと、そういうふうにご指摘をしていただいたところですので、そういったカウンセリングのやり方については、我々はその道の専門ではないので、わかりづらいところもありますので、そういったことについて、スクールカウンセラーのスーパーバイザーあたりの指導を受けながら、カウンセリングのやり方等についても、スクールカウンセラーの皆さん方の研修の中で、そういったこともしっかりやっていきたいと思っております。

【山田(朋)委員】 わかりました。

あと、引継ぎの問題です。まさに今、引継ぎ時期だと思います。今、学校の引継ぎ、小学校、中学校の引継ぎも、クラス編制も含めて、細部にわたって引継ぎをいただいているなというの

を実感しております。今回、午前中の質疑の中でも、指導要録に関しては、長所とかが主な書くものになっているので、こういった問題のことが余り書けないようになっていくということでありました。しかしながら、それはまた違う形で、これは文章で残してもいいんですよね。それで、今回の事件で問題になったのは、小学校の先生と中学校の先生の間でのこの事件に対する重さというか、その捉え方の違いが大きかったと思います。今、多分1対1で引き継ぎなのかもしれないんですけども、当然ながら異動とかもあると思いますし、今後の引継ぎのあり方、1対1じゃなくて複数でするとか、どういふふうに考えているのかをお聞かせいただけませんか。

【長谷川義務教育課長】 小中学校間の引継ぎ、それから中から高への引継ぎについては、先月の臨時の校長研修会等で詳しく説明をして指導したところであります。内容については、委員もご指摘のとおり、機械的、形骸化するものではなくて、引き続き支援を要する子どもについては丁寧に、こういう指導をしたけれども、こういう課題が残っているということも含めて、きちっと引継ぎをしてほしいということをおっしゃっております。

小中学校については3月17日に、教育長を集めた会を予定しておりますので、その中でも、改めて引継ぎのありよう、年度末、年度始めの引継ぎについては、詳しく、丁寧に指導をして、漏らしのないようにしていきたいと思っております。

【山田(朋)委員】 引継ぎの内容、漏らしのないように徹底して引継ぎをいただくということですけれども、あり方です。通常、校長先生間でやられているのですか。今回、1対1で、受け手

によって全然物事が重大性が違ったわけじゃないですか。そこが大きな問題だったので、これからは、そのあり方を少し工夫すべきと思いますけれども、どういうふうに考えていますか。

【長谷川義務教育課長】小学校から中学校に進学をする場合は、基本的に、小学校の時の6年の担任と、中学校の方は、ほとんどが中学校3年生を担任した学年の教職員が次に新しく入ってくる新1年生の情報を聞くというスタイルが定着しております。形としては、私は、それに対面で一人一人の子どもについて情報をお互いにやりとりすることで十分やれると思います。要は、中身の問題であり、認識の問題であり、支援が必要だという子どもについての意識をどの程度伝えきり、どういうふうを受け止められるかという問題でありますので、そういう意識をしっかりと持って引継ぎをするようにという指導を繰り返しやりたいと思っています。

【山田(朋)委員】わかりました。

では、今回の小学校、中学校の校長間の引継ぎとかいうのはイレギュラーというふうなことですよね。通常は、6年生の担当と中学3年生を受け持った人でやりとりをしているけれどもということは、そもそもこれは特例なんですよというのがあったけれども、中学校の校長先生は、その認識が薄かったということですよ。わかりました。

義務教育課長が言われるとおり、それぞれの先生方の意識というものの、細部にわたるものまで含めて、子どもの育ちにかかわるようなことがあるようであればということで、本当にそこを徹底していただいて、きちんとした引継ぎができるようお願いいたします。

【山田(博)委員】委員の皆さん方のご配慮をいただいて2回目の質問をするのですが、午前中

質問いたしまして2回目ですので長くはいたしません。

それで、午前中に途中で質問が終わりました、当時の今回事件を担当した学校の校長と先生を今日4時半の記者会見で処分するということで発表が委員長からもありまして、それはそれで教育委員会で決めたんでしょうけれども、今日は最終報告に当たって、今回、担当の先生だった校長と先生を処罰するに当たって、その中で私として、この報告書の10ページに、確認というか、県教育庁における対応についての聴取結果の中で、「平成23年2月17日に佐世保市教育委員会事務局から報告書を受けた。当該報告には、Aの保護者と被害保護者の間でまだ理解が図られていないなどの記載があるが、佐世保市教育長の所見までが記載されていることから、県教育庁としては、当該事案は一定の整理がついたとの判断をした。しかしながら、その後の状況を把握するとともに、最終的な報告を求めるべきであった。」と書いてあります。そうしますと、ここは素直に県教育委員会としては反省すべきところはしているわけですが、片方で、担当の先生は、報告を怠ったということで、教育委員会に連絡がなかったというふうにありましたけれども、その以前に、異物混入事件において、県教育委員会としては判断をされているんです。この点について、学校長と先生方が、高校に入学する時点の対応が指摘されても、確かにそれはおっしゃるとおり。しかし、その以前に、異物混入事件があった時の報告の中について、県教育委員会としての立ち位置というか、これについて自分たちはどうあるべきだったと、どういうことでまとめていくかというのが今回載せられていなかったのではないかと。もっと言うと、先生は処罰をしますよと。

教育委員会として、これはどういうふうにするのかというのをお聞かせ願いたいと思います。

【木下教育次長兼総務課長】先ほど答弁したとおり、関係教職員の方と校長先生につきましては、中3の時のいわゆるバット事案というような大きな事案に対する対応について、これは通常の事務処理上から考えて、適正な判断ではなかったというようなことから、訓告というような整理をしたところでございます。委員がおっしゃった、それと対等に比較できるかどうかというのが私も理解できないところはあるのですが、今ご指摘があった10ページの部分は、異物混入事案について、県の教育委員会として、佐世保市教育委員会の報告があったものの、さらに踏み込んで、佐世保市教育委員会にさらなる対応をすべきだったというようなことでございまして、県教育委員会として、そこは反省点というようなことを書いております。この点につきましては、十分その経過を踏まえて、今後、そういうことを反省材料として対応していくべきだというようなところでございます。

【山田(博)委員】バット事案は、確かに事案としてあった。で、今回の経過に至ったわけです。その前の一番最初の異物混入事件の時に、佐世保市教育委員会と長崎県教育委員会はやりとりしているわけです。今回、このやりとりがあったけれども、最終的な報告を求めるべきであったということは反省しています。さらに今回の事件の報告書では、現場の先生方はバット事案として報告を受けておって、重要だったから訓告にしましたよと。その以前に、こういった最終的な報告を求めるべきだということであったけれども、これはなぜかということ、佐世保市教育長の所見まで載せられていたから、こういった判断をしたけれども、実際は、やっぱり反省

しなければいけなかったということで、この件は県教育委員会の対応として、県教育委員会のこの一連の事件で最初で最後にかかわる時点はここだった。ここで要は、佐世保市教育委員会から、簡単に言うと、大丈夫ですよという話があったから、それで私たちは、わかりましたと、これは何とかなるんだろうと、簡単に言うとうだったけれども、結果的に言うと、やっぱりちゃんとずっと経過報告を求めるべきであったということになっているんです。

それで、簡単に言うと、今回の一連の事件に関して、県教育委員会が携わったところはここだけけれども、とにかくこれは反省ということでまとめるんだということでもよろしいんですね。それはそちら側が今までずっと第三者委員会を入れてきた中のまとめでしょうから、それを私は確認の上で聞いているわけでありまして、報告書の中ですから。これを反省に基づいて県教育委員会として具体的にやるかということでしょうから、そういうことで理解していいのかというのをお聞きしているわけでありまして、その見解についてお答えいただきたいと思いません。

【木下教育次長兼総務課長】先ほどの文書訓告をもう少し詳しく申し上げれば、校長先生におきましては、学校管理規則というものがあつて、そういうものをもとに、本来、教育長に報告すべきであったところを報告していなかったというようなところがあり、そのあたりを根拠として訓告をしたというようなところでございます。異物混入事案の分につきましては、そういう比較上で言えば、当時の県の教育委員会の教育長なりが最終的には責任者ということになると思いますが、いわゆる注意処分といいますが、そういうものではなく、対応として、さらなる対

応が必要であったというような反省として行われてくることをございます。

【池田教育次長】先ほど、異物混入事案についての県教委の対応について山田(博)委員からご指摘ありましたけれども、基本的に、私たちもそのように考えております。市教委から最終報告としていただきはしましたが、この事案としては、決してまだ終わっているわけではない、そういう意識をこの時点で持つべきであったというふうな認識を持っております。少なくとも、その後の経緯について、きちんと佐世保市教委を通じて、こちらも把握した上で、もし措置が必要であるならば、その時点で助言を行うとかというところが私どもとして必要であったはずですが、それができていなかったということは、今後こういうことがないように取り組まなければならないということで、あえてこの中に記載をさせていただいているところです。

【山田(博)委員】この報告書の一連の対応とかは、現場の先生とか、学校現場とかいう話がありまして、今回の逮捕事案に関する今後の対応策というのは、私が拝見させていただきまして、現場の先生方の対応が中心に書かれていると私は理解しているわけです。ずっとソーシャルワーカーだ、市教育委員会にお願いをすることかありますが、県教委として、今回の先ほどの判断が、10ページにあるように「最終的な報告を求めるべきであった」ということ。そうすると、教育委員会としては、今回の最初で最後に携わった時に関しては、一言で言うと、反省ということでまとめて、現場の先生方と、こういった形で今後の対応策としては、すぐに取り組んだ対策からの1ページから、(11)に関係機関との連携とありますけれども、県の教育委員会の内部として、この最初で最後に携わった時の判

断について、具体的なところが見受けられなかったんじゃないかと私は理解しているわけです。もう一度言いますけれども、最初で最後に携わった時の県の教育委員会の最終的な報告を求めるべきだということに関しての対応策がこの中に具体的に記入されているのであれば、それを説明していただきたい。なければならないで、それは先ほど言った反省ということで終わるのかどうかというのをお答えいただきたいと思います。

【長谷川義務教育課長】ご指摘の異物混入事案の処理の問題について、県教育委員会としては、反省という立場で捉えているわけですが、今後同じようなことにならないためには、市町教育委員会と私どもの文書のやりとりの関係であるとか、あるいは何をもって決着をするという判断をするのかとか、そういうものを明確にしていかなければならないと思っております。お手元の今後の対策をまとめた薄い方の冊子の2ページに、平成27年度実施予定研修会というものを挙げておりますけれども、毎年度、年度当初においては、各市町教育委員会の指導主事とか教育長を集める会議をいたします。そういう中において、事故報告文書の取り上げ方で、我々も反省という立場でこのことを振り返り、そして市町教育委員会から上げてもらう文書を今後はこういうふうな処理をして、最後の決着まで見届けるということをこちら側としても説明をし、指導をしていきたいと考えております。

【山田(博)委員】以前、この10ページの判断をした時には、担当課長しか行ってなかった。では、どこまでが判断をしていくかというのを以前の委員会の中で私は指摘をさせてもらったと思うんです。義務教育課長、その時は、10ページにあった平成23年2月17日の報告書の判断をしたのは担当課だったでしょう。担当課でして

あったんでしょう。これは当時の教育長まで行ってなかったんでしょう。だから、最終的な判断というの、それは課ではなくて、それからまた上の方と、みんなで協議をするという形もとらないといけないんじゃないかと思うんですけども、そういったものがこの中に入っているかという、そういった説明はないような気がするわけです。今まで、そういった議論もされてきたけれども、今回のこの取組の中にそれが含まれているかという、今の話では、含まれていないんです。いかがですか、それをお答えください。

【長谷川義務教育課長】ご指摘の県教育委員会の中で、我々の事務局の中でその文書を最終的にどのレベルで判断をするのか、処理をするのかということについては、書き込みが十分ではございません。したがって、前回の反省で、担当課の中で処理をしたというのは厳然たる事実でございますので、今後はそのようなことがないように、少なくとも、重大事案として市町教委から上がったものについては、庁内できちんと処理をして対応するようにしたいと思いますし、そのことの共通理解も市町教育委員会と図ってまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】義務教育課長、重大な事案というのは、どこで線引きするかということなんです。児童相談所は上がった案件は全部受理会議を開いているんです。なぜかという、1人の担当者では判断がしかねるだろうということで、スペシャルな人がみんなで寄ってたかって受理会議を開いて、児童福祉法に基づいてやるんです。県教育委員会としては、重大事案というのはどこで線引きするかということなんです。これは児童福祉法に準じた、みんなで議論をしてやらないと、また同じことになるんじ

ゃないかと。今の話では、これだけの重大事件があるにもかかわらず、もうちょっと具体的に、そういったこともシステマ的につくっているような説明がないから私は言っているんです。みんなです、みんなですじゃなくて。そういった具体的まできちんとお答えいただいて、この質問を終わりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【長谷川義務教育課長】事案の重大さについては、さまざまとり方があるかと思ひますけれども、市町教育委員会から上がった事案については、少なくとも教育長まで報告をして、そこで協議なり、判断をするというようなシステムはしっかりとりたいと思ひます。

【山田(博)委員】そうですね。それが大切なんです。そういった仕組みがあったから、それをみんなで共有すれば、また違った対応ができたんじゃないかと思ひます。今回、当委員会は、前向きに、具体的に取組んでいこうということですから、あれが悪い、これが悪いという責任を押しつけて、おまえがやめろとか、おまえが処罰されればいいんだという議論じゃないのです。前向きにということであるので、今後はそういったことで教育長まで具体的に議論してやっていくということで、これは今日からそういったことでスタートということで理解していいんですね。これは新たなスタートだから、そういうことで理解していいのか。極端に言うと、重大なものがあるのであれば、なおさら教育長という立場の人の判断というのが大きく左右するわけだから、教育長の最終的なこういった重大事件に関して判断というか、対応について、教育長まで上げて議論をしていくということですから、教育長に最後に見解を聞いて、この質問を終わりたいと思ひます。

【池松教育長】ご指摘がありました給食の異物混入事案が起こった当時の県教育委員会の対応は、調査報告書に書いているとおりであります。これは調査報告書の中にも書いていますけれども、例えば、児童福祉法なり、少年法なりの理解、認識が十分でなかったというのは、当時の学校だけではなくて、市教委、県教委も含めて、制度としては不十分だったという意味では、今後の対策の中で、いろんなそういう制度の研修をやるようにしていますけれども、当然それは県教委の担当職員、私も含めて、勉強することになるんだろうということです。そうすると、そういう知識を得た上で、当然、学校ですと判断をしてきて上がってくるわけですから、仮に児童相談所に通告すべきような重大な事案があれば、それは県教委としても教育長まで上がってきて、どう対応していくかということについて、支援も含めて判断をすることになるんだろうと思います。福祉制度についての理解も、学校の現場、市教委、県教委含めて勉強することによって、当然そういう対応になっていくと考えております。

重大な事案については、県教委でも教育長まで上げて報告というか、判断をするようにということですから、それはそういうふうに行っていきます。当時できなかったのは、福祉制度についての理解が十分でなかったというようなことも一つの要因ではないかと思っていますので、ここに書いてある研修会等の中身については、我々も勉強しなければいけないと思っています。

【山田(博)委員】これは例えば、教育委員会から上がってきたことが重大か重大じゃないかというのは、なかなか判断というのは難しいと思うんです。何でかというと、重大かどうかというのは、見方はいろいろ違うわけだから。隠さ

れているものがいろいろとあるわけだから。だから極端に言うと、全部、事件が上がってきましたので、みんなで議論して、これは大丈夫ですか、こうですかとか、経験値からこれはこうなんじゃないですか、こういった調査をした方がいいんじゃないかというくらいまでやられた方がいいんじゃないかと私は思うわけでございまして、重大事案というのはどこで線引きするかとかはあるかもしれませんが、そういったものはいろんな児童福祉法とか、法律に基づいて勉強してからやるということでありまして、それよりも、現場の先生方が長年の経験とか勘もあるでしょうし、いろんな独自の調査で、とにかく二度とこういった事件が起きないように、教育委員会は一致団結して、一つの担当課長に任せるのではなくて、教育長はこの前、五島に来たでしょう。ああいった足を運びながら、いろんな地域の実情、教育現場を見ながら、これからも頑張りたいと思います。

【ごう副委員長】私からは1点だけ、スクールソーシャルワーカーの配置の件でお尋ねをしたいと思います。もしかしたらもうほかの委員の方がご質問されているかもしれませんが、先ほどの教育長のお話の中に、教育の中に福祉の手が入らないといけないというようなお言葉があったと思うんですけども、恐らく、もう教育だけでは賄い切れなくて、福祉の手をもっと入れていかなければならない時代に来ているのではないかと考えております。そんな中、この今後の対策等の7ページの中に、スクールソーシャルワーカーの職務内容が書いてございます。1番から5番までいろいろ明記されておりますけれども、これを見る限り、今回の件だけではなく、いじめや不登校、虐待といった

子どもの命を守るといった意味では、ソーシャルワーカーの役割というのが非常に大きいということも感じておりますし、この方々が学校の中に常時いてくれたならば、学校の先生方も助かるのではないかと、そして保護者の皆様も情報の共有もできるのではないかと、そして先ほどからずっとお話が出ているいろんな関係機関との連携もスムーズにいくのではないかと私は単純に思いました。

平成27年度、全市町に配置予定とここに明記してございますが、その後、どうなっていくのかなと思いました。全市町というのは、例えば、長崎市に1名配置、大村市に1名配置、全市町に1名いて、その方々がどのような感じで学校とかかわっていかれるんだろうかということが私の中で見えなかったんです。これは文部科学省と厚生労働省で所管が違うので非常に難しい問題かもしれないんですけども、例えば、校長先生、教頭先生、そして養護教諭とかが学校に1名ずついらっしゃるように、ソーシャルワーカーが1名配置されていたならば、いろんなことが非常にスムーズになるのではないかと、そうすれば学校の先生が福祉制度のことの研修をたくさん受けて、本来やらなければいけない教育以外の部分での負担を負いながら教育の現場に立っていかれると思うんですけども、その負担も軽減できるのではないかと単純に思いました。なので、この平成27年度、全市町にソーシャルワーカーを配置して、その方々がどのように活動されていくのかということをお教えいただきたいのと、今後、長崎県として、ソーシャルワーカーについてはどのように考えていかれるのか教えてください。

【西村児童生徒支援室長】1つは、本県におけるスクールソーシャルワーカーの実態、そうい

ったものがどうなっているかというご質問だろうと思います。平成26年度は11市町、それと県立高校2校に配置をいたしております。市町に配置をするといっても、例えば、長崎市であれば、長崎市にある教育研究所に在籍をして、そこから各学校に訪問をしていく勤務形態になっておりますし、対馬市であれば、雞知中学校にスクールソーシャルワーカーが配置されて、その学校のことだけではなくて、市内の学校に向きながらスクールソーシャルワークをしていくというふうな形になっております。ただ、委員ご指摘のとおり、例えば長崎市、学校の数からして1人ではとても賄えませんので、長崎市については、市独自に1名別にスクールソーシャルワーカーを市の予算で配置をしている、そういったものが佐世保市が2名、大村市も3名、SSWの活用というものが今、非常に注目されているところでありまして、非常に有効であるということで、市も独自予算で対応しているところもございます。

今回、平成27年度については、まず配置されていない市町に配置をしなければいけないと。確かに1人で賄えるかと言われれば、非常に厳しい部分もあるかと思っておりますけれども、まずは配置をして、その活用、効果というものを市教育委員会とか学校現場に実感していただきたい。そのことによって、例えば、市独自に配置を考えていただいたり、あるいは我々も文部科学省に、ぜひこれを拡充をずっとお願いしていきたいと考えているところでございます。

【ごう副委員長】ありがとうございます。今のご説明で少し理解ができました。

今お話にもあったように、1名で対応は不可能だと思いますし、これからもっともっと複雑な案件も増えていくと思うんです。そんな中、

学校の先生方のご負担というのをこれ以上かけるのも私もどうかと思いますので、例えば、企業ならば、企業に税理士さんがいて、行政書士さんがいて、弁護士さんがいてと、餅は餅屋で専門家の方がいらっしゃるじゃないですか。私は、学校が今後そのような形になっていく必要があるのではないかと考えておりますので、今回を機に、長崎から大胆な仕組みを変えていくというような観点からも、スクールソーシャルワーカーの配置の拡充というものをもっともっと国の方にも上げていただきたいですし、また市町との連携で、市町にも働きかけていただいて、独自で賄えるところには賄っていただけるような連携をしていただいて、もっと教育と福祉の連携というものをしっかりととっていただきたいと考えておりますので、ご要望申し上げます。よろしくお願いいたします。

【中村委員長】委員長を交代します。

【ごう副委員長】中村委員長、発言をどうぞ。

【中村委員長】教育長、今日たくさんの意見が出たと思うんですけども、今回、いろいろな策を練っていただいて、検討をしていただくと考えておりますけれども、10年前に同様な事件が起きた後も、同じような会合を開いて、同じような対策協議会をやられたと思うんです。先ほども質問が出ていましたけれども、10年前の事件の時の県教育委員会としての対応策と今回の対応策として、大きな相違点というのはどこがあると思いますか。

【西村児童生徒支援室長】10年前の大久保小学校事件の時の対策については、先ほども少し述べましたけれども、まず児童生徒の心をどうやってつかむか、サインをどうやってつかむかというところに焦点を当てたシステムづくりというものがありません。あと、命の教育を充実

させよう、道徳教育を充実させよう、非常に大きな施策といいますか、あらゆる分野にわたった施策を展開していったのではないかなと。ただ、その点については、今度の調査委員会の委員からも、余りにも手を広げ過ぎていたのではないか、事件について、きちんとアセスメントをして、焦点を絞った対策をすべきではなかったのか、そういう意見もありましたので、今回につきましては、関係機関との連携とか、引継ぎのシステム化、そういったところを具体的に対策を立てたところでございます。

【中村委員長】今言われたように、前回の事件の時の対応策が手ぬるかったとは言いません。ただしかし、焦点を絞らないで対策を練ってきたということで、今回再発をしたけれども、今回の再発の影響で、今回十分な対策ができるということを私たちも祈っているわけなんですけれども、ただ、各学校間でも、この問題というのは校長先生を中心として教頭先生、教師の方たちと話をされたことがあると思うんです。その辺については教育委員会として把握している部分がありますか。もし把握している部分があれば、どういう問題点が学校内での協議会の中で指摘をされたのか教えていただきたいんです。

【西村児童生徒支援室長】私個人としては、現場の先生方とまだ直接話をする機会がないんですけれども、校長先生方とは話をする機会が十分あっております。その中で、特に義務の校長先生方、引継ぎの問題が曖昧であったというのは十分に認識していると。子どもの命にかかわるようなことであるので、引継ぎについてはしっかりやっていかなければいけないという強い意識を私としては感じたところでございます。

【中村委員長】私が心配しているのは、今言われたように、大きな場の協議会の中で、外部の

人たちも入れた協議の中で、そういう話は十分検討できると思うんだけど、末端の各学校間でそういう話し合いがあったのかなど。どういう反省点を持っているのかと、これが一番の問題だと思うんです。そういう反省点が各学校内で出てくれば、恐らく、校長先生を中心とした各学校内の協議が進展していくと思うんです。まず、そこが大事だと思うんです。要するに、大きな会議の中でしたことが末端までいかにして通じていくかですから、それができなければ、幾らどのような対策をしたとしても、各学校で対策ができないのだから、そこが一番重要だと思っていました。そういうことであれば少しは安心しましたけれども、まだまだ末端まで行っていないと思うんです。だから、あなたたちが思うように一人一人の教師が今回のこの事件を大きく考えて、自分自身でも考えていただいて、個人としての対策も練っていただくということもぜひ必要だと思いますので、そこら辺は教育長を含めて、ぜひ末端の先生まで今回の対策が行き渡るような十全なる対策をお願いしたいと思っていますのでございます。

今日、わずかな時間でしたけれども、いろんな質問が出たと思うんです。今回、教育委員会から最終報告書として提出をしていただきました。そしてまた、別紙としても提出をしていただきました。今日、委員から質問の中で、例えば、保護者との連携、そしてまた健全育成、危機管理のマニュアルとか、いろんなものが出ましたよね。そういうところで、今日のこの資料の中で、この部分については捉えどころが弱かった、一つの例としますと、110ページの児童相談所との連携というところ、これについては委員からも出ましたように、「今後検討していく」、この文言では、最終報告書としては非常

にまずいと私は思います。だから、その辺についてはぜひ改善をお願いしたいと思います。できれば、明日、明後日までにこの委員会が終わりますので、委員会の終了日までに訂正できる分は訂正をして、最終分を、この前段の部分は要りません。今後の対策等についてという105ページからの部分について、書きかえができる部分については書きかえをしていただいて、委員の皆さんに配付をしていただきたいと思いますと思うんですけれども、できますか。

【木下教育次長兼総務課長】再度見て、修正すべきものは修正して、提出します。

【ごう副委員長】しばらく休憩いたします。

午後 3時40分 休憩

午後 3時42分 再開

【ごう副委員長】再開いたします。

委員長を交代します。

【中村委員長】今日、この場に教育センターの所長もいらっしゃるんですけれども、これから教育センターの立ち位置というのも非常に大事になってくると思うんです。今回、全く発言もしていただいておりませんので、ぜひ教育センターの所長として、今回の事件を踏まえたところでの教育センターとしての今後の対策とか、これを一言だけ発表してもらえますか。

【古川教育センター所長】教育センターでは、子どもたちの命の教育もそうなんですけれども、いろんないじめ、あるいは不登校への対応ということで講座をずっと実施しております。その中で、今回の件も踏まえて、より研修の充実を図っていきたいと思っているんですけれども、新たに、管理職の研修等でも服務等についての研修を入れておりますし、また初任研、3年研、10年研といった経年研修の中にも、内容につい

でも触れて充実を図っていきたいと思っております。それと、今度、教育センターで、この内容と関連した講座ということで、カウンセリングの考え方を活かした、いじめ対応における基本的な考え方についての講演、そして保護者とパートナーシップを築いていくための基本的な考え方についての方法、スマートフォンなどの情報端末機器に絡んだ諸問題の理解とその指導のあり方、あるいは指導理論についての研修、それとスクールソーシャルワーカーの立場からのアセスメントの視点とその対応の仕方、そして専門機関との連携について、新たに公開講座という形で講座を設けて、大学の専門家の先生に来ていただきまして、先生方に知識、理解、そして専門性を高めていきたいというようなことで今、教育センターの講座としては考えているところでございます。

【中村委員長】 ありがとうございます。

【瀬川委員】最後に一言申し上げたいのですが、今回、教育委員会として、現場の教職員を処分されました。校長と担任に同じ処分が出されたわけですが、私は個人的に思うところは、担当していた教諭は、加害生徒とのやりとりや、あるいは関係者とのやりとりの中で、校長、管理職に相談、報告をするまで、かなりの悩み、苦しみ、葛藤等があったと理解をしています。教育者だからこそ、自分の力の範囲内で何とか問題の解決ができないかと、家庭も含めて全てを背負い込んで全力で日々を送って、眠れない日もあったのではないかなと推測をします。

4月25日でしたか、報告をされましたね。管理職と一般職との違いは、一般職が、自分が決裁、あるいは自分自身で判断できない状況になったりした時に報告相談を上司にするわけですし、それを受けて、どうすべきかという能力を

持った人間が管理職だと私は思うんです。ですから、4月25日を境にして、組織としてどうあったのかということをお聞きすれば、私は、管理職だろうと。それまでの誇りを持って、自信を持って教育に携わってきた1人の教員の仕事、思いや心に対して、教育委員会として、同じ処分をやるというのは、私個人としては、あなたたちは情がないとしか言いようがない。何で同じ処分なんですかと私は言いたい。そういう組織だから、失礼ですが、子どもの心に届くような運動を全部でやろうよ、県民の運動として広めていこうよと言いつつも、なぜ心に響かなかったのか。それは校長にしても、一般の教員にしても、最大限の努力をしたと、私はそう思っています。しかし、結果的に、この事件を現在の段階で私が見て、処罰、罰則を加えた現在のことを思うと、先ほど申し上げたとおりなんです。もう少し教育組織の中で情というものがないと、何を頼りにして、教育者として立派な教育者と言われるようなことを目指して頑張っていけばいいのかな。

これはこの2人の問題だけではなくて、県下にいる全ての教育者の皆さんたちに対しても、私は、大変な影響を与えるんじゃないかと思えます。制度がそうあるから、決まりがこうあるから。しかし、事件が起こる前に相談報告は限界を感じてやっているじゃないですか。どうして管理職と1人の教員と同じ処分をしたのか。私は、自分自身、個人的には理解できないと思います。何かあれば聞きたい。

【木下教育次長兼総務課長】 今回の2名の処分につきましては、教育委員会も含めて、十分時間をかけて議論をしたところでございます。今、瀬川委員がおっしゃったようなご意見もその委員会の場ではあったかと思えます。最終的な判

断としましては、そのもとになる事案が非常に大きいということと、3月3日に聞いた。当然、配慮すべきこととして、委員がおっしゃったように、関係教職員は非常に一生懸命1人で頑張っていたと。なおかつ、被害者である父親からも、事件化してくれるなというようなことを言われていたということがあります。そこは十分考慮すべきことだと思います。ただ、その後、3月8日には、A本人から報告に書いているようなことも聞いたというようなことがあり、例えば、いわゆる組織人としての対応であります校長先生にそのことをその時点で報告ができていたならば、校長先生の判断も、約2カ月後と比べれば違っていたかもしれないというような論点もございます。そういうようなことから、文書訓告というような形でございまして、いわゆる懲戒処分ではございません。任命権者から強く反省を促すとともに、将来にわたって注意をして、今後の適正な事務をやってくださいというような意味の文書による訓告でございます。結果的には校長先生と一緒にということでございまして、逆に申し上げれば、校長先生も、いわゆる懲戒処分というところまでには至らないというような判断のもとに文書訓告というようなことで、同じ処分を行ったというようなことでございます。

【山田(博)委員】 瀬川委員が言われた件で、先ほど私が質問したのは、今回、処分するに当たっては、なぜ先ほど言ったかということ、現場の先生、校長先生だけ処分して、教育委員会の方は、全く反省で済まされるのかということで、そういった違和感もあって、私も質問したんです。しかし、今回、教育次長兼総務課長の話によると、皆さん方も苦渋の決断で、こういった処分せざるを得ないという状況になったという

ことで、しかし、その一方では、先ほど瀬川委員が言われたように、私も、先生方の士気の低下につながるんじゃないかと十分に配慮しながら、教育委員会の行政をしっかりとやっていただきたい。それでなおかつ、判断が間違っていないながら、皆さん方はそのまま判断を下すということはいかなるものかということをしかり言って、これからはしっかりと教育行政に頑張っていたきたいと思っております。

【中村委員長】 ありがとうございます。

それでは、ほかに質疑がないようですので、質疑を終了します。

これをもちまして、教育委員会関係の審査を終了いたします。本当にご苦労さまでございました。

ただし、教育長、先ほどからたくさんの意見が出ましたので、十分対処をしていただいて、今後も防止策に努めていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

引き続き、16時より、総務部関係の審査を行います。

しばらく休憩します。

午後 3時53分 休憩

午後 4時 2分 再開

【中村委員長】 委員会及び分科会を再開いたします。

これより、総務部関係の審査を行います。

【中村分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

総務部長より予算議案説明をお願いいたします。

【坂越総務部長】 総務部関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料の総務部をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「平成27年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第67号議案「平成26年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分、第79号議案「平成26年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分であります。

第1号議案「平成27年度長崎県一般会計予算」であります。歳入予算総額は、29億1,989万3,000円であり、主なものは、国庫支出金28億7,999万9,000円となっております。

歳出予算総額は、99億4,728万8,000円であり、主なものは、長崎県公立大学法人に対する運営費等に要する経費として、大学法人費16億1,555万7,000円、学校法人の経常経費に対する支援等に要する経費として、私立学校助成費82億4,369万円となっております。

次に、第67号議案「平成26年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」であります。歳入予算は、7,187万5,000円の増であり、主なものは、国庫支出金の増、歳出予算は、8,474万8,000円の増であり、主なものは、私立学校振興費に係るものとなっております。

次に、第79号議案「平成26年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」であります。歳出予算は、62万6,000円の増であり、内容は、職員の給与改定に要する経費となっております。

なお、平成26年度の予算につきましては、今議会に補正をお願いいたしておりますが、今後、年間の執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じてまいりますので、3月末をもって平成26年度の予算の補正について専決処分により措置させていただきたいと考えております。ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中村分科会長】 ありがとうございます。

次に、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【小坂学事振興室長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき本分科会に提出いたしました総務部関係の資料についてご説明いたします。

今回、ご報告しますのは、政策的新規事業の計上状況についてであります。総務部関係は、魅力ある私立学校づくり支援事業費の1件で、資料1ページに記載のとおりであります。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。

【中村分科会長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村分科会長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第1号議案のうち関係部分、第67号議案のうち関係部分及び第79号議案のうち関係部分は、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

【中村委員長】 次に、委員会による審査を行います。

総務部においては、今回、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受け、議案外所管事項についての質問を行います。

それでは、総務部長より総括説明をお願いいたします。

【坂越総務部長】 総務部関係の議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

文教厚生委員会関係議案説明資料及び文教厚生委員会関係議案説明資料（追加1）の総務部をお開きください。

まず、私立高等学校新規卒業者の就職状況についてであります。本県の1月末現在における私立高等学校新規卒業者の就職内定率は、89.1%で前年同期比5.5ポイントの増、そのうち県内就職の割合は71.1%、県外就職は28.9%で昨年度とほぼ同様となっております。

今後とも、各学校に対しまして、キャリアサポート事業による就職指導専門員の配置による就職支援をはじめ、年度当初から計画的に県産業労働部や長崎労働局・ハローワーク等各方面の支援策の周知を図るとともに、長崎労働局、産業労働部及び県教育委員会等、関係機関とさらなる連携強化を図り、私立高等学校の新規卒業者の就職促進に取り組んでまいります。

次に、県立大学の入試志願倍率及び就職内定率についてであります。長崎県立大学の平成27年度入試の志願倍率は、経済学部が3.3倍で前年度比1.3ポイント減、国際情報学部が5.3倍で0.6ポイント増、看護栄養学部が5.7倍で0.9ポイ

ントと増となっております。大学全体の志願倍率は4.1倍で昨年度比0.6ポイント減となっております。

長崎県立大学の今春卒業予定者の就職内定率は、1月末現在で経済学部が88.2%で前年同期比8.4ポイントの増、国際情報学部が93.1%で2.8ポイントの増、看護栄養学部が97.9%で16ポイントの増となっております。

今後とも教職員が一丸となって、変化する社会情勢に対応したきめ細かな就職支援を行っていくこととしております。

次に、県立大学佐世保校の整備についてであります。県立大学佐世保校の整備につきましては、いただいたご意見や、新たに聴取した大学の専門家からの意見を踏まえ、素案に検討を加え「長崎県立大学佐世保校キャンパス整備案」を作成しましたので、ご報告いたします。

このキャンパス整備案については、本委員会におけるご意見等を踏まえ、今後開催いたします大学法人の理事会、経営協議会において、キャンパス整備基本構想として決定した後、県として財政的な検討を踏まえながら、佐世保校の整備に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

なお、この件につきましては、学事振興室長から補足説明をさせていただきたいと存じます。

次に、平成27年度の組織改正についてであります。教育委員会制度改革に伴い、各部局と教育委員会との連携強化を図る必要があり、業務が増加するため、「学事振興室」を「学事振興課」に改組し、当該業務を推進することとしたしております。

新たな組織体制のもと、今後とも、より効率的・効果的な県政運営の実現に努めてまいります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中村委員長】 ありがとうございます。

次に、補足説明をお願いいたします。

【小坂学事振興室長】 キャンパス整備案についてご説明いたします。

お手元に、佐世保校のキャンパス整備案ということで資料1、資料2、資料3ということで3つの資料をお配りしております。資料3が図面の形になっております。

変更ポイントというのが資料1でございます。この資料は、11月にお示しした素案から、今回、案への作成過程において追記した主な内容を取りまとめたものでございます。この資料1に基づきましてご説明を申し上げます。

1ページをご覧ください。

外部有識者からの意見ということで、学外有識者として、独立行政法人日本学術振興会理事長の安西祐一郎氏、この方は中教審の会長であられました。それから、九州大学本部新キャンパス計画推進室副室長、坂井猛氏、工学部建築学科の教授でございます。それから、放送大学長崎学習センター所長、東條正氏、この方は元長崎大学の理事・副学長で経済学部長でございます。このお三方をお願いいたしまして、1月中旬に意見聴取を行いました。この1ページの四角く囲んである部分でございます。塗りつぶしの部分は、キャンパス整備案に反映している部分となります。なお、素案に当初から盛り込んでいた内容と同じような意見もございました。

まず、意見の1つ目ですが、四角く囲まれた部分の黒ぼつの1個目でございますけれども、講義とアクティブラーニングは違うものと見て

いるのか。「アクティブラーニング」とは、場所の名称ではなく、学びの方法である。講義自体をアクティブラーニングに変えていくという方向付けが必要ではないかとの意見でございます。

次の意見。学内どこに居ても学生個人のパソコンやスマートフォンなどからネットワークに入ることができ、いつでも学内のコンテンツを共有できることが大事である。

3つ目の黒ぼつでございます。「グローバルカフェ」は大変良い取り組みだと思う。

2ページをお開きください。

3つ目の黒ぼつでございますが、キャンパスにおいて、学生同士がどれだけ同じ時間を共有したかどうかで、同窓生意識が決まってくる。そのためには学生同士が自由に語らう場所として、ラウンジや自習スペースが必要である。

それから、この四角く囲まれた部分の一番最後の黒ぼつでございますが、キャンパス整備においては、将来的な建替えに備えた代替地が必要であり、次期キャンパス整備計画を念頭に置きながら進めるべきである。

このような意見をいただきました。意見は、整備案に追加または反映をいたしております。

建替え面積につきましては、2ページの下の方から3ページにかけてご説明をしております。

建替え面積につきましては、今回初めてご説明することになります。現時点では、管理部門、講義部門、福利厚生部門等の規模は、部門ごとに必要と考えられる面積を積み上げたものでありまして、建替え前の面積を考慮しながら、経済性、効率性及び全体的な利用の観点から必要性を精査したいと考えております。

3ページの上の方ですけれども、現佐世保校の延床面積という項目がございまして、2万

5,105平方メートルですが、建替え後の延床面積が、今の積み上げていきますと、2万9,587平方メートルとなります。これは4,482平方メートルの増加で、18%の面積増ということでございます。ただし、佐世保校全体の建替えではございませんで、10棟のうちの5棟を建替えるということで、建替え部分だけで申しますと1万1,348平方メートルが1万5,830平方メートルになるということで、この建替え部分だけで申しますと約39%の増ということになります。

結果としまして、学生・教職員1人当たりの床面積は、13.2平方メートルから15.4平方メートルとなります。下に他大学の状況を示しておりますけれども、この建替えが済めば、教育環境の改善につながるものと考えております。

4ページをお開きください。

各棟の施設の現状とキャンパス整備案での対応を部門ごとに整理しております。管理部門としては、施設の現状として、各課がそれぞれ独立しているため、学生、学外者にとって利便性が悪いところがありますので、建替えに当たっては、各課をワンフロアに設置し、学生等の利便性の向上とバリアフリー化を考えております。

講義部門では、施設の現状として、講義室の数、規模ともに学部学科再編のカリキュラムに対応できないところがありますので、建替えに当たっては、学部学科再編による科目増に対応するため、中・小教室及び演習室を増設したり、課題解決型学習に対応したPBL教室を新設したいと考えております。

5ページをご覧ください。

福利厚生部門では、施設の現状として、食堂の座席数が不足して、昼食時、食堂を利用できない学生がいることから、建替えに当たっては、食堂座席数372席を500席にまで増設したいと

考えております。

それから、交流部門は、現状ではスペースがないため、地元住民との連携拠点など、地域の知の拠点となる施設を整備する中で、新たな地域住民と大学との交流スペースとして検討していきたいと考えております。

武道館は、施設の現状として、柔道部、剣道部、空手道部など複数のサークルが利用していますが、定期的な練習に必要なスペースが不足しているところがありますので、建替えに当たっては、複数のサークルが活用できるようスペースを増設したいと考えております。

6ページをお開きください。

事業手法についてであります。建替えに係る経費は、基本的には県が財政負担する予定ですが、寄附金などの自己財源の活用も検討する必要がありますと考えております。また、食堂や売店などの福利厚生部門の運営については、民間活用を検討していきたいと考えております。発注に当たっては、県への経済波及効果を高める観点から、県内企業の受注機会の拡大や、木材等の県内産資材の使用促進を図っていきたいと考えております。

事業費は、建設費と関連経費との合計となりますが、延べ床面積によって、約50億円から約65億円が見込まれます。なお、設置団体である長崎県の財政状況は厳しい状況にありますので、可能な限り交付税措置のある起債の充当が可能な施設整備手法を検討してまいります。延べ床面積と事業費は連動していることから、大学としての機能向上、学生の利便性の向上の観点と、施設の効率的な活用、それから相浦地区複合施設との連携の観点から、比較考量しながら面積と事業費について精査を進めていきたいと考えております。

財源につきましては、県から補助金を予定いたしております。

スケジュールについてですが、経費圧縮の観点から極力仮校舎を設けない形の整備手法を念頭に置いて、新築工事、移転、解体工事、新築工事を繰り返しながら段階的に整備を行いたいと考えております。事業期間は、地質調査・基本設計及び実施設計に約2年、現状をそのまま大学として使いながらですので、段階的整備をすることになりますが、建設工事に約3年から5年かかるため、事業全体では、約5年から8年を要する見込みです。1年プラスというのは、不測の事態を想定して、2年プラス5年のところを8年という想定をしております。

工事発注について。大学法人については、WTO政府調達協定の対象ではないため、工事施工業者について地域要件を付記することを検討してまいります。例えば、ジョイントベンチャーの構成員に県内企業を入れることなどを検討してまいります。

次に、資料3、A3判の大きい図面がついております。これは全部で5枚ありまして、1枚目は、素案でもご説明しました4案の比較表になります。今回、外部有識者の九州大学の坂井教授より各案に対するコメントをいただいておりますが、特に、B案については、整備予定の各機能や、周囲との関係から見てもバランスがよい。また、中底層の建物と広場の関係が大きさにあって適切である。適度なコンパクトさがある。将来用地の位置、屋外空間の多様性、キャンパス内のアクティビティを高める配置関係など、他案と比較し全体的にバランスがよく整備案としてふさわしいと思うとのコメントをいただいております。

2枚目から5枚目については、AからD案の個

別の案となっております。

【中村委員長】 ありがとうございます。

それでは、議案外所管事項一般について、質問はありませんか。

【山田(朋)委員】 私立学校の件で伺いたいと思います。佐世保事件を受けて、県の教育委員会の方は、7月早々に校長会とか、すぐ研修を行いました。私学に関しては2週間ぐらい遅れてしまったと。私学も長崎県の子どもじゃないかということでクレームもありました。そういった反省に立って、今回、教育委員会の中では、他の関係機関との連携とか、福祉の方とか、そういった制度をよく勉強するための研修会の予算等も組まれています。先ほど教育委員会でお聞きをしました。その時の反省に立って、これからは連携して一緒にやろうと、場合によっては合同での開催も考えていると言われました。2月開催が難しく3月になるようですけれども、今後、学事として、どういうふうに長崎県の子どもたちを守るための取組、教職員の資質向上にどう取り組んでいくのかお聞かせいただけますでしょうか。

【小坂学事振興室長】 まず、公立の方では、校種間の引継ぎ等を徹底するというところで、小中学校の校長先生を集めて会議を開かれたということでした。私どもも、遅れましたけれども、3月12日に臨時校長研修会を開きまして、児童生徒支援室の方から、校種間の引継ぎ、当面する課題についてご説明をいただきました。それから、こども政策局から、学校教育と児童福祉等の関わりということで、児童相談所と関係機関との連携などについてご説明いただいて、まず小中学校の先生方に徹底してまいりたいと考えております。

なお、高校については、事件後、校長会等を

通じて一定情報等もお知らせしておりましたので、ご理解をいただいていると思うのですが、4月の校長会で、さらに改めて、それについては伝達をしたいと考えております。

私立につきましては、校長会が4月にございます。それから、教頭・副校長会が5月、さらに夏場に教頭・副校長の研修会等がございますので、そういう研修会、会議を通じて、教育庁の情報とか、マニュアル、ガイドラインの徹底とかをやってまいりたいと考えております。

連携という点で申しますと、現在、長崎県高等学校長協会「子どもの命と安全を守る」特別委員会に私立の方からも2人入っていただいております。その協議の中で、私立としての意見があれば申し述べるとい形になっております。「関係機関との連携マニュアル」とか「校種間引継ぎガイドライン」について、7月を目処にまとめるということでございますので、これが決まったら、私立の方にも適切に伝えてまいりたいと考えています。

【山田(朋)委員】 今のご説明でわかりました。

教育委員会で作るマニュアルとかは7月ぐらいに完成するというふうに言われております。それから、今の学事振興室長ご答弁だと、管理職系の研修はずっと続けけれども、一般の教員に対する研修というのが特に今はスケジュール的にないような感じがしました。それで、今回、教育委員会も、まずは管理職からということみたいなんですけれども、マニュアルができた際に、やはり一般の授業を持っているような教員の方にまでそれが届くような研修を学事として企画をしていただきたいと思うんです。当然、私立学校だから独自のいろんなものがあるとは思いますが、子どもたちを守るということでは一緒でありますので、マニュアルとかが

できた際には研修というものを、教育委員会は合同でやってもというようなことも言われておりましたので、ぜひそういったことが行き届くようお願いをしたいと思います。ご答弁をお願いします。

【小坂学事振興室長】 教育庁とも協議しながら、そのマニュアル、ガイドラインの趣旨が徹底できるように取り組んでまいりたいと思います。

【山田(博)委員】 県立大学のシーボルト校で離島の看護の推薦枠というものがありますね。推薦枠を2年やっていただいておりますけれども、状況というのをどのように把握されているかと、現状を聞かせていただけますか。

【小坂学事振興室長】 離島の看護枠ということで、毎年2名、希望がありましたら、病院とマッチングをしながら就職に向けて支援することによってございます。希望以上に応募がっておりますので、所期の目的としては機能していると思っております。

【山田(博)委員】 学事振興室長、実際やってみて、学内で状況はどういうふうなのか調査して、後でペーパーにまとめて、いただけませんか。それで、今後、これについてどのような考えを持っていらっしゃるのか。私も県政報告会を108カ所、1,200名の方にこの話をしたわけで、これは皆さん方は大変関心があって、ぜひ拡充していただきたいという要望があるものだから、現状としては、どのような状況なのか、それを聞かせていただきたいのと、もう一つ、それに関して、今、看護学科は県内と県外に行っている割合はどのようになっているのか。それで、学事振興室長、県内にどれだけ残るかというのも一番大きな関心事になってくるので、今後いかにして県内就職を学校側、法人として取り組んでいこうという姿勢があるかどうかというの

も確認しながら、今答えてくださいというのはなかなか難しいでしょうから、後でペーパーにまとめて答えていただきたいと思います。よろしいでしょうか。それだけお答えください。

【小坂学事振興室長】資料を整理しまして、後で提出させていただきます。

【溝口委員】今回、長崎県立大学の佐世保校キャンパスの整備についてということでございますけれども、先ほど委員の皆さん方からは、B案がいいという話が出たと言ったのですか。それで、今回、スケジュール関係で、新築を建ててから移転、解体して、また新築ということを繰り返していくということでございますけれども、例えばB案にしたら、当初は、体育館とか、右側の棟から建てていくということになるのですか。

【小坂学事振興室長】B案で申しますと、体育館の横が今、駐車場になっておりまして、ここは空地になっておりますので、最初に管理棟、福利棟の一部を建てる順番になろうかと思いません。

【溝口委員】設計等については今年からの計画になるのですか。

それで、地域防災の関係で前回、山田(朋)委員から言われたと思うんですけれども、ここを避難拠点とする感じになったら、ヘリポートとかの設備も要るんじゃないかと思うんですけれども、そこら辺については、どこら辺になるのですか。ヘリポートの計画はないのですか。

【小坂学事振興室長】すみません、正直申しますと、そこはまだ具体的に詰めておりませんが、考えられるところとしては、キャンパスコモンという広場が学内に2つあります。それから、運動場に広いスペースがありますので、このあたりのいずれかになろうかと思えます。

【溝口委員】大変申しわけないんですけれども、大雨とかで、ここは結構つかれる時も、今のところ余りつきりませんけれども、もし災害となった時には、かなり大きなことを想定した場合に、運動場とかでヘリポートといたら、ちょっと問題があるんじゃないかという気もするんですけれども、その辺についての検討もぜひしていただいて、運動場だけを防災のための避難に使うという形じゃなくて、なるべく建物の上で考えた方がいいんじゃないかという気がしたんですけれども、その辺についての検討もしていただきたいと思います。

それで、8年間かかるということですが、そのスケジュール等について、大体何年から、何年ぐらいに完成ということになるのですか。

【小坂学事振興室長】財政的な見通しを踏まえないといけないので、財政当局との協議もございますけれども、今の我々の希望も含めて申しますと、平成28年度当初から設計を始めて、2年間かけて基本設計、実施設計をやって、その後、建築の方に入っていくということです。

【溝口委員】平成28年から。わかりました。

【前田委員】議案外ですが、まず、保育所の場合は待機児童がいる関係で、定員増を伴う場合は建設の補助が行政から出ている事例が見受けられますけれども、私立の幼稚園の場合は、どういう条件の場合、財政的な支援が得られるのですか。

【小坂学事振興室長】幼稚園は以前は学事で所管していたのですが、今はこども政策局の方に移っております。

【前田委員】失礼しました。こども未来課で聞きます。

それとは別で1つだけ。予算総括の時にも話

をしたんですけれども、福岡の精華女子高校のプラスバンドの顧問の方が長崎市内の大学に4月から教授として来るということ、まず、このことはご存じでしたか。

【小坂学事振興室長】新聞で拝見させていただきました。

【前田委員】その上で、私立の大学がこれから特色を持って運営していく中で、今のような事例というのは非常にいい事例だと思っているのですが、そういう際に、県として何か支援というのはできないのかなと思っていて、1つには、予算総括の時には、創生交付金が使えますよという指摘もさせてもらいましたけれども、そのあたりの特色ある大学の教育について支援するというのを今後どのようにお考えになられているのか。有利な交付金もありますから、十分当てはまると思うのですが、今回はそういう事例は見受けられませんでしたけれども、今後についてはどのようにお考えでしょうか。

【小坂学事振興室長】まず、大学自体は、高校と若干違いますのは、認可庁が国であるということで、我々としても、今まで余り積極的には関わってこなかったということでございます。しかし、今回の地方創生の取組の中で、知の拠点としての地方大学強化プラン、地元学生定着促進プラン、地域人材育成プランということで、大学を活用した地元定着の考え方が打ち出されているところであり、今回の活水女子大学の件でございますけれども、著名な先生を教授として招聘し、魅力ある大学づくりを行うということでございます。1つの打ち出しであろうと思います。ただ、それが地方創生の中の取組にどう理論づけていくかということだろうと思います。これで地元に着定する学生が増えて、結果として長崎県の人口が増えるんですよという、

その理論展開、アピールの仕方といいますが、その辺になってこようかと思えます。今回は、まだその計画の中に乗ってこなかったということでございますけれども、その辺の考え方、それから国の方としまして、実は、地元学生定着促進プランの中で、特別交付税を措置するというプランも出ておまして、それと交付金事業との関係がまだちょっとはつきりしないところがございますので、そういうことも確認しながら検討してまいりたいと思えます。

【中村委員長】以上で質問を終わりたいと思います。

しばらく休憩をいたします。

午後 4時36分 休憩

午後 4時37分 再開

【中村委員長】 委員会を再開いたします。

今回の佐世保の事件について、学事振興室としても、私学の取組については十分協議をされたと思うんですけれども、今後の私学としての事件再発防止のための取組として、どのようなことを考えておられるのか、学事振興室長から報告をしていただきたいと思えます。

【小坂学事振興室長】 すみません、先ほどの山田(朋)委員の質問に対する答えとも重複するかもしれませんが、お答えいたします。

まず1つは、職員に対する研修の徹底というのがございます。それから、学校間の連携をいかにうまくやっていくか、課題については、いかに引き継いでいただくか、それから事件が起こった時にあっては関係機関との連携をいかに図っていただくかということでございます。これは公立も私立も同じでございますので、この点につきまして、校長会、教頭会、それから私学教育研修会等、年間を通してございますので、

この中で教育庁と連携して、決まった内容について徹底をしてまいりたいと考えています。

【中村委員長】ところで、学事振興室長にお尋ねをしますけれども、今日の教育委員会からもらったペーパーで、3月12日に私立の校長研修会を開催されますよね。それ以前には、この事件の対策については私立としては、何回か協議会というのはされたのですか。

【小坂学事振興室長】高校につきましては、公立と連携しながら、昨年の夏場以降、校長会を通じて、事件の概要、それから検討の状況等についてお話をしております。ただし、小中については、そこまでやっていなかったということでございます。特に、小学校を対象としてやっていなかったということがございましたので、3月12日に、改めて集めてやるということになったということでございます。

【中村委員長】わかりました。

学事振興室長の方にはずっと、私学も十分対策をとるよというということで、事件発生後から委員長として随分お願いしておったわけですし、当然、小学校、中学校に関しても高校と同じような対策をとっておかなければいけないと思うんですけども、今回遅れたということ非常に残念なんですけれども、本当にちゃんと取り組んでおったのかなということを心配していたんです。

学事振興室長という立場で私学に指導をするというのがなかなか難しい立場だということから、これまでずっとお聞きをしておったものですから、今回、教育委員会を含め、こども政策局が対策を講じるんですけども、教育委員会が講じた対策を学事振興室長として、ちゃんと私立の方に伝えることができるのか、そしてまた私立学校に対して、守ることについて申し入れるこ

とができるのか、その辺について一言お尋ねをしたい。対応について、できますか。

【小坂学事振興室長】私立学校の所管庁といたしましては指導、監督、助言をする権限がございますので、その範囲内で適切に、的確に指導をしてまいりたいと思っております。

【中村委員長】私立と公立でばらばらになって、ちゃんとしたことが講じられないということになれば大変なことになりますので、ぜひよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村委員長】ほかに質問がないようですので、質疑を終了します。

これをもちまして、総務部関係の審査を終了いたします。ご苦労さまでございました。

これをもちまして、本日の審査を終了いたします。

明日は午前10時より、佐世保事件につきまして、こども政策局との意見交換を行いたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

暫時休憩します。

午後 4時43分 休憩

午後 4時44分 再開

【中村委員長】委員会を再開いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 4時45分 散会

1、開催年月日時刻及び場所

平成27年 3月10日

自 午前10時 1分
至 午後 5時10分
於 第1別館第3会議室

国保・健康増進課長 佐藤 雅秋 君
(参事監)
長寿社会課長 上田 彰二 君
ねんりんピック推進室長 磯本 憲壮 君
障害福祉課長 園田 俊輔 君
原爆被爆者援護課長 林 洋一 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 中村 和弥 君
副委員長(副会長) ごうまなみ 君
委 員 三好 徳明 君
" 中山 功 君
" 溝口 芙美雄 君
" 高比良末男 君
" 瀬川 光之 君
" 山田 博司 君
" 山口 初實 君
" 山田 朋子 君
" 前田 哲也 君

こども政策局次長 川口 岩継 君
こども未来課長 宮崎 誠 君
こども家庭課長 林田 則利 君
長崎こども・女性・障害者
支援センター所長 浦田 実 君
佐世保こども・女性・障害者
支援センター所長 宮崎 慶太 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

福祉保健部長 伊東 博隆 君
(こども政策局長事務取扱)
福祉保健部政策監 太田 彰幸 君
(高齢者・障害者福祉担当)
福祉保健部次長 堀部 芳夫 君
福祉保健課長 南部 正照 君
監査指導課長(参事監) 鳥山 秀朝 君
医療政策課長 三田 徹 君
医療人材対策室長 村田 誠 君
薬務行政室長 重野 哲 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時 1分 開議

【中村委員長】おはようございます。

委員会及び分科会を再開いたします。

議題は、佐世保市内女子高校生の逮捕事案についてでございます。

したがいまして、理事者の出席範囲は議題に関連する範囲とし、配付をしております配席表のとおり決定したいと存じます。

これより、議事に入ります。

2月5日の臨時文教厚生委員会におきまして、検証結果を報告していただいたところでございますけれども、当委員会として、報告書の中の「改善すべき事項・対応策」について指摘をし、再提出を求めていたところがございますので、まず、改めて検証結果の報告をお願いしたいと思います。

【伊東福祉保健部長】おはようございます。

文教厚生委員会関係議案説明資料のこども政策局をお開きください。

佐世保市内女子高校生の逮捕事案につきまして

ては、昨年7月、佐世保市内において、県立高校1年の女子生徒が殺害され、同級生の女子生徒が逮捕された事案についての佐世保児童相談所の6月10日の相談内容及びその対応につきまして、2月5日の臨時文教厚生委員会に調査・検証報告書を提出し、ご議論をいただいたところでございます。

報告書でも述べておりますように、検証を通して、ソーシャルワーカーとしての専門性や児童相談所の組織としての意識、関係機関との連携等を課題として捉え、これらの課題に対して必要な対策を速やかに講ずることとし、より適切な相談対応に向けて、児童相談所職員の研修の充実や重要事案等に係る所内協議の徹底、関係機関との円滑な連携等に努めてまいります。

また、報告書の中の改善すべき事項及び対策につきましては、臨時文教厚生委員会で委員の皆様にご指摘をいただいたご指摘をもとに、具体策等を盛り込んだ修正案を今回提出させていただきます。

今後につきましては、児童相談所の対応についての検証結果に、教育委員会でも実施しております学校等の対応についての検証結果も併せて総合的見地から検討を加えるとともに、幅広く再発防止に関し協議する長崎県子ども育成総合検討会議を設置することとしており、3月15日に第1回目の会合を予定しております。

本会議は、児童相談所並びに学校等の検証に参加いただいた児童福祉、法律、心理、医学などの分野の専門家に加え、健全育成や幼児教育などの専門家にもご参加いただき、今後、青少年健全育成や支援が必要な児童への対応なども含めて議論を深め、さらなる対策につなげてまいりたいと考えております。

なお、今回の事案において、佐世保児童相談

所が相談機関としての役割を十分に果たさなかったこと、及び職員のパワーハラスメント行為が本事案への対応に影響を及ぼしたことなどから、関係職員に対し懲戒処分を行いました。

県議会をはじめ、県民の皆様に対しまして深くお詫びを申し上げます。

今後とも、一刻も早い県民の皆様への信頼回復に向け、全力を尽くして改善に向けた取組を進めてまいります。

なお、詳しい内容につきましては、後ほど担当課長より説明させていただきます。

以上でございます。

【中村委員長】 ありがとうございます。

次に、補足説明をお願いいたします。

【林田こども家庭課長】 それでは、お手元にお配りをしております検証報告書に沿って、概略を説明させていただきます。

今回の報告は、冒頭に委員長からもご説明がございましたが、2月5日の臨時文教厚生委員会に提出をいたしました報告書につきまして、委員会でご指摘をいただきました点を中心に見直しを行い、修正したものでございます。

前回2月5日の報告書との主な変更点は、1点目が、検証結果に厚生労働省への疑義照会回答を反映させていますが、報告書にその点を明記しております。

2点目は、2月5日の委員会で指摘をいただきました7番目の「改善すべき事項・対応策」について、よりわかりやすくまとめ直したところでございます。主な変更点は、以上2点でございます。

それでは、変更点を中心に説明をさせていただきます。

まず、資料の27ページをご覧ください。

これは検証結果でございます。この検証結果

は、11月に3回開催をいたしました外部専門家を交えた検討会でのご意見のほか、各種調査結果を踏まえまして、10月29日に当委員会にご報告いたしました庁内検証報告を見直し、再評価を行った結果でございます。

なお、検証結果につきましては、2月5日の臨時の委員会でご報告いたしました内容と変更はございません。

なお、2月4日付で厚生労働省から疑義照会に対する回答をいただいております。検証結果にそれを反映させております。その内容につきましては、それぞれの検証項目の該当箇所に参考として四角囲みで記載をしております。

なお、厚生労働省からの回答全文につきましては、資料1として別に添付をしております。

続きまして、65ページをご覧ください。

外部専門家の意見を含めて検討しました「改善すべき事項・対応策」について、4つの課題ごとに整理をしたものでございます。

まず、（1）児童相談所職員の意識や専門性につきましては、職員の意識改革への取組といたしまして、管理職員も含め検証報告書を活用した定期的な内部研修を実施するほか、検証に携わった外部専門家委員を講師に迎え、継続的に研修を実施してまいります。

また、管理職員を定期的にこども政策局に集めまして、局長が、重要案件の報告を受け、運営に関する指導を行ってまいります。

66ページでございます。

職員の専門性に関しましては、研修による資質の向上に努めることといたしまして、新任時から中堅、指導者クラスまでの各キャリアに応じた体系的な研修プログラムを策定し、実施してまいります。

併せて、管理職員のみを対象とした研修や、

外部専門家を講師として、相談援助技術の向上を目指した実践的な研修を実施してまいります。

続きまして、（2）児童相談所組織・運営体制につきましては、業務運営体制の適正化を図るため、児童相談所の運営上の問題点解決策について検討する業務運営方針会議を計画的に実施するほか、電話相談時の対応基準を定めた対応要領、受理会議の開催方法や手続等を明確化した要領、また、市町要対協の開催要請に係る判断基準等を明確化した要領を策定いたします。

続きまして、67ページをご覧ください。

2点目として、職場環境の整備についてでございます。所長の日頃からの目配りや定期的な部下職員との面談を通じて、パワーハラスメントの防止に努めるとともに、ケースアセスメントをしっかりと行うために、所内で協議しやすい雰囲気づくりに努めてまいります。

3点目といたしまして、外部人材の活用でございます。高度で専門的な相談ケースへの対応や受理会議等における医学的見地からの助言について、非常勤嘱託医等を有効に活用いたします。また、弁護士の定期的な来所日を設定いたしまして、受理会議や個別ケースの相談への助言、あるいは関係法令に関する研修を行います。そのほか、教員とか、こども・女性・障害者支援センター内の多様な職種を活用してまいります。

68ページでございます。

4点目といたしまして、人員配置・体制強化につきましては、相談受付体制の充実強化のため、夜間帯にも正規職員が常駐して電話受付ができる24時間対応可能な仕組みづくりに取り組めます。また、メールでの相談受付については、実施自治体の実態等を調査、研究をいたします。

併せて社会福祉職について、本庁関連の地方機関への勤務などの人事管理、あるいは職員研修を見直した人材育成計画を策定いたします。

続きまして、（3）関係機関に対する児童相談所の連携でございます。市町との連携につきましては、市町職員の児童相談所への実習受け入れや、児童相談所職員の市町職員への派遣等を通じて、市町との連携強化及び市町の相談対応の強化を図りますとともに、児童相談所職員と市町職員との人事交流について検討してまいります。

69ページをご覧ください。

学校・教育委員会との連携につきましては、相互の理解や連携を図るために、相互の研修会に講師派遣を行うほか、人事交流について検討してまいります。

警察との連携につきましては、非行等の要保護児童に関するガイドラインについても今後策定をいたします。そのほか、関係機関間のよりよい連携のあり方について協議を行ってまいります。

医療機関との連携につきましては、要保護児童に関する情報交換、情報共有を図るために、守秘義務の取扱いを含め、児童福祉に関する法制度について周知を図り、協力を求めてまいります。

なお、関係機関との連携につきましては、今後、子ども育成総合検討会議において、より具体的な検討を進めてまいります。

70ページでございます。

（4）制度やシステムについてでございます。まず、国レベルでの制度の周知といたしまして、市町村児童家庭相談援助指針の中に定めてあります虐待相談に関する基本的留意事項に準拠した、要保護児童相談に関する基本的留意事項の

策定を国に対して要望してまいります。

それから、県レベルでの制度の周知につきましては、要対協の開催目的について関係機関へ周知を図りますとともに、一般県民に対しても、要保護児童に関する相談体制について、引き続き周知を図ってまいります。

さらに、重大事案の検証が効果的に行われるよう、検証対象を児童虐待以外の重大事案にまで拡大するとともに、検証目的で個人情報収集できるよう国に働きかけてまいります。

改善すべき事項・対応策の概要は以上でございますけれども、お手元に別紙でA3横長の資料をお配りしておりますので、ご覧いただきます。

この資料は、改善すべき事項・対応策としてご説明をいたしました内容を一覧表にまとめたものでございます。一番左の項目の欄は、ただいま説明いたしました4つの課題に沿った対応策の項目を整理したものでございます。

その右の欄は、従来対応をまとめたものでございます。

さらにその右、真ん中の欄は、事件後からこれまでに取り組んできた項目を記載しております。

表の一番右の欄は、今後の対応・改善策の概要を課題ごとに整理したものでございまして、内容は先ほど説明したとおりでございます。

なお、記載のように、ほとんどの項目について、新年度の前期を目途に取りかかってまいりたいと考えております。

それから、2枚目の右上は、関係機関との連携の部分についての説明でございます。これについては、先ほどもご説明いたしましたが、今後、子ども育成総合検討会議の中でもさらに協議してまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

【中村委員長】ありがとうございました。

昨日の委員会で、某社の新聞報道で、パワーハラの件、そしてまた児童相談所の件について報道されておりまして、委員の皆さんたちから、その件について現状報告をお願いしたいということでございましたので、補足説明をしていただきたいと思います。

【南部福祉保健課長】お手元に、福保 ということで、「佐世保市内女子高生の逮捕事案に係る佐世保児童相談所等職員の調査等経過一覧」という3ページにわたるものと、1枚紙で「記事の分析」という2種類の資料があるかと思ます。

それでは、経過についてご説明いたします。

佐世保市内女子高生の逮捕事案に関して、佐世保児童相談所等職員に対する調査の経過等と最近の報道内容に対する県の基本的な姿勢について、ご説明をいたします。

まず、これまでの調査の経過等についてでございます。

調査を実施した内容が2点ございまして、平成26年6月10日の電話対応以降の事案の検証作業の一環としての調査と、内部通報に伴うパワーハラスメントの事実確認等の調査の2つです。

検証作業の一環としての調査はこども家庭課が中心となり、パワーハラスメントについては福祉保健課が中心となり、両課合同で調査を実施いたしております。

時系列に資料に基づいてご説明をいたします。

まず、平成26年8月3日から4日に、検証作業調査の一環としまして、電話口頭受理決裁職員に対し、6月10日の対応状況及び現在の状況等を確認いたしました。

そして、8月4日に人事課へパワーハラスメント等のメール通報があったため、8月6日に、日常業務におけるパワーハラスメントの事実確認のため、佐世保児童相談所内でのパワーハラスメント行為について調査をいたしました。

さらに、8月20日から22日、25日及び9月4日に、日常のパワーハラスメントと疑われる言動について、事実確認等の調査をいたしました。

2ページ目でございますが、検証作業調査の一環として、8月28日から9月5日に電話口頭受理決裁職員を除く職員に対し、また、8日には受話職員に対し、6月10日の対応状況や現在の状況を確認いたしました。

これらの確認調査等をもとに、9月24日付で、日常業務におけるパワーハラスメントに関する処分、本人への文書訓告と所長への指導を行いました。

そして、9月29日の文教厚生委員会で、それまでの検証作業ヒアリングを取りまとめ、結果を公表いたしました。

その後、10月26日及び27日のパワーハラスメントに関する新聞報道を受けまして、10月28日に、新聞報道された幹部職員のパワーハラスメント発言に関して、発言内容の有無及び発言内容について確認の調査を実施いたしました。

そして、10月29日の臨時文教厚生委員会で、庁内検証報告を公表したところであります。

さらにその後、11月12日から18日に、外部専門家委員からの要請に基づき、検証作業調査の一環として、パワーハラスメントの業務への影響について調査を実施いたしました。その調査結果については、12月10日の文教厚生委員会で報告をいたしております。

また、平成27年1月上旬に、検証作業における処分対象となる関係職員への最終ヒアリング

を実施いたしました。2月5日の臨時文教厚生委員会で別冊資料として配付をいたしましたところでございます。

そして、2月16日付で児童相談所幹部職員を懲戒戒告処分し、うち1名は2月20日付で人事異動させたところであります。

以上が、調査の経過等でございます。

次に、最近の報道内容に対する県の基本的な姿勢について、ご説明をいたします。

今回新聞掲載された記事内容の多くは、これまでに県が調査、検証し公表した内容と捉えております。ただ、その会話の内容等細かい表現や全体的なトーン等については、新聞社の取材、あるいは判断等が織り込まれており、県の公表内容と同一の表現となっていないものがございます。

県としても、最終的にはパワーハラスメントがあった事実のもとより、本事案への対応に影響を及ぼしたことを認め、幹部職員の指導のあり方の問題も認めており、その上で対応策をまとめたところでございます。また、関係職員の処分も行っております。報道内容については、基本的に検証報告書の範囲を超えるものではないと考えております。

なお、新聞記事は現在連載中でございますので、全体を見た上で、明らかに影響が大きい新たな事実等があった場合については、適切に対処してまいりたいと考えております。

最後に、新聞記事の分析ということで、資料を1枚お配りしています。昨日までの日付を左に、新聞の記事内容等、一番右に分析結果、県の考え方ということで整理をいたしております。

例えば 2日目の新聞記事につきまして、記事内容を一部抜粋いたしておりますけれども、職員が疑問を感じていたとか、「この職場、終

わってるな」と失望したとか、「パワーハラに毒されている。起こるべくして起きたという思いが胸を覆っていた」と、こういった部分は、公表資料から類推される内容に加え、独自取材に基づくものと推測がなされます。

同じく3日目の につきましても、職員の状況等の表現がございまして、これも独自取材に基づくものと推察されます。

5日の の記事の中には、教育関係の男性が、数年前に長崎の児童相談所に勤務していたころの話が書かれております。これにつきまして長崎こども・女性・障害者支援センターの当時の所長、課長に確認をしたところ、記事に掲載されるような事実があったとの認識はないと回答を得ているところでございます。

以上、資料としてまとめておりますので、ご覧になっていただければと思います。

以上で、私からの説明を終わらせていただきます。

【中村委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、これから質疑に入りますけれども、昨日の教育委員会と同様に、質疑の内容につきましては、ぜひ、今後の対策、対応についてを重視して質疑をお願い申し上げたいと思います。

それでは、質疑に入ります。

【山田(博)委員】 おはようございます。

今回、福祉保健部が改善すべき事項・対応策としてまとめられて、委員長から、この対応策について集中的に質問してもらいたいという話がありましたので、質問させていただきたいと思います。

まず、全体的にこの中を拝見させていただきますと、例えば68ページの人員配置・体制強化で、人材育成計画を今後策定するとか、市町と

の人事交流を今後検討していくとか、次のページの学校・教育委員会との連携を今後検討していくとか、要するに今後検討して策定しますということであるわけです。

教育委員会の時には、いついつまでにすると明確に期限を決めてやろうと決めている。それがいいかは別として、それだけやろうと期限を決めて意気込みがあるわけです。前回の委員会でも、それぐらいのきちんとした対応策を、めどをつけてやっていただきたいという話はしていたんだけど、なぜこういうふうになったのかを聞かせていただきたいと思います。

【林田こども家庭課長】 前回、2月5日の臨時の文教厚生委員会の中で、その辺を含めて多数ご指摘をいただきましたので、今回の見直した対応策につきましては、できるだけ「今後検討する」といったような表現ではなくて、実際実施をするという形で基本的にまとめさせていただいたところでございます。

ただ、今、山田(博)委員からご指摘がございました数点について、「今後策定をしていく」、あるいは「今後検討をしていく」というふうな表現にとどまっている項目が確かにございますが、これらにつきましては相手がございます。特に関係機関との連携等、人事交流についての学校・教育委員会との対応策を含めて相手がある中で、県としては今後策定する、あるいは今後検討するという表現にとどまったものが数点あるところでございます。

【山田(博)委員】 これは確かに相手があるからということかもしれませんが、私が今から言うことがなかったら、多分そういった議論でも結構だと思うんです。よろしいですか。

最初は、パワーハラスメントがあったか、ないかと言った時に、福祉保健部とこども政策局

はないと言った。しかし、いろいろ調査してみると、やっぱりありましたと。議論をして、パワーハラスメントはありましたかと聞いたら、ありませんと言いながら、調査したらやっぱりありましたと。

ということは、今の時点では、一般的に考えて信頼があるかどうかと大変厳しい状況があるわけです。その信頼を1日でも早く取り戻すためにも、そういった期限の目標を決めてやらないといけないんじゃないかと私は思っているわけです。

福祉保健部長、どうですか。これは大切なところですよ。お答えください。

【伊東福祉保健部長】 先ほど山田(博)委員から3点ご質問がありました。

人材育成計画は、初任者、つまり入ってから10年間の研修をどう組み立てるか。それから中堅どころ、20年前後になりますけれども、それをどう組み立てるか。それから幹部職になった時にどう組み立てるか。

これは、先ほど横長資料で説明しましたけれども、できるだけ下期ではなくて前半期、つまり夏をめどに、夏前に組み立てる必要があると思いますので、5月、6月の策定を目指して頑張っていきたいと思います。

それから、人事交流の件ですけれども、人事交流は相手方がおられますので、本会議でも答弁させていただきましたが、どういった形で市町との人事交流ができるか、これは少し相手方との協議がございますので、その調整が必要だと思っておりますけれども、前向きに取り組んでいきたいと思います。

それから、教育委員会との連携につきましては、3月15日に設置予定の子ども育成総合検討会議の中でもしっかり議論をしてまいりたいと

考えております。

【山田(博)委員】信頼回復のために早急に取り組まないといけないとご理解いただいて、やっていただきたいと思います。

それで、今度はちょっと細かいことというか、中身のお話をさせていただきます。

67ページの職場環境の整備の中で、パワーハラスメントの防止とあるんです。「児童相談所長は、パワーハラスメント行為によって職場環境を悪化させることがないように、日頃からの目配り、また定期的な部下職員との面談などを積極的に行う」ということです。

今回、その所長がわからなかったんです。所長がわからなかったのに、所長にこうしないといかんですよということは何。

それで、パワーハラスメントを实际行った職員に、なぜそういったことを行ったかを聞いて、原因を聞いて、じゃ、どういったことをしないといかんと対策を練った上でこの結論なのかということをお尋ねしたいと思います。

いいですか。パワーハラスメントをするのは個人の資質なのか、何らかの別の要件があったのか、そういったことがわかってパワーハラスメントの防止策を組んだのかどうかをお尋ねしたい。

【川口こども政策局次長】パワーハラスメントにつきましては、やはり個人の資質の問題は大変多いところでございます。ただ、組織としてのあり方も当然課題があるかと思えます。

そういったことで、パワーハラスメントの防止につきましては、まずトップのメッセージを大事にしなければいけない。その上で面談、あるいはアンケートによって状態を把握する。あるいは職員の研修、防止策の周知、そういったものを通じて職場環境を改善していかなければ

いけないというふうに認識しております。

今回、所長はパワーハラスメントに気付かなかったということでもございますけれども、改めて意識を改革していただいて、悪化させないように日頃からの目配り、それから面談、あるいはハラスメント要綱等の周知、相談窓口の周知、そういったものを徹底していくという改善策にしております。

【中村委員長】しばらく休憩します。

午前10時33分 休憩

午前10時34分 再開

【中村委員長】委員会を再開します。

【山田(博)委員】今回パワーハラスメントをした職員は資質の問題だと。資質の問題ということであれば、その人事配置をしたということは、そういったことを見抜けなかった。その職員の資質が見抜けなかったということは、人事の配置のあり方に問題があったと。人事の配置を誰がしたのか。人事のあり方を抜本的に見直さないといかんとするわけですね。こども政策局次長、そうなるわけでしょう。

今回、この方がパワーハラスメントをしたのは資質の問題ですと。資質の問題を、昨日や今日じゃない、ずっと長年こういうことをしていたと見抜けなかったということは、人事のあり方を今後考えないといけないということになるわけです。

この方をここに配置したのは誰かということ、福祉保健部で考えたんでしょう。人事のあり方を全部見直さないといかんとということですよ、見抜けなかったんだから。そういうことでしょう。昨日や今日こういうことをしているわけじゃなかったんです。日常からずっとやっていたというんでしょう、パワーハラスメントも昨

日や今日だけじゃなかった、ずっと長年やっていたんでしょ。それに気付かなくて配置していたということであれば、人事のあり方を見直さないといかんとする。これに関してはいかがですか。

【川口こども政策局次長】確かに6月10日以前から、日常業務に対するパワーハラスメント行為が行われていたということで、9月24日に処分をいたしましたし、今回改めて2月16日にも処分をし、さらに人事異動もしたところでございます。

その状況を見抜けなかったのかと問われれば、8月の内部からのメール等で、その後の調査で把握したということでありまして、今後は日頃からの職員の勤務態度にも十分注意しながら、その辺は対応していかなければいけないと思っております。

【山田(博)委員】今後の対策として、ここが一番大きなポイントだと思うんです。こういった職員がいたから、事件の大きな原因の1つになったということであれば、その配置をした県当局のあり方を見直さないといかんとするわけです。そこは今回記載がないわけです。ないでしょう。私が見た範囲ではそういうふうにとれるわけですが、それはどこに具体的に書いているか、答弁をいただきたいんです。お願いします。

【伊東福祉保健部長】ただいま山田(博)委員からご指摘がありましたパワーハラスメントの件でございますが、今後の方向性として「職場環境の整備」という項目を掲げて、その中にア、イ、ウとございます。

例えばそういう職員がいたということであれば、所属長がしっかり目を光らせてチェックすべきだし、また、職員と所属長が意見交換をす

る中で職場の状況がわかりますので、職場環境の整備の中で大事なのは、協議しやすい、自由闊達に業務に関して議論ができるような雰囲気づくりということで、職場環境づくりの中でしっかり対応したいと思います。

職員配置につきましては、最終的には人事当局とお話をして決定するわけでありまして、その点につきましては、配置替え等々を含めて人事異動でしっかり対応していくよう考えてまいりたいと思います。

【山田(博)委員】だって、2年や3年の職員じゃないんだから、十何年いた職員がこんなことをして、見抜けなかったんですかとなるわけです。その時おった所長が、わからなかったというんだから。そういった人がいたとなれば、配置した人は何をしていたんですかとなるわけです。

極端に言うと、申し訳ございませんけど、皆さん方は一生懸命これをやられていますけれども、人ごとにしか見えないわけです。人事配置をした自分たちはどうなんですかと。あなたはあそこに行きなさい、ここに行きなさいと言って、現場に来た人がこんなことをやって、たまったもんじゃなくなっているわけです。それを現場の職員は、誰に言いようがないから人事課に通報したんでしょ。

本来、こういったことがあってはいけないわけだから、ここに書いてあることは当然のことなんです。当然のことをやっていなかった。

なんでそんな人事配置をしたのかというわけです。人事の配置とか評価の仕方を変えないといけないんじゃないですかと言うけれども、そんなことはないんだから。極端に言うと、責任は現場ですよ、私たちにはありませんよというふうにとられてもおかしくないんじゃないか

と思うんです、申し訳ございませんけど。

だから、そういうふうにとられないように、自分たちも、これは大丈夫と思って人事配置をしたけど実際は違ったとなれば、人事配置する方も考え方も見直さないといかんのじゃないですかと、これが入っていないから私は言っているわけです。現場で、現場で、現場でと言ったって、実際の配置はあなたたちが決めたんだから。この人は課長で大丈夫ですよと言ったら、実際は違っていたんだから。

もっと言いますと、パワーハラスメントをした課長は悪かったけれども、電話を受理していた人が、あなたの対応がまずかったと言われた。昨日、瀬川委員も言われましたよ、私も言いましたけど。現場で一生懸命何とかしようとしていた人が注意を受けて、怒られて、処分を受けた。上の方が対応してくれなかったのに、なんで自分たちがやられるのかと。

それは当たり前ですよ。児童相談所の職員は、電話で一生懸命しようとしたけれども、上からわあわあ言われてできなかった。その電話を受けた人だけ処分を受けるって、たまったもんじゃありませんよ。これで士気が上がりますか。

私が言いたいのは、本来であれば、そういう人事配置をした皆さん方も処分に値するという事です。今回それがないじゃないですか。教育委員会もそうですよ。昨日言ったけど、それは出てこなかった。

部長、見解を聞かせてください。

【伊東福祉保健部長】現場の状況がどうあるかということに関しましては、現場のトップであります所長が、所内の環境あるいは業務内容等々を把握していると思いますので、我々としても、所長を含めた職員の意向調査というのはあるんですけれども、それ以外にも所属におけ

るいろいろな勤務状況につきまして、しっかり現場の意見を把握しながら、そしてそれを人事配置に活かしてまいりたいと思いますので、とにかく現場の声をしっかり酌み取りながら、人員配置、人事異動につきましてには考慮してまいりたいと思います。

【山田(博)委員】現場で一生懸命やって最善を尽くした人まで処分を受けたら、士気は上がりませんよ。学校の先生も、現場で電話を受けた人も処分を受けた。その人事配置をした人たちは全くおとがめなし。

自分たちも申し訳なかったという気持ちがあるかと思ったら、それが出てこないんだから。今回の報告書を見ても、現場だけに責任を押し付けるような感じにしか映らないですよ。それをもうちょっと考えていただければと思ったんですけれども、時間がまずは20分ということがありますので。

福祉保健部長、職員の資質の問題でこんなパワーハラスメントがあったというのであれば、そういった人を配置して、その上に所長がおったけれども、所長が見抜けなくてこういった事態になったわけだから。最初はパワーハラスメントはありませんと言ったけれども、実際は調査したらありましたと、あげくの果ては人事課に通報があったわけだから、そうすると、人事のあり方はどのようにですね。県当局で反省すべきは反省して、人事配置の仕方も本当に考えないといかんと思います。単なる交流とか、どこの交流ではなくて、本体のことを考えないといけないと思います。

それだけ最後に聞いて、一旦終わりたいと思います。よろしくお願いします。

【伊東福祉保健部長】ご指摘のあった点を踏まえて、今後の人事のあり方について、しっかり

検討してまいりたいと思います。

【前田委員】まずお聞きしたいのは、これからの改善すべき事項・対応策の中で、職場環境の整備ということでパワーハラスメントの防止、所内で協議しやすい環境づくり、メンタルヘルス対策の実施となっていますけれども、さっき山田(博)委員が言われたように当たり前のことなんです。これをここの項目に挙げてくるということは、今回の事件の大きな要因がパワーハラにあったというふうに認識をしているということですか。まず、その点をお答えください。

【林田こども家庭課長】6月10日の児童相談所の対応につきましては、いろんな課題を指摘されているところでございます。その1つとして、パワーハラスメントが6月10日の児童相談所の対応にも影響していたということは否定できないと検証の中でも認めているところでございます。

ただ、これが最大の原因かということ、そうではなくて、いろんなたくさんの要因がある中で、パワーハラについても一定影響があったというふうに理解をしているところでございます。

【前田委員】こういう挙げ方をすると、パワーハラに大きな原因があったようにとられかねないですが、私は違うと思っています。パワーハラは確かに要因の1つかもしれないけれども、そこが大きな要因だという認識はしていません。

それで、一新聞社の特集についての見解が問われたわけですが、1つの新聞社の記事を見てどうこうということじゃないです。どうしても納得できないのは、10月29日の臨時文教厚生委員会の中で庁内検証報告を公表しましたね。その時には、パワーハラは事件に影響していなかったという報告だったと認識をしています。その時に添付されていた職員に対するアンケー

トにも、職員14人全員が、パワーハラが今回の事件の対応に影響したとは思わないというアンケート結果が出ているんです。

しかし、この特集記事をずっと追って見る中で、また今日の課長からの経過の報告を聞く中で、完全にパワーハラがあっているというか、事実経過を知っていたわけですね。今は違いますよ、今はパワーハラの影響があったと言っているけれども、庁内の検証の中で。

職員も、赤裸々に新聞社には答えているけれども、まるっきり反対のアンケート結果が出ていて、パワーハラの影響はなかったという10月29日の庁内の取りまとめになった。私は、こういう経過の中でどうしてそういう報告になったのかなと思っているんですけれども、そのあたりはどうなんでしょうか。

この新聞記事の分析結果の中で、「独自取材に基づくものと推測される」というのが何力所か出てきています。文章の中にも書いてありましたけれども、パワーハラがあると通告をしているわけですね。人事課が調査に入っていて、通告したにもかかわらず全く対応されなかったことに対する職員の不安感とか、このままでいいのかということ、結果的に特定の新聞社の独自取材に応じたとは思っているんです。きちんとした対応が庁内でとられていれば、こんな赤裸々な、自分たちのことまで含めての独自取材には答えていないと思うんです。この特集記事の中からうかがえることは、職員の意見を庁内検証の中で全く参考にしなかったんじゃないのかと思えてならないんです。

10月29日の報告の際に、パワーハラがなかった、もしくはアンケートで14人全員がパワーハラの影響はなかったと答えていたのはどういうことですか。説明してください。

【林田こども家庭課長】10月29日の検証報告の中では、確かに6月10日の児童相談所の対応にパワハラの影響があったとは言いがたいという評価をしているところでございます。

これにつきましては、ヒアリング等で一定のパワハラを認めるような発言はあっていただけですけれども、10月29日の検証報告の中でも説明をしておりますけれども、6月10日及び翌日の6月11日の佐世保児童相談所の判断に際しまして、情報が所長まで共有されて判断されたことや、当該課長が当日不在だったことをもって、直接的な影響があったとは言いがたいというふうに検証結果として評価をしたところでございます。

その後のいろんな追加の調査等を経る中で、一般的な業務にパワハラの影響があったという状況の中で、6月10日の児相の対応についても全く影響がなかったとは言えないだろうと。通常業務の中で影響があった中で、特定の時点である6月10日の対応について影響はなかったとは言えないだろうというようなことで、その後の評価については修正をさせていただいたという経過でございます。

【前田委員】過去のことをさかのぼっても仕方ないですから。ただ、これだけの経過がある中で、10月29日の時点でパワハラが影響してなかったという一定のまとめをしたのは、ちょっと信じがたい思いがいたしております。

もう1つ、さっきの山田(博)委員の質問の中で、パワハラを所長が気付いてなかったと言っていますけれども、これは本当に気付いてなかったんですか。それとも所長が、気付いていたけど黙認していたんじゃないんですか。どちらですか。

以前出てきた過去の勤務歴からいくと、所長

より課長の方が勤務歴は長かったですよね。そういうことも含めて、もしかすると、この組織は、縦のラインの中で、この課長が全部握っていたんじゃないんですか。所長は、これだけのパワハラに本当に気付いていなかったんですか。

【林田こども家庭課長】私どもが所長に聞き取り調査を行った結果によりますと、所長がパワハラがあったという認識を持ったのは8月の初旬と聞いております。それまでの間は、パワハラが所内にあっているという認識はなかったというふうに聞いているところでございます。

【前田委員】そういう聞き取りをしているんでしょうけれども、新聞記事を読むと、日常業務の中でずっとパワハラ的なものがあったという中で、受理会議にも所長は出るわけでしょう。その場の雰囲気を見た時に、物が言えないような雰囲気だったとか、そういうことを報道で見ると、十分気付いていたはずですよ。そこを8月まで気付いてなかったというのは、どう考えても納得がいかない。だって、その場にいるんだから、受理会議とかで。全く違う仕事をしていたら別ですよ。しかし、いろんな会議等に参加しながら、パワハラに気付かなかったというのは信じられないですね。そのことについてどう思いますか、部長。

【伊東福祉保健部長】確かに、今、課長が申し上げましたが、パワハラに気付いていなかったかと言われると、私も所長と話をしまして、当時は指導の一環だという話を承りました。

パワハラについては、常々私も思っていますけれども、受け手の問題です。だから、受け手はそういう問題が生じていたということで内部通報して、その後の調査で、10月29日の報告書は一旦白紙にして、2月5日、パワハラがあったというふうに認めたところでございます。

【前田委員】 ちょっと納得いかない答弁です。

27ページ、検証結果の5項目で、私ももうちょっと早く気付けばよかったんですけど、2番目に「精神科医Bの佐世保児童相談所に対する要求、要望を確認できていたか」という表現になっていますけれども、これは現時点でも、あくまで精神科医の通報は、要対協の開催等に対する要求、要望だという認識でいるのでしょうか。どういう認識でいるんですか。

と申しますのは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児相におられる方は十分この法律については熟知していると思うんですけども、この第19条の中に指定医の責務がうたわれているんです。

それはどんなことかという、精神科の病床に入院する場合に、入院の基本形態として、任意入院、措置入院、緊急措置入院、応急入院、医療保護入院というものがあって、その全てを医師は判断しなくてはいけないというふうなことが書いてあるんです。

そういうことを思った時に、これは要望・要求ではなくて、指定医が法に準じて手順を踏んで、しっかりと児相に上げてきたというふうな理解はされないんですか。私は、この19条を読みこなすとそういうふうにしかな受け止められないんですけど。

この件については、外部の審査委員会の中でも庁内の検証の中でも全く触れられていませんけれども、この第19条はどう解釈をされていますか。（「休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

【中村委員長】 しばらく休憩します。

午前10時57分 休憩

午前10時58分 再開

【中村委員長】 委員会を再開します。

【林田こども家庭課長】 今、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条のお話でしたが、少なくとも指定医が児童相談所に通報するという事はないというふうに認識をしています。

【前田委員】 通報しなくてはいけないみたいなことはどこにも書いていませんよ。しかし、指定医の職務として義務がうたってある第19条の4、精神福祉に関する法律をひもといた中で専門家の検証は入っていると思うんですけども、入院できるか否かを指定医が義務として判断をして通報しているわけですよ。

なぜこんなことを言うかという、「丸投げを受けるな」みたいなことが日常的にあったと言っていますね。それはパワハラをした課長の発言として出てきていますけれども、もしかすると児相の組織全体に、外部から見たらパワハラの要素があって、丸投げを受けちゃいけないだよと、教育機関、医療機関から含めて丸投げは受けるなという意識でいるとするならば大きな間違いで、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の4を理解していないということにつながるんですよ。ですから確認しているんです、第19条をどのように理解していますか。

福祉保健部長、第19条をご存じですか。（「手元がないからですね」と呼ぶ者あり）見ていない、そこが全く庁内で検討されていないということですよ。ここが一番大きなところなんですよ。

【林田こども家庭課長】 報告書の16ページに精神科医Bからこども政策局長に宛てたヒアリング内容の回答がございますけれども、この中でも、今、前田委員からご指摘がございました点には触れていませんので、私ども県の検証の

中でも、そういった認識をもって、精神科医Bからの電話がそういう趣旨のものだったというような捉え方はしていないところでございます。

【前田委員】最後の最後になって恐縮なんでしょうけども、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の第19条の指定医の義務を理解しないでこの取りまとめをしたら、今後に大きな影響というか、全くこの児相の組織は変わりませんよ。一課長のパワハラということじゃなくて、本質はここなんです。この第19条を児相の方々も理解していない、そのことが大きな問題ですよ。どこかで休憩を挟んでもいいので、第19条をしっかり理解した上で、後ほどもう一遍答弁をしてください。一旦私は終わります。

【高比良(末)委員】改善すべき事項・対応策について、幾つか質問をいたします。

まず、児童相談所職員の意識や専門性についての職員の意識改革について、管理職員の意識改革は、「児童相談所内の危機意識を高めるとともに、管理職員としての資質の向上を図るため、定期的に管理職員をこども政策局に集め、局長が重要案件の報告を受け、運営に関する指導を行う」と。

これまではどうされていたのかなというのが私は疑問なんです。というのは、これまでは、こども・女性・障害者支援センターの所長が児童相談所の所長もしていますね。所長には知事から権限が与えられていますね。振興局ぐらいのレベル。だから、例えば福祉保健部とかこども政策局とか、それぐらいの位置付けにはあるわけですね。

同時に、職務の中立性を保つために、あまり干渉できない組織。いわば、どこからも独立したような組織として運営がされていたんじゃないのか。その中に強い課長がいて、独裁的にや

られて、今日こういうことになったんじゃないかなと思っているんですよ。

それで、今まで、この児相と運営上で、定期的には恐らくしてないと思うが、話をしたことがあるのかどうか、まずそこについてお答えいただけますか。

【林田こども家庭課長】児童相談所とこども家庭課の間では、年間通して数回、連絡会議みたいなものを開いて情報交換等を行っています。

それから、例えば重大案件が発生した場合には、こども家庭課の方にも案件の概要の情報提供並びに相談等があって、そこで協議を行うこともございます。

それから、高比良(末)委員から、外部から干渉しにくい環境だというようなお話がございました。こども・女性・障害者支援センターについては、児童相談所を含めまして、県からの内部監査ももちろん入りますし、ほかの部局と同じように議員も入られた委員監査等もある中で、外部の目できちんとチェックをされている状況でございます。

ですから、委員のおっしゃる、児相は県の組織とはいえなかなか目が届きにくい、あるいは外部から干渉されにくい組織体制にあるのではなかろうかという点につきましては、今申し上げましたように、監査等を通して、県の一組織としてきちっとチェックがされているとご理解をいただければと思っております。

【高比良(末)委員】何を言っているのか全然わからん。こども家庭課長は、これまで児相を指導する立場にあったのかどうか、簡単に教えてください。ごちゃごちゃ何を言っているのか、ようわからん。

【林田こども家庭課長】児童相談所につきましては、こども家庭課が事業所管をしております

し、組織人事については福祉保健課で所管をしています。

それぞれの事業を所管する課として、例えば重大事案等については相談を受け、一緒に協議をするという立場にもありますし、定期的に意見交換等を行う関係にあるということでご理解をいただければと思います。

【高比良(末)委員】 ようわからん。

今後の改善すべき事項・対応策として取り上げたんですよね、今回。「定期的に管理職員をこども政策局に集め、局長が重要案件の報告を受け、運営に関し指導を行う」、これがなぜ出てきたかという、していなかったから出てきたんじゃないのか。今までしておいたら、こういう書き方にならない。改善すべき事項・対応策なんですよ。

今までしておったのなら、気づかなかったというのが反省点として残らなければいかんけど、何も反省もないまま。ここをもう少し認識してもらわなければいかん。

こども家庭課長に言ったって、どうしようもないんだな、こども政策局長もいなくなったし。兼務している福祉保健部長、ここは大事な問題だから教えてください。

【伊東福祉保健部長】 高比良(末)委員がご指摘になりました、これまでどうかという話で、これまでは重要な案件だと思った事項につきましては上がってきておったということでございまして、65ページに書いておりますのは、定期的に、つまり四半期なら四半期、2カ月に1遍なら2カ月に1遍、しっかり定期的にチェックする体制を今後取り組んでまいりたいという意味で掲載しました。

こども政策局として、児童相談所との連携を密にする必要があるという判断で、改善事項に

挙げさせていただきました。

【高比良(末)委員】 今後そういうふうにするとなれば、佐世保こども・女性・障害者支援センターの所長の権限は、福祉保健部長というか、こども政策局の方が上で、児童相談所は指導管轄下にあるというふうにしなれば。同等のところを呼んで、来なさいとはならないですよ。その辺は変えるのか。知事は児童相談所長に権限を与えているんでしょう。お互い、部長同士の格になりますね、部署的には。そこが「あんた、来なさい」というふうに言えるのかどうかを心配しているから私は聞いているんです。

【伊東福祉保健部長】 基本的には、委員ご指摘の委任規則に基づきまして、権限を児童相談所長に付与しています。ただ、児童相談所のみで判断がつかかねる案件等々ございましたら、県の組織としてどう対応するかということも必要になるかと思しますので、そういう点を踏まえまして今回の対応を掲げさせていただきました。

【高比良(末)委員】 そこができるように改善するという事ですから、今まであんまりそれがなかった。あっておいたら気づいているはずですよ、これは重大なことだから。そこは反省してくださいよ。

新聞記事についての回答もいただきましたが、今回、パワハラをした課長は一応異動されましたね。これである程度片付くのかなと、運営上はね。

ところが、病院からの丸投げ、そんな相談に一つ一つ対応していたら幾ら人がいても足りない、対応しろと言うなら専門的にできるように体制を整えてもらわなければできないと。これは事実かどうかわからないけれども、児童相談所が理想的な対応をするためには人手不足なのかどう

なのか、その辺の分析。「いや、これは全く関係ないんです」と言うのか。

ここまで載せるからには、取材の裏付けなしではないですよ。ここは大事なところですよ。いろいろまともに相談を受けていたら、今の児童相談所の体制ではとてもじゃないが対応できないという状況にあるのかどうか。ここはどう思われているのか、ここをどうしようとされているのか、よく見えませんのでお答えいただけますか。

【林田こども家庭課長】児童相談所の相談を担当する職員につきましては、児童福祉法の施行令の中で基準が定められておりまして、今現在の本県の児童相談所の職員の数は、その基準は満たしている状況でございます。

ただ、児童虐待への相談件数が毎年増加している状況等もございますので、確かに、日々児童相談所の相談を担当している職員が非常に多忙な状況になっているということはあるかと思っております。

そこで、今回の報告書の68ページ、人員配置・体制強化で、要保護児童への支援業務を適切に行うために、夜間帯にも正規職員が常駐して電話受付ができる24時間対応可能な仕組みづくりに取り組むといったことで関係課と協議をしている状況でございます。

【高比良(末)委員】何かようわからんな。基準は満たしている、人は満たしているけど、こういういろんな相談に十分対応しろと言うなら、専門的にできるよう体制を整えてもらわなければ困ると。こういう基準は満たしていると、しかし、ちょっと不明確ですね。ここは今後、よく見てもらわなければ。基準でいいのか、人の問題なのか、もう少しここは検討してください。

それから、医師が所属する医療機関と児童相

談所では、対応が難しい子どもをお互いに、「冗談じゃない、こっちに来るより医療機関に行ってくれ」とか、こういうふうに押しつけ合うようなぎくしゃくした関係にあったということも報道されておりますが、この辺の事実関係はどうなんでしょうか。ここをどう見ているのか。

確かに子どもの扱いは難しいと思います。こういうところは注目すべきところかなと思いますが、いかがでしょうか。

【林田こども家庭課長】日々の相談業務の中で、医療機関を含めたいろんな関係先との間でどういうふうに対応していくかと、児童相談所が対応した方がいいのか、あるいは医療機関で対応した方がいいのか、あるいは学校で対応した方がいいのかと、いろんなやりとりが多分なされているんだろうと思っております。そこについては個々のケースごとに、どこで対応したらいいのかという形で、児童相談所と関係機関との間で協議しながら、個々にそこは判断していくべきだろうと考えております。

【高比良(末)委員】次に、児童相談所組織・運営体制についての業務運営体制の適正化ということで改善策が出されております。業務運営方針会議の実施。児童相談所の運営上の問題点の洗い出しや解決策について検討する業務運営方針会議を計画的に実施すると。

これは、所長がトップでやるということですか。ほかのところは入らないんですか。ここだけに任せれば、運営上の問題点の洗い出し、人によってはまた同じになりそうな気もしますが、大丈夫ですかね。

【林田こども家庭課長】業務運営方針会議の体制については、委員ご指摘のとおり、所長をトップとした児童相談所の内部の会議でございます。所内会議は従前から行っておりましたけれ

ども、その内容を充実した形で計画的に実施をしていくというのが今後の対応策でございます。

また、この内容につきましては、こども政策局にご報告をいただくという形でチェックをしてまいりたいと考えております。

【高比良(末)委員】次は、職場環境の整備でメンタルヘルス対策の実施、職場におけるメンタルヘルスケアを着実に実施すると。これは誰がするのか、これも所長ですか。メンタルヘルスケアを着実に実施しますというのは、どこが所掌して、どうやるのか。

【林田こども家庭課長】メンタルヘルスの推進計画は県の中で策定をしています。この計画にのっとり、それぞれの職場でどうやって推進していくか、実行していくかということにつきましては、それぞれの職場の所属長の責任においてしっかりと対応していくことが求められているところでございます。

【高比良(末)委員】結果的には、やっぱり児童相談所で責任を持ってやりなさいということになっておるわけですが、そこを誰がどう見定めるかというのがポイントかと。そこがよく見えなかったから、こういう問題が発生したと言っても言い過ぎじゃないんですよね。やっぱり管理監督をきちんとしておかなければいかんと思います。

それから、山田博司委員からありましたように、いつ、どこまでするのかというのをぴしゃっと。委員長が別冊で出していますというのがありました。ここはきちんとしてもらわないとですね。本当なら、新学期が始まる前にしてもらいたいんだけど、長期的にもありますので、必ずこれはやって、その都度の委員会に出してもらって確認をしないと。これをつくった

から終わりじゃだめですので、フォローアップも含めて、責任を持って福祉保健部長がしていただくことをお願いして、一旦質問を終わります。

【溝口委員】先ほどからパワハラの問題が出ているんですけども、報道を見ていると、パワハラだけが原因だったという感じにしかとれないんですけども、私としては、職員の意識が足りなかった、専門性が足りなかったというのが一番じゃないかと。佐世保児童相談所全体がそういう意識があったんじゃないかと思うんです。

その指導については、局長をはじめ、それぞれ研修を行っていくということですが、長崎、佐世保の児童相談所が、事件についての意識を一致した考えの中で持っていないと、重大事案とかなんとかという決定がなかなか難しいのではないかと思います。重大事案について、どのように決定をしていくのか聞かせていただきたいと思います。

【伊東福祉保健部長】今ございました検証報告の一番は、本会議でも答弁させていただきましたけれども、職員一人ひとりが危機意識や使命感を持つ、そして自ら資質の向上を図る、これが何よりも大事だというふうに思っておりますし、加えて組織としてどう判断するかということで、組織のマネジメントも必要だということを述べさせていただいております。

したがって、重大事案にどう向き合うかというのは、今回の痛ましい事件の検証結果報告を全職員がしっかり読み込んで、この結果に基づき研修がもう始められておりますけれども、新年度に入っても、この検証作業に関わった外部の人を講師に呼んで、何がポイントだったのかをしっかりと職員一人ひとりが意識する、そして

学ぶという姿勢で臨んでまいりたいと思っております。

【溝口委員】局長が児童相談所の管理職に対して運営に関する指導をするということですが、そのようになれば、局長がこの辺に精通していないと、その指導も意識改革もできないと思うんです。その辺について今後、局長の責任がものすごく大きくなっていくと思うんですけれども、どのような局長の選び方をしていくんですか。

【伊東福祉保健部長】こども政策局長のお話かと思いますが、基本的にはこども政策局は、少子化対策を含め幅広い業務を所管しております。したがって、局長としての適性がある方が今後務めると思います。

今回の児童相談所の案件、児童福祉法に関しては、児童相談所の職員は社会福祉職で専門性を有しておりますので、本庁にもその専門性を持った職員を配置して、局長を補佐しながら取り組んでまいりたいと考えております。

【溝口委員】児童相談所は、所長が権限を持ってやっていかないと。所長の資質が問われると私は思うんです。だから、所長は今回も重大な責任があったんじゃないかと思えます。

それから、職員の研修についても、佐世保の人たちだけが個々に研修していくより、長崎の児童相談所と一緒に。実地に基づいて、1年間にいろんな案件があって、重大なものとして長崎は取り上げた、佐世保は取り上げていないという実態が出てくると思うんです。だから、佐世保と長崎の職員間の勉強会を、1年間の反省というか、1年に1回ぐらいそういう勉強会を持ったら、より効果的な判断の目安になってくるんじゃないかと思うんです。

その辺についてはどのように考えているんで

しょうか。

【川口こども政策局次長】両児童相談所の交流につきましては、現在も研修会等を合同で行う場合もありますし、今後とも意識の共有と申しますか、そういった点には努めていきたいと思っております。

【溝口委員】今までも両方の児童相談所の勉強会はしていたということですか。そうしたら、長崎の児童相談所も意識が薄かったということになるんですけれども。

1年の検証をしていく上で、どのように問題解決をしていったかという研究をしないとわからないと思うんです。一般的な交流の中で、誰かが講師に来て、話を聞いただけというのは、あまりためにならないと私は思うんですよ、はっきり言って。

実地に基づいた形で、こういう案件があって、こうして解決しましたよと、それぞれの児童相談所の、長崎だけじゃなくてよその事例も引きながら、実質的な勉強会をする場所を持たないといけないんじゃないかと私は思うんですけれども、その辺についての考え方を聞かせていただきたいと思えます。

【伊東福祉保健部長】実質的な研修事例、重大な案件をケースワークとしてどう対応していくかということにつきましては、これからも長崎、佐世保を含めて共同でケース検討会議をやったり、それぞれの所でケース検討会議をやる対応はしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

【中山委員】職場環境の整備についてお尋ねします。

課長のパワハラを、なぜ所長が改善できなかったのか、ここは非常に疑問が残るし、とめられなかったということは、所長自身のパワハラ

に対する認識がどの程度あったのかわかりませんが、職員から所長に上げにくいこともあったのかと思います。

こういう事件を受けて、改善策として、所長と職員の面談を実施するということではありますが、これは普通の状態ですよ、特別な状態じゃないですよ。改善する意欲があるならば、たまたま局長が福祉保健部長も兼務しているわけですから、少なくとも年に1回か2回行って、局長自身が職員と直接面談するぐらいの意欲を持ってしかるべきだと思うんですけども、どうなんですか。

【伊東福祉保健部長】基本的には、現場におきまして所長が定期的に面談を行うことに取り組んでまいりますし、今、委員の提案がありました部分につきましても、局長として現場に入って、仕事の業務を含めて職員と話し合う、そういうのはしっかりやってまいりたいと考えております。

【中山委員】課長がパワハラをやったけれども、所長がした時にどうなるかということも想定しなければいかんわけです。そうすると、その上部団体というか、人事権を持っている局長あたりが行って、定期的に様子を見て話を聞くということは必要だと思いますので、実施することでありましたから、ぜひ強く要望しておきます。

もう一つ、このたびの告発者は、ここに至るまでには相当ご苦労があっただろうと思いますし、心も体も痛めたんじゃないかと思うんです。私は、この人たちが告発してくれたから、ここまで大きな問題として、内部の問題がはっきりするよう改善策を打てたんじゃないかと思うんです。ある面、功労者なんです、この人たちは。この人たちの処遇をどう考えているのかをお聞

きしたいと思います。

【南部福祉保健課長】処遇につきましては、定期異動の中で、人事課と相談しながら対応をしていくと考えております。

【川口こども政策局次長】内部からの通報者につきましては、決して不利益があってはならないと思っております。県のハラスメント要綱等にもはっきりと明記をしておりますので、今回の調査に当たっても十分注意をいたしましたし、今後についてもそういったことがないように努めてまいります。

【中山委員】職場環境の中で、どうしても我慢ならない時は告発しないといかんと、これは正義の味方なんですよ。この人たちを保護していくというか、その辺を明確にどこかで出すべきですよ、今度の対策の中で。彼らの告発がなかったら、ここまできていないんだから。県民もここまで知ることはできなかったんだから。

その辺をぜひ、今後の対策の中に、職場環境についての告発をやってくれと、どんどんやってほしいと、これが組織の意識改革につながっていくんだと、そういうエールを含めて何らかの形で、告発者の保護とか、その辺を具体的に打ち上げていただきたいと思っておりますけど、どうですか、福祉保健部長。

【伊東福祉保健部長】まずは定期的な面談を含めてやると、要するに職場環境のチェックは所長がやるということを考えていますし、先ほどご指摘があった、局長も出向いて面談するような体制を組みたいと思います。

委員お尋ねの内部通報に関する制度は、きちんと県として、人事課が窓口で内部通報制度をしっかり持っていますので、面談とかで局長がどうしても聞き出せなかったことは、一方でそういう制度がございますので、その制度に基づ

いてしっかり対応してまいりたいと思います。

【中山委員】通報制度があって保護制度があるんです。しかしながら、人事において、処遇において不利益があっては困るわけです。ぜひ、その辺の正当性をきちんと担当部局長がサポートする必要があると思うんです。

本来であれば、福祉保健部の中で、福祉保健課長のもとで解決しなければならなかった問題なんです、人事課に告発する前に。しかし、そういうふうになっていなかったでしょう。その辺を私は言いたいんです。部内の問題は部内で解決していくんだというような強い意思を表明すべきであって、ぜひ、これを機会に、告発者を決して不利益に扱わないように、最善の努力をしていただくことを強く要望しておきたいと思います。

【山田(朋)委員】パワーハラスメントに関して、私からも質問したいと思います。

まさに今、通報者に対する不利益があってはいけないと言われたし、また併せて次長は、不利益がないように配慮して対応したというようなお話がありました。しかしながら、一部報道によると。

国では公益通報者保護法があって、通報者が特定されないようにガイドラインを定めています。同じように長崎県でもガイドラインがあるのかもしれませんが、この報道が本当であれば、特定されるような聞き取り調査であったと思うんです。

この件に関して、そちらサイドで知っている状況について教えていただけませんか。

【南部福祉保健課長】内部からの告発につきましては、人事課に通報がございまして、人事課から、管理監督をする福祉保健課とこども政策局にも話がありまして、内部でよく調査をする

ようにということで、両課が一緒になって調査をいたしたところでございます。

この内容について、特定されるような聞き方はいたしておりませんで、通報の内容に基づいて、そういった事実が本当にあったのかどうか、そういった部分を関係職員に対して聞き取りをして取りまとめをしてきたという状況でございます。

【山田(朋)委員】職場に人事課長が来て、通報した職員を全部呼べば、どういうことかというのは大体、その職場内にパワハラしている人がいたらわかるじゃないですか。そういったやり方を本当にしたのかどうかですよ。

今となってはもう終わったことかもしれませんが、でも、これからパワーハラスメントのない職場環境をつくっていこうという話であれば、この職場に限らず県全体の職場において通報しやすい環境というものを。

こういったことが新聞に載った。本当かどうかわかりませんよ、わからないけれども、それを読んだ職員は、通報すると特定されるし不利益を被るかもしれないというふうに思うじゃないですか。

人事課が所管しているんでしょうけれども、通報者の権利を守るような取り組みをしっかりと考えていただきたいんですけど、いま一度答弁を求めます。

【南部福祉保健課長】今、山田(朋)委員からのお話の件は、9月24日に人事課と私も一緒に行きまして、文書で指導した時のことだと思います。

まず所長に、こういったことで文書指導をしますという話をした後に、所内にいる関係職員を全員、誰々さんをとということじゃなくて、おられる方は全員、2階の会議室に来るようにと

いうことで来ていただきました。

ただ、電話の対応等がございますので、そのために最小限残した上で全員来るようにということで、告発者を呼び寄せたのではございません。全員に対して、こういったことがあったので以後注意するように、組織として職場づくりを進めていきたいと思いますという話を、人事課長と私からさせていただいたということでございます。

【山田(朋)委員】 告発者だけじゃなかったということであれば理解をするところです。

これからこういった通報がしやすい環境のために人事課ともしっかり話を詰めていただきたいし、ガイドラインが県でもあるのかどうか、所管が違うでしょうけれども、そういったものもきちんと整備をいただきたいと申し上げておきます。

次に、67ページの 職場環境の整備の中で「ウ）メンタルヘルス対策の実施」についてですが、業務の特殊性とあります。昼夜たがわず、こういう福祉の現場は本当に大変な職場だと私も理解をしております。こういった方々のメンタルヘルスケアの重要性をずっと訴えてまいりましたが、これからどういうふうに着実に実施していくのか、一般的にほかの県職員と同じような仕組みの中にのせていくのか、特別に何か枠を設けるのか、そのあたりも含めて教えてください。

【林田こども家庭課長】 ここにつきましては、県でメンタルヘルスの推進計画をつくっておりますので、それによって、特に今回の検証を通してこういう課題も出てまいりましたので、児童相談所の組織一体となってやっていくということでございます。

県庁のほかの職場で行われている対策とは別

の次元のものがなされるのかというお尋ねですが、特にならぬということではございませんが、今回こういう課題が出てきた中で、特にこの辺に改めて留意しながら、所長を筆頭に、この計画にのってしっかり取り組んでいくという意味で書かせていただいております。

【山田(朋)委員】 私もちょっと不勉強なのかもしれないので教えていただきたいんですけど、一般的にメンタルヘルス対策でカウンセリングを受ける場合は、勤務外、勤務が終わった時間とか休日を利用するようになっているのか。それとも、仕事の時間の中でその枠を設けることが認められているのかどうか。

それと、所管課じゃないからわからないかもしれないかもしれませんが、大体どれくらいの職員が利用しているのか、もしわかれば、そこもあわせて教えてください。

【林田こども家庭課長】 この計画書の全般につきましては所管をしておりますので、多分、山田朋子委員のご指摘は職員相談のことかと思えますけれども、今、県庁全体でどれくらいの職員が利用しているのかについては承知しておりません。

いずれにいたしましても、これは制度として県が設けておりますので、できるだけ、あいた時間を利用して随時利用ができる体制になっていると認識をしております。

【山田(朋)委員】 以前から児童相談所の人手不足とか多忙感についてはお話をしています。今回こういうふうに特出しして書いていただいたことによって、現場サイドの方々も、より受けやすくはなると思いますが、いま一度、ストレスを抱えたら、こういう機会があるのでしっかり受けてくださいというような周知をしていただくこともあわせてお願いをしておきたいと

思います。

次に、児童相談所における外部人材の活用についてです。「医師の協力体制の充実」とあります。60ページには、児童相談所と医療機関との連携ということで、常勤の精神科医の配置など専門的なバックアップが必要とあります。

これからの児童相談所における医療との関わりについての考え方をお聞かせください。

【林田こども家庭課長】児童相談の中で医療が果たす役割というのは非常に大きいものがあると考えております。これまで、医師の活用につきましては、例えば長崎のセンターであれば、センターの所長は精神科医です。佐世保のセンターにつきましては、常勤の職員の配置はしておりませんが、非常勤の嘱託の医師との間で随時相談ができるという形になっております。今後は、さらにそこを充実しながら、日々の相談にアドバイスをいただけるような形で、さらに活用が図れるようにしてまいりたいと考えます。

【山田(朋)委員】長崎こども・女性・障害者支援センターは医師がセンター長、所長をされているということであります。限られた県職員の医師であると思えますし、また精神科とか、専門のこともあるかもしれませんが、可能な限り佐世保にも精神科医の配置ができるようにしていただきたいとご要望申し上げておきます。

あわせて「弁護士の協力体制の充実」です。福岡の児童相談所は、弁護士を課長職として常勤で配置をしています。今回は法律的な問題が大きく出てきたと思います。

ここに「弁護士の定例的な児童相談所来所日を設定し」とあります。今までがどうだったのか、これからどういうふうにするのか。私の希望としては、弁護士を配置していただくのが一

番ではありますけれども、当面どのように対応するのかをお聞かせください。

【林田こども家庭課長】従前の児童相談の中で、確かに法律的な側面というのは常に出てまいりますので、弁護士の協力をいただき、有効に活用していくのは非常に重要なことだと思っております。

従前から弁護士には、法律の研修会や、個別事案に対してのアドバイス等をいただいておりますけれども、今後は、そこに「定例的な来所日を設定し」と書いていますけれども、月1回程度、定期的に来所していただいて、個別ケースへのアドバイスとか、法律関係の研修等にご協力をいただき体制を整えていきたいと思っております。

【山田(朋)委員】今後は月1回来所日を設定するということでもあります。福岡県だけじゃなくてほかにも弁護士を配置している県がございますので、そういったところの実績とか活用状況、その成果も研究していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、A3の資料の2枚目で、学校・教育委員会との連携の中で、「児童相談所職員の学校訪問活動強化」とあります。こういったことを今までやっていたのかどうか、どのように計画を立てているのかについてお聞かせください。

【林田こども家庭課長】従前はというか現状は、個別の事案が発生をいたしました時に、児童相談所の職員が学校に出向いて、状況確認とか今後の対応について協議を行うと。あるいは逆に学校の先生が児童相談所に来所されて連携を図っているところでございます。

今後は、そのところをもう少し密にやっていきたいということで、具体的なところの連携につきましては、学校・教育委員会とも協議し

ながら、その具体的なやり方について、また協議してまいりたいと考えております。

【山田(朋)委員】今回、外部の有識者からも、専門家からも、学校と児童相談所との連携ということは強く言われていますので、そのあたりのこともしっかりと取り組んでいただいて、少しでも何か問題が学校で起きていれば、児童相談所としても速やかに動いていただいて、早期に解決できるような仕組みづくりをぜひお願いしたいと思います。

佐世保のセンターに関しては、以前から何度も議論が上がっていると思いますけれども、老朽化をしていて、建て替えの話が出ていると思います。そこで、福祉保健課長にお尋ねをしたいと思います。

近いうちに建て替えをしてほしいという希望があると思います。私は予算総括質疑でも申し上げましたが、福岡県は、県警がやっている少年非行防止センターと一緒に、児童相談所の中で一体的に運営をされています。そうすると、日頃から子どもたちの抱える問題とか非行状況の情報が共有できるというメリットがあると思います。今後、建て替えの計画が上がっていく中で、そういったこともご議論をいただきたいと思います。県警と協議していくことかと思えますので、ここではいろいろ言えないかもしれませんが、検討をいただきたいということを申し上げておきます。ちょっと見解を求めます。

【南部福祉保健課長】佐世保こども・女性・障害者支援センターの建て替えの件でございます。委員ご指摘のとおり、老朽化等でいろいろ問題がっております。児童相談所の部分であればこども家庭課と、障害者の部分であれば障害福祉課とも一緒になって検討を進めているところでございます。

委員ご指摘の県警との連携の部分についても踏まえながら、よりよいものに検討を進めていきたいと思っております。

【山田(朋)委員】あと2点だけ、細かくて申し訳ないですけど、人員配置・体制強化の「相談受付体制の強化」の中で、「メールでの相談受付については、実施している自治体の運用実態等を調査研究する」とあります。

今、非常にパソコンとかスマートフォンとかが普及して、気軽さでいうと、電話はなかなか簡単にかけづらいところがありますので、これは早急に調査をした上で対応していただきたいと思えます。

この件に関してはどのようにやっていこうと思っているのかをお聞かせいただけませんかでしょうか。

【林田こども家庭課長】この件につきましては、一般質問で中村委員長からご質問をいただきまして、県の見解としてご答弁させていただいております。メールにつきましては、山田朋子委員からもご指摘がございましたように、非常に便利だというようなお話がございました。

確かにそういう利便性がある一方で、相談という機能を考えました時に、直に対面をして、顔と顔が見える中で意思疎通を図りながら情報を得て、適正な処遇を考えていくというところが非常に重要だと考えておりますので、その辺も十分に念頭に置いた上で今後のあり方を、全国で取り組んでいる状況等があれば、まずはその調査研究を行っていくところから始めてまいりたいと考えております。

【山田(朋)委員】もちろんフェイス・ツー・フェイスでやるのが基本だと思います。

ただ、こども家庭課長、私が言っているのかわかりますか。第一通報ですよ。1回目の通報

のハードルを下げるのが非常に重要だと思います。その後のやりとりの中で電話番号を交換したり、面談の日時を決めたり、いろんな方法があると思います。最初の入口を、ハードルを低くしてください。児童相談所に電話及びメールで相談できる環境をつくってください。そういったことをぜひお願いしたいので、早急にこれは取り組んでいただきたいと思います。部長の見解を求めます。

【伊東福祉保健部長】山田朋子委員のお尋ねで、さきの一般質問で中村委員長に答えましたが、一番大事なのは、相談しやすくするにはどういう機能がいいのかと。児童相談所としては、その後は言われたように相手方と連絡を取って面談したりしますので、入口部分の相談機能を広げるという意味では有効だと思っておりますので、早急に調査して、実態を把握して対応してまいりたいと考えております。

【山田(朋)委員】最後の質問です。

先ほど部長から答弁がありました。本庁にもこういったことに精通している職員を、局長のサポートをするような人員を配置したいということでありました。「管理職員の意識改革」で、「定期的に管理職員をこども政策局に集め、局長が重要案件の報告を受け、運営に関する指導を行う」とあります。この定期的という頻度をどのくらいで考えているのかをお聞かせいただけますでしょうか。

【林田こども家庭課長】大体、毎月1回程度で考えております。

【中村委員長】それでは、しばらく休憩します。

午前 11時51分 休憩

午前 11時52分 再開

【中村委員長】再開をいたします。

午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分から再開をいたします。

しばらく休憩します。

午前 11時52分 休憩

午後 1時32分 再開

【中村委員長】それでは、委員会を再開いたします。

これより、請願審査を行います。

第1号請願「人工内耳の購入費、補聴器の電池代等に対する公的助成についての請願書」を議題といたします。

紹介議員から説明をお願いいたします。

【西川紹介議員】自由民主党・愛郷の会の西川でございます。

本日は、審査のお忙しい中に、こうして私たちの請願のために時間をいただきありがとうございます。

人工内耳の購入費、補聴器の電池代等に対する公的助成についての請願でございます。

請願人から説明をさせていただきます。

【中村委員長】この際、お諮りをいたします。

請願人から趣旨説明を行いたい旨の申し出があっておりますけれども、これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村委員長】ご異議なしと認めます。

よって、請願人の趣旨説明を許可いたします。

なお、請願人に申し上げますが、趣旨説明は5分以内で簡明にお願いをいたします。

しばらく休憩いたします。

午後 1時33分 休憩

午後 1時38分 再開

【中村委員長】委員会を再開いたします。

これより請願についての質疑を行います、先ほど請願人から説明がございましたように、委員の皆さんたちをお願い申し上げます。

請願人及び関係の方たちへのご配慮のために、質疑は、できるだけゆっくと、はっきりした口調でお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

質疑はございませんか。

【山田(博)委員】 お尋ねしたいのは、長崎県内で今、人工内耳で音を取り戻した方が500人近くいらっしゃるということでありましたけれども、この方々が請願にあるような公的助成がもし受けられない場合には、どういったことが起こるのかというのを教えていただけますか。

【中村委員長】 休憩します。

午後 1時40分 休憩

午後 1時47分 再開

【中村委員長】 委員会を再開いたします。

【山田(博)委員】 神田先生のお話をお聞きしますと、人工内耳の方々を助ける補助金の活動は町とか市が中心に動いているわけですね。それを県とか、もっと大きい自治体も動いてもらいたいというふうに聞こえてくるわけですが、そう理解してよろしいんでしょうか。今の先生のお話を聞いていると、そういったような気がしなくてもないと思ったんですが、そういったことと理解してよろしいんでしょうか。

【中村委員長】 しばらく休憩します。

午後 1時48分 休憩

午後 1時50分 再開

【中村委員長】 委員会を再開します。

【山田(博)委員】 わかりました。

それでは理事者にお尋ねしますが、私は、

大変恥ずかしながら、こういった現状を今日初めて勉強させていただいたんですけど、福祉保健部としては、こういった状況はご存じだったんですか。

【園田障害福祉課長】 私も、人工内耳というものがあることは前から知っておりましたけれども、こういう詳しい仕組みを聞いたのは、前回の県議会のこの委員会で前田委員からご質問があった時に勉強して知った次第で、こういった苦しい状況がある、いろんな状況があるということもその時に詳しく知ったような状況でございます。

【山田(博)委員】 それじゃ、私も恥ずかしながら、こういった請願で、県当局としてもですね。

この実情は大変厳しい状況ですが、他県から長崎県に治療に来ているということです。医療体制は、他県から来るぐらいだから、長崎県が先駆けている。医療技術は長崎県に他県から来るような状況であるけれども、他の市とか町とか県では財政的な支援を受けられるにもかかわらず、長崎県は、医療技術は進んでいるけれども行政は進んでなかったということであれば、医療現場に負けないように、行政の方も進んで支援をすべきじゃないかと痛感した次第でございます。

障害福祉課長も私も、これは大変勉強不足で、今の実情を聞いたら、人工内耳をされている方々の健康状況にも影響を及ぼしていきますから、しっかりやっていかないといけないと痛感した次第でございます。

ほかの人の質問もありますから、私は一旦終わりたいと思います。

【前田委員】 請願に賛成する立場で質疑をさせていただきます。

先ほど、参考人の方からのお話があったの

で、重複する部分は述べませんけれども、私がお会いした方は、もともと宮崎に住んでおられる方でした。子どもが2人いて、その子どもさんの手術のために長崎大学が専門的でいいと、宮崎から、ご主人が仕事をやめて移住して来られたというお話を聞きました。

そういう意味では、さっき山田(博)委員も述べられましたように、まずは医療としての専門性と実数も多いということが一つ。当然それに合わせて専門の先生がおられますから、療育するスタッフが十分にいらっしゃるということ。

それと、先ほど参考人からありましたように、長崎県の特別支援教育は、手話だけではなくて言葉も使っている。声も使うところは全国的にも非常に珍しいそうなんです。そういう意味では、早期の補聴器なり人工内耳の装着が求められるわけであります。

その方がおっしゃったのは、そういう先進的な県だからと思って、こちらに移り住む覚悟でご主人の仕事もやめてもらって来たけれども、いざふたをあけてみたら、長崎市においてはそういう助成の制度がなかったということで、非常にそこが残念と、望んでおられるような状況でありました。1人に対してもこれだけの費用が発生するわけで、兄弟・姉妹がいると倍かかるような話で、何とか公的な助成についてのご検討をいただきたいと思っております。

請願人が言うように、本来は市町でやるべきことだと思っておりますが、市町でやるとするならば、他県の市は多分、地域支援事業的なものだと思うんですけど、どういう事業を使ってこういう制度を設けているのか、まずその点をご答弁いただきたいと思っております。

【園田障害福祉課長】県に要望をいただいた段階で調べたところ、全部を調べたわけではない

んですけれども、単独のものも多分あるかと思いますが、添付資料に日常生活用具と記載してある分につきましては、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の中で、日常生活用具給付等事業というのがございます。この品目は市町村の裁量で選択できるということになっていまして、ここに選択した場合には国が2分の1、県が4分の1、各市や町が4分の1負担して給付事業を行うと、そういった事業の組み立てになっております。

【前田委員】今、理事者からご答弁がありましたように、地域生活支援事業の制度を使ってやられている自治体が多いのでしょうか。

そうなってくると、結局各市や町の判断になってきて、人工内耳に限らず障害はいろんなものがありますから、それに沿った中で何を支援していくかというのは市や町の判断で、大事ではあっても、人工内耳が地域生活支援事業の中にのるかどうかというのは、あくまで市や町の判断になると思うんです。

ですから、今回お願いしたいのは、先ほど私が述べたような環境にある中で、まず県として本来は単独で、各市や町と話し合っ、単独の事業として県下どこに対象者がおられても助成ができるような仕組みにしてほしいと思うのが一番です。仮にそれができないならば、県として、この状況を見た時に、やはり公的助成を本県においても進めていくべきだと各市や町に働きかけてほしいという思いであります。

私の前段の話も含めたところで、部長かどなたか、そういう環境にある長崎県として、これからどうあるべきかというか、どう考えているかということについて総括的にご答弁をいただきたいと思っております

【伊東福祉保健部長】今回、船山事務局長から

お話を承って、先ほど障害福祉課長も答弁させていただきましたが、医療保険制度で初回はできるんですけど、問題は多額な維持費用がかかるということでございますので、県としてもこの実態を把握しておりますので、市町としっかり話し合いをしながら、こういうものに対して行政としてどう立ち向かっていくべきかと議論してまいりたいと思います。

また一方で、国の補助事業を使ってできるケースもあろうかと思っておりますので、そこについては制度の改正ということで、我々の部長会議、あるいは課長会議を通して、そういう実態があるということを国に強く求め、そして公的助成について国として考えられないかということも併せて協議してまいりたいと思います。

【中村委員長】 委員長を交代します。

【ごう副委員長】 中村委員長、どうぞ。

【中村委員長】 今、委員からも出ましたし、また請願人からも説明がございましたが、人工内耳の機械というのは非常に重要でございます、個人的なことですけれども、実を申しますと、私の甥っ子に1人、この機械を埋め込んだ子どもがいるんです。昨年1年生に上がったんですけども、何分私たち近くにいる人間が、その子どもが聞こえないと察知するのが非常に遅くて、まだ現在は話すことができません。聞こえなければ、言葉を話すことができないんです。できるだけ早目にその子どもの事情をわかって、この機械を装着させることが第一の条件なんです。

しかし、今のような補助体制なものですから、なかなか見切りができないで装着できないと。遅れた場合には、言葉を話すことが遅れてしまう。中には、最終的に話せない子どももいるようでございます。私の甥っ子に関しては、ここ

1~2年で少しずつ、何とか私たちにも理解できるような言葉を発するようになりましてので、できるだけ早く対処をしなければならないと思うわけでございます。

先ほど部長から答弁がございましたけれども、そういう子どもが一刻も早く健常者と同じように話ができて、同じ内容で勉強ができるような体制をとりたいと私たちも思っておりますので、できる限りの市町への働きかけと、県独自の支援をできるような体制を確立していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

【ごう副委員長】 委員長を交代します。

【山田(博)委員】 中村委員長の今の話は、大変感銘を受けました。私は大変勉強不足でしたけれども、福祉保健部長、今の話だと子どもの生育に大きな影響を与えるわけだから、短期的と長期的に、早急にやることと、長期的に財政的な支援も含めてどういったことができるかと早急に考えないといかんよ。子どもの生育に大きな問題があるわけだから。

障害福祉課長、今の中村委員長の話を聞いて、なるほどなと思ったよ。だから、短期的と中・長期的にどういったことを県当局としてやらないといかんかということを決めて、関係団体と話し合って、早急に取り組んでいただきたいと思っております。

もう一度言いますけれども、医療現場においては、他県から来るぐらいだから進んでいるけれども、その一方では、これに関する行政の取り組みがちょっと後発的になっているみたいですから、それに負けないように、少なくとも一緒ぐらいの先進的な取り組みを、ぜひ福祉保健部長のもとでやっていただきたいと強く要望したいと思います。それについて何か見解があり

ましたら聞かせていただきたいと思います。

【伊東福祉保健部長】今、委員長からお話がありました。先ほどもお話ししましたが、まずは小さいうち、早いうちにそういう人工内耳器をつけるということが、その子どもの成長に大きく寄与すると思いますので、初期の部分は長崎も医療体制が整っておりますので、そこはいいかと思えますけれども、問題は、請願にあるように、その維持管理をどうしていくかということでございますので、それは市町も含めて、県の内部も含めて、検討、協議するものはしっかりやりながら、制度として国に、医療保険の適用外になっている部分、あるいは日常生活支援でももう少し組み込めないか、そういったものはしっかり働きかけてまいりたいと思います。

【山田(博)委員】それはそれでいいんですよ。福祉保健部長、私が言っているのは、これに関して政策的に、極端に言うと明日、明後日でもできることは何があるかと。1年、2年後にどういったことを取り組んでいけるかと考えてやっていただきたいということです。医療のことじゃなくて政策的に、すぐに何ができるか、中・長期的にどういったことができるかと考えてもらいたいということを言っているわけでございます。

障害福祉課長、もし見解がありましたら聞かせてください。

【園田障害福祉課長】県では、新生児聴覚検査スクリーニングと精密検査を重ねてやっております。平成25年度には20件ぐらいのお子さんが聴覚障害という検査結果が出たということです。毎年やっておりますので、そういう方々には、人工内耳という選択肢があるということはきちんとお伝えしています。所管はこども政策局ですが、そこですっかりやっています。

障害福祉課としても、人工内耳はそういう効果があるということ、こども政策局とも力を合わせまして、連携して、お伝えするべきところはお伝えしていきたいと考えております。

【前田委員】部長から先ほど、国に対してということがありました。私たちもそれは大いに賛成でありますので、自由民主党としてしっかり、自由民主党の本部並びに関係省庁にも働きかけることをお約束させていただきたいと思います。

【中村委員長】ほかに質疑がないようでございますので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村委員長】討論がないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

しばらく休憩いたします。

午後 2時 5分 休憩

午後 2時 7分 再開

【中村委員長】委員会を再開いたします。

第1号請願に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

人工内耳の購入費、補聴器の電池代等に対する公的助成についての請願書を採択することに、賛成の委員の起立を願います。

〔賛成者起立〕

【中村委員長】全員起立。

よって、第1号請願は、採択すべきものと決定されました。

以上で、請願の審査を終了いたします。

次の審議の準備のために、しばらく休憩いたします。

20分から再開します。

午後 2時 8分 休憩

午後 2時20分 再開

【中村委員長】 委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、佐世保事案関係の質疑を行いたいと思います。

午後からは、佐世保児童相談所の所長、そしてまた長崎の児童相談所の所長のご両人にも出席をいただきましたので、委員の皆さんたちにおかれましては、関連を含めてご質問をいただきたいと思います。

【山口委員】 ご苦労さまでございます。

午前中、佐世保市内女子高校生の逮捕事案に係る調査・検証報告書のご報告をいただき、今日までの改善策、これ以降にやろうとされている具体的な対応策のご説明がございまして、それぞれに皆さんからご質問なりご意見がなされたところであります。

午前中は児童相談所の所長はお見えでありませんでしたので、福祉保健部、こども政策局にお尋ねしようと思っていたんですが、ちょうどいいタイミングでおいでいただきましたので、具体的に質問させていただきます。それぞれ、今日までの報告をベースに、具体的な現状と今後のことについて、少しお聞きをしたいと思うんです。

まず、今回、本庁あるいは児童相談所でまとめられたA3横長の資料、大きくは4点でまとめられています。1つ目は児童相談所職員の意識や専門性について、2つ目には児童相談所組織・運営体制について、3つ目に関係機関に対する児童相談所の連携について、4つ目に制度やシステムについてと具体的にまとめられているわけですが、今日までの関係についてお尋ねをします。

こういう改善をされた後、今現在、それぞれ佐世保、長崎の児童相談所は適正に機能しているかどうか、それぞれのご見解をいただきたいと思います。どちらからでも結構です。

【宮崎佐世保こども・女性・障害者支援センター所長】 これまで、私ども佐世保センターをはじめ、児童相談所職員としての意識や専門性について、非常に厳しいご指摘がございました。そういったことを踏まえまして、今回の一連の検証結果についても、私を含めて全職員で共有をさせていただいて、もう一步、児童相談所職員としての基本的な事項に立ち返って、それぞれに賜ります相談事例に対応していくということで努めているところでございます。

【浦田長崎こども・女性・障害者支援センター所長】 長崎センターの所長の浦田と申します。

長崎センターでは、今回の事態を受けまして、全件受理会議にかけるといって行っております。受理会議を行うことで、かなりのケースを真剣に検討して対応しているというふうなところです。

そのほかにハラスメントの件につきましても、一昨年度からパワハラ、セクハラにつきまして、県での窓口というだけではなくて、私たちの所内にも窓口を設けておりまして、一応そういう態勢をとっております。件数としては上がってきていませんけど、会議の中でも話しやすい雰囲気は、我々も心がけて努めているところでございます。

【山口委員】 佐世保の児童相談所長にお伺いしますが、私が質問したことと答弁が、ちょっとかみ合っていないような気がします。

私がお尋ねをしたのは、今日までこのように各種の対策を打たれた結果として、今現在、佐世保児童相談所としては機能しているのか、し

ていないのか、どういう評価をされているのか、所長としてのご見解をお聞きしたかったんですが、いかがですか。もう一回、きちっとご見解を述べていただけますか。

【宮崎佐世保こども・女性・障害者支援センター所長】 私ども、7月に事件が発生いたしまして、非常に厳しいご指摘、ご批判を招いたところでございます。

私どもは、さまざまな問題を抱えた児童、ご家庭のご相談に適正に答えていくと、その基本に立ち返って業務に当たっていると。所内の中で、まだまだいろんな工夫とか、職員自らもう一度掘り起こしながらという問題はあるかと思えますけれども、とにかく私ども児童相談所の使命といったものを今現在、職員一丸となって取り組んでいるところでございまして、児童相談所としての責務といえますか、そういったものに努めていると考えているところでございます。

【山口委員】 その結果、機能しているというご判断なんですね。そこが問題なんですよ。要は、適正に機能してもらわないと、県民、市民は、関係機関は困るわけです。

そういう意味では機能しているというふうに判断しますが、機能していると判断される要因はどこにあるとお考えですか。

【宮崎佐世保こども・女性・障害者支援センター所長】 私ども、日々、いろんな形で入ります相談に対応させていただいているところでございます。各方面からの相談に対しましては迅速に対応する、それぞれの相談ケースに適切に対応した援助に取り組んでいるところで、ご指摘がありましたように、適切に児童相談所の機能を果たしているかということについては、そういったことでこれまで取り組ませていただいて

いるというふうに考えているところでございます。

【山口委員】 ちょっと抽象的な質問だったような気もしますが、午前中に最大の時間を費やしたのはパウハラのことです。そのパウハラについては、現在は全くないと明言できますか。

【宮崎佐世保こども・女性・障害者支援センター所長】 パウハラの問題について、結論から申し上げますれば、今現在、パウハラといった問題については解消できたかというふうに思っております。

今回、パウハラの問題につきまして明らかになったわけございまして、私の方で全職員に定期的に面談をさせていただいて、職場環境のこととか、あるいは職員個々の進捗状況の悩みがないかとか、健康状況の問題、職場環境内においての人間関係、上司との関係を含めまして困っていることがないかということで、現在、定期的に全職員と個別面談を実施しております。業務運営の根本になります職場環境の問題でございまして、そういった基本の大事な部分について私も十分に気を配りながら、職場環境の改善に努めているところでございます。

【山口委員】 そうやってきちっと頑張っていたきたいと思うんです。

それぞれの時間の経過はあるわけですが、世の中は、子どもさんたちを含めての環境は、要保護の児童とか、児童虐待とか、不良行為とかというのは根絶しているわけではありませんので、児童相談所に相談をしなければならない案件がまだ多々あると思います。

今回の佐世保事件の前後、あるいは例年と比較して、1月、2月でも結構ですが、相談件数そのものについて何か変化がございましてか。

【中村委員長】 資料がありますか。

【宮崎佐世保こども・女性・障害者支援センター所長】今、手元に詳細な数値はございませんが、今年度の相談件数の推移は、多様なケースがございますけれども、全般的な相談件数は前年度とほぼ同数かと思えます。相談件数の推移としてはそういう状況でございます。

現在、私どもは、相談をお受けした時に、受理会議を全てのケースについて実施するようにいたしております。昨年8月から11月にかけて、平成25年には受理会議が79件ございましたけれども、今年度は144件、12月から3月にかけて、前年度は92件に対して今年度は159件といったことで、受理会議に全て諮って判断をしていくということを徹底しております。

その中で、毎週火曜日に定例の受理会議をするわけですが、子どもさんの状況をお聞きして、早急な対応が必要と思われるようなケースにつきましては、同じ受理会議でございますが、すぐに開催するようにいたしております。平成25年8月から11月に緊急で臨時会議にかけたのが38件に対しまして、昨年8月から11月にかけては104件でした。平成25年度12月から3月にかけては47件でございましたが、今年度は2月末で58件について早急な会議上程をいたしまして、ケース対応を検討してまいったという状況でございます。

【山口委員】受理会議の回数そのものは増えているようですね。

ということは、市民の、あるいは関係機関の佐世保児童相談所に対する評価は、この事件を契機としてもそう変わっていないというふうに受け止めていいんですか。どう受け止めていませうか、関係機関の評価、市民の評価は。

【宮崎佐世保こども・女性・障害者支援センター所長】先ほど、相談件数全数は平成25年と

ほぼ同数だと申しました。今年度の一つの特徴でございますが、非行関係の相談が増えたというふうに感じております。特に8月以降、非行関係の相談件数が増加をしているという状況でございます。今回の事案を踏まえまして、皆様方の心配なお子様に関する相談を求めるお声があると認識してまいりまして、その相談ケースにつきまして、引き続き私ども佐世保児童相談所に相談をお寄せいただいていると考えているところでございます。

【山口委員】具体的な提案といいますが、やってほしいと思うことがあるんですが。

今までの児童相談所の対応は、本当の意味での機能はしていなかったというふうな評価が今までされているわけです。それはパウハラに起因するものであって、所内の対人関係、人間関係が全くできていない、仕事をする状況下になかったわけです。それが内部の通報があって表に出て、人事の刷新にまでつながろうとしているわけでありませう。

お願いは、一つ例を取りますと、消防署においては、火災訓練とか防火訓練とか消火訓練とか、あるいは搬送訓練とか、それぞれの案件に応じた訓練をやっているわけですが、わかりきっていることですが、人間の体に覚え込ませるためには、そういう反復訓練をやっているわけですね。それからいくと児童相談所も、それぞれの案件はいろいろ異なりますけれども、その何かを予告ありとするのか、予告なしとするのか、訓練をきちっとして、本当にそれが受理会議から結果に至るまで適正に処理されているかということをお判断をする。そういうことはどうお考えですか。

【川口こども政策局次長】訓練という観点から申しますと、外部の専門家を招きまして、それ

ぞれの事例をもとにしたシミュレーションの研修も計画をしております。そういった外からの目を入れながら、実態に即して対応を、特に他の機関との連携も含めて研修を深めるということは必要ではないかと思ひまして、対策にも盛り込んでいるところでございます。

【山口委員】ここにはOJTということで表現されているわけですが、一步突っ込んで、事件発生から解決に至るシミュレーションを実際にやってみるといふのも、年間に1度や2度あってもいいのではないかと思うんですが、その辺を福祉保健部長はどうお考えですか。

【伊東福祉保健部長】実践に即した具体の事例を解決までどう導くかというのは非常に重要な視点でございまして、先ほど次長からも答弁いたしましたけれども、基本的にはそれは次年度以降、そういうケースを踏まえて、所内で情報が共有できるような体制をつくり上げていきたいと思っております。

【山口委員】皆さん方の検証報告書にもまとめられていますし、常々私も申し上げていることですが、今回の事案は、児童相談所は最終的な部分での関わりになったんですが、そこに起因するのは学校であり教育委員会の所管の部分であったと思ひます。一定の報告書がそれぞれできたわけでありまして、長崎県として、この案件を再発させないという意味での会議体を持つ必要がある。

そのことは少しここにも触れられておりますけれども、それを、以前は3月いっぱいまでに何とかとお聞きしていたと思ひますが、いまだなされていないと思ひます。それほど時間をおいていいものではありませんから、両部局合同の対策会議といひますか、検証会議をどういう形でやって、真の意味の再発防止につなげてい

っていただきたいと思うんですが、時期と、やり方と、誰が主催してやるか、お考えをお聞きします。

【宮崎こども未来課長】2つの検証、調査が終わったのを踏まえまして、県におきましては、長崎県子ども育成総合検討会議を立ち上げたいと思っております。時期については、今月の15日を予定しております。

やり方でございますが、児童相談所並びに学校や教育委員会の対応についての検証結果を踏まえまして、総合的な見地から再発防止策や課題への対応策を検討する会といたします。併せまして、今回の事例を踏まえまして、青少年の健全育成事業とか、特別に支援の必要なお子さんに対する対応についても協議を行ってまいりたいと思ひます。

なお、メンバーにつきましては、外部の委員にも入っていただきたいと思ひまして、両検討委員会でご議論いただいた先生、健全育成の専門家の方にも加わっていただきたいと思っております。並行して庁内におきましても、県庁の関係各課で基本的な作業は進めてまいりたいと考えております。

【瀬川委員】今日はパワハラ議論が先行しているように思ひますが、私は前回も申し上げましたけれども、職員の資質と組織の問題だといふふうに思ひます。それに尽きるんだと。

そこで、私ども自民党は、昨日も教育委員会にご提案を申し上げましたが、長崎大学と何回か勉強会をさせていただいて、午前中にお配りいただいていると思ひますが、イメージ図として、こういったことをやったらどうかというご提案をいただきながら勉強会を進めてまいりました。

これは、昨日確認をいたしました、教育長

や福祉保健部長も、何度となく長大の関係の方々と連絡をとり合いながら確認をし、いろいろな議論を進めてこられたものと理解をしております。

長崎大学にある医学部と教育学部を連携させて、医教連携によって、アウトリーチ活動というような学校関係、あるいは県やほかの関係機関等々含めて、講演や研修の実施や巡回の支援といったような取り組みを連携して進めるべきではないかと。

もう一つは、養成することを目的として、教育学部の専門家が、民間の医療関係者、あるいは子どもを対象とした心理士といったような人たち、そういった方々に講座を開き、あるいは養成をしていくというような活動をやっていくと。

24時間対応した、子どもや大人に至るまでのホットライン的な機能も有する、こういったことを連携して一つの組織として今後取り組んでいったらどうかというようなことを私たちも勉強してまいりました。

ひいては、子どもたちの心のエキスパートといますか、専門的な知識を持つ人を、県下21の市町に最低でも1人ずつ配置したらどうかというようなこと。

再発防止という1点で我々は勉強を進めてきたわけでありまして、これには予算的な部分はもちろん出てくると思います。しかし、何らかの対策を打たなければ、再発防止策は県民に対しても伝わらないと私は考えます。ですから、まずはやれるところからでも、年度中途からでも、やるべきことはやっていく必要があるのではないかと思います。部長のご見解をお伺いしたいと思います。

【伊東福祉保健部長】長崎大学からのご提案に

つきましては、先般の臨時文教厚生委員会の中で瀬川委員からのご質問、本会議で中村委員長からのご質問がございまして、大学との連携は非常に有効ではないかと考えております。

私がこの構想をお伺いしたのは1月末ぐらいでございました。2月の下旬あたりに担当課も、これをまとめる長崎大学の事務局と話をしております。その中で、大学としても、構想の段階から実際にどういった形で実行できるかという具体的な詰め作業もうかがっているとお聞きしております。

今質問がありました、やるべきことはやった方がいいと私たちも思っておりますので、教育委員会とも連携をとりながら、どういった形が可能なのか。要は、予算の問題も確かにございます。スタッフの問題もございます。具体的にどういう事業を進めていくかという詰めもございまして、そういうものも踏まえて検討してまいりたいと思います。

【瀬川委員】我々も、今定例会が事実上最後の県側との議論、議員としての仕事、公式的な議会は終わりだろうと思います。我々の任期中に必ず道筋だけは一定つけて、けじめを、区切りをつけないといかん幾つかのことがあるわけですが、その中の大きな問題なんです、この問題は。再発防止策をどう徹底してやっていくかと、その道筋をどうつけるのかと、その道筋のためにどういったことが提案できて、県側と議論ができて、県の取り組む姿勢をきちんと確認したところまでやりたいんです。

ですから、委員長が最後に取りまとめる予定となっている決議案のことも踏まえて、県側も再発防止策については真剣に考えておられるだろうと思いますし、ここで批判とかなんとかかんとかばかり言って終わっては、我々県議会と

しての職責は果たせないという強い思いでいるものですから、予算は予算でかかるだろうが、年度中途であっても、補正を組んででも、幾らかかろうとも、子どもの命にかえられないと思いますし、こういった大学側が提案してくれた取り組みについて、いいものは素直に取り組むべきだろうと思いますので、そういうことを含めて、年度中途であってもやるというように考えておられるのかどうか。そして、おっしゃったように、教育委員会と県ときちんと議論をしながらやっていただく覚悟があるかどうか、その辺をお聞かせください。

【伊東福祉保健部長】再発防止というのは本当に一番大事なことで、二度とこういう事件が起こらないような仕組みをどう構築するかということは、私ども、それから県教育委員会も同じ思いだと思います。

したがって、具体的に中身が協議の中で詰まってきて、必要な部分が、有効な方策が見えれば、それは年度途中でも補正として対応できるようにしてまいりたいと考えております。（「関連」と呼ぶ者あり）

【前田委員】今の答弁で了とさせていただきますけれども、私たち党として検討した中で、これは再発防止も含めての提案になっていますけれども、実を言うと子どもをどうやって健全に育てていくかということが主眼でありまして。

小学校から中学校、中学校から高校への引き継ぎという問題が出てきていまして、引き継ぎは当然しっかりやらしてもらわなければいけないけれども、子どもの立場でいえば、そのステージごとに小学校、中学校、高校と子どもは断続的に成長しているわけですから、気になった子をずっと追いかけてあげるようなシステムがなければいけないと思っています。それは行

政が届かない分野かもしれないので、NPO等の人材を育成する中で、そういう気になる子がいたら、子ども側の立場に立って、大人になるまで見守ってあげる体制も、このセンターの構想と併せて、知恵を出し合ってつくり上げてほしいと要望しておきます。（発言する者あり）

【中村委員長】しばらく休憩いたします。

午後 2時51分 休憩

午後 2時52分 再開

【中村委員長】委員会を再開します。

【山田(博)委員】今回、自民党から、子どもの心、医療、教育センターということで、子どもの心のネットワークの構築と強化ということでペーパーをいただいているわけです。これは大変結構なことだとわかるんですが、理事者と自民党さんの方で話し合いとか勉強会をするのは大いに結構ですが、これを意見書として出すのであれば、委員会で、皆さんで全会一致とするために中身をきちんと議論して認識させてもらいたいので、委員長の方で何とか時間をつくって説明していただいて、理解した上でやっていきたいと思いますので、ぜひよろしく願いしたいと思います。

自民党の議員さんでわかる方がいらっしゃって説明してくれればいいんですけど、大学の先生が来て説明してくれるのであれば結構ですから、ぜひそういった時間をつくっていただきたいと思います。

【中村委員長】今、山田(博)委員からございました件につきましては、大学とも連絡をとってみないと確認がとれませんので、そこら辺も含めて自民党内でも相談をしながら、ご連絡をしたいと思います。今日中にどうかなというところですね。もしできるのであれば、明日の朝

にも皆さんにご連絡したいと思います。

ほかにありませんか。

【ごう副委員長】今、瀬川委員からありましたように、新しいやり方についてのご提案を自民党側からさせていただいておりますが、今回の件で、長崎県子ども育成総合検討会議をこれから進めていかれる中で、私も1点、再発防止に向けての要望ですけれども、新しい見方をしていくことが非常に重要な時期にきているのではないかと考えております。

これまで、児童相談所の組織のあり方について、外部の皆様からいろんなご指摘をされていたと思います。そういう組織のあり方自体を根底から、抜本的にもう一度見直して、新しいものをつくってもいいのではないかというふうに私は考えました。

本日、山田朋子委員から、福岡の児童相談所は同じフロアに警察の機関があるので、そういうところも成功している事例として前向きに捉えてみてはどうかというご提案がございました。

私からは、海外の事例ですけれども、アメリカのブルックリンでは、児童養護センターが子どもの命を守るという視点に立って、市と警察と弁護士と医療機関と福祉の専門家が同じオフィスの中に常駐して子どもの命を守っていくシステムを構築されている事例がございます。これを日本の中で構築していくのは難しいのかもしれないんですが、それぐらいの気持ちを持って、長崎県の子どもの命を守っていくという新しい仕組みづくり、先ほど提案した医療と教育の連携したシステムもそうですけれども、何か新しいものを取り入れていくという視点も必要かと思っております。

そのあたりについて、部長、いかがでしょうか、ご見解をお聞かせください。

【伊東福祉保健部長】ごう副委員長からお話ありがとうございました、新たな提案でございます。

確かに、子どもの命を守るという視点に立つと、報告書の中にもありますけれども、多種多様な機関との連携が必要でございます。今、外国の事例がございましたけれども、1カ所でそういう対応ができるものも必要かなと思いますので、これをどう具体化していくか、提案につきましては、このたび3月15日に設置します子ども育成総合検討会議の中でもご議論願いたいと思っております。

【ごう副委員長】ありがとうございます。今ここにきて新たなものをつくっていく、今まで機能していなかったものは崩してでも新しいものを立ち上げていく、スクラップ・アンド・ビルドの考え方も必要だと思いますので、子ども育成総合検討会議の中でいろんなお立場の方々からのご意見をいただきながら、長崎の子どもの命を守る新しいシステムづくりをぜひやっていただきたいと思っておりますので、要望しておきます。よろしくお願ひします。

【中村委員長】委員長を交代します。

【ごう副委員長】中村委員長、発言をどうぞ。

【中村委員長】多くの委員からご質問がございましたけれども、1点だけ聞かせていただきます。

今日は佐世保こども・女性・障害者支援センター所長、そして長崎のこども・女性・障害者支援センター所長に出席をいただいたんですけれども、これまで県として、またセンターとして、長崎と佐世保両方で協議をしたことはありますか。これまでの相談の業務内容とか、やり方とか、進め方とかについて両方で協議したことはございませんか。

【宮崎佐世保こども・女性・障害者支援センタ

一 所長】 県内の2カ所のセンターでございますので、いろんな会議組織だけではなくて、日々の業務の中で両センターの調整を図る部分や、職員の研修の機会等も両センターで協議をし、あるいは実際的な業務運営の必要事項についても、両センターとも逐次、連絡、打ち合わせをしながら進めている状況でございます。

【中村委員長】 私が心配したのは、佐世保で、10年間というスパンであったけれども、2回続けて起こったわけです。長崎の方では、幸いにして同類の大きな事件は発生しなかったということの一つの観点として、双方の協議の仕方、相談を受けた後の処理の仕方に何か違いがあるのかなと思ったんです。

今、所長は、双方のやり方には差がないと思うような言葉を言われましたね。協議もやったと。ところが、実際問題としてはそういうふうな事例が発生してしまった。何か、どこかに差があるのかなとしか私たちには思えないんです。

部長、今までやっていたという話は聞いたけれども、実際どうかは私たちはわからない。しかし、これからは、双方のセンターと福祉保健部、こども政策局、教育委員会で、大きな場じゃなくて小さな中で、これだけの協議を持たなくては。大きな場でいろんな意見交換はやっていると思うんだけど、それと別に、何とかして関係ある組織だけで、そういう協議会を開催することが必要だと私は思うんです。その辺についてはどうですか。

【伊東福祉保健部長】 確かに、委員長ご指摘の関係機関、福祉保健部、こども政策局、両児相、教育委員会、本庁ベースで議論をする機会を増やすことは大事だと思いますので、それは教育委員会とも、定例的にやるような形で協議してまいりたいと思います。

いずれにせよ、そういう取り組みをお互いが確認し合い、それに対してしっかりと現場にも話が伝わるような協議会が非常に重要かなと思いますので、そのように取り組んでまいりたいと思います。

【中村委員長】 先ほどからパワハラについていろいろなご質問がございまして、私自身も、パワハラだけが今回の問題の発生点じゃないということは十分承知していますが、先ほど佐世保こども・女性・障害者支援センター長が、相談件数がほとんど変わらないと言われました。しかし、今回の新たな事件発生によって、その体制を変えて、全ての事項について協議をやっていると言われましたね。これまでの体制に何らかの問題があったから、今回こういうやり直しをしているわけですね。

私は、今回の事件は、センターの所長が最終判断をした後に、所長がどこかに相談をできるようなシステムがあれば、ひょっとしたら防げていたと思っているわけです。これは一般質問の時にも言いました。

センターとして、現状の体制と別に、例えばセンターの所長あたりが、何とかして県のどこかの機関と、また別の組織と相談をできるようなシステムがあればどうだろうかということ考えたことはございませんか。必要性についてはどう思いますか。

【宮崎佐世保こども・女性・障害者支援センター所長】 現在、私は所長として、多数の相談について所内協議をしているわけですが、その際に、当然ながら所長としての最終判断を問われる部分で、正直申し上げて、委員長からお話がありましたとおり、所長として最終判断をする時に、いろんな関係の皆さんに聞いてみたいというのがあるのは事実でございます。

例えば、法律関係であれば法律家にご相談する。医療関係であれば、私どものおつきあいのある先生を中心にしてでもお聞きする。あるいは、同じセンターでございますので、これまで同様ですが、長崎センター長にもお尋ねしたり、迷っていることを県本庁にさらにまたご相談するといったことを、正直申し上げて感じるところがございまして、とにかく間違った判断がないように、そういった点で所長としてきちっとした判断に努め、最終的にきちっとした所の判断ができるように努めていきたいと思っております。

【中村委員長】ちょっと観点が違うのかなと思うんだけど、所長が、自分もどこかにする気持ちを持っているというのは今の言葉でわかりました。ところが最後には、やっぱり自分でちゃんと判断をしたいということも言われました。何かそこでちょっとマッチングしないのかなと思うんだけど。

できれば、今、佐世保こども・女性・障害者支援センター長が言われたように、せっかく長崎にもセンター長がいらっしゃるんだから、ほかの機関に相談をする前に、まずはセンター長同士でちゃんとした協議ができれば、そこでも防げるんじゃないかなと思うわけです。

先ほどから瀬川委員が言われたように、私たちは、何とかしてこの再発を防ぎたいという気持ちを持って、新たな組織を結成したいと思っているわけです。所長たちが最終決断をした後に相談をできる組織があった方が、所長たちにとってもね。責任逃れじゃないんですよ。最終的な判断を含めて広く相談ができて、展開ができると思うんだけど、その辺についてどうなのか、もう一度お聞きします。

【宮崎佐世保こども・女性・障害者支援センター所長】私、所長としてのしっかりした判断を

今後ともしなければいけないという自身の考えを申し上げたのが1点でございました。判断に迷うケースや、各方面の意見を伺うべき機会については、今後、積極的にお諮りをするという考えであります。

県本庁から少しご説明いただいたところですが、私ども児童相談所の管理職員が、こども政策局に定期的に児童相談所の現状といったものをご報告し、必要な事項について局からのいろんなご助言をとったことをご検討いただいているところでございまして、そういったものを私どももしっかり活用させていただきながら、今後の業務に当たってまいりたいと思っております。

【中村委員長】私の言っていることと答えが合わないような気もしますけどね。しかしね、所長、せっかく長崎と佐世保にこういうセンターがあるんだから。いろんな事例があると思います。佐世保に佐世保の事例、長崎には長崎の事例があると思うんです。そこを双方対比しながらじゃないけれども、ちゃんとした相談をお互いにやってもらって、今後こういうことが二度と起こらないような体制を自分たちで確立していただきたいと私は思うんです。そういう意味です。ぜひ頑張っていたきたいと思っております。

それと、もう1点ですけど、パワハラの中で所長が、二度とこういうパワハラがないようにと、職員たちと面談をしているとお聞きしました。

所長がセンターの内部を組織するのはもちろんです。当たり前です。ところが、今までの事例から考えていった時に、職員と所長がどういう関係かはわからないけれども、職員と所長の間でパワハラの調査のようなことをやったとしても、私は100%出てくる可能性はないと思う。

先ほど、人事委員会の人事の機能もあるとお聞きしたけれども、実際は、部長を含め福祉保健部、そしてこども政策局、教育委員会といろんな組織があるじゃないですか。そういう外部の方たちが、年に何回かは職員たちと接して調査をしなくてはいけないと私は思うんです。所長だけに任せておってはいかんと思う。

その辺についてはどうですか。

【伊東福祉保健部長】パワーハラスメントにつきましては、県として全庁的な取り組みとしてやっているところがございます。それは、各所属において、しっかりと職員と面談して状況を把握していただきたいということで、全庁的なものはあります。

委員長がご指摘になったのは、所長がどうなのかというご指摘かなと思っております。そこにつきましては、内部通報制度もございますので、我々としましては、そういうことがないようにしっかりと、先ほど言われた部分を含めて、所長と私が面談することによって、所長の資質、あるいは組織のマネジメント等がどうなのかと判断しながら、パワハラにつきましてはしっかり対応してまいりたいと思います。

【中村委員長】私が言っているのは、パワハラだけじゃないんですよ。全ての面について、職員の皆さんたちが所長に相談できること、または外部の方にしか相談できないことがあると思う。その辺はよく考えていただいて、そういうことも実施してはどうかかなと思ったから意見をさせていただきました。

それともう1点。新聞記事のことについてもお伺いしましたけれども、今回パワハラをした方が、長崎でも似たようなことがあったという報道をされていましてから、それについて私も非常に心配したんです。そういう挙動に対して

不信感のある職員たちが、同じような組織にまた異動していく、これが一つの大きな欠点じゃなかったのかなと、もともとはそこにあったのかなとも考えるものだから、職員の異動に関しても、何らかの形で調査をしながら取り組んでいかないと。これも一つの再発防止の対策だと思うから、その辺について部長はどうお考えですか。

【伊東福祉保健部長】今回、2月20日に配置換えをさせていただきました。

委員長ご指摘のとおり、どういう部門に置くかというのは、私どもの案でもって最終的には人事課と協議して決めるようにいたしておりますけれども、そういう懸念がある部分についてももう少し参考にしながら、そこだけじゃない配置先があるんじゃないかというのは、今後検討してまいりたいと思います。

【中村委員長】最後にしますけれども、今日、委員からいろんなご質問があり、いろんな提示があったと思うんです。

昨日、委員の皆さんたちに、最終的に委員会から提出する決議案を配付しました。それに、今日の意見の中から参考にしして項目を継ぎ足していきたいと私も思っているんです。

当局としても、今日の意見を参考にしして、今回出された最終報告書の中で、ここの部分についてはこのように変更したいという箇所が恐らく出てくると思う。その辺については今日から再考をしていただいて、変更をしたい部分があれば、ぜひ、明日の朝までに変更をして提出をしていただきたいと思うんですけれども、その辺について部長、どうでしょうか。

【伊東福祉保健部長】今回再発防止策につきましては、前回の指摘を踏まえて修正しました。そして、本日また新たにいろんなご提案もあり

ましたので、明日の朝ということでございますので、至急検討して回答してまいりたいと思っております。

【中村委員長】今日は、終わってから懇親会もあるものですから、私も非常に無理なお願いだと思っただけけれども、しかし、時間の問題もあるものですから、ぜひとも明日、決議案を私たちも調整をしたいと思っているものですから、できる限り努力をして取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【ごう副委員長】委員長を交代します。

【中村委員長】山田(博)委員、どうぞ。

【山田(博)委員】1点だけお尋ねしたいと思っております。

今回の報告書の68ページ、人員配置・体制強化で、相談受付体制の強化として「要保護児童への支援業務を適切に行うため、相談受付体制の充実強化を図り、夜間帯にも正規職員が常駐して電話受付ができる24時間対応可能な仕組みづくりに取り組む」と。

これは、今まではなかったのかということをお尋ねします。

【林田こども家庭課長】これまでは、時間外の電話対応につきましては一時保護所の非常勤の職員が対応しておりましたので、現実には24時間電話をとれる状態にはなっておりました。

今回対応策ということでここに書いておりますのは、時間外においても正規職員が24時間電話対応が可能な仕組みづくりに取り組んでいくという趣旨でございます。

【山田(博)委員】長崎こども・女性・障害者支援センター長にお尋ねします。

今日は貴重な時間をいただいて。本来であれば、この時間帯でもセンターにはいろんな相談がきていると思うんです。そんな貴重なお時間

をいただいて、大変申し訳ございませんけど。

佐世保は、こんな大変な事件が起きたからこうなったんです。長崎は、どういうふうな体制なのかを改めてお尋ねしたい。

【浦田長崎こども・女性・障害者支援センター所長】長崎の場合には現在、夜間は非常勤の方が対応して、それを職員につないでいるという形になっております。こういう報告が出たので、長崎の方も体制を整えていくことになると思います。

【山田(博)委員】長崎も佐世保と同じやり方で、十分対応できていたんですよという話があった。実際に長崎は今までそれでやっているんです。佐世保はそれができなかったからと、これを改めてやるんです。そうしますと、今まではできていなかったのかとなるわけです。

なおかつ、正規職員が常駐となります。正規職員が24時間対応となると、人員配置は替わるのかどうかお尋ねしたいと思っております。

今回出されているのは、今までのやり方を全部否定することになるでしょうと言っているんです。長崎はやっているんです。佐世保はああいった事件があって、こうやっているんですよ。今まで議論した中で、今回初めてこういったのが出ました。24時間体制にすると言っています。

大丈夫ですか、ちゃんとやっているんですかと、やっていますと言っていたんです。しかし、今回、24時間でやりますよということ。それはわかりました。

常勤でやるのであれば、4月の人員配置はどのようになるのかということをお尋ねしたいと思っております。

【林田こども家庭課長】新年度の体制につきましては、まだ人事当局の方で調整をしているか

と思いますので、ここについて、今日の時点で具体的にどういう体制になるという説明は控えさせていただきたいと思います。

【山田(博)委員】それをなんで控えるんですか。これはあなたたちが書いた最終報告で、県議会にかけるんだよ。人事だから答えられないなんて、あるもんですか。人一人が亡くなったんだ。何が人事だ。今回どれだけ議論しているか。今になったら何ですか。これを出しているんですよ、最終報告で。正規職員が24時間体制でやりますと言って、人事ですから、まだ話ができないんですよ。県議会の委員会でこれだけの話をしているのに、そんな建前論で話ができるもんですか。

部長、大変申し訳ございません。私は人間が変わって、最近はこういうことを言わなかった。こども家庭課長、申し訳ございませんけど、そういうことを言っていたら、地元に戻ったら大問題よ。

こども家庭課長としては立場があってそう言った。私も声を荒げて大変申し訳ございませんけれども、大事な問題なのに、そういったことを言える状況ではないということをぜひご理解いただいて、部長、人事の配置はどうなるかというのをきちんと答えていただかないとですね。最終報告だから、これは。しっかり答えていただきたいと思います。

【伊東福祉保健部長】人員配置、体制強化の部分でのご質問でございます。先ほど課長は、調整中みたいなお話でございました。最終報告書で24時間の相談体制で取り組むということでございます。現在は、夜は非常勤職員で対応しておりますが、そこを両児相とも正規職員で対応すると、当然人員の配置が必要でございまして、複数名配置して対応したいと考えていると

ころでございます。

【山田(博)委員】そうすると、長崎、佐世保の児童相談所にどれだけの人を配置するのか。これだけじゃなくて、今回の報告書全体を通して児童相談所にどれだけの増員を考えているのか。

24時間対応するのは大変だと思いますよ。五島の人で、実際に24時間態勢でやっている人は、携帯電話を肌身離さず、ずっと持っているんです。そこまでやっている人もいらっしゃるんです、市町では。

今後は夜間帯も施設に常駐ですから、これは相当大変だと思いますよ。福祉保健部として、県の意気込みとしてやるのはいいんですけども、今さら、人事ですから今は差し控えさせていただきますと。予算に関係するんだから、県議会で確認することなんだから、そこはきちんと明らかにして。私たちが報告書を理解した上で予算を審議するために、それは堂々と言ってもらって結構だと思いますよ。予算に出るんだ、いずれにしたって。それを明確に答えていただきたいと思います。

【伊東福祉保健部長】児童相談所には、緊急にお子さまを虐待等から守るために一時保護機能というものがございまして、現在はそこが夜間は非常勤となっております。そこに正規の職員が1名入ることによりまして24時間相談対応可能なシステムにしたいと考えております。

現時点で考えておりますのは、両児相にそれぞれ常勤を2名配置します。夜間に勤務いたしますと翌日が休みとか、そういうシステムを考えると、それぞれの児相に2名ずつ配置する必要があります。そういう形での体制づくりという意味でございます。

【山田(博)委員】人員配置して24時間体制でやっていくと、今回の事件に関して児童相談所の

体制強化ということで、新たに合計4名を増員配置していくということです。

こども家庭課長、立場があって言いにくかったかもしれませんがけれども、私が地元に戻ったら、特にお母さん方が大変関心があって、よく聞かれるんです。声を荒げて大変申し訳ございませんけれども、そういった思いを私も背負ってこの委員会に臨んでいるということでご理解いただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお祈りします。すみませんね、声を荒げて。

いずれにしても、この体制でやるということとを理解して、福祉保健部の予算の審議に臨みたいと思っておりますので、どうぞよろしくお祈りします。

【中村委員長】 しばらく休憩します。

午後 3時24分 休憩

午後 3時27分 再開

【中村委員長】 委員会を再開いたします。（発言する者あり）

【林田こども家庭課長】 午前中に前田委員から、6月10日の電話の発信者である精神科医Bが児童相談所に電話をしてきた背景に、精神保健福祉法第19条の4でいうところの指定医が行う職務があったのではないのかと。背景にあった上で児童相談所に電話をしてきたんじゃないかと。児童相談所では、その背景がわかった上で電話に対応したのかと、こういったご趣旨のご質問があったかと思っております。

これにつきましては、午前中に私の方で、そういう認識はなかったというような答弁をさせていただきます。

実際、6月10日の電話相談のやりとりにつきましては、精神科医Bと児童相談所の認識にずれがあったということは報告書に記載している

とおりでございます。

なお、精神保健福祉法第19条の4でいうところの背景が精神科医Bにあったかどうかということにつきましては、児童相談所側がそこまでの認識を持って電話を受けたということにはなかったのではないかと考えております。

【前田委員】 精神保健福祉法の第19条を、児相の職員の方々が認識していたのかということですよ。認識していなかったでしょう。

児童福祉法第25条とか出てきていますけど、認識していなかったことが問題で、結局それがどういう形であられたかということ、この報告書の18ページ、医師が送付した文書の中段、「対応した職員からは、『医療観察法や精神保健福祉法の対象じゃないでしょうか。医療で対応してはどうか』との提言を受けた」と、納得いかないという話になっているんですよ。いろんなことはありますけれども、この精神福祉保健法を熟知していなかった。

精神科医が、自分の義務を果たす中で、遵法する中で、その職責に応じて通報、連絡をした。問い合わせと皆さん方は思っているかもしれないけれども、連絡してきたことを受け止められなかったということ、第19条の解釈も含めて入れ込まなくてはいけないんじゃないですかという話です、私の話は。

【伊東福祉保健部長】 今回の検証結果では、児童相談所は精神科医Bから電話を受けて、その対応をしたところでございまして、私も、この話を最初に聞いた時に、小児精神では非常に識見が高い精神科医と聞いておりますので、そういう精神科医Bから相談があって、児童相談所としては、医療が優先するケースじゃないかということで、ある種、なんで精神科医Bが相談してきたか。そういうのは熟知している精神科

医の相談に対して、医療が優先するケースじゃないかということで、いわば、それまでの慣れとか先入観でもってやっているところでありまして。

一方で、そういう精神科医が言ってきたのに、精神保健法とかなんとか、全ての制度を熟知して対応できなかった点に非常に問題があると指摘を受けておりますので、そういったことは報告書の中にもしっかりと、精神科医Bへの対応につきまして、一步踏み込み不足だったと掲載させていただいているところでございます。

【中村委員長】 それでは、質疑は終わりましたが、せっかく長崎のセンター長が来られています。この間まで、佐世保センター長にこれまでの対策をお聞きしたので、今後の対策を含めて、長崎のセンター長にも報告だけお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

【浦田長崎こども・女性・障害者支援センター所長】 長崎こども・女性・障害者支援センターも佐世保のことを対岸の火事とは思っておりません。これまで全ケースへの対応は行っていなかったということを反省しまして、全ケースを受理して検討していくということをこれからも続けていきたいと思っております。

それと、在宅のケースの検討というか、一度我々が受けたケースで、対応が滞ってしまうことがないように、去年から行っているんですけど、4カ月おきに定期的に在宅ケースについてもチェックしていくと、進行管理をしていくという体制を整えております。

それと、援助方針会議という全員で協議する場が一番、職員の資質の向上にもつながりますし、そういう場を大事にして、全員がいろいろ協議できるような場をつくっていくと。それは、パウハラの問題もございましたけど、皆さん方

が発言しやすいような全員協議の場がやはり一番大事だろうと思っておりますので、そういう場を我々自身が心がけて、職員にもいろんな発言を求めるといようなことをやっていきたいと思っておりますし、県からも提案がありますように、我々の現場の状況を定期的に局の方に持って行って、いろいろ知恵をいただくというふうなことでやっていきたいと思っております。

【中村委員長】 ありがとうございます。

ぜひ、双方のセンターにおかれましては職員の皆さんと団結をして、相談者に対する対応を徹底していただいて、今後二度と再発しないように体制を強化していただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

ほかに質疑がないようでございますので、佐世保事案関係の質疑を終了します。

3時45分から委員会を再開したいと思います。しばらく休憩します。

午後 3時36分 休憩

午後 3時45分 再開

【中村委員長】 委員会を再開いたします。

【中村分科会長】 分科会による審査を行います。予算議案を議題といたします。

福祉保健部長より、予算議案の説明をお願いいたします。

【伊東福祉保健部長】 福祉保健部関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料の福祉保健部をお開きください。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「平成27年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第67号議案「平成26年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分、第79号議案「平成26年度長崎県一般会計補

正予算（第6号）」のうち関係部分、第83号議案「平成26年度長崎県一般会計補正予算（第8号）」のうち関係部分の4件であります。

はじめに、第1号議案「平成27年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分について、ご説明いたします。

平成27年度は、県民一人ひとりを支える医療・介護・福祉施策の充実を目指して、長崎県福祉保健総合計画に基づき、誰もが安心して暮らし、健やかで生きがいある自立した生活を送られるよう、各種事業を推進してまいります。

歳入予算は、福祉保健部合計で198億1,979万7,000円、歳出予算は、福祉保健部合計で996億8,246万9,000円となっております。なお、各科目につきましては記載のとおりであります。

当初予算の主な内容につきましては、常時の介護を必要とし、かつ自宅において介護を受けることが困難な高齢者が入所する特別養護老人ホームの整備等に関する経費として、1億995万8,000円を、また、障害福祉サービス事業所の新設及び佐世保市子ども発達センター整備費にかかる地方債元利償還金への助成に要する経費として9,789万9,000円を計上しております。

このほか、地域福祉対策、生活困窮者対策、地域医療介護総合確保基金事業費、社会福祉施設等の指導監査、地域医療、病院企業団への助成、国民健康保険、後期高齢者医療費、健康づくり、指定難病対策費、高齢者福祉対策、介護保険施行対策、障害者福祉施策、つくも苑の移転建替えと跡地活用、原爆被爆者の援護、原爆被爆者実態調査、戦傷病者・戦没者遺族等の援護、日本赤十字社長崎原爆病院の新病院建設への助成及び債務負担行為で、記載のとおりでございます。

次に、第67号議案「平成26年度長崎県一般会

計補正予算（第5号）」の主な内容につきましては、年間所要見込み額に基づく補正で、記載のとおりであります。

次に、第79号議案「平成26年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」の内容につきましては、職員の給与改定に基づく補正で、記載のとおりであります。

次に、第83号議案「平成26年度長崎県一般会計補正予算（第8号）」につきましては、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策を実施するための国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加するものであり、その内容につきましては、住居のない離職者に対して、公的給付金等が交付されるまでのつなぎ資金の貸し付けを行うため、つなぎ資金原資の積み増しに要する経費として1,500万円を計上いたしております。このほか、感染症予防事業費、医務行政費で記載のとおりであります。

最後に、歳入・歳出予算の確定に伴う整理等を行うため、3月末をもって平成26年度予算の補正を知事専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中村分科会長】引き続き、こども政策局の説明をお願いいたします。

【伊東福祉保健部長】こども政策局関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料のこども政策局をお開きください。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「平成27年度長崎県一般会計予算」

のうち関係部分、第2号議案「平成27年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算」、第67号議案「平成26年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分、第68号議案「平成26年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）」、第79号議案「平成26年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分、第83号議案「平成26年度長崎県一般会計補正予算（第8号）」のうち関係部分の6件であります。

はじめに、第1号議案「平成27年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明いたします。

平成27年度は、県民総ぐるみの子育て支援を着実に推進するため、長崎県総合計画及び長崎県子育て条例行動計画の実現を目指し、県、市町、地域が密接に連携し、子どもたちの生きる力を育み、子どもや子育て家庭を途切れることなく支援する体制づくりをさらに進めてまいります。

歳入予算は、こども政策局合計で49億2,605万円、歳出予算は、こども政策局合計で224億433万6,000円となっております。

なお、各科目につきましては記載のとおりであります。

当初予算の主な内容につきましては、少子化対策として、国の地域少子化対策強化交付金を活用し、結婚、妊娠、出産、育児の切れ目ない支援の実施に要する経費として1億1,962万8,000円を計上いたしております。

また、子ども・子育て支援新制度への対応として、新たに創設された認定こども園、保育所、幼稚園の統一した給付体系の経費、及び地域の実情に応じた子育て支援の充実に対する経費として84億7,308万7,000円を計上いたしており

ます。

このほか、子どもや子育て家庭への支援、安全で安心な子育て環境づくり、私立幼稚園の振興、社会的養護体制の充実、児童相談所の体制強化、婦人保護対策、ひとり親家庭等の支援及び債務負担行為で、記載のとおりでございます。

次に、第2号議案「平成27年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算」につきましては、歳入予算は1億8,877万1,000円、歳出予算は1億8,877万1,000円であります。内容につきましては、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立の助成等のために、修学資金、就学支度資金等を貸し付けるものであります。

次に、第67号議案「平成26年度一般会計補正予算（第5号）」の主な内容につきましては、年間所要額に基づく補正であり、記載のとおりであります。

次に、第68号議案「平成26年度母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）」の内容につきましては、年間所要見込みに基づく補正であり、記載のとおりであります。

次に、第79号議案「平成26年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」につきましては、職員の給与改定に要する経費の補正であり、記載のとおりであります。

次に、第83号議案「平成26年度長崎県一般会計補正予算（第8号）」につきましては、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策を実施するための国の補正予算に適切に対応するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

その内容につきましては、多子世帯に対する保育所、幼稚園の保育料軽減制度の対象について、対象となる第1子の年齢を現行より引き上げ、第3子以降の保育料を無料化する市町への助成に要する経費として7,472万2,000円を計

上いたしております。

最後に、歳入歳出予算の確定に伴う整理等を行うため、3月末をもって平成26年度予算の補正を知事専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中村分科会長】次に、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、説明を求めます。

【南部福祉保健課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本分科会に提出いたしました福祉保健部関係の資料について、ご説明をいたします。

今回ご報告いたしますのは、政策的新規事業の計上状況という資料に基づいてでございます。資料の1ページをお開きください。

福祉保健部関係では、生活困窮者自立支援事業費、地域医療ビジョン策定事業費、がん登録事業費、救急科・精神科医師確保対策資金、NICU勤務医確保支援事業費、専門医認定支援事業費、介護職員等定着促進事業費、全国健康福祉祭開催準備事業費、障害者スポーツ普及・活性化事業費で、資料1ページ及び2ページに記載のとおりであります。

以上でございます。

【宮崎こども未来課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本分科会に提出いたしました福祉保健部こども政策局関係の資料について、ご説明いたします。

今回ご報告しますのは、政策的新規事業の計上状況についてでございます。資料の2ページをお開きいただきたいと存じます。

上から2つ目の婚活サポート事業費から、3ページの上から2つ目の児童相談所体制整備事業費までの13事業でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。

以上でございます。

【中村分科会長】ありがとうございました。

以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【高比良(末)委員】幾つか端的に質問をいたしますので、端的に答えていただければと思います。

まず、福祉保健部の2ページ、認知症高齢者や知的障害者など判断能力が不十分な者が、自らの能力に応じて自立して生活できるよう支援する経費として6,496万7,000円。

これは、私が考えるに施設への補助金なのかなと思いますが、認知症高齢者とか知的障害者など判断能力が不十分な者が自ら自立できるにはどうしているのかというのを教えていただきたいと思いますが、そういう施設に補助金をやるということなんですか。2つの質問です。

【中村分科会長】しばらく休憩します。

午後 4時 0分 休憩

午後 4時 1分 再開

【中村分科会長】再開します。

【南部福祉保健課長】この分につきましては、事業としましては福祉保健課で所管しております日常生活自立支援事業でございまして、そういった方々の相談に対応する事業費でございます。

これは個人への補助金ではございませんで、運営費になります。個人への補助金ではございません。

【高比良(末)委員】 相談を受けると言いましたけど、この金は具体的にどういう使われ方をしているのですか。

【南部福祉保健課長】 県の社会福祉協議会に補助をいたしております、そちらで事業をやっているところでございます。

【高比良(末)委員】 そう答えていただければ、すぐピンとくるんだけどね。

次に、3ページの3番、福祉の人材確保や社会福祉施設に従事する職員の処遇等に要する経費が6億285万6,000円。職員の処遇に6億円も使っているのは、という気もしますが、これはどういう使われ方ですか。職員の処遇を改善しようと施設が申し入れたら、補助金をやっているのか。その辺の金の使われ方はどうでしょうか。

【中村分科会長】 しばらく休憩します。

午後 4時 2分 休憩

午後 4時 3分 再開

【中村分科会長】 再開します。

【南部福祉保健課長】 この部分につきましては、横長資料の30ページにございますが、福祉マンパワー処遇等対策費で6億2,000万円ほど計上しております。

その中身には、福祉人材センターの運営費、これも県社会福祉協議会に委託している事業で、無料職業相談のマッチングとか、あるいは人材確保の事業、大きいのが社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費ということで、退職金の一部を県の持ち分として5億6,400万円ほど補助として出しています。

【高比良(末)委員】 私が考えていたのと、大き

く違っておりました。

次は、11ページにアルコール依存とか薬物依存、ギャンブル依存等の依存症に関する相談窓口の周知、正しい知識の普及啓発、ギャンブル依存症者の家族教室開催等に要する経費として162万円が計上されています。

ギャンブル依存症というのは、家族教室まで開いておりますが、どれぐらいの人がおられるんでしょうか。どういう状況になっているのか把握していますか。

あとのアルコールとか薬物はいいですから、ギャンブル依存症の家族教室を開催するというのは、長崎県でどれぐらいの依存症の人がいるのか、家族を呼んでどういうことをしているのか、教えてください。

【園田障害福祉課長】 ギャンブル依存症は、推定の数ですが、厚生労働省の調査の結果、日本の成人男性のうち8%、成人女性のうち1.6%ぐらいのギャンブル依存症の人がいるという結果があって、それに基づいて計算しますと、本県では5万人程度がギャンブル依存症ではないかという推計を持っております。

家族等支援はどのようなことをするかということですが、ギャンブル依存症は、ほかの依存症も同じですけれども、脳内の快楽物質のメカニズムで、例えばパチンコで大きく勝つと、そこで快楽物質が脳内に出て回路が直結してしまっていて、パチンコということ思い出さずだけで脳内の回路が、自分ではやめられなくなるという精神疾患の一種であります。

そういった基本的な知識を家族の方々に普及し、そういうギャンブル依存症になった本人への接し方をですね。やめる、やめると言っても絶対やめないような症状があるとか、そういった詳しい症状なども説明しながら、接し方をと

もに学んでいただくというような教室になっています。

【高比良(末)委員】 国のデータに基づいて、長崎県には5万人くらいおるんじゃないかならうかと。こういう教室を開催しますので来てくださという程度ですね。パチンコでとかポートでとか、そういう実態が把握できているという状況じゃないわけですね。わかりました。

次は、つくも苑の関係で17億6,544万1,000円が計上されています。跡地活用は順調にしているんですか。ここはずっと私も注目していたんですが、いろいろ問題が発生しておったようですが、いよいよ本格的になってきたという考え方でいいんでしょうか。

【園田障害福祉課長】 つくも苑の跡地を工業団地として活用ということで、その整備を進めることの大きな課題として、団地で使います汚水の放流を、今つくも苑が使用している放流管をそのまま使うということで計画をいたしております。つくも苑では同意をもらっていた地元関係者の方々ですが、工業団地とするに当たって、この放流管の末端の放流先のところが少し破損していた状況がありまして、これは緊急に処理をしたんですけれども、今後恒久的なあり方として、ここをどう整備するかという具体的なお話を続けているところでございます。

今現在、我々が示した案に対してもきちんと対応していただいて、具体的な詰めをしているところでございます。最終的な同意を得られる時期をこの場では申し上げられませんが、一応そういうことで確実にお話を進めさせていただいている状況でございます。

【高比良(末)委員】 次は、こども政策局の7ページに債務負担行為がありますね。長崎こども・女性・障害者支援センターの調理業務が、

女性相談関係とか児童相談関係とか里親育成と分かれていますね。いろいろ料理が違うのか、食べる者が違うのか、別棟になっているのか、その辺がよくわかりませんので、どういう運営をされているのかを教えてください。

それから、佐世保こども・女性・障害者支援センターの調理業務はそういう区分けをしていないですね。運営状態がどういうふうになっているのかということだけで結構ですので、教えてくださいませんか。

【林田こども家庭課長】 まず、長崎こども・女性・障害者支援センターは、女性相談関係、児童相談関係と分かれております。これは、センターの中に女性相談部門、児童相談部門それぞれに一時保護所がありまして、そのこの賄いを行うために、長崎は女性相談部門、児童相談部門と分けて計上させていただいております。

一方、佐世保こども・女性・障害者支援センターにつきましては、児童相談部門のみ一時保護所を併設しておりますので、その部門にかかる調理業務ということで計上をしております。

【高比良(末)委員】 これは、どの程度一時避難されているのか、保護しているのかわかりませんが、トータル的に、差し支えない程度で結構ですので数字を、できればそれぞれがいいんだけど、これは秘密ですか。

予算も計上していますし、特に女性相談関係が1,200万円というのは、同じ調理業務でも、この金額からすれば多いのかなという気がしますが、どういう実態か、できる範囲で教えてくださいませんか。

【林田こども家庭課長】 申し訳ございません。今、手持ちの詳しいデータがございませんので、後で整理をして回答させていただきます。

【中村分科会長】 いいですか。（「はい」と呼

ぶ者あり）

ほかに。

【山田(博)委員】 まず、福祉保健部にお尋ねしたいと思います。4ページの社会福祉施設等指導監査費で。

先般の委員会で、預り金のシステムの要綱をつくってもらいました。今回の指導監査の予算の中で預り金システムの調査もされるのか、されないのかを確認して、されるのだったら、いつからされるのかお尋ねしたいと思います。

【鳥山監査指導課長】 預り金の関係の監査でございますが、要綱につきましては2月下旬に改正をしまして、施設へ通知をいたしております。今後、各施設はそれをモデルとして、それぞれ規定をつくって適用をしていくと考えております。

監査自身は、そういったことを通知しておりますので、これは監査の事務費でございますから、それに基づいて監査を実施していくこととなります。

【山田(博)委員】 監査のシステムはほかの都道府県でもされていると聞いているので、議案外で詳しくお尋ねしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、18ページの感染症予防事業費についてです。これは、エボラ出血熱の患者を移送するために、移送職員及び医療従事者の感染を防ぐために個人防護服の整備を要することで300万円余りの予算が組んであります。これはどういった想定をされているのかを説明していただけますか。

【三田医療政策課長】 これは、エボラ出血熱患者を移送する際に、要は個人防護服、全身を覆って感染を防ぐものを、国の補正予算にあわせて県も補正予算という形で計上しております。

中身につきましては、長崎大学と県立の保健所の職員に配布するという格好での防護服の整備でございます。

【山田(博)委員】 例えば職員はどれだけの人数を想定しているのか、延べ人数とか説明できますか。

【三田医療政策課長】 防護服の数につきましては、長崎大学が500着、県立の保健所が、一保健所当たり50着の8カ所です計400着、合わせて900着の整備を考えています。

【山田(博)委員】 900着というのは、長崎大学が500着、一保健所が50着ということでありませうけど、その根拠は。なぜそうなったのか。これは長崎大学でも、県としても取り組んでいく大切な事業で、予算が300万円ということで、最近大変注目を浴びているんですが、この根拠をもうちょっと詳しく説明してもらえますか。

【三田医療政策課長】 県立保健所の50着の積算の根拠といえますか、1回の搬送でマックス10着は必要だろうということございまして、50着あれば、そういった非常事態というか、エボラ出血熱患者が発生した場合に5回は対応可能であるという格好で積算をしております。

【山田(博)委員】 ということは、10着で1回ですすから、5人の人を運べるということですか。

私は、300万円の予算でエボラ出血熱のための防護服を900着用意したとすると、どれだけの感染者数を想定したのかというのをお尋ねしたいんです。今、医療政策課長が手持ちの資料がないのであれば、また後でお尋ねしたいと思います。いかがでしょうか。

【三田医療政策課長】 資料につきましては、また後ほどお示ししたいと思います。

【山田(博)委員】 医療政策課長、ぜひ想定数をですね。

細かい数字は後でいいですけど、国からこれという指導がきたのか、県独自でこういった予算を組んだのか、お尋ねします。

【三田医療政策課長】一応長崎大学からも要望というか、どの程度必要なのかをとりまして、国に上げて予算を獲得したという格好でございます。

【山田(博)委員】長崎大学と話をして、こうでしょうと。

保健所は五島もあるわけです。上五島も、壱岐も対馬もあるわけです。エボラ出血熱患者を移送するために、300万円という予算をもらって防護服を900着用意しましたよと。900着で果たして足りるかどうか、きちんと積算をしたかどうかを聞いたかったんです。

長崎大学はわかった。じゃ、保健所の分はどうしたのかということで、政策監、やっぱりここはあなたでしょう。医療政策課長なのか、どっちなのかわかりませんがね。

4月の統一地方選挙までに、予算の中でぴしっと指摘しておかないといけませんから、どういう根拠でこうなったのかをですね。長崎大学はわかりました。保健所の50着というのは、県独自で考えたのか、国からおりてきたのか、それだけお答えいただけますか。

【三田医療政策課長】先ほどもご答弁申し上げましたとおり、1回の搬送で大体10着、1人の患者が出て10着あれば足りるだろうということで、5回までの搬送に対応できるよう積算しております。

【山田(博)委員】ということは、患者が1人出るだろうという想定になっているんですか、人数としては。そうでしょう、患者は1人と。

縁起が悪いけど、想定として五島保健所管内で1人のエボラ出血熱患者が出ましたと。その

人のために、50着ぐらいあれば十分できるということでしょう。（「1人で10着です」と呼ぶ者あり）じゃ、5人ということですね。要するに5人と想定したわけでしょう。なんで5人という数になったのかを聞きたいんです。なんで一保健所に5人しか出ないという数字になったのかと。ひょっとしたら20人、30人と増えるかもしれないんだから。

その基準は国から言われたのか、県で考えたのかをお答えいただきたい。

【三田医療政策課長】今、そこら辺の基準については手元に資料がございませんので、そこもあわせて後でお示ししたいと思います。

【山田(博)委員】医療政策課長、これは大事なところですから、後で、ぜひ6時半前にいただきたいなど。それ以上になったらあれですから、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかにも質問をしたいことがあるんですが、事前にいろいろと聞いたり要求したりしているんですが、最後に、先ほど質問がありましたギャンブル依存症です。先ほど、推計5万人ということで、この相談窓口をするということでありましたけど、どういったところに5万人いるということで、この162万円の予算としているのか。

今、離島の保健所の所長は、兼務して大変頑張っていていただいています。どこにそういう相談窓口をするのか。162万円となっていますけど、5万人の方を162万円で対応するわけですからね。詳しい資料がなかったら、また6時半前にいただければいいですけど。

【園田障害福祉課長】今回計上しております依存症対策につきまして、先ほどの5万人というのはあくまで推計でございまして、そういう方が治療も何もしていなければ統計のとりようが

なくて、実数は実はよくわからないという状況でございます。あくまで推計の数でございます。

ギャンブル依存症対策は、基本的に長崎こども・女性・障害者支援センターが法律に基づく精神保健福祉センターという位置付けになっておりますので、長崎こども・女性・障害者支援センターで先ほど申しました家族教室とか、中央の専門研修に行って専門性を高めて、高めた専門性を各保健所の職員に伝達する研修を行うという相談支援の強化も含めて、それが162万円になっております。そういう状況でございます。

【山田(博)委員】ギャンブル依存症の5万人というのは推定ということでありました。ギャンブル依存症の家族教室の開催などに要するということで、5万人は推定ですよ。じゃ、この予算の162万円も、推定で大体これでいいかなというふうにやったと思わざるを得ないですね。だって、5万人というのが推定であれば、この162万円の予算も大体これぐらい必要かなと、場合によっては増えていくのかなと理解をするわけでございます。

障害福祉課長、これは推定で今はやっているわけでしょう。なかなか難しいわけですね。わかりました。

その上の多重債務者、うつ病患者とか若年者に対する自殺対策の強化ということで4,583万円の予算が計上されているわけでございます。この対応は、関係機関とどのように取り組んでいるのかをお尋ねしたい。

【園田障害福祉課長】自殺対策の事業費につきましては、かなり多岐の項目にわたっていますけれども、例えばゲートキーパーの養成では、長崎こども・女性・障害者支援センターとか保健所が中心となって、市町も連携をとりながら、各地でゲートキーパー養成講座をやっておりま

す。

多重債務関係では、法テラス長崎とか県の弁護士会、消費生活センター、そういったところと協調をとりながら多重債務者への相談事業をやっております。

うつ病患者の関係であれば、県内の精神科医師の方々とあわせて一般医の先生方もかかりつけ医として連携をとりながら、まずは精神科医の方々から一般医の方々へ、うつ病の対処の方法とか、うつ病とはこういったものであるという研修等をやっていただくと、そういう事業でございます。

自殺未遂者への支援体制は、教育庁と連携をとりまして、自殺予防対策教材をつくっておりますので、今年度、小、中、高と1校ずつモデル校を選んで実践教育を1回していただいております。それでフィードバックしている修正を加えながら、来年度以降、少しずつ県下の小、中、高に自殺予防教育を普及していきたいという考え方で取り組んでいるものでございます。概ねそういったことを考えております。

【山田(博)委員】障害福祉課長、今日午後一番に請願の話が出ていました。福祉保健部の中で大変重要なポストを皆さんが担っているわけですが、こういった人の命を預かるというか、その防御策の最前線にいらっしゃる。特にうつ病とか自殺未遂者の方々、声を挙げにくい方々の対応をする部署にいらっしゃるの、障害福祉課は大変でしょうけど、しっかりと取り組んでいただきたいと思うんです。

私は勉強不足で、私よりはあなたの方が大変勉強されておりますけれども、今日午後一番の請願にもあったように、ぜひこの事業もしっかりやっていただきたいと。

最後につくも苑です。ずうっとやっています

けど、この整備は、間違いなく平成27年度でできるのか、できないのか。それをあなたに聞いて、障害福祉課の質問を終わりたいと思います。お願いします。

【園田障害福祉課長】つくも苑関連予算におきましては、つくも苑自体の建替工事、つくも苑に対する補助の予算計上と、跡地の工業団地の地区外排水路整備工事を合わせて今回の予算計上額になっております。

建替えにつきましては、平成27年度中に完成する運びになっております。先ほど申しましたけれども、工業団地整備の方は、着工時期の最終的な同意の時期がまだ決まっておりませんので、来年度に確実にできるのかは、現時点ではまだ不明というところでございます。

【山田(博)委員】福祉保健部長、これは4年前からやっていて、障害福祉課長もいろんなところの事業を抱えて。

これは県が全体的に取り組んでいくと、つくも苑の建替えをやったわけですね。障害福祉課長が地元に行って同意とか何かというよりも、課、部というよりも長崎県として取り組んでいく事業なんだからね。つくも苑の建替えとなったら、福祉保健部が漁業組合に行ってこい、地元の同意をとってこいとかと矢面に立たされて。これは長崎県全体で取り組んでいくんですからね。

これは副知事が、前の福祉保健部長だった濱本副知事なりが行って、全面的にやっていかないといけないわけですから、そういった姿勢で取り組んでいるのかどうか。何か、福祉保健部がやればいいんだよというふうな雰囲気があるんじゃないかと思っているんですよ。これはやっぱり副知事が、知事が先頭に立ってやっていく事業なんだから、福祉保健部がやるというわ

けじゃないんだから、誤解しているんじゃないかと思っているんですよ。あくまでもこれは長崎県全体で取り組んでいくんですから、福祉保健部じゃないんです。長崎県全体として取り組んでいく事業なんですから。

そういったことについて最後に見解を聞いて終わりたいと思います。

【伊東福祉保健部長】つくも苑の移転、建替えの詳細につきましては、障害福祉課長から説明がございました。この予算額の大半は、新たに建てる新施設の経費でございます。

障害福祉課長も申しましたけれども、跡地につきましては排水対策をしっかりとする必要だと思っております、これはちゃんと知事、副知事にも協議し、進めていくということで私どもも関係者と協議しています。一定その方向にめどがつきそうな状況でございますので、それを踏まえて、次の段階に進めていくように努力してまいりたいと思います。

【山田(博)委員】福祉保健部長、これは委員会で言われたと言ってくださいよ。誰からかと聞かれたら、私からだと言ってください。これは福祉保健部だけじゃないんだと、長崎県全体として取り組む事業であって、福祉保健部の障害福祉課に任せればいいという事業じゃないんだと、長崎県全体として取り組む事業だと委員会で指摘をされたら、知事、副知事に改めて伝えてもらって、今後も引き続きしっかりと取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

【林田こども家庭課長】先ほど高比良(末)委員から、調理業務についてご質問をいただきました。それぞれの一時保護所における収容人員のお尋ねでございましたが、長崎こども・女性・障害者支援センターの女性相談部門における平

成25年度の一時保護所の収容人員は、延べ1,777人でございます。

長崎こども・女性・障害者支援センターにおける児童相談部門の一時保護人員は、平成25年度で延べ2,520人でございます。

佐世保こども・女性・障害者支援センターの児童相談部門における一時保護人員は、同じく平成25年度の実績で延べ1,556人となっております。

【中村分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【中山委員】健康寿命延伸対策関連事業で、健康長寿全国トップクラスを目指すということで、ぜひ期待をしたいと考えております。

そこで、この事業は4つありまして、福祉保健部関係では職場の健康づくり応援事業740万6,000円、健康ながさき21推進事業一部206万6,000円、がん克服推進事業一部257万6,000円、この事業内容を説明してくれませんか。

【佐藤国保・健康増進課長】私どもで所管しております健康ながさき21推進事業は、主に県とか県保健所の事業費でございまして、健康のための各種セミナーとか人材育成とか会議とか、そういったものの事業費を1,523万1,000円計上しております。

職場の健康づくり応援事業は、健康事業団に2人の職員を採用させまして、50人未満の事業所を年間目標800社回って、健診を受けていただくよう働きかけるという本年度から実施している事業の継続分でございます。

来年度は、職場への働きかけの一環といたしまして、求めに応じて保健師とか薬剤師、栄養士、そういう専門家を事業所に派遣をして、健康のための取り組みを事業所でやっていただくことを支援するというものを、職場の健康づくり応援事業の中に拡充分として来年度付け加え

ることにいたしております。

【三田医療政策課長】がん克服推進事業は、がん検診受診率向上ということで、大腸がんの検診受診率向上対策で計上させていただきます。

本県のがんの種別の罹患者数の推移を見ますと、大腸がんには罹患している方が急激に伸びております。過去25年間で3.4倍と、大腸がん、胃がん、肺がん、乳がん、子宮がんという5大がんの中で罹患者数がトップになっています。それから、死亡者数についても肺がんに次いで2番目に多くなっておりまして、大腸がんには特化して集中して受診率の向上対策を講じるということで計上させていただいております。

【中山委員】がん克服推進事業は、大腸がんの検診率を向上させるために啓発を実施するということでありましょうから、この275万円で、受診率の向上の成果をどのくらいと見込んでいるのかを後で教えてください。

職場の健康づくり応援事業は、2人を雇用して、800社の事業所を回って受診を働きかける、栄養士等を派遣して健康のための取組をやるということでありました。長崎県内には50人未満の事業所は恐らく4～5万社くらいあるんじゃないかなと思っているんですが、県下をどのくらいのスパンでやろうとしているのか、その辺の計画を教えてください。

健康ながさき21推進事業については、食生活改善推進員による個別家庭訪問を通じて、塩分の測定、野菜摂取量の調査に基づく健康指導とあります。206万円は事務費ということでありましたけれども、平成27年度で県下の全世帯をやれるのかどうか、その辺について教えてくださいませんか。

【佐藤国保・健康増進課長】順番はずれますけれども、まずは食生活改善推進員の206万円で

す。現在、家庭訪問は実際に数百しかできておられないわけで、もっとそれを充実する必要があるということで、来年度は5,000家庭を回るための実費程度の費用を206万円計上させていただいているところでございます。

それから職場の健康づくりですが、県内の企業数は委員おっしゃるとおり数万社あるわけで、その中で50人を超える従業員を持っている企業は、健診の実施状況を労働局に報告する義務がありますので、これは労働局の方で把握されているわけですが、50人に満たない企業はその義務がないということで、なかなか実態がつかめないと。

本当は全部回りたいというのが本音でございますけれども、なかなかそこまでの予算も確保できないということで、当面、今年度から3カ年、800社ずつを回って成果を見てみようということで、今年度から実施しているところでございます。

【三田医療政策課長】受診率の目標でございますが、がん対策推進計画では40%を目指しております。現在、大腸がんの受診率が17.2%、全国28位ということで大体中位でございますが、この事業を展開することによって、少しでも率の向上を目指してまいりたいと考えております。

【中山委員】やるなら徹底してやってもらわなければ。全国トップクラスを目指すという中で、職場の健康づくり応援事業では800社ずつ3年間回りますという話でしたね。健康ながさき21の食生活改善推進員は5,000家庭を回ろうということでしょう。長崎県には恐らく50万世帯ぐらいあるんじゃないんですか。がんの受診率向上については、現在17%で、40%を目指しますと。

こういう状況でいいのかなという気がしてい

ます。事業自体は評価しますけれども、あなたたちは、トップを目指すと言うなら、もう少し意気込みを持ってやるべきじゃないかなと思うわけでありませぬ。

今回はこれで計上しているから、やむを得ないと思います。今後の展開について、あなたたちが全国トップクラスを目指すのであれば、きちんとかような文書で出した以上は、我々はそれを了とするわけでありませぬから、ただこれが出たい文句だけに終わってはいかぬわけだ。そういう意味からしまして、この検証を見た上でどういうふうに展開していくのか。全国トップクラスを目指すということであるから、どういう形でこれを目指すのか、その辺を少しお話しただけませんか。

【伊東福祉保健部長】健康ながさき21は、平成25年度から平成34年度までの10カ年の計画でございます。その中に健康寿命の日本一を目指そうということをやっております。

例えば、塩分の取り過ぎに注意しましょうというのを、食生活改善推進員が県下に大体3,600人ぐらいおられますので、そういうマンパワーを活用して、食生活の改善を図って生活習慣病の予防につなげたいというふうに考えております。

また、職場の健康づくり応援事業で、800社を3カ年ということで取り組みを始めたところでございます。実は、中小企業の方々が入る協会けんぽと昨年の11月に協定書を結ばせていただいたんです。健康状態がどうなのかと、我々が今進めております特定健診、いわばメタボ健診で、生活習慣病予防が一番大事だと。それがひいては、健康寿命の下位に甘んじているのが平均寿命に近づいていくという思いがございませぬので、特定健診については、800社の3カ年で

2,400社回るようにしていますけれども、そのほかにもいろんな連携をとりまして健康状況をしっかり把握して、どうすればその改善策が図られるかと医療関係者も含めたところで協議して対応してまいりたいと思います。

また、がん検診の受診につきましても目標値を掲げております。受診していただくように啓発活動も必要でございますので、今回は大腸がんについて努力して、健康寿命に寄与したいと考えております。

将来的には平成34年度に日本一と掲げておりますので、それに向けて全力で取り組んでまいりたいと思います。

【中山委員】平成34年度に日本一ということですから期待したいと思いますが、福祉保健部長、反論するわけじゃないけれども、これは我が県だけがやっているわけじゃなくて、他の県は、ひょっとしたらもっとやっているかもしれないですよ。その辺の問題なんです。ぜひ、他県の状況を踏まえながら、平成34年度に日本一を目指すという目標自体は大変いい目標でありますし期待するわけでありますので、ぜひ実現をとというか、絵に描いた餅にならないようにしっかり取り組んでいただきたいと、とりあえず今日は要望だけしておきます。

【前田委員】健康寿命日本一は本当にびっくりしましたけれども、それを本当にやるんだったら、中山委員も言われるように、もっと強い予算というか、独自のモデル的なことをやっていかないと。今40位台でしょう、男女ともに。正直言って、実現可能性があるのかなという気がいたしております。

国保・健康増進課の予算で、歯・口腔の健康づくり推進事業の予算とフッ化物洗口推進事業の予算が昨年より減になっていますけれども、

これは積算の単価が下がったのか、どうしてこんなふうに減になったのか、説明を求めたいと思います。

【佐藤国保・健康増進課長】歯・口腔の健康づくりの予算につきましては、今年度は一般財源を大幅に節約するようという指示がありました関係で、整理をいたしまして、ほかの事業と統合できる部分を統合しました関係で、若干見え方が少なくなっているところもあるかと思っております。

フッ化物洗口の事業につきましては、要望する施設数が今年度よりも来年度は増えますので、これは増額になっております。

【前田委員】歯科だけの予算は増えているから、そこで増えているという見方をしているんですか。減っているでしょう。

【佐藤国保・健康増進課長】フッ化物洗口の事業につきましては、今年度の当初予算は約1,600万円計上いたしておりますけど、来年度は約2,200万円計上させていただいておりますので増額になっております。

【前田委員】私の勘違いでした。すみませんでした。

多子世帯保育料軽減事業費は、予算総括の中でも質問しましたけれども、どういう経過を経てこの予算が策定されたのか。何度も指摘していますけれども、保育現場、幼稚園現場が全く知らない中でこの予算が生まれ、事業がスタートしているのは、非常に不思議な思いがいたしております。

結果としてよかったのかもしれませんが、現場のニーズを探るところでどういう作業をされたんですか。

【宮崎こども未来課長】多子世帯の保育料の拡充に当たりましては、内々に研究はしております。

した。

ニーズとしては、保育、あるいは幼稚園関係の日頃の業務を通じて、やはり保育料についての負担感がベースにあったように思います。

それから市町とは、今年度になりまして、婚活を中心にですが、少子化関係の課長さんとの会議をやっておりまして、この中でも、市町独自の考えだけでなく市町を通じて地元の方に、何が少子化に対して有効なのかといった広い観点からお尋ねをしてきたところであります。

当制度を構築するに当たりまして、今回は地方創生交付金を使うことができたわけですが、一般財源ということで考えておりましたので、あくまでも検討ということで、これを打ち出すという形での相談はやっておりませんが、ニーズについての把握を日頃の業務を通じてやってきた次第でございます。

【前田委員】そういう経過なのかもしれませんが、当事者の、子どもたちを預かっている保育園と幼稚園の関係者が知らない中ででき上がったのは課題というか、今後はよく連携をとってほしいと申し添えておきます。

これは中村委員長も質問したと思いますが、所得制限はどこまでかけたのか、もう一遍説明してください。

【宮崎こども未来課長】当制度につきましては、もう一人子どもを持ちたいという方が一番負担を感じている、そこを少し軽減させていきたいということで、概ね第3階層の方までを対象にしております。

ただ、家族構成によって所得が変わってまいりますので、税額の方で一定のラインを引いて、それ以下の方を対象にしたいというふうに考えております。（「幾らなのかわからない」と呼ぶ者あり）

推定年収で申し上げますと、4人家族で330万円でございます。住民税所得割課税ベースで申し上げますと4万8,600円未満としております。

【前田委員】この事業の組み立てをした時に、保育料の軽減を図りたいと、経済的負担の軽減だと思っただけですけどね。だとすれば、推定年収が330万円というのは、線引きが余りにも低過ぎるような気がいたしております。これは予算総括でも質問がありましたけれども、まさしくこの線引きをもっと上げないと効果を発揮しないと思っただけですけども、そのあたりは今後どう考えられますか。

【宮崎こども未来課長】当制度につきましては、政策の効果や交付金の動向、あるいは市町のご意見も踏まえながら、対応については検討してまいりたいと考えております。

【前田委員】これは、知事が言うように始めたらやめられないと考えた時に、財源が厳しいからと言って、330万円の線引きのままずっとやっても、正直言って効果が一部にしか出ない、成果が出ないと思うので、それは逆に不公平感を感じるんじゃないかなと思います。330万円で線引きすることは、私自身は拡大すべきだと思っているので要望しておきます。

それと、主な計上事業に係る市町との連携の状況の資料を出していただきました。少子化対策をこれから頑張っていくんだと、本格的にやっていくという年にしては、連携した事業の数が少ないと思うのと、予算総括質疑でも指摘しましたが、財源が限られている中で少子化対策の特例交付金を使った事業が、県としては5,000万円とほぼ使えたみたいですが、各市町の1,000万円の枠の分が4市町しかなくて、特別委員会の中でも、そこを積極的に使ってもら

ような指導、助言をしていくということでしたけれども、そこが十分果たせていない予算計上状況となっていると思います。

そうであるならば、県としてもっと自発的な予算をつくっていくべきだと思ったんですけども、福祉保健部長、その点を総括的にどのように感じておられますか。

【伊東福祉保健部長】委員ご指摘の少子化対策は、県、市町と一体となって進める必要がございます。本会議でもご答弁させていただいたけれども、今までは課長クラスで協議をやっていたんですが、もう少し意思決定がある程度トップとつながるような形の、いわば部長クラスといいですか、そういう方々と協議を重ねていくことが大切だというふうに思っておりまして、次年度以降、そういう取り組みも進めてまいりたいと思います。

また、財源につきまして議論がございます。少子化対策の交付金は非常に使い勝手が悪いという話もございますので、そこにつきましては国に対して改善を求めたいと思っておりますし、今回、対象市町が4団体しかないということもございますので、中身の交付金を使いやすいよう制度改正に取り組むとともに、財源確保につきましては県としても努力したいと思っておりますが、1県だけの対応には限界がございますので、やはりこれは国に対して、きちんとした少子化対策の予算を国としてちゃんと措置するような形もお願いしてまいりたいと考えております。

（「関連」と呼ぶ者あり）

【溝口委員】多子世帯の保育料の拡充について330万円と線引きをしたということですが、その根拠はどういうふうにして決めたんですか。

【宮崎こども未来課長】まず、どういう層が経

済的に負担感を感じているかと調査の結果を見ますと、年収が400万円未満の方は子どもの数自体が0人とか1人とかと少ない、3人の割合が少くないというデータがありまして、まずはこの層の方に、もう1人つくりたいけれども経済的な理由があつてためらっている方をちょっと後押しさせていただきたいということで、この部分に対する支援をやりたいということがございました。したがいまして、階層で申し上げますと第3階層の330万円を目安に、この部分までの方を支援するという形で設計をさせていただきました。

【溝口委員】中村分科会長も一般質問の中で言ったと思うんですけども、今2人持っていて3人目を産むことを対象にしているんですけど、3人持っていて4人目をもちたいという方もいるんですよ、保育料が安かったら。保育料で苦しめられて、どうしても4人目を持てないという方もいるんですよ。

だから、対象が私はおかしいと思うんですよ。この線引きは、本当に自然増を狙って考えているのかと、そこら辺に対して理解に苦しむんです。線引きをしないで、子どもをたくさん産めるような体制づくりをですね。それは長崎県が今考えている人口減少対策でしょう。今回はこれで納得はしているんですけども、今後のことを考えたら、やはり第3子以降は無料化にしていくべきではないかと思っているんです。このことについては要望しておきます。

【中村分科会長】分科会長を交代します。

【ごう副会長】中村分科会長、どうぞ。

【中村分科会長】今の少子化対策については一般質問をしたから、あまり言いたくなかったんだけど、先ほど溝口委員も言われたように、所得の問題じゃないんですよ。逆に考えたら、所

得がたくさんある人がたくさん税金も払っているんだよ。そういう考え方もできるんですよ。だから、少子化対策というのは、何をどこにどれだけピンポイントで突いていくかというのが非常に大事だと私は思っているんです。

皆さんたちの予算の組み立てが悪いとは言いません。しかし、予算の組み立ての中でまんべんなく広い範囲で予算を組むのは非常に大事なことだとも思うんだけど、私自身としては、ピンポイントでここにどんとつぎ込んで、どれだけの成果が出たかと問うことも大事なことだと思いますので、今後はそういうことも検討していただいて、ぜひ少子化対策に好結果が出るような予算の組み立てについて協議をしていただきたいと思います。要望に替えます。

【ごう副会長】 分科会長を交代します。

【山田(朋)委員】 私も、多子世帯の分で関連して質問をしたいと思います

幼稚園の方は小学校6年生まで拡大になりましたけど、保育園の方は拡大して小学校3年生までになりました。保育園の関係の方からお話がありましたが、幼稚園に通っていると6年生まで大丈夫だけど、保育園だと3年生までとなると、途中で幼稚園に移ることも起こり得ると言われております。

そもそもの制度が、国の既存の制度がそういうふうになっているからとか、いろいろあると思うんですけども、この件に関してどういうふうな議論がなされたのかについて伺いたいと思います。

【宮崎こども未来課長】 この対象、第3子をカウントするに当たっての年齢の範囲でございますが、もともと保育所の場合は0歳から5歳と6年のスパン、幼稚園の場合は3歳から小学校3年と国の方では設定されています。

それを踏まえまして、今回、少しその枠を広げて、第3子の方の無償化につながるような制度にはどうしたらいいかと議論いたしまして、保育所、幼稚園ともに幅を3年間広げまして、同じような形で恩恵が受けられるようにということで、こういうふうな年齢を設定させていただいたということでございます。

【山田(朋)委員】 要望的には、所得制限をもうちょっと幅を広げた方がいいじゃないかとか、いろいろご意見があると思います。

私の要望としては、保育園も幼稚園もともに小学校6年生までとなっておれば、選択する中で、そういった事情にかかわらず行きたいところに行ける。今、幼稚園も延長保育や休日保育をやったりしているので、実質保育園と変わらない状況になって、働く親もいっぱい預けている状況にあります。ですから、これは今後の課題として問題提起というか、お願いをしておきたいと思います。

私もちょっとだけ質問させていただきたいと思います。すぐに終わりますので。

学童保育の件で、認定資格を取るための研修を5年間、毎年200人ずつ予定をしております。その研修について伺いたいと思います。

研修の実施主体は県だけれども、お聞きするところによると、学童保育の連絡協議会に委託というか、研修内容から全てをお願いしているようではありますが、研修の案内等を県から各学童保育に出してくれるのかどうか、そのあたりのことをお聞かせいただけませんかでしょうか。

【宮崎こども未来課長】 このたび放課後児童クラブにつきましては、支援員という形で、資格を持った方が県の研修を受けるということでございます。

委員からご案内がありましたように、年間

200名、経過措置があります5年間で1,000名は受けていただくような形で考えております。現在320ぐらいの学童保育がありますので、どなたも受けられるような形にしております。16科目ございまして、研修の実施に当たりましては、県もしっかり学童保育の方と連携をとりながら、皆さんに不公平感がないような形で、講習の実施については進めてまいりたいと考えております。

また、地域も平等になるように計画を立てまして、離島にも次年度以降は来るような形で計画を考えているところでございます。

【山田(朋)委員】私がお尋ねしたのは、連絡協議会がある市とない市があり、それも全部が加盟しているわけじゃないけど、研修の対象は全部のクラブになります。研修の中身に関しては委託をされたようだけれども、県から各クラブに対して案内を出していただかないと、負担があるわけです。そういったことをどういうふうに考えているか、端的にお聞かせください。

【宮崎こども未来課長】地域の協議会があるところとないところがあることは認識しております。学童の県全体、要望にもたびたび来られておりますけれども、そちらと連携をとりまして、具体的な研修の内容等々について設計をさせていただきながら実施を図っていきたいと考えております。

【山田(朋)委員】県が実施主体で認定資格を出すようになっております。そういった意味でもきちんと県が、計画どおり5年間で1,000人の方が資格を取れるようお願いをしたいと思います。

最後にもう一点、生活困窮者自立支援事業について伺いたいと思います。

これは、生活保護にならないように未然にいろいろな支援をしていこうということでありま

すが、具体的にその対象とか、どういうふうアプローチをしていくのかをお聞かせください。

【南部福祉保健課長】委員ご指摘の生活困窮者自立支援制度は、来年度4月から始まる制度でございまして、今年度はモデル事業をやっております。県の福祉事務所と長崎、佐世保、壱岐の方でやっています。

この対象者は生活保護に至る前の方ということで、きちっとした数値がないんですけれども、全国的な数値では、福祉事務所に来られた方で生活保護に至らなかった、該当しなかった方が平成23年度の推計値で大体40万人でございます。そのうち本県の分が幾らかというところまで出ておりませんが、そういった方々がいらっしゃると。

そのアプローチの仕方ですが、県の福祉事務所においては、新上五島町については直営方式で、窓口は役場に置いて、あとはフォローアップをしていくという体制をとります。ほかの部分につきましては、これは競争入札でやりますので、大体社会福祉協議会が想定されるんですけれども、委託方式でというふうに考えております。

基本的には各町役場と連携がとれるようなところに窓口を置いていただいて、しっかりと横の連携ができるように指導していきたいと思っています。

【山田(朋)委員】新上五島町だけ直営という方法になった経緯を教えてください。

【南部福祉保健課長】直営というのは、福祉事務所が直営でやるということございまして、福祉事務所の事業でございますので、福祉事務所が主体ですが、役場に窓口の場所を置いてやるということで、そういった連携ができるので直営でやるということです。

【山田(朋)委員】 わかりました。

1年間モデル事業をされたということですが、その成果はどのように評価されているかを教えてください。

【南部福祉保健課長】 数的なものは出ておりませんが、課題は、そこで待つておくだけではこういった方々はなかなか来ないということがありますので、いろんな情報、あるいはアウトリーチで何らかの接触が図れるようにしないといけないと。そうしないと、なかなかこれに対応した利用者といえますか、自立支援に結びつかないということがございます。これは全国的にもモデル事業を展開しておりますので、来年度から制度実施ですから、そこら辺のいろんな情報を集めながら、県内各市はそれぞれ直でやりますので、そこら辺の助言もしながら、うまく対象者をフォローアップできるように体制づくりを進めていきたいと思っております。

【中村分科会長】 それでは、質疑を終了したいと思います。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村分科会長】 討論がないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第1号議案のうち関係部分、第2号議案、第67号議案のうち関係部分、第68号議案、第79号議案のうち関係部分及び第83号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は原案のとおり可決すべき

ものと決定をされました。

本日の審査はこれにとどめ、明日午前10時から、委員会による審査に入りたいと思います。

本日は、これにて散会いたします。ご苦労さまでございました。

午後 5時10分 散会

1、開催年月日時刻及び場所

平成27年3月11日

自 午前10時10分
至 午後 零時12分
於 第1別館第3会議室

国保・健康増進課長 佐藤 雅秋 君
(参事監)
長寿社会課長 上田 彰二 君
ねんりんピック推進室長 磯本 憲壮 君
障害福祉課長 園田 俊輔 君
原爆被爆者援護課長 林 洋一 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 中村 和弥 君
副委員長(副会長) ごうまなみ 君
委 員 三好 徳明 君
" 中山 功 君
" 溝口 芙美雄 君
" 高比良末男 君
" 瀬川 光之 君
" 山田 博司 君
" 山口 初實 君
" 山田 朋子 君
" 前田 哲也 君

こども政策局次長 川口 岩継 君
こども未来課長 宮崎 誠 君
こども家庭課長 林田 則利 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

福祉保健部長 伊東 博隆 君
(こども政策局長事務取扱)
福祉保健部政策監 太田 彰幸 君
(高齢者・障害者福祉担当)
福祉保健部次長 堀部 芳夫 君
福祉保健課長 南部 正照 君
監査指導課長(参事監) 鳥山 秀朝 君
医療政策課長 三田 徹 君
医療人材対策室長 村田 誠 君
薬務行政室長 重野 哲 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時10分 開議

【中村委員長】 おはようございます。

ただいまより、委員会を再開いたします。

議案を議題といたします。

それでは、福祉保健部長より総括説明をお願いいたします。

【伊東福祉保健部長】 改めまして、おはようございます。福祉保健部関係の議案についてご説明いたします。

「文教厚生委員会関係議案説明資料」の福祉保健部をお開きください。

今回、ご審議をお願いしておりますのは追加1で配付させていただいておりますが、第22号議案「長崎県手数料条例の一部を改正する条例」の関係部分、本編に戻っていただきまして、第28号議案「長崎県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例」など計10件であります。議案の内容についてご説明いたします。

第22号議案「長崎県手数料条例の一部を改正する条例」のうち関係部分につきましては、歯科技工士国家試験手数料に関して、歯科技工士法の改正に伴い、試験の実施主体が厚生労働大臣に変更となるため、試験手数料を廃止するも

のであります。

第28号議案「長崎県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例」につきましては、児童福祉法及び介護保険法の一部改正に伴い、貸与金の返還免除対象施設の改正をしようとするものであります。その他の議案につきましては、記載のとおりであります。

次に3ページでございますが、福祉保健部関係の議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

平成28年10月に本県で開催されます「第29回全国健康福祉祭ながさき大会」につきましては、会場地市町と競技団体との協議結果を受けて、会場や参加要請人数等の大会の概要を記載した実施要綱案を取りまとめたところであります。また、総合開会式・閉会式基本計画策定業務及び宿泊輸送等業務につきましては、プロポーザル方式により相手方を決定し、それぞれ契約を締結いたしました。

実施要綱及び開・閉会式の基本計画につきましては、ねんりんピック長崎2016実行委員会での協議を経て、本年度中に策定することといたしております。

平成27年度は、交流大会の競技方法、各種イベントの内容等を定めた開催要領や総合開・閉会式実施計画の作成など、大会の成功に向けて準備を進めてまいります。

今後とも、県議会をはじめ、県民の皆様のご支援、ご協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

次に、長崎県老人福祉計画及び長崎県介護保険事業支援計画の平成27年度からの新たな計画につきましては、本県の高齢者を取り巻く状況や団塊の世代が75歳以上となる平成37年に必要な人材や介護サービス料などの水準も見据

え、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築と喫緊の課題であります認知症施策の充実、人材の確保・育成を重点的な取組として推進することとしており、パブリックコメントを実施した上で、長崎県福祉保健審議会高齢者専門分科会においてご意見をいただいたところでございます。今後、県議会のご意見を踏まえて、今月末までに策定することとしております。

4ページですが、第4期長崎県障害福祉計画につきましては、本年度計画期間の終期を迎えることから、平成27年度からの新たな計画を策定することとしております。計画には、国が示した基本指針に即して、成果目標と目標達成のための方策や指定障害福祉サービス等の見込み量と、その確保のための方策などを記載するほか、県における重点課題として発達障害児者への支援体制の整備など6項目を掲げて今後の取組等を記載しており、パブリックコメントを実施した上で、長崎県障害者施策推進協議会、長崎県自立支援協議会においてご意見をいただいたところでございます。

今後、県議会のご意見を踏まえて、今月末までに策定することとしております。

その他の所管事項につきましては、障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例について、5ページになりますが、国民健康保険制度の改革について、第74回日本公衆衛生学会総会について、6ページでございますが、難病の患者に対する医療について、それから追加1で配付させていただきましたが、社会福祉法人等に対する行政処分について、平成27年度の組織改正についてで、内容は記載のとおりであります。

以上を持ちまして福祉保健部関係の説明を終

わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中村委員長】 ありがとうございます。

しばらく休憩します。

午前10時16分 休憩

午前10時16分 再開

【中村委員長】 委員会を再開します。

引き続き、こども政策局分の総括説明をお願いいたします。

【伊東福祉保健部長】 こども政策局関係の議案について、ご説明いたします。

「文教厚生委員会関係議案説明資料」のこども政策局をお開きください。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第36号議案「長崎県安心こども基金条例の一部を改正する条例」、第64号議案「長崎県子育て条例行動計画について」の2件であります。

議案の内容についてご説明いたします。

第36号議案「長崎県安心こども基金条例の一部を改正する条例」につきましては、国の子育て支援対策臨時特例交付金に基づく基金を延長することに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

第64号議案「長崎県子育て条例行動計画について」につきましては、平成22年度に策定しました現行計画の後継計画として策定しようとするものであります。

なお、本計画案の詳しい内容につきましては、後ほど担当課長より説明させていただきます。

次に、こども政策局関係の議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

2ページの下の方になりますけれども、少子化対策事業につきましては、去る1月23日から2

月1日にかけて、印象評論家の重太みゆき氏を講師に招き、県内5カ所において「結婚支援フォーラム」を開催し、結婚に向けた機運醸成を図りました。

また、1月11日から2月15日にかけて、小中学生が主役となり、働くことの楽しさや大切さ、世の中の仕組みなどを知ってもらう「こどものくに」を県内3カ所において開催いたしました。

3ページ中ほどになりますけれども、「児童福祉施設就職・進学児童激励会」につきましては、去る1月7日、長崎市において児童養護施設等に入所している児童の健やかな成長を願い、就職や進学により施設等を巣立つ児童を励ますため、激励会を開催いたしました。

子どもの貧困対策に係る県計画の策定につきましては、子どもの貧困対策に関する大綱の目的である、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現に向け、来年度末をめどに県計画を策定することとしており、原案がまとまった段階でご報告させていただきたいと考えております。いずれも、その内容については、記載のとおりでございます。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中村委員長】 ありがとうございます。

次に、補足説明をお願いします。

【宮崎こども未来課長】 「長崎県子育て条例行動計画」について補足してご説明いたします。

事前に資料を配付させていただいておりますけれども、3種類ございます。右上のほうに、こども、こども、こども というのがございます。恐縮ですが、その資料をもってご説明をさせていただきます。

まず、と書いてございますA4の縦長の資料の2ページでございますけれども、お開きいただきたいと思えます。

1、計画の策定趣旨は記載のとおりでございます。計画の性格については、この計画が県の子ども・子育て事業支援計画のほか、にありますような4つの計画をかなえるということ。それから、3の期間計画につきましては、平成27年から平成31年までの5カ年計画である。その間、環境の変化に対応して適宜見直しを行っていくことを記載しております。

4番目のパブリックコメントの募集結果でございますけれども、これは平成26年11月20日から12月11日までの22日間実施いたしまして、11名の方から38件の意見をお寄せいただいております。この内容については、資料のこどもと右肩に書いております「パブリックコメントへの対応一覧」という資料をご覧いただきたいと思えます。簡単にご説明させていただきたいと思えます。

意見の内容の反映状況ということで、AからEまでランクを分けております。Aは、案に修正を加え計画に反映したものでございます。主な意見の要旨、県の考え方でございますけれども、表形式にしております。左の方に番号を振っております。

子育て支援のネットワークづくりについての意見が、1番から11番までになっております。このうち、1につきましては、子育てに必要な情報提供を行う際は、今の親世代に適応したメディアを活用すべきというご意見でございました。これを受けて、計画の中にインターネット等を活用して、育児発育等に関する情報や地域のサークルの情報をわかりやすく発信していく旨を記載しております。

続きまして、3ページの下、番号12番、それからページをまたぎまして番号の17番までは教育のICT化、ブルーツーリズムなどの体験活動、読書活動についてのご意見でございますけれども、計画の中に既に盛り込まれているものということで対応しております。

それから5ページの下、番号の18番でございます。「結婚、妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会を実現するため、子どもを育てながら働くチャンスを各機関は支援する」と記載すべき、あるいは高校生をはじめとする「若者の雇用環境」という文言については、「若者の就労支援」とすべきというご意見で、そのとおり計画に反映することといたしております。

なお、6ページの19及び20は、乳幼児医療助成費についてのご意見。また番号の21から27までは思春期保健、食育、家庭教育、地域のネットワークづくりなど、子ども・子育て家庭への支援に関するご意見で、対応区分のとおり対応することといたしております。

9ページの番号28、子育てサポート企業「くるみん」に関するご意見、それから29番から32番は非行、発達障害に関するご意見で、対応は計画の中に盛り込んでいる形で行うこととしております。

最後に11ページの番号34番でございます。佐世保市の高校生の逮捕事件についてのご意見が出ております。この点につきましては、子ども育成総合検討会議の結論が出た段階で、この子育て条例計画の中に改正という形で盛り込むことと考えております。

恐縮ですが、こども の資料にお戻りいただきたいと思えます。この3ページから16ページまでは計画案のポイントをまとめたものでございます。

なお、17ページから23ページまでは、現行計画との相違点を記載させていただいております。これらの内容につきましては、これまでの委員会においてご審議いただいておりますので、説明は割愛させていただきます。

なお、同じ資料の24ページから、25ページにかけて数値目標の一覧を記載しております。37項目を今回数値目標として掲げておまして、これらの項目については、毎年度その達成状況を公表し、進捗を管理してまいりたいと考えております。

最後に追加でお配りしております、こども新旧対照表、これはA4の横長になる資料でございます。11月の定例県議会文教厚生委員会でお示した計画からの変更箇所を記載しております。主なもののみご説明させていただきます。

当資料の5ページ、番号6、7でございますが、妊娠・出産期における支援として、NICU（新生児集中治療室）の拡充などについて追加をいたしております。

資料の6ページから7ページ、番号の8番でございます。本年4月から本格施行となる子ども・子育て支援新制度に関連するもので、記載しております表は、年齢区分ごとに教育・保育のニーズ量の見込み、各施設における教育・保育の提供体制である確保方を記載しております。

前回委員会でお示した数字を精査し修正しております。

それから、8ページの番号9、10は、放課後子ども総合プラン、番号11につきましては若者の就業支援について、番号12は多子家庭の支援について記載内容を充実させております。

12ページ、番号15番でございますが、先ほどご説明いたしましたとおり、パブリックコメン

トでの指摘を反映しております。

13ページから14ページにかけて、番号でございますと17、18でございますけれども、ワーク・ライフ・バランスに関するものでございます。「くるみん」認定企業数の増加など企業における取組を推進する施策と、男性の育児参画、労働時間の縮減など社会全体の機運醸成に関する施策、この2つの柱に沿って整理をさせていただいております。

また、15ページの番号19は、ながさきめぐりあい事業などに関し、成婚に向けた一歩進んだ支援を行うこと。番号20は、独身男女の出会いや縁結びを直接支援することや、妊娠、出産のための正しい知識の普及・啓発を若い世代から進めることなどを追記しております。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【中村委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【前田委員】 今、直近で説明いただいた子育て条例行動計画ですけれども、この目標値、最後に見させてもらいましたけれども、ハードルというか、目標が非常に低い気がするんですが、そのあたりはどんな認識というか、横並びで基準と目標値と見た時に、もっと思い切った目標値を立てる箇所がかなりあるかなと思って見ていたんですけれども、平成31年とかいう、年度がまだかなりある中で、この目標値の設定の仕方についてご答弁いただきたいと思います。

【宮崎こども未来課長】 計画に掲げております数値目標につきましては、所管課の方と何回も議論を重ねて策定をさせていただきました。委員ご指摘のとおり、できるだけ目標を数値的に

高く設定して頑張っていきたいということで、いろいろ議論を重ねてまいりましたが、一つには人口減がある中で、例えば集客に関するものは右肩上がりの数値にするとか、そういったもので非常に厳しい要素もございます。そういったものも考えながら、総合的に落ち着いた目標値ということでご理解をいただきたいと考えております。

【前田委員】昨日、健康寿命日本一を目指すということで、それはそれでまた高過ぎるなと思って聞いていたんですけども、今の答弁でわかりますが、結局、年度ごとに進捗管理を多分していくんでしょうから、その中で随時、進捗を確認しながら、達成できるところがあれば、また次に高い目標を掲げていただきたいなと思います。それはなぜかという、結局、それは最終的には予算に反映する話なので、予算をしっかり確保するという意味でも、ぜひこれは毎年の進捗管理のもと、この目標値はもちろんのことですが、それ以上のものを目指していただくように要望だけしておきます。

【中村委員長】ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村委員長】ほかに質疑はないようでございますので、これをもちまして質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村委員長】討論がないようでございますので、これをもちまして討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決をいたします。

第22号議案のうち関係部分、第28号議案乃至第36号議案及び第51号議案及び第64号議案は、

原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村委員長】ご異議なしと認めます。

よって、各議案は原案のとおり、可決すべきものと決定をされました

次に、提出がありました「政策等決定過程の透明性等の確保に関する資料」について、説明をお願いいたします。

【南部福祉保健課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました福祉保健部関係の資料についてご説明いたします。

文教厚生委員会提出資料福祉保健部をご覧ください。

まず、補助金内示一覧表ですが、県が箇所づきを行って実施する個別事業に関し、市町並びに直接、間接の補助事業者に対し内示を行った補助金の昨年11月から本年1月分の実績は、直接補助金は資料1ページから13ページに記載のとおりで計103件、間接補助金は資料14ページに記載のとおりで計2件となっております。

次に、15ページをお開きください。知事に対する決議・意見書に対する処理状況であります。長崎大学における感染症研究拠点の早期整備に関する意見書の処理状況は、記載のとおりであります。

次に、16ページをお開きください。知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、昨年11月から本年1月までに県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものは、長崎大学からの1件となっております。それに対する県の取り扱いは記載のとおりであります。

次に、17ページをお開きください。附属機関

等会議結果について、昨年11月から本年1月分の実績は、長崎県感染症審査協議会など計12件となっており、その内容については資料18ページから29ページに記載のとおりであります。

以上でございます。

【宮崎こども未来課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました福祉保健部こども政策局関係資料についてご説明いたします。

資料1ページをご覧ください。県が箇所づけて行って実施する個別事業に関し、昨年11月から本年1月までに内示を行った補助金についての実績は、1ページ保育所等緊急整備事業補助金6件、認定こども園整備事業2件の合計8件でございます。

次に、資料2ページをご覧ください。昨年11月から1月までの1,000万円以上の契約状況につきましては、長崎県ひとり親家庭等自立促進センター事業業務委託の1件でございます。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、昨年11月から本年1月までに、県議会議長宛ても同様の要望が行われたものは、一般社団法人長崎県保育協会から行われました要望書「保育施策について」、長崎県学童保育連絡協議会から行われました「学童保育の施策拡充に関する陳情書」及び長崎県私立幼稚園連合会等から行われました陳情書「私立学校等に対する助成制度の充実について」の3点となっております。

それに対する県の対応状況は、資料5ページから11ページに記載のとおりでございます。

次に、資料12ページをご覧ください。附属機関等会議結果につきまして、昨年11月から本年1月までの実績は、附属機関が長崎県幼保連携型認定こども園審議会及び長崎県子育て条例推

進協議会の計2件となっており、私的諮問機関等が平成26年度長崎県DV対策等推進会議の1件でございます。その内容につきましては、資料13ページから15ページに記載しているとおりでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

【中村委員長】ありがとうございました。

ただいま説明がありました「政策等決定過程の透明性等の確保に関する資料」について質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村委員長】質問がないようでございますので、次に陳情審査を行います。

お手元に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧を願います。

審査対象は、陳情番号1、5、7でございます。

陳情書について質問はございませんか。

【山田(博)委員】陳情番号5番、これはこどもの権利被害を考える会として、代表都甲いづみさんという方が来られて、この文面は、担当課であるこども家庭課長もご覧になられていると思うんです、1から8番。私もこの方々とお会いさせていただいて、あくまでも個人的な見解で県議会に上げるといふのはいかなものかということで、こういった全国児童相談所の被害の声を通じてという形で陳情を上げたらどうかというふうなアドバイスをさせていただきました。

それで、1から8番の陳情内容について、こども家庭課長も把握されているでしょうから、まず、これについて見解を聞かせていただきたいと思えます。

【林田こども家庭課長】まず、要望項目の1番

目でございますけれども、保護期間中において長期間にわたる親子の面談・通信の禁止を実施しているという内容でございます。

一般的な話といたしまして、施設入所中の面会あるいは通信等の制限につきましては、児童相談所の運営指針の中に、また、一般保護中の取り扱いにつきましても、同じく児童相談所の運営指針の中に規定がございます。その中で、正統な理由であれば行政処分または指導のどちらかで行うことが可能だと、こういうふうな規定になっております。

その中で正当な理由といたしますのは、例えば、児童の住所、居所を明らかにした場合に再び児童虐待が行われるおそれがあり、児童の保護に支障を来すおそれがあると認める時という場合、あるいは面会が児童にとって精神的にマイナスの影響を及ぼすおそれがある時、こういったものが正当な理由として例示をされているところでございます。

それから、要望項目の2つ目でございます。家庭の調査、指導は行わず、また事実の確認もなく、自らの主観に基づいた一時保護の措置という項目でございます。

一時保護につきましては、先ほど申し上げました児童相談所の運営指針の中に、必要と認められる場合ということで規定されております。その場合には、児童福祉法の第33条の規定によって一時保護を行うことができるということになっております。通常は事実確認や調査を行った後に、この判断をすることになりますけれども、ただ必要が認められる場合、例えば、緊急事態におきましては、最低限必要な調査の上で子どもの安全確認を優先して、その後改めて調査を実施するというようなこともあり得るということでございます。

いずれにしても、一時保護につきましては、原則として子ども、保護者の同意を得て行うということになっておりますけれども、状況によりましては、子どもをそのまま放置することが子どもの福祉を害するおそれがあるというふうに認められる場合につきましては、この限りではないというような形になっております。

それからまた、一時保護については、行政処分として行政不服審査の対象となっておりまして、不服申し立てができることを保証しているということになっております。

それから、要望項目の3つ目でございます。緊急保護のためといった具体的でない理由による一時保護の措置という項目でございます。一般的な話といたしまして、一時保護につきましては、児童相談所の運営指針の中に規定があるという話は、先ほど申し上げたとおりでございます。その必要な場合というのが3つございまして、一つは緊急保護が必要な場合、それから行動観察が必要な場合、それから短期入所指導が必要な場合ということになっております。この場合、緊急事態ということで、例えば、捨て子ですとか、迷子ですとか、家出した子どもを緊急に保護する必要がある場合等々を指しているところでございます。そういった場合には、子どもの安全を優先して一時保護をやるという形になっております。

それから、要望項目の4つ目でございますけれども、外部や第三者に対しての子どもの意見表明権の剥奪という項目でございます。

一般的に児童相談所で相談を受けたり、あるいは対応を行うといった場合につきましては、子どもの状態等を正確に理解する必要があるございますので、まず、子どもとの面談を行います。その際に、子どもの気持ちや意見を十分に聞いて

て対応するということが第一でございます。実際そういうふうに対応がされているところがございます。一時保護中においても同様でございます。

ただ、この場合に第三者との接触が、子どもの精神状態に悪影響を及ぼすことが懸念される場合ですとか、あるいは子どもの保護に支障を来すような事態が予想されるような場合におきましては、児童相談所長の判断によって面会等が認められない場合もあるということになっております。

なお、子どもの意見表明権につきましては、基本的に子どもの権利条約の中にも規定がされて、そこは保障をされているということでございます。

それから、要望項目の5つ目でございます。児童相談所職員の専門性の欠如という点でございますけれども、児童相談所の職員につきましては、それぞれ任用の要件を満たす職員を配置しているところがございます。今後も専門性の向上につきましては、一層の研さんに努めてまいりたいと考えております。

それから、要望項目の6つ目でございます。入所させた施設内の運営管理を目的とした向精神薬の子どもへの投与という点でございます。

これにつきましては申し上げるまでもございませんけれども、施設入所児童が精神科で向精神薬の処方を受けることにつきましては、子どもの治療上必要ということであれば、医師の診断のもとに行われることがあります。その場合には、当然、医師が治療上必要と認めた場合に限られるということでございます。

要望項目の7番目でございます。市役所や裁判所などへの責任の所在のたらい回しという点でございます。

一般的に児童相談所や市町、家庭裁判所等の関係機関におきましては、それぞれの機関が果たすべき役割に即して法的な根拠、例えば児童福祉法第10条等に基づき対応しているところがございます。

例えば、市町が相談対応している事案につきまして児童相談所の対応が必要と認めた場合には、児童福祉法第25条の7第1号の規定に基づき、市町から児童相談所に送致することとされているところがございます。送致を受けた児童相談所におきましては、必要な調査等を行った上で、事例ごとに施設入所等や児童福祉士による指導、助言等の対応を決定しているということでございます。

なお、児童虐待等の事案で、児童福祉法第27条に基づく施設入所が必要な場合で、なおかつ保護者の同意が得られない場合につきましては、児童福祉法28条を根拠に児童相談所が家庭裁判所に申し立てを行うこととなっております。その申し立てを受けまして家庭裁判所が児童相談所と保護者の双方の意見を聞いて司法としての判断を行うということで、いずれにいたしましても、関係機関それぞれ法の規定にのっとり、それぞれの職責を果たしているということでございます。

最後に、要望項目の8番目でございます。シングルマザーや子どもの多い家庭への措置を実施している割合の高さということでございます。

これにつきましては、児童相談所が相談をお受けして、受けた相談に対しては、それぞれの事例に応じて対応していくという立場にございますので、どういう状況の方、境遇の方からの相談がありましても、そこは当然に等しく相談をお受けして対応していくというのが児童相談所の務めだと考えております。

今後とも、そういう形で職責を果たしてまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】今回、こどもの権利被害を考える会から来られている方に8項目についていろいろと話を伺ったんですが、これは関係者の方にお聞きしたら、2,000名余りの方からインターネット署名をいただいて関心が高まっているということで、それを申しておきたいと思っております。

それで、今回の、例えば1番の親子の面談・通信を禁止しているということとか、あと、家庭の調査・指導を行わず一時保護の措置を行ったとか、緊急の保護のために具体的でない理由による一時保護の措置とかいうことでありますけれども、これは児童福祉法の指針に基づいてやられているということでもあります。長崎市と佐世保市に児童相談所があるわけです。今回、特に佐世保の児童相談所の問題があった中で、こういった点がないか、改めて検証をするべきじゃないかと思うんです。というのは、佐世保の事件がなければ、佐世保児童相談所の運営というのは、いろいろな問題が重なったわけです。佐世保の事件も指針どおりやっていると言いながら、実際はそうでなかったのが、今回、外部の専門委員会から指摘されたんです。

それで、別に佐世保児童相談所がああだこうだと言っておりませんが、しかし、実際はああいった事件があったから、改めてこういった児童保護の観点からも調査を、ないとは言えないし、あるとも言えないけども、今後のことも考えて調査すべきだと思うんですが、見解を聞かせていただきたいと思っております。

【林田こども家庭課長】佐世保児童相談所につきましては、昨年7月に発生しました事案を受けまして、検証作業の中で、また、議員の方々

からもいろんなご意見を頂戴して、一つひとつその課題に向けて、今後、真摯に対応策、改善策として取り組んでまいりたいと考えております。

ただ、今申し上げましたように、基本的に児童相談所の業務につきましては、いろいろな法令、あるいはそういった指針等に基づいて対応をしていくという形になっております。そこはきちんと法令等に基づいて、従前も対応してきていると思っておりますし、今後もそういった関係法令、指針等に基づいてやっていく必要があるだろうと思っております。ただ、委員ご指摘の、佐世保事案を通して足らなかった部分につきましては、昨日もご議論いただきましたけれども、ご指摘いただいた課題等に十分対応していきたいと思っておりますし、関係法令等ののっとなって、今後ともきちんと適正に相談、対応を続けてまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】こども家庭課長、いいですか。佐世保の事件があって、職員の資質、専門性がやっぱり欠けていたということで、今日午前9時半から子どもの心の医療・教育センターということでいろいろ連携してやっていこうと。この中でも、やはり専門性を欠いていたんじゃないかということで、これからこういった形で取り組んでいこうということで、長崎大学の先生方が中心になって、これはいいことだと思うんです。

ここまで指摘されておりながら、佐世保のあの事件はたまたまあんな事件があったので、児童相談所のこういった一時保護とかなんかは、それは問題ないんですよというのは、それは同じ職員がやっているんだから。

いいですか、佐世保の事件は、今回事件が起きたから検証しますけれども、改めて、こうい

った全国的なことがあるけれども、こういった観点から、別の角度から、施設のあり方、相談所のあり方というのが果たしてちゃんとやっているかどうかということを検証するか、しないかといったら、簡単に言うと、しませんよということでしょう。それだとおかしいんじゃないかと私は言っているんです。今後、よりよい施設相談所にするために、こういった観点からもやられたらどうかということでありましたけれども、ちゃんと法令に基づいてやっていますから、そんなことはしませんということでは、それは道理が通らないんじゃないですかと私は言っているんです。

改めてお尋ねしますけれども、あらゆる角度から佐世保児童相談所がきちんとやられているかどうかということを検証するというのも、今後のよりよい運営に当たって、やるべきじゃないかと思うんです。別にこういった要望があるから、佐世保児童相談所がだめとは言わないですよ。しかし、ああいった事件があったから、なおさら、そういった角度からも見ないといけないんじゃないかということをもう一度聞かせていただきたいと思います。

【林田こども家庭課長】まず、佐世保事案の関係の中で、職員の資質、専門性が不足等のご指摘につきましては、昨日の改善策、対応策の中でも申し上げましたように、そこはしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

ただ、今回要望いただきましたこの項目につきましては、先ほど、こども家庭課としての見解を述べさせていただきましたけれども、個々の事案ごとに、そこは適正にされたのかどうかというのは、法に照らしながら判断してまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】 こども家庭課長、私は個々の

ことを言っているんじゃないですよ。今こういった話がある、ここのことを言っているんです。全体的な要望等が来ているので、特に佐世保のことはああいった事件があったから、この際、こういった観点からもしっかりと調査をして、よりよい相談所にすべきという観点から、改めて検証すべきじゃないかということでもありますけれども、それを検証するかしないかお尋ねしているんです。

こうやって全国的に上がっているから、私としては、改めて特に佐世保の方を調査したらいいんじゃないですかということを行っているんです。

それでは、改めてもう一度聞きますけれども、個々の事件を言っているんじゃないです。で、改めて、こういったことを要望しているから、やっているかもしれないし、やっていない点もあるかもしれませんが、不備な点もあるかもしれませんが、十分にやっているかもしれませんが、そういった検証をするか、検証をしないか、もう一度お尋ねしたいと思います。お願いします。

【林田こども家庭課長】 私が今、個々の事例ごとにと申し上げましたのは、もちろん特定のものを指しているわけではなくて、全体の問題ではございますけれども、ただ、それを委員の方から、一つひとつ検証をやる用意があるかというお尋ねでございましたので、それは個々の事例ごとに適正に、法的な根拠に基づいて対応がされているかどうかというところを、改めてそこは確認しながら、児童相談所として業務に当たっていく必要があるだろうと、そういう意味で申し上げました。

【山田(博)委員】 こども家庭課長、もう一度確認ですけど、個々の事件じゃなくて、こういっ

た要望項目に沿って改めて検証してやっていくということで理解しているのかどうか、それだけお答えいただきたいと思います。

【林田こども家庭課長】いわゆる検証作業をやるかどうかという話でございますけれども、そこは今私が申し上げましたように、今抱えている事案、今後発生する事案を含めて一つひとつの事案ごとに関係法令、それから指針等に基づいて適正に児童相談所としてしっかり対応していけるようにという意味で申し上げたところでございます。

【山田(博)委員】福祉保健部長、これだけの佐世保の事件があって、取りまとめは取りまとめでいいんですよ。佐世保事件に関して取りまとめをしていく中では、それでいいと思うんですよ。しかし、改めて、こういった観点からも、今後、よりよい児童相談所のあるべき姿として、どんなふうに行っているかということを検証すべきだと思うんです。やっているか、やっていないかは別として、やっぱりきちんと改めてですね。

なぜかという、今回の児童相談所の配置にしたって、この所長で、この課長で大丈夫だと思ったら実際できてなかったんだから、人事配置の問題。そうすると、自分たちが思っていることと現場では違ったということが明らかになったんだから。それを今こういうふうに行っているけれども、簡単に言うと、ちゃんとやっているからやりませんというふうなニュアンスに聞こえるわけです、私にすると。

1つだけ、福祉保健部長、私はなぜこの問題を言うかという、この児童相談所で一時保護されている方のご親戚が亡くなったから、伝えてください」と言ったんです。「それは伝えるか伝えないかわかりません」と。「何で伝え

ないんですか」、「いや、子どもが嫌がっていますよ」と。「子どもが嫌がっているか、どうやって確認したんですか」と言ったら、「いや、そういうふうに思っております」と。「言った言わんとなるから文書を出した方がいいんじゃないのか」と、「保護者にもちゃんと連絡した方がいいんじゃないですか」と言ったら、結局出さないんですよ。「なぜ出さないんですか」、「顧問弁護士が『出すな』と言うから出ませんでした」と。おばあちゃんが亡くなっているのに、それを子どもに伝えるか伝えないかわかりませんという人がいるんだから。こういったやりとりがあるわけです。だから、私はこれは本当に大丈夫かと思ったわけです。私にも文書を出さないと言うんだから。私としては、児童相談所のあり方として、果たして適切に行われているか疑問を持ったから言っているんです。

ただ、要望書だけで私は言っているんじゃないですよ。自分自身がこの問題と似たようなことに携わった時に、今の佐世保児童相談所よ、所長と、課長の時代にあったことだから、これ。だから、個別の案件じゃなくて全体的に取り上げた時に果たして大丈夫かということで私は言っているんです。

福祉保健部長、最後にこの件に関して部として、児童相談所としてやっている、やっていないということはわかりませんから、はっきり申し上げて。それはなぜかという、今回の佐世保の事件で明らかになったんだから。だから、こういった機会に要望があったように、改めてきちんと適切に行っているかどうかということを検証したらどうですかということ私は何度も言っているんだけど、最後に部長の見解を聞かせていただいて、それでよししたら終わりたいと思いますので、よろしく願いしたい

と思います。

【伊東福祉保健部長】今回、佐世保事案につきましては、委員の皆様方、それから外部の専門家の方から厳しい指摘を受け、そして検証結果は昨日報告させていただいたところでございます。

今回、要望が出ておりますけれども、先ほど担当課長の方から説明をしました。児童相談所の中で一番なすべきことは何かということは、子どもの最善の利益を考えるとということがあります。そして、いろんなケースになった場合に、やはり保護者の方にも理解をいただくことが大事でありまして、保護者と、そして子どもの育成を考えるとということがあります。ただ、案件によりましては、保護者の方との対話がなかなか進まない事例もあるやに聞いております。

したがって、今回のような事例につきまして、先ほど課長も申し上げましたけれども、順調に相談に対応できているケースはそれなりにしっかりケースワークはなされていると思いますけれども、そういう案件、つまり相手方との協議がなかなか進まないケースにつきましては、手続的には法に基づいてやっておりますが、確認作業はやっていきたいと思っております。

【前田委員】陳情番号7番の長崎県私立幼稚園連合会の会長から出ている要望書につきまして、まずは、この文章を見ただけではなかなか内容がわからないと思うので、かいつまんで、どういう状況で困っているということを先方が言っているのかということと、陳情が出てからこれまで日にちがありましたので、その後、どういう対応をとったのか、これからどうしようと思っているのかについて、一括して簡潔で結構なので答弁いただきたいと思います。

【宮崎子ども未来課長】要望の背景にあります

具体的な事実につきましては、長崎市の北部と時津町、それから長与町、このあたりにお住まいの区域でございます。長崎市にあります認定こども園、お兄さんとか、お姉さんが入っていて、その弟さんたちが同じところに入りたいたいという方が何名かおられます。ただ、そのためには、新制度におきましては保育の必要性があると認定される場合は、市町村間で広域調整するというようになっておりまして、その辺の話がまだつかなくて、なかなか要望どおりになっていないという事例がございます。

これに対して対応状況でございますけれども、早速、担当が時津町、長与町に事情をお伺いに行ったところでございます。

総括的に申し上げますと、そういったことで広域的な調整をやる必要があるという事例で、これは国は、まず市町間でしっかり話し合いをして調整をやっていただくようにというスタンスでございます。ただ、当該事例につきましては、長崎市においては、どうしても待機児童が出やすいということで、今回、時津町、長与町のそういったご要望に対して、なかなか受け入れにくいという面もあったようでございます。また、時津町、長与町におかれましても、もう一回現状を把握していただいて、そういった方については長崎市の方に改めて協議をいただくということで話が進んでいるところでございます。

定員での受け入れが難しい場合には、一時預かりという制度もございますので、こういった形での受け入れもできないかという方向で、市町間で今調整をしていただいているところでございます。

県といたしましては、個々の事例について相談があればしっかり対応していきたいと考え

ておりますし、新制度への円滑な移行に向けて、県としてもやれることはやっていきたい。いろいろ話し合い、協議の場を持つとか、そういったことで対応してまいりたいと思います。今回の事例については、今申し上げたような状況になっております。

【前田委員】ありがとうございました。事例としては、時津町、長与町と長崎市のことだと思えますけれども、協会側に確認したところ、西海市から長崎市、それから東彼杵町から大村市というふうに、ほかの地域でも同様なことがあっているとお聞きしております。

それで、さっき答弁いただきましたように、保護者から園に相談が来るとしても、一義的には各自治体のことなので、今回のケースでいけば、時津町、長与町が事実をしっかりとつかんでいただいて当該同士できちんと調整してほしいということを思っております。今の答弁でいけば、今回に限っては、ほぼ解決できたというふうに私は受け止めましたが、それでよろしいですか。

【宮崎こども未来課長】今回の事例については、解決できると考えております。

【前田委員】そういうことであればありがたいことで結構ですけれども、新制度に変わっていく中で、これから、この種のことも含めてさまざまな問題点とか現場における不都合が出てくると思えます。そのことは認定こども園になることを、これは国の施策でもありますが、先ほどの条例の行動計画の中でも大幅に増やすような目標がありましたので、これは県も率先して推進するという立場にあるのであれば、当該市同士ということよりも、県もその中に入っている調整役を今後も果たしていただきたいと思っています。

現場から出ている声は、これ以外にも、そもそも2号認定の人たちが利用調整が要るのかということまで、根本的なところまで話が出ていますので、私も関係者から聞く限りでは、2号認定については利用調整は必要ないという立場におりますので、そういうことも含めて今後も幼稚園協会ともども連携をとりながら施策の推進に向かって努力していただきたいということをお願いしておきます。（「関連して」と呼ぶ者あり）

【山田(博)委員】今の質問は大変大きな問題ですけど、こども未来課長、今の話では、長崎市と時津町、長与町で調整をしましたよと、これは水戸黄門でいうと一件落着ということになりますけど、これは一件落着じゃないんです。まだほかのところが出てくるんだから、間違いなく。

ここで一番問題なのは、ルールをつくってもらいたいということであるんだけど、そのルールをつくって、それで皆さんにご理解をいただくようにやっていかないといけないんです、それで一件落着なんです。こども政策局としては、そこまで踏み込んでやるか、やらないかということなんです。その見解を聞かせていただけますか。

【宮崎こども未来課長】委員ご案内のとおり、このような事例が発生するということも考えないといけないと認識しております。

したがって、県といたしましても、何らかの話し合いの場を設けて広域利用のための定員枠を広げるとか、そういった新たなルールづくりに向けて調整をしてみたいと考えております。

【山田(博)委員】その調整を速やかにやっていかないと、渡辺 力さんも、そのルールづくり

をいつ頃をめどにやりましょうという目標を定めておかないと、協会の中でも、認定こども園をつくっている方々の運営もあるわけだから、それが3年とか5年になったらたまったものじゃないんです。だから、例えば、年度内を目標にしてやりますとか、そういうふうにしておかないと、多分、認定こども園の関係者はユーストリームで見ているんだよ、間違いなく。これは私の五島にはないんです。ないけれども、長崎県全体としてこういった問題があれば、そういうふうにしなないといけないと思いますから、それをもう一度聞かせていただけますか。

【宮崎こども未来課長】 お子さんたちの保育、教育に関する施策でございますので、喫緊の課題と認識しておりますので、急いで協議を進めてまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】 急ぐのは当然です。急いで、それが2年後とか3年後ではだめなんです。だから、こども未来課長、喫緊の課題として早急にしなないといけないということであるわけだから、いいですか、目標をも持ってやっていかないと。だって、この人たちは運営にかかわることだから、そういうふうにならないうたっているわけだから、もう大変なんですよということでもありますから、こども政策局次長、そこをどこまで目標を持ってやるかということをしっかり答えてもらいたい。

【川口こども政策局次長】 今回の陳情の件につきましては、当面、4月という差し迫った課題でございましたので個別に協議をさせていただきました。

今後につきましては、来年の4月に向けて入園申込をする時期がございますので、そういった時点までに一定のそういった広域の調整枠、あるいは協議の場をつくる、そういったことに

ついて検討してまいりたいと思います。

【山田(博)委員】 こども未来課長、先ほどの質問の中で速やかにやったというのは、さすがですよ、あなた。100点満点、ありがとうございました。私の選挙区外だけど、それは別として、本当によくしていただいているなと思います。福祉保健部長、今、行政のニーズというのは、速やかな対応というのは大変評価に値するんじゃないかと思っております。

最後に、先ほどのこどもの権利被害を考える会の方々からの陳情もありますけれども、いずれにしても、こういった陳情については速やかに誠心誠意やっていただきたい。こども未来課長は誠心誠意でやっているような気がしたんだけど、こども家庭課長は若干誠心誠意が欠けているなと思ったので、ぜひやっていただきたいなと思っております。それを強く要望して、特に、こどもの権利被害を考える会の方は誠心誠意、もうちょっとやっていただきたいなということ強く要望して終わりたいと思います。

【中村委員長】 委員長を交代します。

【ごう副委員長】 委員長、どうぞ。

【中村委員長】 今回、認定こども園の方たちからの強い要望が上がっておったんですけれども、ご存じのとおり、今回の新法改正によりまして、全国的な傾向だと思うんですが、保育所と幼稚園と認定こども園、この各関係者が非常に困っている部分が多い出ています。県内でも待機児童がいる都市部、そしてまた逆に少子化によって子どもの数が足りないということで困っている周辺部、その辺の見解が非常に難しくなっています。保育協会としても、強く要望したいことがたくさんある。幼稚園、そして認定こども園の方からお願いをしたい部分もたくさんあるということで、各関係が現在、何といたしますか、

非常におのこの個人的に困っていることがたくさんあると思っています。

当局におかれましては、各地域で悩んでいる部分がたくさんあるということをぜひ関知していただいて、そういう団体の方たちと率先して協議を持っていただいて、1つでもそういう問題的な部分が解決するような対策を取っていただきたいと思うんだけど、これは部長、そういう関係者と協議を持つことができますか。

【伊東福祉保健部長】子育て支援の新制度が導入されましたので、今お話がありました保育所、それから幼稚園、認定こども園、それぞれの施設の方々も非常に悩んでいる部分があるかと思えますし、また各市町におきましてもいろんな取組でやはりご苦労が多いことかなと思いますので、私どもとしても、新制度に移行したんですから、新制度の移行に伴う課題、先ほど委員長が言われました都市部の問題、それから周辺部の問題、地域によって違うと思えますので、そういう方々との意見交換はぜひ持たせていただいて、そして改善につなげていきたいと思っております。

【中村委員長】ありがとうございます。ぜひ早急に検討していただきたいと思います。

先ほど、園児のことだけ言いましたけれども、逆に考えれば、その園児を見守る先生、保育士、この部分についても非常に問題になっています。あるところでは、園児が減ったから雇用の数が減ってきたとか、逆に急遽保育士さんを追加しなければならないような状況になってきたけれども、なかなか難しいというような状況も出てきていますから、そういうところも含みながら早急な対応をお願いしながら、意見として述べさせていただきます。

【ごう副委員長】委員長を交代します。

【中村委員長】ほかに質問がないようでございますので、陳情につきましては承っておりますことといたします。

次に、改革21から提出をされております意見書について審議をしたいと思っております。準備をお願いいたします。

それでは、改革21・新生ながさきから、「年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書」提出の提案がっておりますので、ここで改めて山口委員より意見書提出についての趣旨説明等をお願いいたします。

【山口委員】おはようございます。

皆様のお手元に意見書の案のペーパーが配付されておると思いますが、これは前もって委員長の方にも提出をして、状況についてはご報告をしているところであります。タイトルは、「年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書案」であります。

皆様ご承知のように、今、年金は老後の生活保障の柱となっています。特に、高齢者世帯収入の7割を公的年金が占めていまして、その年金収入だけで生活をされている方が6割いらっしゃいます。特に高齢化率が高い都道府県では、いわゆる県民所得の17%をこの年金が占めているという状況にあるわけであります。

そういう中でありますけれども、政府は、年金積立金の管理運用独立行政法人、いわゆるGPIFに対しましてリスク性の資産割合を高める方向、いわゆる株式投資等で年金積立金を運用するという方向での見直しを求めているところであります。この年金積立金は、厚生年金法等の規定に基づきまして、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持していかなければならないものであり

まして、日本経済への貢献というのが主たる目的ではありません。まして、このGPIFには保険料の拠出者である皆様方、あるいは私たち被保険者の意思を反映できるガバナンス体制が構築されていないのであります。そういうことで、被保険者の意思確認がないまま、政府が一方的に見直しの方向性を示すということには問題があるわけでありまして。

そういうことで、株式投資等のリスク性の資産割合を高めて年金積立金が毀損した状況、消えた年金の例もありますが、結局は厚生労働大臣やGPIFが責任を取るわけではありませんで、いわゆる被保険者、あるいは受給者が被害をこうむるということになっております。

こうした現状に鑑みまして、長崎県議会は、政府に対しまして以下3点の要望をするわけでありまして。ちなみに、参考として米国は年金の株式運用を禁止して年金の保護をしている状況下にあります。

それでは具体的に読み上げて、3項目ご提案を申し上げたいと思います。

1、年金積立金は、厚生年金保険法等の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すること。

2、これまで安全資産とされてきた国内債券中心の運用方法から株式等のリスク性資産割合を高める方向での急激な変更は、国民の年金制度に対する信頼を損なう可能性があり、また国民の財産である年金積立金を毀損しかねないため、行わないこと。

3、GPIFにおいて、保険料拠出者である労使を初めとする利害関係者が参画をして、確実に意思反映ができるガバナンス体制を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

長崎県議会といたしております。

皆様方の良識あるご判断、ご賛同いただきますようお願いをいたします。（「委員長、ちょっと休憩してもらえませんか」と呼ぶ者あり）

【中村委員長】 しばらく休憩をいたします。

午前11時21分 休憩

午前11時22分 再開

【中村委員長】 委員会を再開します。

ほかにご意見ございませんか。

【前田委員】 今、意見書の提案がなされましたが、そもそも立ち位置が違うので、なかなか議論が深まらないとは思いますが、私たちはこの意見書に対しては賛同はできません。

その理由といたしまして、結局、運用をしなければいいという話なんでしょうか、おっしゃっていることは。

3項目あるうちの1番については賛成であります。3番については、ガバナンス体制は、さまざまな意見を独立行政法人の中でも当然積んできたところですから、このガバナンス体制がないと言い切られるところもちょっと疑義を感じております。

一番の反対理由は、2番に対して全く賛同できないので。その理由を申しますと、年金積立金管理運用独立行政法人は昨年11月に、おっしゃるとおり運用方針を見直しております。同方針は、分散投資を基本とし、長期的な観点からの資産構成割合に基づき、収益性をより高めるための国内債券の運用比率を引き下げ一方、株式の割合を引き上げるなどの方針を決めました。これから高齢化がどんどん進んでいく中では、私たちはこの資産運用というのは非常に大

事だという認識をいたしております。そのことには多分ご賛同いただけると思うんですが、そうした中で今回のことにつきましては、資産構成割合によって、年金を支払うための基本的な原資は、より確実に確保されているという認識を示しておりますので、賛成できません。

この件に関しましては、もちろん衆議院でも議論がなされておりまして、今年1月27日の衆議院予算委員会の中でも同様な趣旨で国務大臣が答弁をしております、私たちはそれと同じ認識であります。

ただし、山口委員がおっしゃるように、不安を抱える国民の方もおられると思いますので、国民の人たちに対しては、半分を株式に投資するという単純な話ではないと、それでリスクが高まるという話ではなくて、これからきちんと説明責任というか、国、政府においてこのことについてしっかりと国民に対して説明をしていくことは必要だと思いますので、そのことについては、私たちも地方議会の方から党本部も含めたところで要望していきたいと思っております。

いずれにいたしましても、この意見書については、今のような理由で賛成できません。

【山田(博)委員】この文案にちょっと不備があるというのは、提出者として、今後さらに気をつけないといけないんじゃないかなと思います。

それで、私は、全体的な趣旨は賛同できるんです。今、前田委員が言われた2番、3番という問題があれば、改革21・新生ながさきの皆さん方におかれましては、休憩なりを挟んで文案の訂正をして、この意見書可決に向けて取り組んだらどうかと。1番は間違いのないわけですから、あと2番、3番をどのような文章にするかというのがありますから、できれば県議会で全会一致でしたほうが、年金積立金が安全かつ確実な運

用されるように意見書を可決するのがベストですから。

地域を回れば、これ以上年金が引き下げられないようにぜひとも頑張っていたきたいという声が多数寄せられているのは間違いありません。おじいちゃん、おばあちゃんの大切な年金がこれ以上引き下げられたら、たまったもんじやないという声は、日に日に増しているのは間違いございません。その中で、介護保険料等が高くなったら大変だということがありますから、ぜひこういった意見は全会一致でうまく取りまとめるようにしたらどうでしょうかということをご提案申し上げたいと思っております。

【前田委員】せっかくの山田(博)委員からの提案だったと思いますが、もちろん提出者のご意見も聞かなければいけないと思いますが、この意見書の一番の肝というか、中心は2番ですので、ここの部分なくして修正というのは多分あり得ないだろうと思っていて、そういう意味では原案のまま、私は触れていませんが、まだほかにも反対する理由はあります。もうこの意見書の中で判断させていただきたいと思っております。

【中村委員長】しばらく休憩をいたします。

午前11時27分 休憩

午前11時29分 再開

【中村委員長】委員会を再開いたします。

ほかにご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村委員長】ほかにも質問等もないようでございますので、意見書の提出について採決を行います。

本提案のとおり、意見書を提出することに賛成の委員の起立を願います。

〔賛成者起立〕

【中村委員長】可否同数と認めます。

よって、長崎県議会委員会条例第14条第1項の規定によりまして、委員長において採決をいたします。

本意見書は、提出しないことと決定をいたします。

しばらく休憩いたします。

午前11時30分 休憩

午前11時31分 再開

【中村委員長】委員会を再開いたします。

次に、議案外所管事項に入ります。

今回、福祉保健部、こども政策局より、「対馬病院」、「長崎県老人福祉計画」、「長崎県介護保険事業支援計画」並びに「第4期長崎県障害者福祉計画」、「平成28年度政府予算に関わる広島・長崎原爆被爆者の援護法に対する要望」、「家庭的養護の推進に向けた県推進計画」などの資料が提出をされておりますけれども、これらについての質問は、これから行います議案外の中でお願いをしたいと思っております。

それでは、質問はございませんか。

【高比良(末)委員】質問じゃないんですが、資料の提出をできたらお願いしたいなというのが、まず1点。

「難病の患者に対する医療について」という報告がございます。現在、対象疾患数が56から110に拡充されます。また、夏には300に拡大される予定ということで、いろいろな活動の中でこういう取組をやってもらって、どういうのが今後追加されるのかというのは関心事でありますので、資料がありましたら、後で結構ですので、出していただければと思います。

それからもう一つは、こども政策局で報告がありました児童福祉施設就職・進学児童激励会

についてですが、私も1月7日、出席させていただきましたけど、児童養護施設の方々、あるいは里親の方々、本当に頭が下がるようなことをやられていますし、それに行政が加わって、さすがに人にやさしい長崎県づくりの一環としては、こういうのは意外と目に見えないところですが、重要なことをやっておるなということを感じまして、参加してよかったなと思います。こういうことはぜひ今後も地道に取り組んでいただきたいなということをお願いしたいと思います。

【佐藤国保・健康増進課長】難病の対象疾患につきましては、今年1月に従来56疾患から110疾患に拡大されております。その分の一覧表がございますけれども、夏に拡大される予定の疾患については、まだ公表されておられませんので、その分はございません。したがって、110疾患の一覧表を後ほど提出させていただきたいと思っております。

【中村委員長】ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村委員長】しばらく休憩します。

午前11時35分 休憩

午前11時36分 再開

【中村委員長】委員会を再開いたします。

ほかにご意見ございませんか。

【山田(博)委員】委員長から質問の時間をいただきましたが、今後の委員会の審査のスケジュール等もありますので、大変申し訳ございませんが、私が今から質問する項目を、後から資料として回答していただけないでしょうか。どうぞよろしくお願いいたします。

まず最初に、医療人材対策室長にお尋ねしたいんですが、今、県内の看護師養成学校の中で

は、県内の病院にできるだけ残れるように頑張っているわけですね。しかしながら、現状としてはそうじゃないと。県当局としては、できるだけそういったことをやりたいんだけど、なかなかうまくいっていないと。

私は、以前から県内の病院にできるだけ看護師が残れるように施策を誘導していただきたいと。それについては、今までずっと県内の看護師養成学校には一律の補助金をやっていたんですけども、頑張っているところには補助金の上乗せをしたらどうだろうかという話をさせてもらったんです。ですから、県当局として、今後どういったことを取り組んでいくかということとをペーパーとしてきちんとまとめて後で提出していただきたいということが1つ。

続きまして、監査指導課長にお尋ねしたいんですが、最近、国の方で社会福祉法人の預金というか、保留金が大変大きくなっている。県内でびっくりしたのが、何と28億円もあるんです。なんでここだけ28億円もあるんですかということがあるんですが、そういった中で、長崎県は監査指導課の中で、預かり金システムに取り組んでマニュアルをつくりました。そのマニュアルに沿って、今後、預かり金システムの要綱に基づいて監査指導をどういったスケジュールでやっていくかという資料をぜひいただきたいと思います。

もう一つ、監査指導課長にお尋ねしたいのは、どこの社会福祉法人とは言いませんけど、社会福祉法人にそぐわない大変高級なBMWとかベンツとか持っている社会福祉法人理事長がいらっしゃるわけですね。こういった車が、果たして社会福祉法人として適切なものかどうかという見解を、一般論でいいですから、いただきたいと思うわけですね。

続きまして、国保・健康増進課長にお尋ねしたいと思います。今、国保は市町に運営を任されていますけど、平成30年に向けて長崎県に移管されようとしているわけですね。そのスケジュールが今後どのようになっているのか。

その中で特に五島市の場合にはカネミ油症患者の医療費立替金の支払いが大体19億円あるということが国保・健康増進課長の調査でわかった。この19億円というのは、今後どのような対応をされていくのか。今、事前にお聞きしているのは、まだ確定じゃありませんけれども、今の状態であれば、この19億円というのは五島市を中心にカネミ倉庫株式会社の方にもらうようになっているとありましたけれども、事実かどうかということをお尋ねしたいと思います。

今後、国保の運営を全部するのであれば、長崎県と五島市と一緒にやって取り組んでいただきたいということについて、要望も含めて見解を聞かせていただきたいと思います。

それともう一つ、これは医療政策課長になるんですか、平成25年11月の調査によりますと、五島市の五島中央病院では1年間に1,100人の方々に紹介状を書いて、五島市以外の病院に通っているんです。そのうちの900人が長崎県内、そのうちの200人が佐賀県とか福岡県の県外の病院に行っているんです。この方々は月に2回も3回も行っているわけですが、こういった方々は医療費よりも通院費が大変です。こども未来課長、今は大人だけの話じゃないですよ、子どもの話もありますから、よく聞いてくださいね。

それで、こういった方々の支援を県として今後どのように考えられているのか、これは要望と考えを聞かせていただきたい。

もう一つは、難病患者に対する医療費という

ことでありますけれども、今回、対象の病気が56から110に広げられました。私は県政報告会というのをずっとさせていただきまして、難病患者の方が多いんですけれども、県当局のご尽力をいただいて、平成22年1月から難病患者の方はフェリー代が半額になりましたが、こういった周知がまだまだされていないんです。この周知を今後さらにどのような形でやっていくか。特に壱岐市、対馬市、五島市の患者の方にどのようにしていくか、見解というか、対策を十分にやっていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

私が今回聞きたいことは以上ですが、あと2つ問題を言わせてもらって終わりたいと思っております。

子宮頸がんワクチンの接種が今止まっていますけれども、長崎県として今どのような状況で取り組んでおられるかということをお尋ねしたいと思っております。

最後に、長崎県の方でも医療報酬の不正請求がされておりますけれども、県当局として、この不正請求に対する取組状況について明確に文書でいただきたいと思っております。これを質問すると1時間、2時間かかりますから、大変申し訳ございません、今回は文書でいただきたいと思っております。

最後の最後にこども家庭課長、陳情書の件に関しても、私に見解をペーパーとしていただきたいと思っております。

委員長、終わります。ありがとうございました。

【中村委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村委員長】ほかに質問もないようでございますので、これをもちまして福祉保健部関係の

審査を終了したいと思います。

ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

休憩します。

午前11時45分 休憩

午前11時50分 再開

【中村委員長】委員会を再開いたします。

「児童生徒の健全育成に関する決議」について、佐世保事案についてですけれども、決議に対する審議をいたします。

本来でありますれば、委員長として、今回の決議文につきまして、この場で朗読をしなければならぬんですけれども、事前に配付をしておいたということで朗読はやめたいと思っております。

この案の決議文で皆さんたちからご意見がございましたらお伺いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

【高比良(末)委員】基本的にはいいんですが、一番最後の「学校、家庭はもとより、地域社会で子どもの健全育成に取り組む気運の醸成に努めること」と、これは問題ないんですが、こういう学校と家庭と地域社会がそういうことに取り組むシステムは、ある程度確立されておると思うけれども、そういうことを踏まえて機運醸成を図れと、それも含まれておるのかどうか、この辺がちょっと気になっております。仕組みづくりができていないところは、まずつくらせなければいけないのかなという気がしたものですから、この辺をどういう意味で作文されたのかというところがちょっと気になります。

【山田(博)委員】「学校、家庭はもとより、地域社会で子どもの健全育成に取り組む気運の醸成に努めること」と、確かにこれはおっしゃる通りですが、今回の事案の中で、保護者の方

が学校現場の先生方にいろいろこうしないでくれ、ああしてくださいと言って、なかなか解決できなかったということがあるので、機運というよりも、PTAとかあるわけですね。「一体的に取り組む」という文言を入れた方がよろしいんじゃないかと思うんです。

今回、教育委員会の中で一番問題になったのは、保護者の方が大変なプレッシャーを現場の先生に与えて、先生方も板挟みで何とかしないといけないとなったけれども、結局はどうもし得なかったということがありますから、「学校とPTAと一体となって取り組む」という文言を入れるということを、今回明らかにわかったわけだから。今後そういったことが二度とないような文言をここに入れて、正副委員長でそういった趣旨の言葉を入れてもらえればなと思うんです。私はそう思います。ほかのところはバランスよくやられている。

どうですか、委員長、ここに「医療や教育など幅広い分野で専門知識を持つ県内大学」とありますけれども、今日午前中に長崎大学の先生が、具体的に子ども医療・教育センターというがあるので、できればここに文言を入れて、実際やっていただこうと。「やりましょう」と言ってくれているので、ここに県内の大学というよりも、「長崎大学子ども医療・教育センター」と具体的に入れたらどうかなと思うんです。実際、何カ月か前から勉強会を開いて一生懸命取り組んでいただいているわけですから、そこまで入れた方がよろしいんじゃないかと思えます。

【中村委員長】わかりました。今、高比良(末)委員からと山田(博)委員から出ました一番最後の部分ですけれども、「学校、家庭はもとより」と、ここが私も最終的に一番悩んだんです。な

かなか文言的にいい文言が見つからないで、どういうふうにもっていったらいいかなということを考えてんですけれども、山田(博)委員が言われるように「保護者」という言葉も、本来は入れたかったんですが、その辺の関係がなかなか難しいということで、今、高比良(末)委員から言われたように、「健全育成に取り組むためのシステムとか組織の確立」、この文言を入れれば何とかつながるかなという可能性もあるんだけれども...（発言する者あり）

【中村委員長】しばらく休憩します。

午前 11時55分 休憩

午後 零時 1分 再開

【中村委員長】委員会を再開いたします。

先ほど来から委員の皆さん方と協議をさせていただきました今回の決議文に対して、決議することに対する採決を行いたいと思います。

本提案のとおり、決議することに賛成の委員の起立を願います。

〔賛成者起立〕

【中村委員長】全員起立。

よって、児童生徒の健全育成に関する決議については、提出することに決定されました。

なお、文面について、先ほど委員の方から改正の部分が出てまいりましたので、その件については正副委員長に一任を願います。

閉会中の委員会活動について協議をしたいと思えます。

閉会中の委員会活動については、正副委員長にご一任願いたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村委員長】それでは、正副委員長にご一任願いたいと思えます。

しばらく休憩いたします。

午後 零時02分 休憩

午後 零時04分 再開

【中村委員長】 委員会を再開いたします。

それでは、本任期中の定例会における委員会
はこれが最後となりますので、閉会に当たりま
して一言ご挨拶を申し上げます。

6月定例会で委員長として選任をされ、この
間、ごう副委員長をはじめ、各委員の皆様方
にはご助言、ご協力を賜り、また、理事者の皆
様方には誠意あるご対応をいただき、おかげを
もちまして委員長としての責務を果たすこと
ができました。心から厚くお礼を申し上げます。

さて、この1年間を振り返ってみますと、ま
ず総務部関係でございますが、県立大学にお
いては、このたび佐世保校のキャンパス整備
案が策定されまして、「地域に開かれた魅力あ
るキャンパス」の整備に向けて着実に取り組
まれています。そして、県立大学並びに私立
高等学校卒業予定者の就職内定率を見てみ
ますと、各学校の努力と全国的な労働需要
の高まりにより、いずれも前年を大幅に上
回る内定率となっております。これからも
魅力ある人材の育成に力を注いでいってほ
しいと願っているところでございます。

次に、国体・障害者スポーツ大会部関係
でございますが、何といたっても昨年開催
されました、長崎がんばらば国体・
がんばらば大会の成功が上げられます。
台風の影響によりまして、総合開会式
の開催が危ぶまれるなど直前まで心配
事は絶えませんでしたけれども、終わ
ってみれば、天皇陛下、皇后陛下両陛下
をはじめ、多くの皇室の皆さんたち
にご臨席を賜り、多くの県民の
皆様が見守る中、本県選手団はその実

力を遺憾なく発揮をし、念願の天皇杯
を獲得することができました。

職員の皆様は並々ならぬご苦勞があ
ったことだと思っております。両大会
を成功に導いてくれたことに感謝を
いたします。本当にお疲れさまで
ございました。

次に、教育委員会関係でございます
が、学力向上対策、いじめ問題、体
罰問題などさまざまな課題がござ
います。本県独自の学力調査の実
施やスクールカウンセラーの活用
等、これからは各種施策を粘り強
く実施することにより、本県のこ
どもたちの生きる力を伸ばしてい
ってほしいと願っております。

こども政策局におきましても、同
様に子どもや子育ての家庭への支
援、安全で安心な子育て環境づく
りのための施策の充実に努めてい
たきたいと思っております。

福祉保健部関係でございますが、
県民の健やかな暮らしを守るため
に、県の「老人福祉計画」、「介
護保険事業支援計画」、「障害福
祉計画」などに基づき、地域の医
療・介護人材を確保し、地域包括
ケアシステム構築を推進していただ
いたと思っております。

最後に、昨年7月に発生いたしました
佐世保市内女子高校生の逮捕事
件についてでございますけれども、
このことにつきましては、文教厚
生委員会では、定例会だけでなく
臨時会を4回開催し、事件の検
証、再発防止策の検討を重ねて
まいりました。本県で三度起こ
ってしまった悲惨な事件でござ
います。もう二度とこのような
ことが起こらないよう、家庭、
学校、地域社会、そして行政が
連携を取り合い、子どもたちが
安心して暮らせる社会を理事
者の皆さんとともに、一緒につ
くり上げていかなければなら
ないと思っております。

最後になりますけれども、県政の今後ますますのご発展並びに委員の皆様及び理事者の皆様方の一層のご健勝とご活躍を祈念を申し上げまして、委員長としてのご挨拶にかえさせていただきます。本当にありがとうございました。ご苦労さまでした。（拍手）

次に、理事者側を代表いたしまして、福祉保健部長からご挨拶をお願いします。

【伊東福祉保健部長】理事者を代表いたしまして、閉会のご挨拶を申し上げます。

中村委員長、ごう副委員長はじめ、文教厚生委員の皆様方におかれましては、委員就任以降、文教厚生全般にわたりまして、終始熱心にご審議いただき、貴重なご意見、ご提言を賜りましたことに対しまして、心からお礼を申し上げます。

総務部関係では、県立大学佐世保校の建て替えや私立高校の授業料軽減、体罰防止対策などにつきまして熱心にご議論をいただきました。今後も、県内高等教育及び私学振興の推進に向け、児童、生徒、学生の教育環境の改善を図ってまいります。

国体・障害者スポーツ大会部関係では、長崎がんばらんば大会・がんばらんば国体やスポーツ振興等につきまして、熱心にご議論をいただきました。おかげをもちまして、国体・大会は、参加者数が延べ95万人を超えるなど大きな成功をおさめることができました。

一方、ラグビーワールドカップ2019においては、惜しくも本県への招致をかなえることはできませんでしたが、委員会でのご意見を賜りながら、東京オリンピックのキャンプ地や国際大会の誘致に積極的に取り組んでまいります。

教育委員会関係では、土曜日における教育活動や新県立図書館整備、教育委員会制度の改正

など、教育行政に係る諸課題について熱心にご審議いただきました。今後も本年度から取り組んでいる「第二期長崎県教育振興基本計画」に掲げる「長崎の明日を拓く人・学校・地域づくり」を目指し、未来を担う人材の育成に引き続き努めてまいります。

次に、こども政策局関係では、幼児教育・保育の充実をはじめ、少子化対策や放課後児童クラブ、母子保健など、子育て支援の各種施策につきまして熱心にご議論いただきました。今後とも安心して子どもを産み、育てることができる社会を実現するため、多様化する県民の皆様のニーズと期待に応えられるよう、諸課題の解決に取り組むとともに、市町や関係機関と連携しながら、今回策定いたしました「長崎県子育て条例行動計画」に基づき、子育て支援の充実を図ってまいります。

また、福祉保健部関係では、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム構築のための支援事業などをはじめ、福祉保健行政の諸課題につきまして熱心にご議論をいただきました。誰もが安心して地域で暮らしていけるよう、良質かつ適切な医療を提供する体制の確保や健康寿命延伸のための対策、高齢者や認知症の方などの福祉・介護サービス及び障害者福祉など、県民一人ひとりを支える医療、介護、福祉施策の充実を図ってまいります。

最後に、佐世保市内女子高校生の逮捕事案につきましては、定例の委員会のみならず、臨時委員会におきましても、厳正な検証と再発防止に向けて熱心にご議論いただきました。再び本事案のような痛ましい事件を二度と繰り返してはならないという強い決意のもと、学校、児童相談所等関係機関が連携して、再発防止に向け

た取組に全力を挙げて取り組んでまいります。

以上、委員の皆様方より賜りました貴重なご意見、ご提言を踏まえながら、今後とも本県教育、スポーツ、子育て、福祉保健の発展のため全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続き、ご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。

最後になりますが、委員の皆様方がご健勝にて、本県発展のために今後なお一層活躍されますことを祈念いたしまして、簡単ではございますが、お礼のご挨拶にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

【中村委員長】ありがとうございました。今日は最後の委員会になりましたけれども、まだ佐世保事件については途中でございますので、これから先も、当局におかれましてはぜひ十分な取組をしていただいて、再発防止に取り組んでいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

これをもちまして、文教厚生委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

午後 零時12分 閉会

文教厚生委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

平成27年3月11日

文教厚生委員会委員長 中村 和弥

議長 渡辺 敏勝 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 1 7 号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（関係分）	原案可決
第 1 8 号	知事、副知事、教育長及び常勤の監査委員の給与の特例に関する条例（関係分）	原案可決
第 1 9 号	職員の給与の臨時特例に関する条例（関係分）	原案可決
第 2 2 号	長崎県手数料条例の一部を改正する条例（関係分）	原案可決
第 2 7 号	第69回国民体育大会・第14回全国障害者スポーツ大会運営基金条例を廃止する条例	原案可決
第 2 8 号	長崎県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例	原案可決
第 2 9 号	長崎県救急科・周産期医師確保対策資金貸与条例の一部を改正する条例	原案可決
第 3 0 号	長崎県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 3 1 号	長崎県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 3 2 号	長崎県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 3 3 号	長崎県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例	原案可決
第 3 4 号	長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 3 5 号	長崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	原案可決

番 号	件 名	審査結果
第 3 6 号	長崎県安心こども基金条例の一部を改正する条例	原案可決
第 3 7 号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	原案可決
第 3 8 号	市町村立学校県費負担教職員定数条例及び県立学校職員定数条例の一部を改正する条例	原案可決
第 5 1 号	長崎県病院企業団規約の変更に関する協議について	原案可決
第 5 2 号	財産の処分について	原案可決
第 6 4 号	長崎県子育て条例行動計画について	原案可決

計 19件（原案可決19件）

2 請 願

番 号	件 名	審査結果	措 置	備 考
第 1 号	人工内耳の購入費、補聴器の電池代等に対する公的助成についての請願書	採択		

計 1件（採択1件）

委員長（分科会長） 中 村 和 弥

副委員長（副会長） ご う ま な み

署 名 委 員 中 山 功

署 名 委 員 溝 口 芙 美 雄

書 記 城 戸 壮 太 郎

書 記 喜 多 由 美 子

速 記 (有)長崎速記センター